日本財団 The Nippon Foundation 助成事業

尖閣研究

尖閣諸島海域の漁業に関する調査報告

― 沖縄県における戦前～日本復帰（1972 年）の動き ―

2009 年

尖閣諸島文献資料編纂会

発刊のあいさつ

尖閣諸島は、東シナ海南部に浮かぶ無人の島じまで、魚釣島、南小島、北小島、久場島、沖の北・沖の南岩、飛瀬、大正島からなり、行政上は石垣市字登野城に属している。

1978 年に沖縄県が実施した「漁場利用調整対策会議―尖閣諸島海域の漁場利用について―」によると、同諸島は―東シナ海大陸棚の外縁部に位置し、大陸沿岸水と黒潮系水の混合水からなり、この大陸沿岸流と黒潮の混合によって生じる潮目が好漁場を形成する一つとされている―そうである。つまり好漁場である。

私の専門は植物社会学であり、漁業に関してここであれこれ言うのは調査報告の本文に譲る。

代わりに、過去に 6 度、同諸島での植生調査をした中で確かに魚類が豊かな場所だと感じた思い出を 2, 3 述べたい。1953 年の初調査は地元沖縄の水産学校(開洋高校)の練習船で渡島したが、その際は練習生の釣り上げたシイラやサワラの刺身に舌鼓を打ったものである。1979 年、沖縄開発庁による調査に参加した際も食事時には新鮮な刺身が調査団の食卓を賑わせた。翌1980年、NHK の番組制作の際は黄尾嶼(久場島)で磯釣りを試みたが、釣糸を垂らすと面白い様にイラブチ(ブダイ)が釣れた。あれを入れ食いというのだろう。

私の参加した調査だけでなく、他の調査、例えば 1970 年に実施された九大長崎大学の合同調査報告書によると、調査団は移動と食糧調達の為に漁夫 1 人(サバニ付)を雇入れており、絶海の孤島の調査にしては中々の食事を楽しんだようである。参考までにメニューの一部を紹介すると、魚釣島ｷｬﾝﾌﾟ時の、12/11 朝食は“米(1.2 升)、みそしる、ﾀｸｱﾝ、ふりかけ”、昼食“ｶﾝﾊﾟﾝ、ｿｰｾｰｼﾞ、ﾁｮｺﾚｰﾄ”、夕食“米(1.0 升)、ｻﾗﾀﾞ、ﾀｲ・ｶﾂｵ・ﾊﾀ刺身、ｳﾂﾎﾞ煮付、ﾌﾘｶｹ”。

12/12 朝食は“ｶﾂｵﾌﾚｰｸ、みそしる、ｳﾂﾎﾞﾊﾞﾀｰ焼、米”、昼食“ﾚｰｽﾞﾝｸﾗｯｶｰ、ﾁｰｽﾞｶﾏﾎﾞｺ”、夕食“米(1.2 升)、ｻﾗﾀﾞ、ｼﾁｭｰ、ｶﾂｵﾌﾚｰｸ”、等々である。昼は調査に費やされるため軽食が主だが、夕食などは刺身がふんだんに振舞われており、同報告書には「食生活に関して無人島に 10 日間もいたのだという実感が今だに湧いて来ないのは私一人であろうか？」とまで書かれている。

釣竿さえ用意していれば、尖閣諸島での調査は食事の心配は要らないのではないか。

思い出話はこの辺で切り上げて今回の漁業に関する調査に戻ろう。

尖閣諸島周辺は一般に魚族豊かな好漁場であると言われているが、尖閣諸島の漁業―漁場調査、開発開発利用に関する資料は乏しく、その全容は明らかでない。明治中期、古賀辰四郎によって、同島の開拓・開発がなされ、100 余年の歴史と実績を有しているが、古賀氏以前・以後の尖閣諸島の漁業は詳らかでない。

沖縄県は、戦前戦後を通して、公的機関による漁業資源調査、漁民による漁業開発利用を行ってきた。とりわけ、米軍統治下の琉球政府期において尖閣諸島の漁場がどのように扱われ、どのような漁業が為されたかは興味ある出来事である。

これらについても、とりまとめた資料は僅かであり、その全容は不明である。

幸いにして、今回日本財団より研究助成金が交付されることになり、尖閣諸島における漁業について調査できる機会を得た。調査に関しては同諸島における漁業関連資料を幅広く収集し、かつ集めた資料を総合的にまとめることで、漁業状況の全体像を明らかにしようと試みている。

具体的には、戦前・戦後・尖閣諸島における漁業、すなわち、沖縄県における戦前から 1972 年日本復帰迄の漁業調査、開発利用状況について、①「戦前・尖閣諸島における漁業」 ②「尖閣諸島海域における漁業調査」 ③「終戦～琉球政府期・尖閣諸島海域における漁業」の 3 項目に分けてそれぞれ調査、報告をまとめた。

調査には凡そ 17 カ月費やしたが、それぞれ収集した資料は断片的であり、残念ながら今回の調査では尖閣諸島における漁業―沖縄県における戦前～日本復帰(1972 年)の動き―の全容を解明するまでには至らなかった。が、これまで尖閣諸島の漁業の全容が明らかにされていなかっただけに、本調査報告が些かでも、解明に資することができればと思っている。

また、これを契機に、尖閣諸島における漁業に関する調査研究が進展することを期待したい。

私共編纂会も、今後も、同調査研究に取り組んで行く所存である。

本調査報告は、2009 年度日本財団研究助成金交付によるものである。

日本財団海洋グループ担当杉浦清治氏には最初から最後までお世話頂いた。

なお、本調査報告は、以下の 3 人が担当した。

§1. 戦前・尖閣諸島海域における漁業・・・・・・・・・・・・・・　國吉　まこも

§2. 尖閣諸島海域における漁業調査・・・・・・・・・・・・・・・　友利　昭之助

§3. 終戦・琉球政府期・尖閣諸島海域における漁業・・・　國吉　真古

本調査報告の作成に際しては、多くの機関や漁業関係者の方々からお世話頂いた。

下記に名前を記してお礼申し上げる。

沖縄県水産海洋研究センター(沖縄県水産試験場)、沖縄県立図書館、沖縄県公文書館、大日本水産会、全日本漁連、沖縄県漁連、那覇地区漁協、糸満漁協、伊良部漁協、池間漁協、宮古島漁協、八重山漁協、与那国漁協、他、

2010 年(平成 22 年)　8 月 31 日

尖閣諸島文献資料編纂会

会長　　新納　義馬

目　　次

発刊のあいさつ
尖閣諸島とは

§１、戦前・尖閣諸島における漁業

Ⅰ．尖閣諸島領土編入までの歴史的概要…… 7
Ⅱ．領有以前の沖縄県の調査…… 11
Ⅲ．領有以前の尖閣諸島における漁業…… 19
Ⅳ．領有後、尖閣諸島における漁業（上）と古賀辰四郎…… 25
Ⅴ．領有後、尖閣諸島における漁業（下）と古賀辰四郎の死…… 46
Ⅵ．結　　語…… 58
Ⅶ．参考資料…… 59

§２、尖閣諸島海域における漁業調査

Ⅰ．戦前・沖縄県立水産試験場の漁業調査…… 201
Ⅱ．戦後・琉球水産研究所等の漁業調査
　Ⅱ－1．琉球水産研究所の漁業調査 …… 211
　Ⅱ－2．他機関の学術調査 …… 246

§３、終戦～琉球政府期・尖閣諸島海域における漁業

Ⅰ．漁業の概要
　Ⅰ－１．沖縄民政府期（終戦～1950年）…… 255
　Ⅰ－２．琉球政府前期（1951～1960年）　…… 267
　Ⅰ－３．琉球政府後期（1961～1972年）　…… 294
Ⅱ．漁業者への聞き取り…… 311
Ⅲ．漁場図・漁船の操業状況
　Ⅲ－１．尖閣諸島海域の漁場図…… 341
　Ⅲ－２．沖縄漁船の操業状況…… 347
　Ⅲ－３．漁獲対象の魚…… 350
Ⅳ．補足、尖閣諸島をめぐる動き
　Ⅳ－１．台湾漁民の不法入域・操業等…… 353
　Ⅳ－２．尖閣諸島海域の石油資源関連…… 369

あとがき

なお、本報告書は、第2刷発刊（2015年11月30日）に際しては、一部記述の誤りを訂正し、写真数葉を追加掲載した。

◇尖閣諸島周辺略図◇

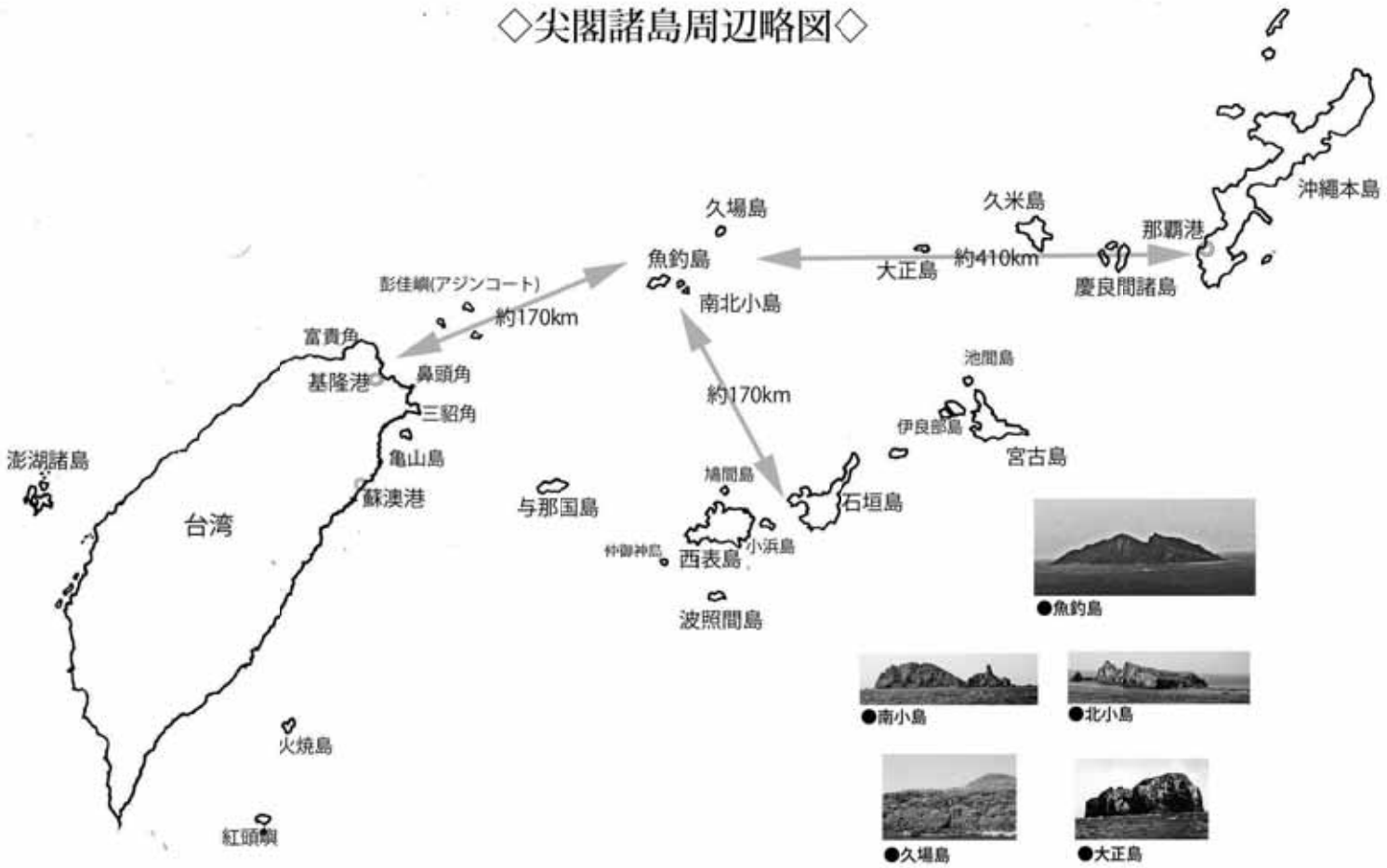
沖縄本島
那覇港
久米島
慶良間諸島
約410km
大正島
久場島
魚釣島
南北小島
彭佳嶼(アジンコート)
約170km
富貴角
基隆港
鼻頭角
三貂角
亀山島
蘇澳港
澎湖諸島
台湾
火焼島
紅頭嶼
与那国島
約170km
池間島
伊良部島
宮古島
鳩間島
石垣島
仲御神島
西表島
小浜島
波照間島
●魚釣島
●南小島
●北小島
●久場島
●大正島

尖閣諸島とは

・絶海の無人島

沖縄県の八重山諸島の北北西凡そ 90 カイリ(約 170 ㎞)に位置する無人島群を総称して、いわゆる「尖閣諸島」と呼んでいる。島嶼群の構成は、「魚釣島」「北小島」「南小島」「久場島」「大正島」の 5 島嶼と「沖の北岩」「沖の南岩」「飛瀬」の 3 岩礁である。

地理的には東シナ海南部に位置し、各島嶼が東シナ海大陸ダナの縁辺に沿うような恰好で連なっているため大陸沿岸流と黒潮の混合によって生じる潮目を形成、その影響を多く受け様々な魚族が附近を回遊、棲息していると言われている。

・1895 年に領土編入

歴史的には古くから中国南部福州～琉球那覇途上の航路標識として知られていたが、絶海の孤島とも言うべき場所に位置するために中国、琉球どちらにも属する事はなかった。

このように長い間無主地であったが、1895(明治 28)年に日本に領土編入され沖縄県の所属となり、翌 1896(明治 29)年には行政区分上八重山郡の所轄となった。

・本来の自然が残された島

過去、同諸島を明治政府より借受けた古賀辰四郎等により開拓がなされた。が、学術的には、依然人の手が殆んど入っていない。生きたままの自然の姿が其処に残る島々である。

島で歩き回り調査するたびに本来の自然を実感でき、生物・植物学者にとっては希少種や固有種が数多く棲息する学術上貴重な島嶼群である。

・現在の概要

現在は沖縄県石垣市字登野城に属しており、魚釣島・北小島・南小島の 3 島は無人島、久場島・大正島の 2 島は在日米軍の軍用地として射爆撃演習場に指定されている。

尖閣諸島は歴史的に長くアホウドリやアジサシ類といった海鳥の繁殖地であったが、明治期の開拓により、アホウドリは絶滅したとされていた。が、1988 年 4 月、朝日新聞社は上空から南小島の断崖で繁殖しているアホウドリ及びヒナを再確認した。2002 年には北小島での繁殖も確認されており今後もさらなる棲息数の増加に期待が寄せられている。

参考:◇尖閣諸島地番・地目・面積表◇

島 名	地 番	地 目	面 積	備 考
南小島	石垣市字登野城 2390 番地	原 野	0.40k㎡	民有地
北小島	同 2391 番地	原 野	0.31k㎡	民有地
魚釣島	同 2392 番地	原 野	3.82k㎡	民有地
久場島	同 2393 番地	原 野	0.91k㎡	民有地
大正島	同 2394 番地	原 野	0.06k㎡	国有地
※沖の北岩・沖の南岩・飛瀬は岩礁のため地番等は付されていない。				

Ⅰ. 尖閣諸島領土編入までの歴史的概要

八重山博物館所蔵文書 60　石垣長夫家文書３の１中 「指南広義」より　沖縄県立図書

Ⅰ－1. 琉球王国時代～廃藩置県以前

尖閣諸島が日本に領土編入されたのは 1895(明治 28)年であり、日本領土としての歴史は 120 年を過ぎたにすぎずそれほど長いものではない(2010 年現在)。明治維新以前の沖縄県にしても琉球王国として、日本国(薩摩藩)と中華帝国に両属しており(※1)、中華が沖縄県(琉球)の日本帰属を受け入れるのは日清戦後まで待たねばならなかった。

尖閣諸島についての認識

さて、尖閣諸島である。廃藩置県以前の尖閣諸島は人間社会や国家に属せず、当時の琉球国と中華帝国を航海する際(福州～那覇間)の東シナ海上の航路標識として知られるのみであった。結果、当時の尖閣諸島に関する記述は、航海記や地図等の資料がほとんどである。そういった資料の中で始めて尖閣諸島らしき島名が記されたものは、沖縄県が琉球国だった時代の 1534 年、明国(当時の中国)の冊封使(※2)陳侃が記した「使琉球録」である。釣魚台、黄尾嶼、赤尾嶼等、現在の尖閣諸島と思われる島名(※3)を記述しており、以降の冊封使録や日本及琉球側の文献等に同様の島名が使用されている。

欧米諸国もまた 19 世紀頃には尖閣諸島についての認識を持っていた。英国海軍のライラ号は 1837 年 7 月、大正島を確認、緯度経度を記録。また同国軍のサマラン号は 1845 年 5 月、南北小島、魚釣島、久場島を確認、上陸調査をなしており当時船長であったサー・エドワード・ベルチャーは著書サマラン号航海記にその詳細を記した。サマラン号航海記では島名の誤認や混同が見られるが、調査という点において、航路標識や地図への記入に留まった中華及日本(琉球含)の記録よりも具体的であった。

なお、琉球王国時代～廃藩置県で沖縄県に変わるまでの時代において、尖閣諸島で漁業が営

まれた記録や資料は確認できていない。

※参考:冊封使録等の尖閣諸島について記述してある文献と年代		
年代	名前	備考
1534	「使琉球録」	陳侃(明国冊封使)
1561	「重編使琉球録」	郭汝霖・李際春(明国冊封使)
1579	「使琉球録」	蕭崇業・謝杰(明国冊封使)
1606	「使琉球録」	夏子陽・王士楨(明国冊封使)
1650	「中山世鑑」	羽地朝秀(琉球国摂政)
1664	「使琉球紀」	張学礼(清国冊封使)
1684	「使琉球雑録」	汪楫(清国冊封使)
1708	「指南広義」	名護寵文(琉球国)
1721	「中山伝信録」	徐葆光(清国冊封使)
1756	「琉球国使略」	周煌(清国冊封使)
1785	「三国通覧図説」	林子平(江戸時代:日本)
1802	「使琉球記」	李鼎元(清国冊封使)
	「続琉球国使略」	斉鯤・費錫章(清国冊封使)※1808 年頃
1845	「サマラン号航海記」	サー・エドワード・ベルチャー
1882	「続琉球国志略」	趙新(清国冊封使)

Ⅰ－2. 廃藩置県～日本領土編入まで

廃藩置県後の沖縄県

明治政府は1872(明治5)年、琉球王国を廃し琉球藩を設置。1879(明治12)年には琉球藩を廃して沖縄県とした。この琉球王国解体―琉球藩設置―沖縄県へと編成された一連の経緯は琉球処分と呼ばれる。当時の琉球国は国王尚泰を始めとして王国の解体に反対であり(当然と言うべきか)、琉球処分は明治政府により強引になされたものであった。結果、廃藩置県により沖縄県となったものの、旧宗主国であった清国は反対の立場を取っており、県内にも琉球処分に否定的な見方を持つ者が多数存在(※4)。これら反対勢力を刺激することないよう、置県時の県政は旧藩時代の制度・慣例の多くを引き継がざるを得ず、その刷新や改革については半ば放置された。

事勿れ主義の県治

明治期の沖縄における代表的新聞人太田朝敷(※5)は旧慣を徒に維持した明治政府の姿勢を著作「沖縄県政50年」の中で“事勿れ主義の県治”であると批判し、そうした政策の根底には“対支

(中)関係”が伏在していたと述べている。

※参考②:太田朝敷著「沖縄県政 50 年」p51 より
―この対支問題が再燃した為、人心も東西正反対の方向に分れ、ひいては開化頑固の対峙となり、黒白の反目ともなり、県政の諸機関は表面穏やかに運転されたように見えても、裏面には県民の進運を妨げる幾多の暗流が断えず流れていたのである。政府の立場から見ると、吹けば飛ぶような絶海の一小地方とは云いながら、罷り間違えば清国との間に重大な国際問題をも誘発し兼ねない禍機を蔵していたのである。これは私の憶測ではない。グラント将軍が提供した分島問題でも証明されるし、明治二十四、五年の頃、即ち李経芳が駐日公使の時など、清国は機会ある毎に琉球事件をほのめかして日本を制せんとしたという事実などに徴するも明かである。―

この明治政府の事勿れ主義は尖閣諸島の扱いについても同様であった。内務省の命を受け、1885(明治 18)年沖縄県は“沖縄県ト清国福州トノ間ニ散在セル無人島”(尖閣諸島)の調査を実施した。調査の結果、清国所属の証拠は少しも見えず「無主地」として国標建設(領土編入)を要望する旨の上申案が沖縄県令西村捨三(※6)から改めて提出されるが、外務卿井上馨は反対の立場を取り続け、またこれ以降も沖縄県から2度〔1890(明治23)、1893(明治26)〕にわたり領土編入の上申がなされたが明治政府はこれを放置した。が、日清戦勝が確実となった 1895(明治 28)年 1 月、尖閣諸島(久場島、南北小島、魚釣島、※大正島は含まない)への“標杭建設ノ儀”は別に差し支え無しとして閣議決定される。

※巻頭画像は沖縄県立図書館蔵「八重山博物館所蔵文書 60―石垣長夫家文書 1/3」中の「指南広義」より

〈注釈〉

※1:琉球王国は明の朝貢国として中華と臣下の関係にあったが、1609 年薩摩藩の侵攻により、薩摩・中華双方に属する形での外交関係となった。(琉球処分時は清国)

※2:冊封使:中華皇帝が朝貢国の王を任命するために派遣する使者。中華体制下にあった琉球は国王が変わる際、冊封使を迎えて中華皇帝の信任を得る慣わしがあった。

※3:「魚釣島」=「釣魚台」、「久場島」=「黄尾嶼」、「大正島」=「赤尾嶼」

※4:彼等は当時頑固党と呼ばれた集団であり主に士族を中心としたグループ〔急進的な集団(黒頑固)から、表面には出さず裏で黒頑固と手を結ぶ者、維新による士族制度解体の反対組〕、等が数多く存在していた。

※5:太田朝敷(おおた・ちょうふ)、沖縄の代表的新聞人。沖縄最初の新聞「琉球新報」創刊メンバーの一人であり、同紙主筆として廃藩後の沖縄の啓蒙に努めた。

※6:西村捨三(にしむら・すてぞう)、滋賀県出身の政治家。沖縄県第 4 代県令(1883～1886)を務める。旧慣を重んじ、任期中に旧国王尚泰を一時沖縄へ里帰り?させている。「南島紀事」を記した他、「沖縄対話」「沖縄地理」等を編纂。尖閣諸島における最初の上陸調査を実施。

◇ 余 滴 ◇

日清戦争というものが当時沖縄の人々にはどの様に映っていたか、明治大正期にかけて沖縄の代表的な呉服・小物商人として活躍した平尾巳之吉の回想を一部紹介したい。

◇1932 年 05/29 付琉球新報記事「あの頃を語る」より抜粋

平尾巳之吉翁 50 年の思出話

市内石門通り平尾分店の隠居平尾巳之吉翁は家業を養嗣子安二郎氏に譲り、翁自からは仏道三昧の生活に悟入し、護国寺改築基金の托鉢行脚に各地遍歴中である。沖縄生活既に 50 年、来県当時の県下の事情を翁の思出に叩いて見る。

(前略)―かくして明治 27,8 年の日清戦争となつた。その時代にも面白い時代相が現れて来た。これから順次思ひ出すまゝに話しを進めて行きませう。

軍事的防備のない本県で万一に備へるため寄留民(官界商界)が一団となり義勇団を組織した、団員 370 余名、団長には弁護士の麓純義君が推された。本職の商業は御留守にして毎日南洋館に集まり、銘々手分けして泊後原の高所、垣花の高所、波上、三重城に出かけ支那の黄色い軍艦の通過を見張りしたもんだ。其時用ひた望遠鏡も記念のため現在持っている其時に面白い話しがある。

義勇団では元気をつけるのと護身用の意味で各人槍や刀等を準備し団服甲斐甲斐しく南陽館に集合し豚を数匹買って来て放し一同槍や刀を以て「チヤンコロ二本男子の魂を見よ」と豚を追ひ廻し横ツ腹を突いて惨殺し果ては豚汁で一同舌鼓を打ち更に焼酒で元気をつけ精気を養ったもんであつた。一時は今回の上海事変同様で寄留民の妻子家族諸道具は内地へ引上げるといふ騒ぎだつた。

その当時の県民は矢張り支那が勝つもんだと考えていた、だから我々が斯することを余りいゝ気持はしていなかつたやうである。私等は面白半分に内地から来る新聞の戦争記事の部分を切り取り日本軍大勝と大書して店の向ふ(現在の山形屋は警察署であった)警察署の角の石垣に張りけたもんだ。すると黒党の人々が平尾の奴生意気だと該新聞紙を引き破られたこともあつた。(後略)

対中(清)外交において沖縄県の地位は非常に微妙なものであった。明治維新後廃藩置県によって、日本各地から沖縄県に様々な人々が移り住むようになったが、日清開戦後は妻子を本土へ引き揚げさせ、単身赴任の様な形で沖縄に留まるものも多かったかも知れない。

確かに日清戦争依然の沖縄県政は旧慣を重んじた余り、近代的な改革の多くは放置された。

が、沖縄県に赴任した歴代長官(県知事)らが、このような不安定な状況の中、相当の覚悟を持って県治を務めたことは容易に推察される。初代県令鍋島直彬を始め、以降に続く上杉茂憲、西村捨三、丸岡莞爾、奈良原繁等々、そして歴代長官らと共に赴任してきた県庁職員ら、明治という時代は強い志を持った官に恵まれていた時代だったのかも知れない。

Ⅱ. 領有以前の沖縄県の調査

第 4 代沖縄県令
西村 捨三

第 7 代沖縄県令
丸岡 莞爾

第 8 代沖縄県令
奈良原 繁

内務省より命を受けた沖縄県が 1885(明治 18)年に尖閣諸島を実地調査したことは先に述べた。以後、領土編入されるまでの凡そ 10 年間、尖閣諸島に対してどのような調査がなされたのか、資料をあげてみよう。

※参考:領有以前の尖閣諸島調査	
1885(明治 18 年)	県属石沢兵吾(※1)以下出雲丸による実地調査
1890(明治 23)年	県属塙忠雄(※2)による漁業状況聞取調査
1893(明治 26)年	沖縄県八重山島取調書:野田正(※3)以下の提出資料他

ちなみに当時の沖縄県長官を列記すると1885 年は西村捨三、1890 年丸岡莞爾(※4)、1893 年奈良原繁(※5)である。なお、他にも幾つかの調査があるがこの章では 3 点に絞ってみたいと思う。

Ⅱ－1. 出雲丸による尖閣諸島調査

〔1885(明治 18)年 11 月、沖縄県の日本郵船出雲丸による尖閣諸島調査〕

調査の経緯:1885 年 9 月の予備調査

―1885.09/22、沖縄県令西村捨三より内務卿山県有朋「久米赤島外二島取調ノ儀ニ付上申」

上申書の概要:
内務省より沖縄県～清国福州間に散在する無人島について取調べる旨の内命が出されていたが、このほど久米赤島、久場島、魚釣島の三島が別紙(「久米赤島久場島魚釣島之三島取調書」1885.09/21※石沢兵吾による大城永保からの聞書)の通り、判明した。来る 10 月中旬には出雲丸による実地踏査が可能だが、大東島同様国標を建立すべきか否かの指示について内務卿山県有朋に連絡している。

1885 年 9 月になされた調査報告では次の 2 点である。

1885.09/14、大城永保(※6)が県庁に提出した尖閣諸島についての報告書	「―題名不詳―」
1885.09/21、石沢兵吾による尖閣諸島について大城永保からの聞書	「久米赤島久場島魚釣島之三島取調書」

1885 年、内務省は沖縄県に散在する無人島を調査させ、このときに今でいう尖閣諸島も調査の対象となっており、大城永保への聞取からは同諸島が過去に琉球福州間の航路標識の役目を果たしていたこと、そのため無人島ながらも琉球名、中国名を既に有していることがわかった。調査の目的を推察するに、各島嶼がどの島にあたるのか、どのような島であるのか、無主地か、(清国の)属島か、といったところになるだろうか。9/14 の報告書の現存は明らかでないが、この 2 点の報告と英国海軍調査による海図を参考にして、石沢兵吾以下調査団は各島嶼を定め「―今之ヲ英國出版ノ本邦ト台湾間ノ海圖ニ照ラスニ、久米赤島ハ彼 Sia u see、 久場島ハ彼 Pinnacle、 魚釣島ハ彼 Hoa-pin-see ニ相当リ、中山傳信録ノ赤尾嶼ハ久米赤島、黄尾嶼ハ久場島、釣魚台ハ魚釣島ニ相当スヘキ歟大城永保カ説ニ據リ今仮ニ硫球新誌ノ圖中ニ入レ、以テ其位置ノ概略ヲ記ス。―」調査に赴いている。石沢が聞取った大城永保の報告は各島嶼の位置、自然環境等を細かく具体的に説明しており、実際に琉球王国時代、海道の道標として使用されていたこと、沿岸には鱶鮫等の魚族が多いこと、琉球の進貢船が福州航路を熟知していたこと等が伺える。

なお、国標建立だが、山県が外務大臣の井上馨に相談したところ、清国に要らぬ疑念を抱かせてはならないと反対されお流れになってしまう、その後も再三沖縄県は国標建立を要請するが、Ⅰ章で述べた通り 1895.01/21 の閣議決定を経て、漸く沖縄県に標杭建設の指示と認可がなされる、県は 1896.8 月より古賀辰四郎に 30 年の無償貸与を認可、その後、実際に国標建立されたのかどうかは明らかでない。

1885 年 10-11 月実地調査・調査報告

1885.11/02『魚釣、久場、久米赤島回航報告書』出雲丸船長・林鶴松
1885.11/04『魚釣島外二島巡視取調概略』石沢兵吾

出雲丸で実地調査に赴いた石沢以下調査団は、前述の大城永保のそれより更に詳しい報告を提出した。魚釣島の島上にはアホウドリが群集していること、岸辺には琉球船支那船といった難破船等の漂流物が大変多く漂着していること、沿岸は水産資源が豊富だが、島に平地が無いため開拓開墾や漁業といった農漁の事業は不便であること等々。又、魚釣島の情況は細かく調査出来たが、久場島、久米赤島は海上が時化たのと日没が近くなり上陸調査は出来なかった旨報告している。10/29 に西表船浮港を出港して 11/2 には報告書を県に提出している事を考えれば、航海日数は 3,4 日だろうか、

見事な実地調査である。

なお、石沢は実地調査後の報告で先に提出した大城永保調書(1885.09/21)で定めた各島嶼について訂正を加えている。

※参考:1885.11/04「魚釣嶋外二嶋巡視取調概略」石沢兵吾より
「其 Sia(シア) u(エ) su(シユ) ヲ以テ久米赤島ニ当テタルハ全ク誤ニテ久米赤島ハ Raleigh(ラレー) Rock(ロツク) ニ当リ一礁ナルノミ Pinnacle(ピンナツクル) ヲ以テ久場島ニ当タルモ、亦誤ニテ「ピンナツクル」ナル語ハ頂ト云フ義ニシテ魚釣群嶋中六礁ノ最モ屹立セシヲ言フモノナリ。依テ彼是其誤ヲ正サンニ魚釣島ハ Hoa(ホア) Pin(ピン) su(シユ) 久場嶋ハ Sia(シア) u(ユ) su(シユ) 久米赤島ハ Raleigh(ラレー) Rock(ロツク) ナルヘシ。」

これは元々英国海軍が参考にした調査記録(サマラン号航海記)が花瓶嶼(ホアピンスウ)の中国音を、誤って魚釣島にあて、釣魚嶼(チヤウス)を東北の黄尾嶼(久場島)にあてた間違いの可能性が高い(『「尖閣」列島－釣魚諸島の史的解明』井上清著による)。つまり台湾基隆北東沖にある花瓶嶼等の三島嶼と尖閣諸島を錯覚しているため、英軍海図では久米赤島(大正島・赤尾嶼)が尖閣諸島には加わらず、逆に大城永保の報告では Pinnacle(南小島北小島)を外しているため、石沢自身困惑しつつ各島嶼をあてていったものと思われる。

※参考:それぞれの呼び名の比較				
現代の島名	魚釣島	久場島	南小島北小島	大正島
中山伝信録	釣魚台	黄尾嶼	――――	赤尾嶼
大城永保	魚釣島	久場島	――――	久米赤島
サマラン号	Hoa-pin-su (花瓶嶼)	Sia-u-su (釣魚嶼)	Pinacle (尖閣嶼)	―――― (Raleigh Rock)

出雲丸による実地調査の後、沖縄県令西村捨三は 11/05 付で内務卿に「―最初清国ト接近スルノ疑ヲ抱キ何レニ属スルヤ否ニ到テハ甚タ不決断ノ語ヲ添ヘ上申候得共今回ノ復命及報告書ニ拠レハ～(中略)～即チ我八重山群島ノ北西ニシテ与那国島ヨリ遙ニ東北ニ位スレハ本県ノ所轄ト御決定相成可(後略)―」と述べ、標札建設を改めて上申しているが、回答は「書面伺イノ趣目下建設ヲ要セザル儀ト可心得事」と一蹴されている。

なお、調査の目的であるが石沢は調査報告(11/04)の終わりに「―以上我沖縄近海ニシテ古来其在ヲ見認テ未ダ航海ヲ為サス他日植民スヘキヤ否ノ考案ヲ貯ヘ今日ニ及ヒシ島嶼ハ先般踏査ヲ了セシ。―」と述べており。沖縄近海における無人島開拓の予備調査としての性格があったと推察される。兎も角、この日本郵船出雲丸による石沢兵吾以下調査団による報告が、日本政府及び沖縄県として最初に実施した実地調査であろう。

※軍艦金剛 1887(明治 20)年・海門 1892(明治 25)年の調査について

日本の現地調査としてこの二点を尖閣諸島の調査と扱っている資料集もあるが、金剛の場合は附近を回航したのみであり、一方の海門は沖縄県より調査を命ぜられるも、尖閣諸島へは回航すらしなかった事が笹森儀助著「南島探験」(附録:艦長を責む)の項に記されている。よって特に取り上げる部分もないため今回は割愛する。

Ⅱ－2. 県属塙忠雄の聞取調査

〔1890(明治 23)年、県属塙忠雄による尖閣諸島聞取調査〕

1890 年当時の県知事丸岡莞爾の特命を受け、県属塙忠雄は石垣島で久場島並に魚釣島の聞取調査を行い、1890.04/16 付で知事に調査結果を報告した。

塙忠雄の調査報告概略
久場島・魚釣島に渡航したる糸満人は総計 78 名〔大有丸 32 名(※7)、鰹船 26 名、与那国 20 名〕であること。最近では現地に小屋掛けを為し移住する計画と認め候。食糧運搬の為(石垣島に)帰航した糸満人某より該島の概況及び物品(夜光貝殻 1 個〔漁獲物〕・寛永銭 4 枚〔漂着物〕)を添えて上申候。 久場島概況:(略)魚釣島概況:(略)～糸満人某より聞書

この 1890.04/16 付報告は尖閣諸島における漁業者(糸満人)の実態について書かれており、当時八重山地方―石垣島与那国島～尖閣諸島に至るまで糸満人が集団で進出を遂げていること、当時の漁獲物は「夜光貝、鱶、鰹、シビ(鮪)、赤ノリ、アホウドリ、ヲンケドリ(？)」等、であった事がわかる。石沢兵吾の報告から僅か 5 年の間に久場島魚釣島では糸満人が小屋掛けをし漁業に従事していたことになる。現在知られている限り、この聞取調査が初めて行われた尖閣諸島における漁業についての調査である。

塙　忠雄

調査に至る経緯

なぜこの調査が命ぜられたか、そして当時の沖縄県が尖閣諸島をどう扱ったかまとめてみよう。

調査に至る経緯
1899.12/25、八重山島役所長西常央より沖縄県知事丸岡莞爾殿 1890/01/08、庶務課長心得酒井豊明より八重山島役所長西常央殿 1890.01/10、八重山島役所西常央より庶務課長心得酒井豊明殿

以上沖縄県庁と八重山島役所間で久場島及び魚釣島の水産物取扱いについて 3 書簡が取り交さ

れている。調査の前年 1899.12 月頃に八重山島役所長西常央より沖縄県知事丸岡莞爾に、「明治 18 年に県が調査したことのある尖閣諸島だが水産物取締上、当役所と関係があるのでこちらの所轄内として処理していいか」との旨書簡が出された。翌年 1 月、県側は「それでは良く分からないので水産物取締について詳しく報告せよと」と返信し、八重山側から「去年許可された八重山島共同水産会社が尖閣で操業する関係があり、指示を御願する」との返事がなされる。又、同年 01/13 付で沖縄県知事より内務卿宛に魚釣島外 2 島を八重山役所管轄と定めたい旨の上申書が提出されており、そういった経緯から、丸岡知事は県属塙忠雄に、尖閣諸島における漁業状況を調査するよう命じ、聞取調査がなされたと思われる。

※参考:1890 年 01/13『魚釣島外二島ノ所轄決定ニ関シ伺ノ件』
甲第一号 魚釣島外二島ノ所轄決定ニ関シ伺ノ件 管下八重山群島ノ内石垣島ニ接近セル無人島魚釣島外二島ノ義ニ付十八年十一月五日第三百八十四号伺ニ対シ同年十二月五日付ヲ以テ御指令ノ次第モ有之候処右ハ無人島ナルヨリ是迄別ニ所轄ヲモ不相定其儘ニ致置候処昨今ニ至リ水産取締ノ必要ヨリ所轄ヲ被相定度旨八重山島役所ヨリ伺出候次第モ有之旁此際管下八重山島役所々轄ニ相定度此段相伺候也 明治廿三年一月十三日 知事 内務大臣宛

なお、1890 年の知事の上申と塙の調査で尖閣諸島が日本国に領土編入される事はなかったが、翌 1891(明治 24)年に知事より出された大東島の支配方と題された指令には、南北大東島(明治 18年領土編入)を那覇役所管轄とすると共に阿根久場島(尖閣諸島)を八重山役所の管轄と心得る旨が記されている。

Ⅱ－3. 沖縄県八重山島取調書

〔1893-1894(明治 26-27)年沖縄県八重山島取調書にある野田正以下の提出資料他〕

野田正及び熊本県人の尖閣諸島進出について

笹森儀助著「南嶋探検」に記されている熊本士族野田正他については 2 点の資料に詳しい記述が残されている。「琉球八重山嶋取調書より」―「無人嶋海産業者ノ主者目的一班(不詳)」。「遠洋漁業艦隊組織一班(不詳)」。

「無人嶋海産業者ノ主者目的一班」では、野田正、原田喜久次、山隈惟男、秋山儀太郎、中林恭信、有吉平吉ら他総勢 16 名で船団を組み無人嶋尖閣群島(尖閣諸島)周辺へ進出する予定であること、同

諸島は鱶鰹鯨等の魚族及夜光貝等の貝類が最も豊富なこと等が述べられており、笹森が「南島探験」に記した野田以下からの聞取と一致するものと思われる。「遠洋漁業艦隊組織一班」には「貫海艦隊」として採貝専門の艦隊であり“糸満人多ク此中ニアリ”と述べている。

他、同時期(1894 年)に作成された水産調査所の事業報告で、野田メンバーの 1 人である、原田喜久次による報告(調査を委託された)。翌 1895(明治 28)年、森房次郎による先嶋漁業調査報告の 2 つ(※8)があり、いずれも尖閣諸島について言及はあるが実際の現地調査は為されていない。なお、森の報告にも野田メンバーの 1 人有吉平吉が関っており、尖閣諸島まで出漁したことはあるが、鱶類が多すぎて潜り漁等を営むには甚だ難しい場所である、と証言していることから、1895 年頃に同諸島への出漁を試みたものと思われる。

なお、「南島探験」(※9)の記述によれば(那覇滞留 09/01-03)、野田の出漁計画は沖縄県の有識者に当時高く評価されており、笹森自身も同著の中で褒め讃えている。明治 26 年 11/02 付で沖縄県知事奈良原繁より内務卿及外務卿宛に出された国標建設の伺はこの野田の計画を考慮したものであろう。

※参考:○1893 年 11/02『久場島、魚釣島へ本県所轄標杭建設之義ニ付上申』

甲第百十一号
久場島魚釣島へ本県所轄標杭建設之義ニ付上申
本県下八重山群ノ北西ニ位セル無人島久場島魚釣島之義本県所轄トシ大東島ノ例ニ倣ヒ本県所轄ノ標杭建設致度儀ニ付去ル十八年十一月五日第三百八十四号ヲ以テ上申仕候処同年十二月五日付ヲ以テ目下建設ヲ要セサル儀ト可相心得旨指令相成候処近来該島へ向ケ漁業等ヲ試ミル者有之取締上ニモ関係不尠掛義ニ付去ル十八年鏤々上申仕候通本県ノ所轄トシ其目標建設仕度候条至急仰御指揮度嚢キノ上申書及御指令写相添へ此段重テ上申候也

明治廿六年十一月二日
沖縄県知事　奈良原　繁㊞

内務大臣・伯爵　井上　馨殿
外務大臣　陸奥　宗光殿

一木書記官取調書

1894(明治 27)年、中央から派遣された内務省書記官一木喜徳郎は、沖縄県の諸制度及び行政について総合的に調査し取りまとめた。

その取調書:(八重山島)間切の行政の項(水産)で、尖閣諸島における漁業について触れている。特に新しく調査をしているわけではないが、近年では糸満人が夜光貝等の貝類を目当てに阿根久場島(尖閣諸島)まで刳り舟で進出するようになっていること、野田正以下熊本士族が同諸島への出漁を計画準備中であること等、これまで調査された塙忠雄及び野田正らの報告資料等をまとめ、作成した

であろう事が伺える。

〈注釈〉

※1:石沢兵吾(いしざわ・ひょうご)、新潟出身の官僚。沖縄県第一部農商課長を務めた(不詳～1888年)。「琉球漆器考」の著者として有名。1885 年、沖縄県命により尖閣諸島を実地調査。

※2:塙忠雄(はなわ・ただお)、 東京の人。江戸時代の国学者、塙保己一の曾孫であり温故学会創始者の一人。1888 年沖縄県属を命じられ来沖後、1890 年八重山島役所勤務を命じられる、同年12/20 辞職。1891-1896 年の間、八重山にて殖産興業及び風土病対策に従事するが、1896 年上京、沖縄を離れた。「南島探験」に著者笹森儀助との対話が記されている。1890 年 3-4 月にかけて八重山石垣嶋で久場島魚釣島の聞取調査を行い、県に報告した。

※3:野田正(のだ・ただし)、熊本県士族。笹森儀助著「南島探験」によると熊本新聞の主筆を務めた後南島開拓を志し来沖。沖縄先島沿岸の各種漁業を試みた。

※4:丸岡莞爾(まるおか・かんじ)、高知出身の政治家。第 7 代沖縄県知事(1888～1892 年)を務める。神道を重んじ波ノ上宮を官幣社とした。尖閣諸島での漁業状況調査や同諸島を八重山島役所管轄と心得る旨の通達をなした。

※5:奈良原繁(ならはら・しげる)、鹿児島の政治家。第 8 代沖縄県知事を務めた(1892～1908 年)。歴代沖縄県知事の中で在職15年以上は異例と言え、官民双方からの信望が厚かった事が窺える。土地整理、那覇港築港等多くの治績を残した。領土編入後の尖閣諸島を古賀辰四郎に無償貸与し、南清地方の貿易視察の際は古賀を随行した。

※6:大城永保(おおしろ・えいほ)、沖縄県の人。美里間切詰山方筆者(山林の伐採取締をする役人)を勤めた。沖縄の廃藩置県以前から琉球～福州間を度々航海しており 1859(安政 6)年に初めて尖閣諸島を確認、以降福州～琉球航海(復路)の際 2、3 度同諸島を確認した。

※7:大有丸(たいゆうまる)、琉球処分時本土―沖縄航路を回航、その後沖縄開運会社に引き取られ、先島―沖縄本島航路を回航した蒸気船。大有丸の先島航路開通により沖縄本島と先島(宮古八重山)間の交通が開けた。特に八重山では「ターユードー」の名で長く親しまれたそうである。

※8:①1894 年、『大日本水産会報』147 号「沖縄県漁業調査」沖縄県下先島沿海漁場調査及漁業試験:原田喜久治への委託調査報告。②1895 年、『大日本水産会報』151 号「沖縄県先島水産調査」:森房次郎による先嶋漁業調査。の 2 点

※9:「南島探験」、青森の士族、笹森儀助(ささもり・ぎすけ)がまとめた琉球諸島を中心にした南西諸島探険記(1893 年 5 月～10 月)。熊本県士族野田正他に関する資料「無人嶋海産業者ノ主者目的一班」。「遠洋漁業艦隊組織一班」が収められている「琉球八重山嶋取調書」はこの南島探険の際八重山島役所が笹森に提出した資料をまとめたものである。

※巻頭及び塙忠雄画像: 西村捨三は沖縄県公文書館蔵「西村捨三翁小伝」大植寿栄一著 1957 より。丸岡莞爾は沖縄県立図書館蔵「丸岡莞爾関係資料」望月雅彦編 1992 より。奈良原繁は「南島夜話」秦蔵吉著 1916 より。塙忠雄は「温故叢誌第 26 号」1971 より。

◇ 余 滴 ◇

○戸田敬義という人

尖閣諸島における漁業とは関係がない話だということを最初に断っておく。

日本海に竹島(島根県)という島がある、日韓の間で戦後長く領土問題となっている島である。

この竹島の領有権論争において 1877 年に島根県士族戸田敬義という人が提出した「竹島渡海之願」いわゆる開墾願が当時の竹島＝鬱陵島であったことを示す関係資料として論じられている。なお、当時の日本は鬱陵島が朝鮮領(韓国)であると認識していた為、この願いは特に考慮もされず却下されている。

さて、1879(明治 12)年の官員録沖縄県の部を見ると県属の中に戸田敬義という名前がある。

「15 等出仕　伊平屋島番所　シマネ　戸田敬義」と書いてあるから、島根県出身なのであろう。「竹島渡海願」を出した戸田と、この沖縄県属の戸田は同一人物だと思われる。

開墾願が受理されなかった戸田は、どういう経緯だったのだろうか、当時の南の果て沖縄県に県属として赴任し、1879 年に伊平屋島番所の役所長、1884 年那覇役所長、1888 年には県土木課長、1891 年には第 2 代那覇測候所所長に(1891-1893)就任している。(1894 年以降は不明)

また、1891 年 9 月大東島に米船レキセップ号が難破漂着した際、当時の県知事丸岡莞爾は戸田を救助の任にあて沖縄開運会社所有船大有丸を雇船し、同島に派遣した。

戸田は米人救助の傍ら大東島の調査をなしており、これは 1885 年の県属石沢兵吾に次ぐ 2 回目の沖縄県による調査といえよう。復命書によると、今後も人員が漂着した場合の救命対策として、山羊やブタ、鶏といった家畜を放し、幾種かの農作物を移殖したそうである。

同年 10 月に戸田は大東島での救助活動と調査に関する復命書を提出した。その 2 ヵ月後の 12 月に「大東島支配方の件」と題した指令書が出されているが、その概要は、大東島はこれより那覇役所の管轄にすること、加えてこれより阿根久場島(尖閣諸島)を八重山役所の管轄と心得ることであった。

竹島(鬱陵島)の開墾御願を出した戸田のことであるから、大東島及び尖閣諸島についても高い関心があったものと思われるが、そういった資料は現在不明である。が、1891 年という同じ年に米船の漂着があり、戸田の救助と調査があり、大東島支配方の件という指令書があると考えると、まだ見つかっていない何かがあるんじゃないかと探究心が湧いてくる。

ちなみにこの「大東島支配方の件」も南大東村誌に収録されてはいるが、詳しい出典は不明である。南大東村役場に問い合わせてみたが、役場の方で資料の把握はしていないそうである。先にこちらを探さねばならない。

1879 年、沖縄県官員録
“伊平屋島番所”シマネ戸田敬義)とある。

Ⅲ. 領有以前の尖閣諸島における漁業

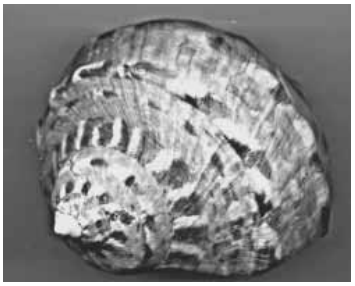

夜光貝

Ⅰ、Ⅱ章で繰り返し述べた通り、明治政府は 1885(明治 18)年の尖閣諸島調査実施後も沖縄県からの上申(領土編入)を受け入れる事はなかった。対支関係を重んじて渡航を自重させるわけでもなく、更に慎重な調査を続けたわけでもない。現にそういった資料は特に見当たらないのである。実状を推察するに政府はただ何もしなかった。

石沢兵吾の調査以降、尖閣諸島へと渡島した者は調査の為の明治政府の役人や沖縄県の県属などではなく、主に夜光貝や鱶鰭といった漁労を目的とした糸満漁夫達である。夜光貝、鱶鰭、鰯といった換金性の高い漁獲物は廃藩置県以降沖縄に流入した寄留商人たちによって大量に買い取られ、那覇港から海外へと輸出されて行った。この章では先ず明治期前半の沖縄における主要水産物の一つである夜光貝と、その主なる漁獲者であった糸満漁夫について述べたいと思う。

Ⅲ－1. 夜光貝と糸満漁夫

夜光貝の海外輸出

河原田盛美(※1)著「沖縄物産志」(三)水産より
―ヤゴ貝、一ニヤクカヒ又ヤコウカヒ、夜光貝(俗)、夜久貝(俗)、青螺―

サザエ科の中でも最大であるこの貝は、重厚な殻の裏側に真珠層があり、古くから螺鈿細工の材料として利用されてきた。沖縄では螺鈿細工の原料以外に中身である貝肉も嗜好されていたようで、冒頭にあげた「沖縄物産志」によると、「―〇此介ノ肉ハ琉球諸島中甚嗜好シテ食スル事多ク年介ニ捕獲スル員数モ亦少カラズ而シテ之食スルニハ殻ノ侭火ニテ焼キ其侭食シ又醤油ニテ煮染メ或ハ酢貝トナス―」とあり、細工の原料と別に食べ物としての地位を築いていた。同書の中で著者の河原田は、貝肉を食い終わった後の殻が各所に大量に投棄されていると述べ、捕獲は沖縄本島全土でなされているが、中でも糸満人が久米島に渡って行うそれが最も多額であると記している。王国時代の久米島における夜光貝採貝について記した「祖先たちの漁労5」(琉球新報1965年

12/02 付記事):仲原善秀(※2)によると、「―1846 年尚泰王冊封のときに、冊封使節一行の胃袋に入った屋久貝は、なんと 1569 甲であった―」そうである。久米島に残る文書には、御城(ウグシク※3)並びに聞得大君御殿(※3)への御歳暮の品目中に、生屋久貝 60 甲、佐敷御殿・野嵩御殿へ、それぞれ屋久貝 20 甲が進上物として記されていて、高貴な方々にも愛された食材だった事がわかる。

「沖縄物産志」著者の河原田盛美は 1875(明治 8)年に琉球藩内務省出張所に出向、琉球処分の後始末を行うとともに物産の研究にあたった人物である。沖縄の物産、特に海外輸出に値する品目の調査に熱心であり、別著「琉球備忘録」の中でも、琉球の海産について「―乾海鼠等従来支那へ輸出スルノ外敢テ勉メス―(中略)―異形ニシテ良美ナル貝類数種アリ洋服ボタン及玉ノ如キモノ其他巨多ノ細工物ヲ造リ出サハ是等ノ輸入ヲ仰カサルノミカ外国ノ珍宝トモナル可シ―」と述べており、当時にあって大変先見の明があった人物であった。又、在勤中、米国博覧会(※4)に琉球の物産(当然夜光貝も含む)及び 1875 年度の輸出入表を送致し、どの品目が海外輸出に適しているか調査している。ちなみに送致した輸出入表によると、1875 年 1～11 月迄の那覇港から輸出された夜光貝殻は 20,956 貫 800 目(約 78t)、代金にして 1,047 円 84 銭であった。

さて、「沖縄物産志」によるとこの博覧会にて好評を得た河原田は在琉の鹿児島商人に夜光貝殻を集めるよう諭説する。当初は思うように事が進まず苦労したものの、1875 年の後半には海外輸出に成功した旨述べている、河原田等が夜光貝殻輸出に成功して以降、同貝殻は輸出品目として沖縄に定着していったようである。1885 年度の輸出量は 195,550 個(1 個 1kg として約 195t)にものぼった。冊封使や御城が消費した量の比ではあるまい。

こうして河原田等により輸出品としての地位が開かれた夜光貝は明治前半期における主な輸出水産物となっていく。糸満漁夫によって漁獲された夜光貝は、古賀辰四郎をはじめとする商人らが大量に買い集め、神戸の外商～海外へと輸出されていった。

※参考:沖縄県統計書より、夜光貝の那覇港輸出高推移。(単位は斤)

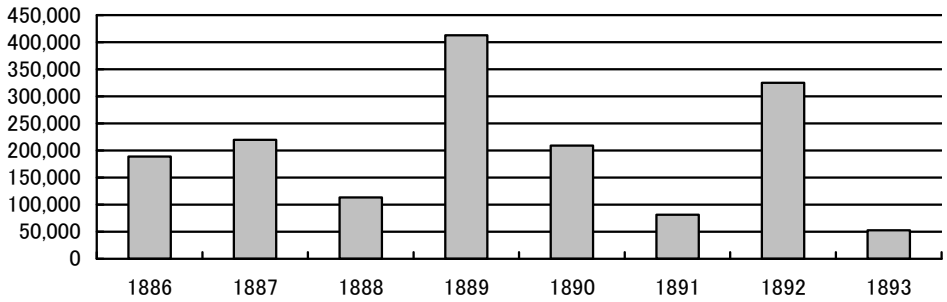

糸満漁夫

沖縄では古くから漁業者をイチマナー(糸満人)と呼ぶことが多く、糸満＝漁業者及び漁業の代名詞として有名である。イチマナー(糸満人)は本来、糸満(※5)という地名の住民を意味する言葉で

あっただろうが、糸満出身の漁夫、ひいては何時の頃からだろうか、漁夫全般を指す言葉となった。廃藩以前の糸満漁夫は対清貿易に於いて鱶鰭・海参(なまこ)等の海産物の生産。廃藩後の明治以後は対清貿易が途絶されたため、主に沿岸漁業、寄留商人が求める夜光貝殻・海人草の採取者として活躍した。

こうした沿岸漁業への傾斜は水眼鏡の発明・廻高網漁法(アギヤー※6)の考案などで更なる発展を遂げるが、結果的に沿岸漁場での濫獲状況を生み出すことになった。明治以降糸満漁夫らは新たな沿岸漁場を求め沖縄県外～日本国外～南洋へと各地を転々と移動していく。

さて、糸満漁夫が尖閣諸島へ進出する契機は 1879 年の廃藩以降古賀辰四郎等寄留商人が買い求めた夜光貝殻に起因すると考えられる。1875 年、明治政府から琉球藩へ汽船大有丸が下賜され、神戸～那覇間の航路が開かれる。次いで 1882(明治 15)年、鹿児島県人林徳太郎らによって沖縄開運会社(※7)が発足、県より大有丸を借受け先島航路を開設し宮古八重山に渡る事が以前より容易になると共に物資の大量輸送が可能となった。

八重山石垣島は夜光貝の産地であり、採貝目的の糸満漁夫が集団で出稼ぎ移住して来る事となる。こうして 1882 年頃から石垣島の夜光貝は糸満漁夫らに乱獲され、古賀等の寄留商人によって神戸から欧米各国へと輸出されたが、海産物というのは無限な物ではない、加えて水眼鏡の考案により濫獲に拍車がかかり石垣島沿岸の夜光貝は枯渇、糸満漁夫らが更なる貝殻を求め周辺離島属島～尖閣諸島へと進出して行ったことは容易に推察出来る。

Ⅲ－2 民間人の漁業活動 〔松村仁之助・伊澤弥喜太・糸満人〕

Ⅱ章でも述べた通り、1890 年の県属塙忠雄の報告、1893-1894(明治 26,27)年頃の熊本士族野田正の提出資料、同時期にまとめられた一木書記官取調書。ともに糸満漁夫の尖閣出漁と夜光貝等の採貝について記されている。これら以外の資料から尖閣諸島での漁業について確認できた資料をあげてみよう。

年代	概要	出典
1890 (明 23)	①共同水産会社(※8)の松村仁之助率いる漁夫によるコバシマでの操業	沖縄青年会誌
1891-1893 (明 24-26)	②伊澤弥喜太(※9)率いる漁夫による魚釣島久場島での操業。1893 年は帰航途中遭難	地学雑誌記事 「黄尾島」
1893 (明 26)	③糸満村平民(漁夫)の阿根ノ場島での操業。帰航途中に遭難	官報
1893 (明治 26)	④松村仁之助(※10)率いる雇用者の胡馬島での鳥毛採取と置去り及、夜光貝採取に来ていた糸満漁夫による救助。	南島探験

① 1890 年共同水産会社の松村仁之助率いる漁夫によるコバシマでの操業

この資料は『沖縄青年会誌創刊号※11』(1890.P21-p24「南洋乃海産事業」)の中に見られる。概要は「――同年 2 月に共同水産会社に従事する松村仁之助が八重山より漁夫 70 名以上を引き連れてコバシマに渡り、既に3ヶ月操業、巨額の漁獲を為したり――」とあり、1890 年に共同水産会社の松村仁之助という人物が漁夫を率いてコバシマ(尖閣諸島魚釣島か)で漁業を営んだ事がわかる。1890 年と言えば塙忠雄が聞取調査を行った年であり、共同水産会社という名称や、漁夫の人数も重なっている。塙の調査はこの松村と漁夫らの操業状況を調査したものであろう。ちなみに 70 余名という数字は古賀辰四郎が 1897(明治 30)年に尖閣に送った人数(35 名)より規模も多く、塙忠雄の調査報告と合わせて読むと単なる出漁というより、短期の滞在を意図した出稼ぎ渡島に近い。もしこの共同水産会社なるものに古賀が深く関っていないのなら、尖閣諸島開拓の嚆矢は松村に譲らなければならないのではないか。

② 1891-1893 年、伊澤弥喜太率いる漁夫による操業

この資料は『地学雑誌第 12 輯 143 号』(1900.「黄尾島」宮嶋幹之助著)の中に見られる。概要―熊本の人、伊澤弥喜太は沖縄漁夫を率いて1891(明治24)年頃より魚釣島・久場島に短期滞在し、海産物及アホウドリ羽毛を採獲していたが、1893(明治 26)年再度渡島した際の帰路台風に遭い清国福州に漂着した。

※参考『地学雑誌第 12 輯 143 号』(「黄尾島」)より該等部分抜粋
現今黄尾島に移住し居る、熊本縣人伊澤矢喜太の供述に依れば、同人は去明治廿四年より魚釣島並に久塲島に琉球漁夫を引つれ渡航し、海産物と島上の信天翁とを採集せり。當時にありて航海は、單に刮舟又は伝馬船によりしに過ぎず。而して島には永く留ることなくして、石垣港に歸來せり。次て明治廿六年再び同島に渡航し、歸路颶風に遭ひ清国福州に漂着し、辛くも九死の中に一命を助かりしと云ふ。

③ 1893 年、糸満村平民(漁夫)の阿根ノ場島での操業。帰航途中に遭難

この資料は『官報第 3192 号附録(1893.02/21 付)』(難船行衛不知)の中に見られる。概要―1892 年沖縄県糸満村の漁民 3 人が阿根ノ場島(尖閣諸島)で漁業をなし、同年 11/11 八重山石垣港へ帰航中暴風に遭い行方不明になった旨、届出があった。

※参考『官報第 3192 号附録(1893.02/21 付)』より抜粋「難船行衛不知」
○難船行衛不知 沖縄縣兼城間切糸満村平民金城三良(當二十三歳。人相:丈五尺位、中肉、顔圓キ方、耳目眉鼻口常體、色黑キ方、齒揃ヒタル方、結髪眞鍮簪一本。著衣:木綿縞袷衣二枚、眞田帶一筋)、同村平民大城牛当三十三歳(當三十歳。人相:丈五尺位、中肉、顔長キ

方、耳目眉鼻口常體、色黑キ方、齒揃ヒタル方、結髪眞鍮簪一本。著衣：木綿縞袷衣二枚、眞田帶一筋)、同村玉城武太当(當二十八歳。人相：丈五尺三寸位、肉肥ヘタル方、顔圓キ方、耳目眉鼻口常體、色白キ方、齒揃ヒタル方、結髪眞鍮簪一本。著衣：木綿袷衣一枚、眞田一筋)。〇右ノ者共漁業ノタメ阿根ノ場島ヘ渡航シ昨二十六年十一月十一日八重山島石垣港ヘ向ケ歸航中台風ニ逢ヒ行方不明ノ旨届出候條漂著先見聞ノ向ハ通知之アリ度此段公告ス

明治二十七年一月二十日　沖縄縣

④ 1893 年、松村仁之助らによる雇用者胡馬島置去りと糸満漁夫による救助

この資料は「南島探験」(那覇滞留 07/01)の中に見られる。概要―永井喜右衛門と松村仁之助鹿児島人 2 名が胡馬島(魚釣島)での羽毛採取のため山口県人花本勘助以下 4 名を雇入れた。採取が一段落すると、松村らは雇用者を置去りにして石垣へ帰ってしまい戻らなかった。島には食用に唐芋(サツマイモ)を植えてあったが鼠の食害により全滅しており、4 人は餓死を覚悟した。が、たまたま(？)夜光貝採取に来た糸満人 7 人と、着覇の際 200 円の謝礼を出す約束で合意し、7 日間の航海後、無事那覇に戻る事が出来た。

これらの資料から、尖閣諸島の領土編入以前にも漁獲の為に漁夫や労働者が渡島していたことがわかる。漁獲物は糸満漁夫の場合は主に夜光貝であり、アホウドリの羽毛も 1891 年頃には採取されていた。当時用いた船は、刳り舟や伝馬船(※12)であった為、短期の滞在(2,3 ケ月～半年か？)が主であった。サツマイモ等食用作物の移殖もこの時期になされている。これらの点を踏まえるに、領有以前から糸満漁夫らを中心として尖閣諸島の開拓は始まっており、そうした背景には古賀辰四郎等の寄留商人が海外輸出を目的に夜光貝殻アホウドリ羽毛等の海産物を大量に買い取っていたことが考えられる。

尖閣諸島はどの島も小さな島嶼である。地図の上では米粒ほどの大きさもない(地図によっては表記されているかすら怪しい)。そのような場所に、明治期領土編入以前、夜光貝やアホウドリの羽毛を求めて、刳り舟や伝馬船で東シナ海の洋上遥かを目指し出帆した人々がいたことは、同諸島について考える上で忘れてはならない歴史ではないだろうか。

〈注釈〉

※1：河原田盛美(かわらだ・もりはる)、福島県の人。1875 年琉球藩時代に来沖した。内務省出張所に勤め、沖縄の歴史、物産等を研究。「沖縄物産志」「琉球備忘録」「琉球紀行」等沖縄関係の著書を残している。

※2：仲原善秀(なかはら・ぜんしゅう)、沖縄県久米島出身の歴史家。郷土久米島の歴史史料を主に研究・発表する傍ら、多くの歴史研究家に史料を提供し郷土史の解明に尽くした。

※3：御城(ウグシク)＝王国時代の王城である首里城。御殿(ウドゥン)＝王族の家や居住する建物を

意味する。聞得大君御殿は最高神女の御住まい。野嵩御殿は太子妃の御住まい等。

※4:フィラデルフィア万国博覧会(1876 年)、アメリカでの熱狂的日本流行の始まりといわれる。

※5:糸満(いとまん)、沖縄南部の漁村。専業漁夫を輩出することで廃藩置県以前から有名である。海に面したこの半島の漁村から糸満漁夫らは沖縄各地にサバネで繰り出し、海岸に小屋掛けして漁業を行った。明治期当時の沖縄では漁業を専業とするものは稀であり、県下の漁業の殆んどを彼ら糸満漁夫が担っていたと考えられる。

※6:アギヤー(廻高網(まわしたかあみ))、明治の中期(25-26 年)頃に考案された大型の追込網漁。大人数が潜水し、海中より魚群を追い込む事で附近の魚を根こそぎ漁獲する糸満独特の追込漁。

※7:沖縄開運会社、1882 年に鹿児島商人達によって設立された汽船会社。主に本島～先島航路を運航した。同社の大有丸・仁壽丸は度々尖閣諸島へ回航・寄港している。

※8:共同水産会社、1889 年に公費補助で設立された八重山の水産会社。資料が少ない為詳細は明らかでないが。尖閣諸島での操業を行っていたと考えられる。解散時期等不明。

※9:伊澤弥喜太(いざわ・やきた)、熊本の人。1891 年頃から尖閣諸島で漁業に従事し、1896 年には其の経験を買われ古賀辰四郎に雇入れられた後同諸島の開拓に携わった、黄尾島で 2 人の娘を設けている。その後台湾に渡るが 1914 年、花蓮にて逝去。

※10:松村仁之助(まつむら・じんのすけ)、鹿児島出身の実業家。明治の早い時期に来沖後、拠点を八重山石垣島に移し活動した。コバシマ(尖閣諸島)の海産事業、「南島探験」に記されている胡馬嶋(尖閣諸島)での雇用者置き去り等、領土編入以前の同諸島における漁業活動に深く関与していたと思われる。

※11:沖縄青年会誌、1890年東京に留学する沖縄青年を会員(在沖青年は会友)として結成された「沖縄青年会」の会誌。編集員に富川盛睦、仲吉朝助、謝花昇、諸見里朝鴻を擁し、発刊の主旨として会員の相互交流を活発にすると共に、互いに切磋琢磨する旨(「我等東京に遊学せる沖縄の青年ハ此に相謀り以て純良の徳と不屈の気を養い併せて相互の交誼を厚ふし知識を研磨し以て他日其責務を全うせんが為～」)記しているが、残念ながら 4 号にて廃刊。

※12:刳り舟(サバネ)＝沖縄の伝統的な漁船、動力は帆をあげるか櫂でこいで航行する。丸木材を刳り抜いて作る刳舟と杉材等を貼り合せて作るハギ舟の 2 種類がある。どちらも小型だが速力は帆で 10 ノット、櫂で 5,6 ノットを誇り、その機動性は現在も高く評価されている。伝馬船＝ハギ舟のうちで竜骨がある船、サバネ同様帆や櫂を動力としたが、こちらは主に貨物や人の運搬に使用された。

三重城(さーぐすく)沿岸を帆走するサバネ
(「戦前の沖縄繪ハガキ・写真集」から) 沖縄県立図書館蔵

Ⅳ. 領有後、尖閣諸島における漁業(上)と古賀辰四郎

〔領土編入と古賀辰四郎、領有後の無人島開拓認可～藍綬褒章授与〕

Ⅳ－1. 尖閣諸島の領土編入

1894(明治 27)年夏、沖縄にとって今後の将来を決定する戦争が始まった。朝鮮半島をめぐって対立した日本と清国は 08/01 互いに宣戦布告。戦争は日本の勝利に終り、翌 1895(明治 28)年 04/17 下関において両国の講和条約が結ばれた。いわゆる日清戦争である。下関講和後、清国は沖縄県(琉球)の日本国帰属を認めざるを得ず、琉球処分時に始まる日支(中)間の懸案は一応の解決となったわけである。今回の調査では領有権の論争には触れないが、尖閣諸島の領土編入はこの日清戦勝と無関係とはいえないだろう。日清戦勝利が確実に見えた 1895 年 01/14、標杭建設(領土編入)の閣議決定がなされ、尖閣諸島(大正島含まず)は日本領土となった。

※参考:1895 年 01/14、標杭建設ニ関スル件閣議決定(写)

別紙内務大臣請議、沖縄縣下八重山群島ノ北西ニ位スル久場島魚釣島ト稱スル無人島ヘ向ケ近来漁業等ヲ試ムルモノ有之為メ取締ヲ要スルニ付テハ同島ノ儀ハ沖縄縣ノ所轄ト認ムルヲ以テ標杭建設ノ儀仝縣知事上申ノ通許可スベシトノ件ハ別ニ差支モ無之ニ付請議ノ通ニテ然ルヘシ

指令案
標杭建設ニ関スル件請議ノ通
明治廿八年一月廿一日 ㊞

最初に領有権の論争には触れないと書いたが、やはり少しだけ触れなければならない。この 1895 年領土編入閣議決定は、1885 年(明治 18)年の頃のそれと僅かに異なっている。1885 年には久米赤島・久場島・魚釣島の三島が問題となっていた筈が、何時の間にか久米赤島(大正島)は外されているのである。なぜだろうかと不思議に思う方がいるかもしれない。が、答えはちゃんと 1895.01/14 閣議決定の文面の中に書かれているのである。“近来漁業等ヲ試ムルモノ有之為メ取締ヲ要スルニ付”沖縄県の所轄と認めるのであるから、久米赤島(大正島)では当時漁業を“試ムルモノ”がいなかったのであろう。

論争で指摘される様に明治政府が対支関係を考慮して尖閣諸島の領土編入を見送ってきたのは間違い無いと考えられる。日清戦勝が確実となって領土編入した事も事実である。編入の経緯として日中の関係や日清戦争が大きく関係している事は疑いもないが、編入の理由は水産取締上の必要があったからである。Ⅱ、Ⅲ章で述べてきたように1890(明治 23)年頃からは尖閣諸島に出漁

するものが現れ、彼らは大有丸といった蒸気船のみならず、帆船やサバネ等の刳舟を頼りに八重山の各島と同諸島を行き来して漁業を営んでいた。閣議決定の文書や上申書に領土編入の第一の理由として書かれているこれら漁業者達の存在が、現在の領有権論争から抜け落ちているのは残念でならない。ちなみに久米赤島(大正島)の領土編入は 1920(大正 9 年)02/17、沖縄県石垣島石垣村に編入され、翌月 03/17 付で字登野城大正島(たいしょう・とう)と命名された。(官報より)

古賀辰四郎について行く前に、Ⅱ、Ⅲ章でとりあげた沖縄での夜光貝採貝の流れ、尖閣諸島における漁業の動き等をまとめておく。

※参考:領土編入以前のまとめ
沖縄の漁夫が尖閣諸島出漁に至るきっかけは夜光貝の海外輸出品目化に起因する。 夜光貝は王国～廃藩以前から採貝されていたが、沖縄では工芸材料よりも食材として用いられることが多かった。海外輸出の為の大規模な採貝が開始されたのは1875(明治8)年以降のことである。1882(明治 15)年、汽船大有丸による先島航路が開かれる(沖縄開運会社)。「沖縄物産志」「琉球青螺ノ説」(河原田盛美著)から推察するに、以前は久米島が糸満漁夫集団出漁のほぼ南限であったが、これで彼らの八重山出漁が可能となり物資の大量輸送路もまた開かれたわけである。八重山進出を果たした糸満漁夫らは石垣島を中心に周辺属島へと採貝漁業を展開し、1890 年には鹿児島の寄留人松村仁之助に率いられ、尖閣諸島(コバシマ)に 70 名程度の大規模な出漁を果す。以降、沖縄の地元漁夫や寄留人らが度々尖閣諸島に出漁乃至は出漁する計画をたてたりした。沖縄では貝類及魚属豊富な海鳥の住む無人島として認知されていたものと思われる。当時の漁獲物の中心は夜光貝であり、他に鱶(サメ類)、鰹、鮪等であった。また魚貝類以外の水産物としてアホウドリの鳥毛も盛んに採獲された。

古賀辰四郎の略歴

さて、古賀辰四郎についてである。言うまでもなく尖閣諸島の開拓者として有名であるこの人物は 1856 年 01/18、福岡県上妻郡山内村平民古賀門次郎の三男(長兄国太郎、次兄與助)として生まれた。1879(明治 12)年に来沖するまでの経歴は明らかでない。

来沖後那覇に古賀商店を構え、1882 年には八重山石垣島大川に古賀支店を設ける。以降、夜光貝殻等の海産物を中心に沖縄の物産を海外に輸出し財を成した。1894-1895 年尖閣諸島の開拓を出願。1896(明治 29)に許可が下り同年 9 月、県より同諸島(久場島魚釣島南北小島)の 30 年間無償貸与を受ける。なお、1895年04/19に本籍を大阪市西区より沖縄県那覇区西町に移している。

開拓の許可が下りた 1896 年以降は積極的に尖閣諸島の開拓に従事し、開拓初期は久場島、後期は魚釣島を中心に開拓した。海産物は鱶鰭、海参、夜光貝等の介殻類、鼈甲他、初期はアホ

ウドリ鳥毛、アホウドリが減少して後はアジサシ類の剥製を生産し大量に海外輸出した。また魚肉及海鳥の肉を原料に缶詰製造を試みた。1905(明治 38)年より鰹節製造のための鰹漁を開始。魚釣島を根拠として製造した鰹節は東京大阪へ輸出され、品評会等でも好成績を挙げた。また肥料原料として鳥糞採掘を試みたが結局失敗に終わった。

那覇における古賀は沖縄屈指の海産物商としてもまた有名であった。「明治年間全国商工人名通鑑」:琉球国の部・那覇区商工人名〔1898(明治 31)年〕では砂糖商や織物商に混じって、唯 1 人「海産物商(兼砂糖商):古賀辰四郎」の名が記されている。当時の沖縄にあって古賀の強みは、実兄(國太郎・與助)が大阪に古賀商店(※1)を構え神戸の外商と交渉にあたれる点であった。1899(明治 32)年に沖縄県の官民が共同で結成した海外貿易調査会(※2)で古賀は水産調査委員に選出されており、委員会報告書の中で、沖縄において海産物を専門に扱い、外商との交渉窓口を有している唯 1 人の商人であると評された。また古賀は海産商として事業を切り盛りする中、積極的に各種品評会へ前述の鰹節の他、鰯、海参、鱶鰭、介殻、鳥毛、真珠等の海産物を出品した。中でも真珠は当時の皇太子(大正天皇)から度々買い上げられた(※3)。

古賀商店広告　大正3年
〈「沖縄県案内 1914 親泊朝擢著より〉

1909(明治 42)年、尖閣諸島の開拓と海産物商としての実績が認められ古賀は藍綬褒章(※4)を下賜される。座間味間切の松田和三郎(※5)に次ぐ沖縄県で 2 人目の受章であった。

海産物の事業以外では、泡盛、砂糖、百合根、鳥モチ、紅露等の農産物の仲買・広運会社(※6)の役員及古賀の持船による運輸業・他肥料石油燃料等の販売、といった幅広い分野に展開し、百合根、運輸方面では手痛い失敗をしている。特に古賀の所有船で那覇～名護航路にあった三浦丸の沈没(※7)は当時の沖縄にあって未曾有の犠牲者を出した。

明治後期から沖縄では鰹節生産が盛んになり、尖閣諸島での鰹節製造の他、那覇における鰹節仲買も盛んに営んだようである。

1918(大正 7)年 08/28、逝去(※8)。事業は息子の古賀善次に引き継がれた。

藍綬褒章(Medal with Blue Ribbon)
〈「内閣府ホームページ」より〉

さて、以上が古賀辰四郎の大体の略歴である。ここからは個別に資料をまとめる。まとめるにあたっては褒賞を授与された際、賞勲局に提出した古賀辰四郎の履歴(以下「褒賞資料」と略す)が軸になるが、なるべく他の資料も活用しながら記していきたいと思う。

古賀辰四郎の八重山進出（八重山古賀支店の開店）

先ず古賀辰四郎がいつ尖閣諸島進出を果たしたのか、前提となる八重山進出はいつ頃だったか考えてみたい。「褒賞資料」によると古賀は自身の履歴書で、1882 年に八重山古賀支店を開設したと述べ、夜光貝等の取引については、「貝類他海産物の輸出に努力し、島民の漁業を推奨した結果、県民の中にも直接神戸の外商と取引するものが現れ～云々」と述べている。

古賀の尖閣諸島における活動を分析した論文「明治期における尖閣諸島への日本人の進出と古賀辰四郎：平岡明利」(※9)では、この古賀支店開設時期について、「石垣島案内：岩崎卓爾著」「先島朝日新聞 1930.01/08 付」では 1896 年開業とされており、古賀自身の記述との矛盾について指摘している。だが、岩崎の八重山赴任は 1898(明治 31)年であり、著作「石垣島案内」中の古賀支店についての記述は実際に同支店の変遷を確認しているわけではなく、伝聞によって書かれた事がわかる。

先島朝日新聞については記事(「古賀商店 50 年を記念に株式会社へ」)の該等部分を抜粋する方が分りやすいだろう。「(前略)―八重山支店を出したのが明治廿九年五月である。尤もその以前から取引はしたものゝ見得を張らざる小さい店であつたらしい―(後略)」。

ちなみに「石垣市史：各論編民俗上巻」p70 によると、明治の中頃に古賀支店は周辺に寄留する糸満漁民の失火により延焼しており、1896 年ごろに新設された古賀支店を見ていた誰かが、古賀支店の開業は同年であると記憶していたのかもしれない。他、「糸満市史：資料編 12：民俗資料」p130 によると、「八重山の糸満漁民が古賀に売る夜光貝を取り初め頃は、ミーカガン＝水眼鏡はなく、海面にふかの油を落として水中を覗いていた」との聞取が採取されており、水眼鏡(※10)の発明が 1881-1886(明治 14～19)年頃であることを考えると、古賀の八重山進出が 1896 年頃であった、とするのはかなり無理があると思われる。

八重山に於ける初期の古賀の取引相手は出稼ぎに来ている糸満漁夫であった。支店と名が付いていても、その実態は専ら貝殻その他海産物を貯蔵する倉庫であったと推察される。火事による新設や、尖閣諸島開拓の為にも同支店の拡充を計ったりで、店舗として体裁が整ったのが 1896 年以降と考えられないだろうか。

Ⅳ－2. 古賀辰四郎の尖閣諸島経営

尖閣諸島への進出

1882 年頃から八重山に進出を果した古賀は海産物、主に夜光貝殻を大量に買い集めた。なにしろ那覇で買い求めるより各段に安い。河原田著「琉球青螺の説」によると「―那覇ニテ『ヤク』介殻一個ノ代價三錢乃至四錢―の値段が―久米、慶良間島等ニテハ一個二三厘ノ相場ナリ―」である、定期航路が開けたばかりの八重山では二三厘より低い事はあっても高い事は無かっただろう。

1885 年頃に八重山を実地踏査し報告書をまとめあげた田代安定は「八重山群島物産繁殖の目途」の中で、「―夜光貝殻、目今其採集頗ル盛ニテ多ク坂地ニ輸出セリ宜ク之レガ永続方法ヲ設クベキナリ―」と記しており、その頃には夜光貝が採集されその多くが大坂に送られていたことがわかる。

古賀の提出した「褒賞資料:履歴書」によれば、まさにその時期「明治 17,18 年に尖閣諸島へ人を送り込み、羽毛、海産物等の採集をなさしめそれ以降年々人員を派遣し採集に努めた」そうである。古賀の息子善次等の証言(現代 1972 年 06 月号「古賀善次の証言」)によると、八重山でユクンクバ(※11)という鳥の多い面白い島があることを聞いた古賀は、1884 年に人を派遣、翌年には明治政府に開拓許可を願い出て、結局それが翌 1885 年の沖縄県属石澤兵吾以下による尖閣諸島上陸調査を実施させることとなったそうだ。

確かに 1885 年 09/22 付「久米赤島外二島取調ノ義ニ付上申(沖縄県令→内務卿)」には内務省より沖縄県大書記官へ沖縄県と清国福州間に散在せる無人島取調の命が下っている旨書かれ、その命を受けて県属石沢兵吾が調査を開始している。が、Ⅱ章で指摘した通り石沢は調査報告の終わりに「―以上我沖縄近海ニシテ古来其在ヲ見認テ未ダ航海ヲ為サス他日植民スヘキヤ否ノ考案ヲ貯ヘ今日ニ及ヒシ島嶼ハ先般踏査ヲ了セシ。―」と記しており、1885 年の調査は尖閣諸島に限ったものではないと考えられる。(実際この年大東島も調査(※12)している)また、石沢は「―島地素ヨリ人蹟無シ―」(魚釣島)とも報告しており、古賀が 1884-1885 年にかけて人を派したとしても、その形跡が認められないほどに小規模のものだったと思われる。

古賀がその後改めて開拓許可を願い出るのは凡そ 10 年後の 1894-1895 年のことになる。「褒賞資料:履歴書」によると古賀は「―自ラ小艇ヲ艤装シ実地探険ニ赴ケリ―」とある。1891-1892(明治 24-25)年、古賀は大東島の開拓を試みるも上陸すら出来ずに失敗、資本の一部を失い、雇入れた漁夫と船会社に計られ開拓の為に積んであった資材もあわや盗まれそうな事態に遭っている(※13)が、1894-1895 年の探険というのは古賀の、並々ならぬ決意の表れには見えないだろうか。

「褒賞資料」の他、「官有地拝借御願」等の資料では、1895 年の領土編入以前から古賀は尖閣諸島に雇用人を派遣していたとある。古賀善次の証言や琉球新報及び沖縄毎日新聞に掲載された古賀の尖閣諸島開拓記等、領有前の古賀の同諸島における活動を記した資料はほぼ総てこの 2 点を参考にしていると思われる。だが、不思議な事に他の領有以前の尖閣諸島関連資料からは古賀辰四郎の名前が見出せない。逆に石沢兵吾の報告と「褒賞資料」とを照合すると、前述したような、どうにも噛み合わない点が出てくる場合もある。

「褒章資料」の履歴書は褒章を受けるための申告であり、古賀自身の功績を誇張して書かれたかも知れない。「官有地拝借御願」もまた拝借するにあたって、古賀の実績を幾分誇張して記してはいないだろうか。都合の悪い箇所は伏せた事も考えられる。

尖閣諸島の本格的な開拓は古賀辰四郎の商才と資本、なにより大阪古賀商店という海外輸出への窓口がなければ成し得なかったろう。が、領有以前の尖閣諸島における古賀辰四郎の活動については今後更なる調査と考察が求められるものと思われる。

尖閣諸島における漁業〈領有後〉

1896年に沖縄県より尖閣諸島(久場島・魚釣島・南北小島の4島)が古賀辰四郎に無償貸与され、以降同諸島における漁業は古賀の経営のもとになされたと思われる。
以下、「褒章資料」中に記されている中から漁業の種類を列記してみよう。

※参考:褒章資料より見る尖閣諸島における漁業 尖閣列島ニ対スル産業経営ノ大要他(水産業)	
漁業種別(海鳥類含)	開始時期他
海鳥類:鳥毛の採集、剥製及鳥油製造	鳥毛は1897(明30)年頃より開始 剥製は明治1903(明36)年頃より開始
鱶鰭、海参、介殻、鼈甲等の漁獲採集	1884-1897(明17-30)年頃?より開始
鰹漁、鰹節の製造	1905年(明38)頃より開始
珊瑚採集	1907(明40)年頃より開始
其他の漁業	缶詰製造、ダイナマイト漁

海鳥類

はたして漁業に分類するべきか？とも思うが、領有以前より鳥毛採取の為に尖閣に渡島した伊澤弥喜太率いる漁夫もいるため、戦前期の尖閣諸島における漁業では一項目として扱う。

開拓の認可後、古賀は1897年八重山より出稼移民35名を派遣。翌1898年には須磨丸を借入れて50名の移民を派遣(監督者:尾瀧延太郎〔古賀の甥〕※14)。を皮切りに年々出稼移民や漁夫を派遣した。アホウドリの鳥毛採取は開拓初期の主要産業であり、尖閣諸島経営の柱と位置付けられていたと考えられる。

現在南小島に生息するアホウドリ
〈水島邦夫.2010〉

古賀は当初、経営に確かな手ごたえを掴んでいたことだろう。1897 年に派遣した出稼移民はさしたる事故はなく、産物のアホウドリ羽毛も神戸大阪の外商に好評である。 1898年には甥の尾瀧延太郎が大阪商船須磨丸で出稼移民 30余名を率い、黄尾島(久場島)に渡島。尾瀧の監督の下、出稼移民の働きは素晴らしく、その年は前年(1897 年 17,000斤)の4倍近い(65,000斤)実績をあげ、翌1898年には更に増加し85,000斤の鳥毛を採取している。1900年06/25付琉球新報の記事「無人島の遺利」によると、当時人夫1人で1日300羽を捕殺したと言う。だが、棲息するアホウドリの数は無限ではない。と言うより、すぐに激減した。

事業の継続を危ぶんだ古賀は 1900(明治 33)年、上京。東京大学より理学士宮嶋幹之助(※15)

を招き久場島(黄尾島)のアホウドリ調査を依頼する。同年5月、古賀は宮嶋、県師範学校教諭黒岩恒(※16)を伴い大阪商船より借入た永康丸で黄尾島に渡った。

宮嶋は黄尾島を調査し、「アホウドリの捕獲を繁殖の障害にならない程度に制限すること」、「清涼な雨水を貯蔵する為の水タンクの設計及その設置監督(黄尾島には水源が無い為)」等を主として助言と指導を与えた。が、「褒章資料」より作成した鳥毛採取高推移を見ると、宮嶋の指導はそれほどの対策にはならなかったと考えられる。

結局鳥毛採取高は宮嶋らが調査した1900年以降20,000斤を超える事なく、アホウドリはいつ頃か尖閣諸島からその姿を消す事になる。

なお、同行した黒岩の魚釣島調査報告によると、当時アホウドリの鳥毛採取は黄尾島(久場島)の他魚釣島でも季節毎になされていたようである。黄尾島の規模より小さく、魚釣島にはアホウドリよりもクロアシアホウドリの数が多い旨報告している。

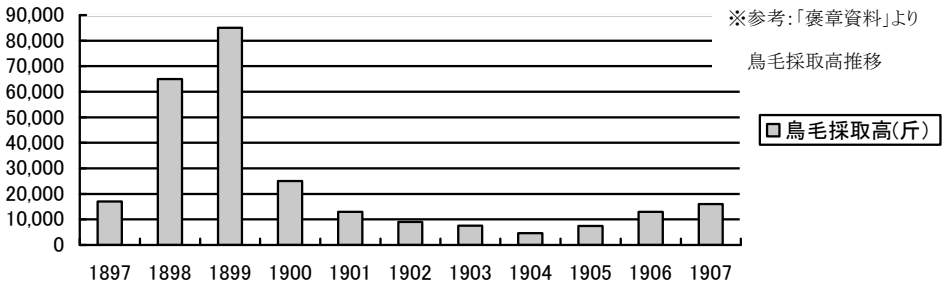

アジサシ類の剥製は1903年古賀が横浜で剥製職人16名を雇入れ開始された。南小島の海岸に加工場を設け、アジサシ、カツオドリ等の海鳥を剥製にし、欧州婦人の帽子飾りとして大量に輸出。アジサシ類の剥製製造は明治後期の主要産業の一つであった。

セグロアジサシの群れ 〈池原貞雄.1979〉

カツオドリの若鳥とヒナ 〈池原貞雄.1971〉

1907年09/03付琉球新報記事「縣下の寶庫無人島の産物」を見ると、「アイサシ鳥(白鳥黒羽)」(※セグロアジサシであろう)142箱が縣外へ輸出されたと書かれている。

又、剥製製造の際に出る骨及び肉はこの時期肥料として輸出、肥料に製する際に出る絞り油は機械油として使用されたようである。

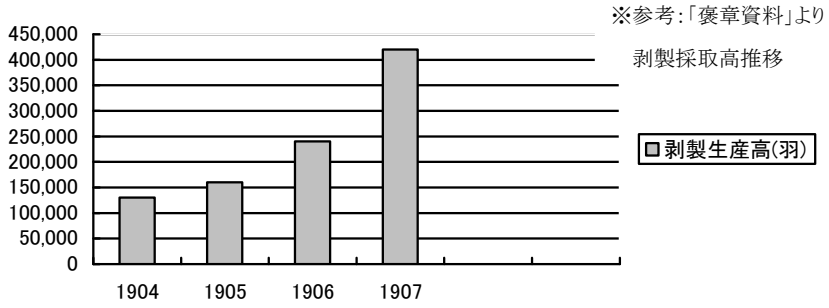

鱶鰭、海参、介殻、鼈甲等の漁獲採集

これらの操業は「褒章資料」によると、古賀の尖閣進出初期(1884 年頃)から営まれてきた。詳細は記述等がないため不明である。他の資料、前述の宮嶋の報告では黄尾島(久場島)周辺は魚族豊富であり、「滞在中はカツオ、シイラ等の鮮魚(刺身であろう)が大抵食卓にあがっていた」こと、「沖縄本島では既に減少している夜光貝がこの辺りではまだ多く産している」ことを記している。

古賀は内国博覧会や共進会等の品評会にこれら海産物を度々出品しており「褒章資料」に記載された産物採集価額に海産物の項として記されていること、等を考えると、古賀が主導してこれらの海産物を製造させずとも、雇入れた漁夫らを中心にしてこれらの産物を漁獲、製造していたと推察したい。年々の増減推移も激増と激減が見られる鳥毛や剥製のそれよりも緩やかである。

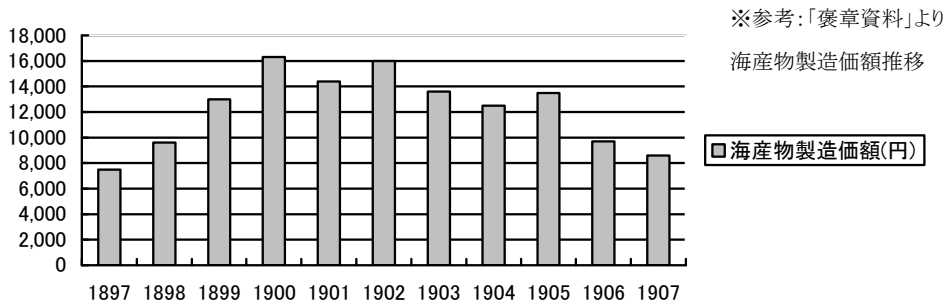

なお、1906 年に糸満遠洋漁業会社の遠洋漁業船第 1 第 2 糸満丸(※17)が尖閣諸島(大正島含む)に廻航している、この漁船は鱶漁を中心に介類、鼈甲、海鳥羽毛等も採取していたことが記録されており、同諸島への回航は鱶漁や介殻漁、そして鳥毛が目的であったと思われる。

鰹漁と鰹節の製造

鰹節製造の為の鰹漁が開始されたのは 1905 年頃である。それまでは糸満漁夫による延縄漁が小規模に営まれていた。「褒章資料」によると1905 年、古賀は内地に於いて鰹船 3 隻を建造、宮崎県より熟練の鰹漁夫及節製造者数十人を雇入れ尖閣諸島での操業及鰹節製造を試みた。結果は良好であったが、その年沖縄を襲った暴風で鰹船 3 隻は破壊された。 翌 1906(明治 39)年、古賀は新たに鰹船 5 隻を新造、「爾来一層ノ好成績ヲ収メツゝアリ」と述べている。

※参考:「褒章資料」より

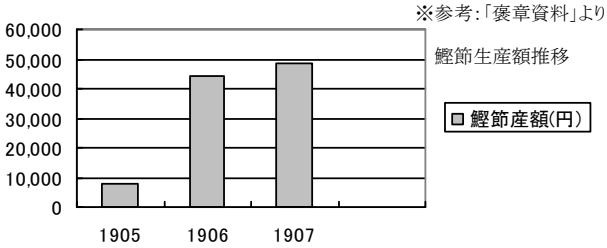

1905.12/29 付琉球新報記事「縣下に於ける本年の鰹漁業(上):玉城五郎」によると、1905 年における尖閣諸島(※記事中では慶良間島とあるが、魚釣島の別名であるクバシマ(※18)を慶良間座間味の久場島と混同したと思われる)での鰹漁成績(6 月～10 月)は鰹船 2 隻で 3,860 円。1907.12/16 付琉球新報記事「本年縣下の漁業状況(4)〈鰹釣漁業〉:玉城五郎」によると、1907 年の成績は鰹船 3 隻で 18000 円前後。本部、慶良間に次いで沖縄県下では 3 番目の漁獲を誇った。

1909 年 12 月沖縄毎日新聞によると尖閣列島にある鰹船は 4 隻(1907 年末調)とある。また、1910.10/02 付沖縄毎日新聞記事「水産製品検査高」(09/01-09/15 間)には「▲鰹節:甲品―尖閣列島産 2,636 斤」とある。この時の検査甲品の総量 5,601 斤のうち半分以上は尖閣諸島で製造されたものであった。

尖閣列島産の鰹節の評価は概ね良かったようだ。1909 年 05/25 付沖縄毎日新聞記事「鰹節即売品評会と受賞者」では大日本水産会主催の即売品評会で、古賀出品の鰹節は 2 等銀牌本節十貫目に付き 53 円 50 銭で売れたと報じた。

※参考:1909 年 05/25 付沖縄毎日新聞記事「鰹節即売品評会と受賞者」

○鰹節即売品評会と受賞者

大日本水産會の開催に係かる第一回鰹節即賣品評會へ出品せる本縣當業者の中、賞状を受領せしものは、二等賞(銀牌)那覇區古賀辰四郎、同島尻郡糸滿村玉城保太郎、三等賞(銅牌)島尻水産學校にて、其の出品は直に賣り拂ひたる由なるが、其の價格は古賀氏出品の本節は十貫目に就き五十三圓五十錢。玉城氏出品の本節は五十三圓。島尻水産學校出品の亀節は三十三圓なりと。

鰹節製造人は前述の通り、宮崎県から雇入れられたが、その後土佐節を製するにあたって 1908

年頃から四国方面の節削り女工に切り替わったようである。

「―第一漁夫等の此の島に在る員數は大凡百人にも近かるべし。鰹節製造人も又た其の外にあり。四國方面より雇入れたる節削(フシケズリ)の技術婦もあり。―」(「尖閣列島と古賀辰四郎氏 6:漏渓」1908.06/21 より)。

「―縣下の製造教師は多く宮崎から来て居ます。初め鹿児島から雇ふた人達は、薩摩節を造り居ました。古賀様の如きは高知から雇ふて來たから高知節が出來た。―」(「沖縄教育第 53 号:沖縄縣水産一班:大村八十八」1910.9 月より)

1910 年 09/27 付同紙記事「本県と鰹節(続):勝男武士」では、沖縄各地の鰹節の産地:尖閣列島、として同島産の鰹節は、主産地(高知県からだろか)より職人を雇い入れているため、形状や品質が甚だ宜しいと、かなり高く評価している。

※参考:1910 年 09/27 付沖縄毎日新聞記事「本県と鰹節(続):勝男武士」より抜粋

○本縣と鰹節(續)　勝男武士

―(前略)―

七、尖閣列島

古賀辰四郎氏の經營に處する尖閣列島に於て製造せられたる鰹節は、主産地より雇ひ來られる熟練なる製造人に依て製造せられしものなれば、形状整い一品貨優良にして良く貯蔵に堪へ、亦雇人も一定の主義の下に一意熱心に改良進歩を計り居る模様なれば、大に市場に於て稱揚せられ鰹節界に於ける一覇王たることは之を認むべきなり。

―(後略)―

なお、宮崎からの製造人を 1906 年まで雇入れたことは同年 12/16 付琉球新報記事「鰹製造人の油津行」で確認できる。

1906 年 12/16 付琉球新報記事
「鰹製造人の油津行」

○鰹製造人の油津行

無人島に於ける鰹製造者宮崎縣人三十三名は
此度の御嶽丸便にて油津へ
向け出航せり。

○鰹製造人の油津行　無人島に於ける鰹製造者宮崎縣人三十三名は此度の御嶽丸便にて油津へ向け出航せり

ところで、気付いた方もいるかもしれないが、「褒章資料」に記された鰹節生産額の年次推移だが、不思議な事にその産額と先に述べた玉城五郎報告の琉球新報記事のそれを比べるとかなりの差がある。古賀の申告と玉城が記した差額は算出する際の鰹節価格によるものなのか、「褒章資料」作成時に古賀が誇張して記したのか、判断つかない。

鰹漁場としての尖閣諸島の有望性について、「褒章資料」では「―同列島ニ於ケル鰹漁ノ有望ナルコト第一ハ食餌ノ潤沢ナルト鰹ノ魚群ガ極メ

テ近岸ニマテ来集スルニヨリ必スシモ遠洋ニ出漁スルノ要ナキ等孰モ天与ノ好適地ナル―」と記している。他、1908 年に掲載された琉球新報連載記事「尖閣列島と古賀辰四郎氏(1)-(11)」で、著者の漏渓(宮田倉太※19)は久場島から魚釣島へと魚道(黒潮だろうか)が続くさまを目撃した旨を記し、またその魚道は和平山(魚釣島)から僅か十数町(約 1.5～2.0km)ほどしか離れていない為、尖閣諸島での操業は日に 4 度の出漁が可能であり、「―列島中鰹の大漁に際しては一日六、七千尾以上一萬近かくの鰹魚の釣り上げらることもありと云ふ―」と述べている。

漁場として有望な点をまとめると「沿岸には餌料が豊富なこと」、「漁場が根拠地から大変近いこと」。この 2 点により、1 日に数度の出漁が可能である。これが当時尖閣諸島漁場の利点であったと考えられる。当時古賀以外の漁業者は鰹漁場としての同諸島をいかに捉えていたのか、判断できる資料は明らかでないが、1910 年にはこの時期、県の水産技手から鰹漁業者に転進した玉城五郎(※20)が尖閣列島久場島(魚釣島だと思われる)で鰹漁を試み 16,495 尾の大漁を記録している(同年 10/06 付沖縄毎日新聞記事「鰹の大漁」)。

当時の尖閣諸島近海が鰹の好漁場であったことは確かであろう。が、東シナ海洋上の孤島という地理的条件を考えるに、古賀や前述の玉城の様に尖閣諸島を根拠地として操業し、同島で節を製造するという前提が必要である。石垣島や与那国島から出漁するには動力の問題(1910 年頃はまだ発動機付船が少ない)、保存の問題(八重山に製氷所が設置されるのは 1928 年頃)といった技術的な問題が大きな壁となるため一部の漁業者だけが操業可能だったと推察する。

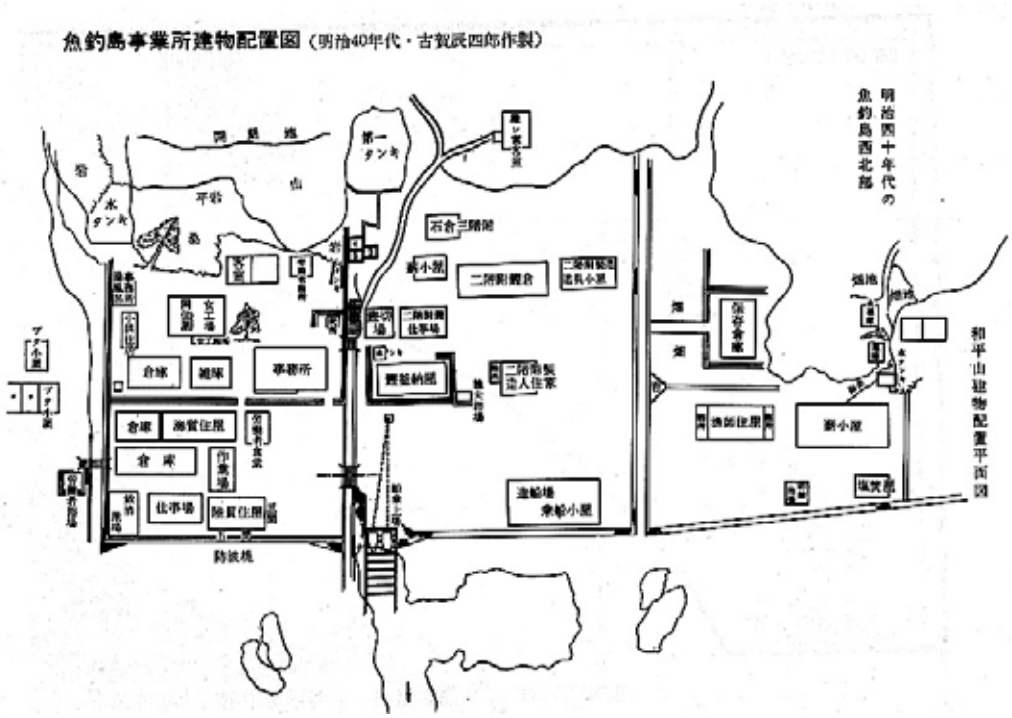

〈「明治 40 年代の魚釣島事業所」(季刊沖縄第 63 号 p251 より)

珊瑚採集（珊瑚漁業）

「褒章資料」で古賀は 1908 年以降に珊瑚採集の計画を記している。(「明治四十一年度以降尖閣列島経営豫算書」)1908 年の予算に「珊瑚船を 5 艘新造」と組み込んでおり、以降毎年 5 艘新造する計画だったようである。上述の「尖閣列島と古賀辰四郎氏(1908)」では珊瑚採取について「愈々土佐より網を買い来りて試みつつあり」、他 1907.08/10 付琉球新報「机上短信：編輯子」にも「古賀商店の主が目下珊瑚漁業を研究中とも承り候」、と記されており、1907-1908 年にかけて珊瑚漁業を試みる準備を整えていたと推察される。

この珊瑚漁については成績が記されていない為(予定であるから当然だが)、実際どの程度試漁されたのか明らかでない。尖閣諸島近海での珊瑚漁業が報じられるのは古賀の死後 1935(昭和 10)年のことであり、息子の古賀善次が許可を受け操業したようである。

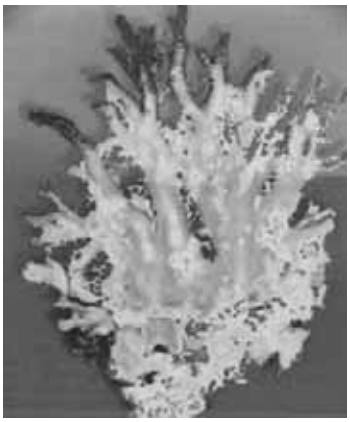

尖閣諸島で採れた巨大なアカサンゴ
H65 × W50cm　（稲葉恒雄撮影）

其他の漁業(製缶・ダイナマイト)

①魚肉及鳥肉缶詰

「褒章資料」によると、古賀は 1908 年 4 月より島尻水産学校卒業生 1 名を雇入れ魚肉の缶詰製造を試みた。又同校教諭岩井亀治を島まで招き、缶詰製造の指導を仰いだところ、結果は頗る良く、岩井の案で鳥肉についても製缶の計画をたてた。

これら缶詰の詳細もまた明らかでない。だが、「日本水路誌第 6 巻(抄)」「予と燐鉱の探険：(1936)恒藤規隆著」によると、南小島では製鳥の防虫及防腐剤に使われる亜ヒ酸が水源に溶け出している(※21)ため、製鳥の際に出る鳥肉は食用には適しない可能性があったと思われる。

魚肉缶は鰹節製造の際に出る腹身やカスを使用したか、他の魚種―延縄で漁獲する鰆や鮪、旗魚等の身を使用したのではないだろうか。「尖閣列島と古賀辰四郎氏：漏渓」では「―鰆の魚道も既に發見せられありとのことにて、漁夫の或者は古賀氏に対し之れが漁獲の道を開かんことを要請中なりと聞く―」とあり、鰹漁以外の漁獲についても研究していた事が窺える。

なお、1909.12/03 付琉球新報記事「島尻水産学校卒業生の近況」(※22)には古賀氏の尖閣列島に就職した 1 人の給料は 12 円乃至 18 円であると報じている。

②ダイナマイト漁

「褒章資料」にはダイナマイト漁については記されていないが、尖閣諸島での港湾の整備等にあたって盛んに工業用爆裂薬(ダイナマイト)を使用し沿岸の岩礁を開鑿したとあるので、同諸島にダイナマイトはあったと考えられる。

1901(明治 34)年頃から沖縄県沿岸でのダイナマイト漁が問題となり、県ではこれを危険物として禁止した。が、その後も主に八重山や糸満沿岸での糸満漁夫の傷害事故が度々報じられており、

禁止されてからも一部の漁夫の間でこの漁法が続けられていたと考えられる。1901 年に奄美沖縄地方の採集旅行に来た東京大学箕作佳吉博士は著作「奄美大島及沖縄採集旅」の中で古賀が使役する糸満漁夫ら(※23)がダイナマイト漁で漁獲をなす様子を記しており(糸満沿岸にて)、彼らが尖閣諸島で漁業に従事した際にダイナマイトを使用した可能性は高いだろう。

(※右の人物が糸満漁夫の一人“鍋佐＝ナビサ”。動物学雑誌 15 巻 177 号「奄美大嶋及沖縄採集旅行記」1903.07/15 より)

余談だが、このダイナマイト漁は 1901 年以降長きに渡って行われることになる。

(※1972 年の本土復帰によって海上保安庁の水産取締りが布かれるまで、この危険な密漁は絶えなかった。およそ 70 年もの間、沖縄特に八重山地方の沿岸ではドッカンドッカンやっていたわけである。)

糸満漁夫 “鍋佐＝ナビサ”

尖閣諸島の開拓がその絶頂期を迎えたのは、丁度藍綬褒章授与の前後 1907-1910 年であったと思われる。「褒章資料」の作成された 1908-1909 年は移民総数 248 名 99 戸を数えた。また、1908 年には「永久的労働者移植ノ計画」として、本土東北地方より 41 名の児童を同諸島に移住させており(※24)、同書中の 1908 年以降の「尖閣列島予算計画書」をあわせて考えると、更に開拓の規模を拡大させる計画と準備に余念が無い事が窺える。

1910 年 4 月に尖閣諸島を訪問した農学博士玉利喜造(※25)は同年 04/19 付琉球新報記事で「―去年十月以來百數十人の歳越しを爲さしめたるか如き實に容易のことにあらず。之を能く維持して行かるゝ点は感服なり。―」と述べており、1909-1910 年にかけて 200 人前後が魚釣島を主にして尖閣諸島中に滞在していたと思われる。

写真は魚釣島事業所の掘割。右上に写るのが東北地方から招かれた児童らだと思われる。1908 年頃撮影と推定。

だが、それから僅か 3 年後の 1913(大正 2)年頃にまとめられた「宮古郡八重山郡漁業調査書:著者不詳」によれば、当時尖閣諸島における製鳥事業は中止。島(魚釣島だと思われる)における

事業の主体は鰹漁(漁船2隻、57名〔うち節製造者7名〕)。在島者は全て漁業者且つ男子のみ。とされており、明らかにその開拓規模は縮小、また在島者が漁業者のみである事を考えると、これまでの経営方針を転換せざるを得ない何かがあったと推察される。

前述の 41 名の児童や写真に写っている女工等はいつ頃島を離れて行ったのだろうか。現在のところ、これら尖閣諸島開拓の変貌を記した資料は明らかで無い。

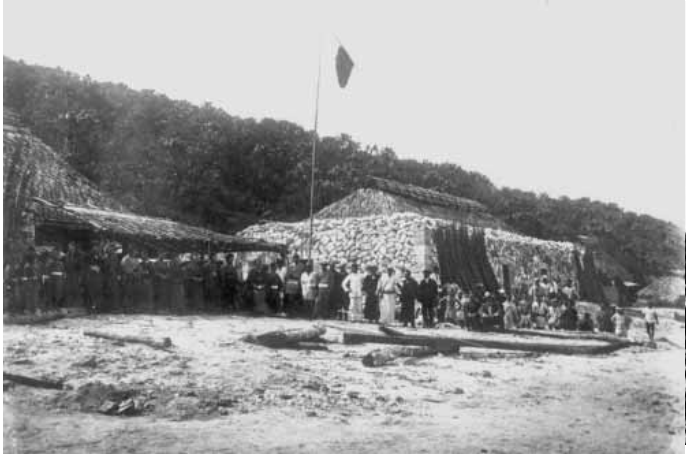

写真は魚釣島事業所。左下に写る婦人たち。海鳥剥製、鳥毛採取の女工だろうか、それとも鰹節削りか、残された当時の写真からは少なくない数の女性が尖閣諸島に移住していた事が窺える。1908 年頃撮影と推定。

尖閣諸島における漁業以外の事業

さて、尖閣諸島における漁業について、領有後明治期についての概要は述べられたと思う。せっかくなので漁業以外の事業経営についても、なるたけ手短にまとめてみたい。

「褒章資料」に記された尖閣諸島における漁業以外の事業は以下の 4 つである。

植林(樟苗及び松杉柑橘類の栽培)
開墾及び穀菜の栽培
牧畜、養蚕
燐鉱鳥糞の採掘

植林(樟苗及び松杉柑橘類の栽培)

①樟:1906 年台湾総督府より樟苗 3 万本を買付け魚釣島久場島に植樹し、その後の成育は良好であったそうである(「褒章資料」より)。この植樹の目的及びその後の経過は明らかでない。樟脳原料として栽培したのかもしれないが古賀が輸出販売したかどうか不明である。「南日本の富源:恒藤規隆著(1910)」「尖閣群島を探る:正木任著(1939)」等、その後の尖閣諸島踏査報告の中には樟に関する記述はない。なお、両著ではクスノキ科であるタブノキが育成していると記されている(魚釣島・久場島)。タブノキは線香を作る際の材料(タブ皮)の原料であり、タブ皮は古賀商店が扱っていた品目の一つである。植樹した楠苗が実際はタブノキだったかどうかはわからない。

②松、杉、柑橘類:松、杉に関しては記されている資料が不明である。家屋乃至は漁船の建築材として植樹を試みたと思われる。柑橘類は「尖閣群島を探る」によると、久場島中央部の旧噴火口跡に蜜柑、文旦、バナナ等が生えている、と記されている。

③其の他:「褒章資料」に古賀は八重山に自生するモチノキから作られる鳥黐の製造を奨励したとある。魚釣島にこのモチノキが生育しており、古賀商店の品目の一つである鳥黐を製造していた可能性がある。なお自生なのか植樹なのかは定かではない。

他、1933 年 01/13 付先島朝日新聞に「チャーギ(槇)販売します」という古賀商店の広告がある。このシロアリに強い木は沖縄では古くから建築材として重宝されている。戦前の資料等には記されていないが、魚釣島東側にはこのチャーギの植樹及伐採跡が見られたとの報告がある(戦後)、与那国島では同島からチャーギを切出して柱に仕立てた家屋が今も現存しているそうである(戦後)。

開墾及び穀菜の栽培

尖閣諸島における開墾地は「褒章資料」によると「―現今開墾ノ地積六拾余町歩ニ達スルニ至レリ。而シテ栽植物ノ種類ハ重ニ雑穀甘藷野菜類等ニテ、日々移民ノ給養ヲ充シツゝアリ。―」とある。だいたいで60ヘクタールの畑が当時あったと考えれば良いのだろうか。開墾地は魚釣島の西側北斜面と久場島内部の各地であったと思われる。久場島には現在でもサツマイモ(甘藷)とサトウキビ(甘蔗)の野生化した株が生育してるという。他の雑穀野菜類については明らかでない。他、魚釣島沿岸には鉄砲百合が群生しているそうである。百合根は古賀商店の輸出品目の一つであり、人為的に植樹栽培された可能性があるが、詳細は明らかでない。

牧畜、養蚕

①牧畜:鰹漁の項であげた明治 40 年代の「和平山建物配置平面図」には、ブタ小屋が記されている。ブタは沖縄の人たちの好物であり祝いの席や季節毎の節日には欠かせない食材である。明治期は多くの出稼ぎ者が島で年越を迎えたそうである。ブタの御馳走は慰めの 1 つだったかも知れない。他、1930(昭和5)年7月に尖閣諸島(大正島除く)を息子の古賀善次に払い下げるにあたって、沖縄営林署より同署員が出張し実地調査を行った、その際の報告によると、島にはヤギもウサギ(黒)もいた(同年 07/28 付先島朝日新聞記事「この頃無人島」)。ヤギについては他にも、古賀商店からの聞取で生息していたとの報告、漁師からの聞取報告の 2 点がある(※26)。現在魚釣島は外来ヤギの食害が問題となっているが、「魚釣島のヤギは1978年に日本青年社が放逐して増えた(※27)」という前提は考え直すべき点があるかも知れない。

②養蚕:「褒章資料」には予定の旨記されているが、資料がないため不明である。

燐鉱鳥糞の採掘

明治末期から大正初期にかけて古賀は農学博士恒藤規隆と組んで久場島(黄尾島)の鳥糞採集業を試みた。「褒章資料」によると、古賀はかねてから、尖閣諸島の土壌が燐酸を含有しているのでは？と感じており、「―明治四十年三月福岡鉱山監督署ニ採掘出願書ヲ提出セシガ、同年八月

十九日付ヲ以テ許可セラレタリ。依リテ翌四十一年二月上京、農学博士恒藤規隆ニ商談シ鉱石ノ検査ヲ乞ヒタリ。―」、1908 年 5 月、恒藤を同諸島に招き、肥料の実地調査を行った。

調査の結果、黄尾島(久場島)に堆積する鳥糞が肥料原料として有望「―同博士ノ説ニ依レハ、南洋諸島ヨリ輸入スル guana ト同一ニシテ、本邦ニ於テハ他ニ類ヲ見サル好肥料ナリトス。―」であった為、古賀は恒藤と共同で、同島の鳥糞を採取し肥料として販売する計画を立てる。具体的には恒藤は“台湾肥料会社”を設立し、古賀は那覇に新たに“沖縄鳥糞肥料販賣古賀商會”を設立(1908.9)した。当時の新聞記事によると、台湾肥料会社は、「台湾、尖閣列嶋及び南清邊から原料を取り寄せて肥料を製造し―」(1911.09/14 付琉球新報記事「臺灣肥料會社支配人を訪ふ」より)、台湾及び日本各地に販売する会社であった。古賀商会の方の事業内容は「―鳥糞、燐鑛鑛物、人造肥料販賣業―」(官報より)とあるが、営業実態等は不明である。

久場島での肥料採集は数年続いたらしいが、結局中止される。中止の理由については肥料原料の質が劣った、費用の面で割に合わなかった等の説がある。ともかく、古賀と恒藤による同島での肥料採取は失敗に終わった。

1916 年 05/04 付琉球新報記事「鳥糞は金貨:恒藤規隆談」で、恒藤は「折角日本に下賜されようとした自然の富である鳥糞だが、布団の中へ入れるためにその鳥糞を生むアホウドリを殺し尽くした者がいる。」として、痛烈な批判を下した。記事には古賀の名を出していないが、名指ししている様なものである。この頃には既に久場島での肥料採集が中止されていたのであろう。

その後、尖閣諸島(大正島含む)で鳥糞や燐鑛石の採取を試みた者がいたようだが、実際に採掘するまでに至ったことを記した資料は不明である。

※参考、尖閣諸島における肥料原料採掘に関する記事
1920.02/03 付沖縄時事新報記事「問題の赤尾嶼は八重山郡石垣村に編入」
1920.11/23 付大阪毎日新聞記事「琉球で大燐鉱を発見」)
1922.06/06 官報第 2952 号より「採掘不許可」(北小島及南小島)

尖閣諸島開拓の利益と収支

同諸島開拓でどれだけの財を成したのか、「褒章資料」にある尖閣列島事業経営費と産物収入高(共に 1897-1907 年まで)をもとに年毎の利益をグラフにしてみよう。

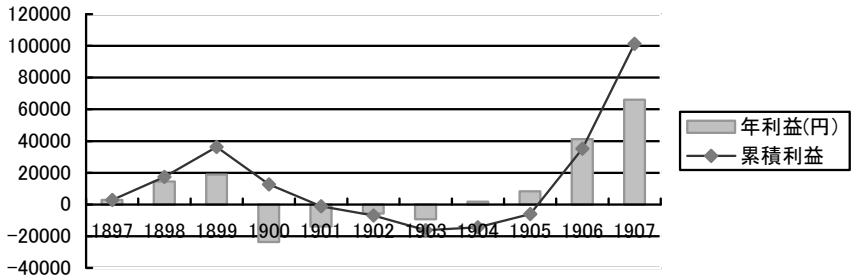

開拓初期の利益は1899年頃に絶頂を迎え、その後は開拓等に関る経費で赤字が続いているのがわかる。1901 年頃には積み上げた利益を使い果たしている。それから 5 年の間は開拓にかかる費用が収益を上回っている事を考えると、古賀がアホウドリ羽毛等で得た利益は、ほぼ全て尖閣諸島の開拓及経営に費やされてしまったわけである。幾つかの文献などでは古賀のことを「尖閣諸島のアホウドリを捕獲し、巨万の財を為した人」と紹介しているが、それら多くのアホウドリは久場島及び魚釣島の開拓、船着場やレンガ造りの貯水槽、島に巡らされた石垣積のあぜ道へと化けた。と考える方が妥当ではないだろうか。

さて、その後 1906 年には海鳥の剥製事業と鰹節製造が本格化しており、累積益は僅か 3 年で 10 万円を突破した。この利益はいったい何に化けたのだろう。

魚釣島の鰹節工場場跡前でテッポウユリを
手にする高良鉄夫氏。(多和田真惇.1952)

〈注釈〉

※1:大阪古賀商店については論文「古賀辰四郎と大阪古賀商店:望月雅彦」(南島史学第 35 号収録)に詳しい。同論文によると古賀商店は八重山―那覇―大阪と、各々役割を分担し大阪古賀商店は主に販売を、那覇古賀商店は商品の開発と仕入れを受け持っていた。大阪古賀商店は大阪西区にあり主に各種介殻や真珠を扱う海産物問屋として営業していた。なお、八重山古賀支店、那覇古賀商店、大阪古賀商店共に山に三の商号で統一されている。

※2:南清貿易調査委員会、1899 年、那覇港に開港場指定の内定が下り、開港にあたって結成された官民一体の調査委員会。沖縄の有力商人が多数参加した。同会で古賀辰四郎は水産専門委員に選定され奈良原知事以下貿易視察団の一員として 1899－1900 年にかけて福州―香港を視察した。視察の状況は古賀と共に同行した護得久朝惟の琉球新報に寄せた通信「渡清道中日誌」等に記されている。

※3:大正天皇(皇太子)は「第 5 会内国博覧会 1903 年」「長崎水産共進会 1907 年」「大正博覧会 1914 年」で古賀出品の真珠等をお買い上げになられている。

※4:藍綬褒章:。「公衆の利益を興し成績著明なる者」又は「公同の事務に勤勉し労効顕著なる者」に授与される褒章。

※5:松田和三郎(まつだ・わさぶろう)。慶良間島座間味間切長。慶良間諸島には 1890 年頃から宮崎県の鰹船が訪れ鰹漁をしていたが、当時地元民が鰹漁をする事は無かった。松田は 1901 年に沖縄本島に漂着した静岡県の遠洋鱶釣船を買い取り鰹船に改造。訪れる宮崎船に教えを乞い、地元の若者に鰹漁を学ばせ間切で鰹漁を開始した。これが沖縄県における鰹漁の嚆矢と言われている。

※6：廣運会社(こううんがいしゃ)。琉球の王家である尚家の資本で設立された海運会社。球陽丸、広運丸、大島丸(古い順)を所有し、那覇―先島航路、那覇―鹿児島―大阪航路等を運航した。地元沖縄の海運会社として活躍したが1917年解散した。長く社長を務めた護得久朝惟は古賀の友人の1人であり、古賀自身も1904年から解散まで同社の取締役を務めている。

※7：三浦丸(辰島丸)、(みうらまる・たつしままる)。尖閣諸島との運輸を円滑ならしめるために古賀が台湾から買入れた貨客船。1906 年より主に那覇―名護航路の運航にあたった。が、1910年台風の中出航し那覇港三重城付近にて座礁、沈没。国頭銀行頭取平良保一他 80 余名の乗客の半数が犠牲となり、当時における未曾有の海難事故として長く人々の記憶に残る事になる。真教寺で古賀主催による法会が行われた。なお、船名は三浦丸→辰島丸→三浦丸と沈没するまで2度変わっている。

※8：古賀辰四郎の死亡には1918年08/15説があるが(『沖縄大百科辞典』)、どの様な資料を参照したのか確認できない。が、1918 年 10/14 付官報第 1860 号「沖縄肥料株式会社変更登記」には、08/28 死亡と記載されているためこの日付とした。

※9：尖閣諸島における古賀の活動に関する資料と当時の沖縄関係の資料とを比較して古賀の評価の矛盾等を探求している、尖閣諸島に関する大変画期的な論文。多彩な資料を参照しており尖閣諸島における漁業を調べるにあたって大変参考になる。が、残念ながらどうも論文自体の矛盾(本文中に一例をあげてある)が目に付く。(人文地理 Vol.57 , No.5(2005)収録)。

※10：水眼鏡(ミーカガン)、糸満漁夫によって発明された潜水用の両眼式眼鏡。1881－1886 年にかけて発明された。水眼鏡の登場は採介や追込網業といった潜水を主とする漁業を格段に発達させる事となる。一般的な水眼鏡はモンパノキの木枠に透視ガラスをはめ込み防水処理を施している。糸満出身の水産家、玉城保太郎の考案であると言われている。

※11：ユクン・クバ(ヨコン・コバ)、沖縄における尖閣諸島の総称。ユクンクバ＝久場島、魚釣島、南北小島全体を指して呼ぶ事が多いが、現代では大正島も含んでそう呼ぶ場合もあると思われる。なお、別にユクン(ヨコン)＝魚釣島、クバ(コバ)＝久場島という説と、逆にユクン＝久場島、クバ＝魚釣島という説がある。

※12：尖閣諸島の実地調査に先立って石沢兵吾は1885年8月、出雲丸(船長林鶴松)で大東島調査に赴いている。この調査も尖閣同様内務省からの指令によるものであり、その目的も、島の地理及び自然、開拓の余地があるか、無主地か他国に属して無いか等の調査であった。尖閣諸島と異なる点は大東島の場合は上陸調査の際に国標を建立した事だろう。

※13：古賀は 1891 年に大東島の開拓を出願し、同年 11 月に開墾許可を受けた。翌 1892 年に大有丸(沖縄開運会社)を雇入れ人夫及漁夫31名と共に大東島へと出発したが、海が荒れたこともあり上陸すら出来ず那覇へと引き返した。那覇港に着くと、古賀が連れた人夫達は「―(船)会社を、そゝのかして積んである一切の品物は古賀に返さず我々が今日迄の費用として受け取ると頑張り会社も亦古賀に渡さない―」(1932 年 04/07 付琉球新報「あの頃を語る」より)。困り果てた古賀は裁判所に訴え、結果勝訴したそうである。

※14：尾瀧延太郎(おたき・えんたろう)、古賀の甥。1897-1899 年にかけて尖閣諸島の開拓を監督

した。監督の傍ら、魚釣島、久場島を探険調査し当時にあって両島の精密な地図を作製した。1899 年末から古賀と共に中国福州～香港を視察後 1900 年から京都で海外交易の為に英語を勉強するが、その後の消息は不明である。なお、尾瀧の制作した地図はその後の報告や調査(1900 年宮島黒岩)の際参考にされている。

※15:宮島幹之助(みやじま・みきのすけ)、山形出身の医学者。マラリア等寄生虫の研究で有名。1900 年東大理学教授箕作佳吉の斡旋で尖閣諸島久場島(主にアホウドリの繁殖)を調査。

※16:黒岩恒(くろいわ・ひさし)、高知出身の学者。1893 年より沖縄県に赴任(尋常師範学校助教諭心得※官員録より)。のち同校教諭を経て 1902 年から国頭農学校校長を務めた。1899 年古賀より尖閣諸島の調査を求められるも船便の都合により果せず、翌 1900 年古賀の招いた理学士宮嶋幹之助と共に尖閣諸島魚釣島を調査。

※17:沖縄初の本格的な遠洋漁業会社と、その所有船。1905 年 8 月糸満漁業者と首里那覇の実業家が出資し設立された。農商務省による遠洋漁業奨励資金の補助を受けて建造された第 1、第 2 糸満丸で以て 1906 年 9 月頃より操業を開始するが、同年 11 月第 2 糸満丸が慶良間阿護之浦附近で座礁し使用不能となった。その後第 1 糸満丸は漁場を小笠原方面に切り換え操業した。小笠原での初航海の漁獲高は 1 万円以上を記録し、無論黒字であったそうだが、その金額の多くを鳥毛が占めており、農商務省ではこれを喜ばなかった。その後の航海も魚の不漁を鳥毛で埋めるような成績であったそうだが、第 4 航海目に南洋諸島リサン島附近で座礁。持ち船を全て失った会社はその後 1909 年 9 月に解散。尖閣諸島へは記念すべき初航海で久米の赤島(大正島)、無人嶋のイエクンクバシマ(久場島・魚釣島)に廻航している。尖閣近辺で操業したかどうかは今のところ不明である。※糸満丸と糸満遠洋漁業会社については「沖縄県農林水産行政史第 8,9 巻:第 1 部水産一般」「台湾水産雑誌第 275 号:糸満丸の思い出(1938)」に詳しい。

※18:クバシマ:注釈 11 でも述べているが、当時多くの人々が現在の魚釣島をクバシマ(コバシマ)と呼んでおり、糸満漁夫や八重山の人々には一般的にクバシマ＝魚釣島として認識されていたと推察される。

※19:宮田倉太(みやた・くらた)、福岡県出身、明治期の新聞人。太田朝敷に誘われ 1906 年 4 月頃より琉球新報に入社、同社主筆となる。“漏渓”の雅号で多くの記事を記した。1911 年 8 月惜しまれつつ退社。沖縄を去る。同氏が書いた尖閣諸島に関する記事は「尖閣列島と古賀辰四郎氏」「雲濤日記」他署名記事以外にも少なからずあると思われる。

※20:玉城五郎(たまぐすく・ごろう)、糸満出身の水産家。沖縄県の水産技手として水産業の発展と近代化に努めた。鰹漁業、遠洋漁業等を奨励し、注釈 17 糸満遠洋漁業会社の設立にも尽力している。水産技手退官後は自ら発動機付鰹船を建造、操業する事で県漁業者を先導した。また糸満漁夫を率いて静岡、台湾方面に出稼遠征を試みるなど糸満漁夫の県外進出にも努めた。糸満水産組合理事長、第 3 代糸満町長等を務めた他、「糸満概況」「糸満研究」等の著作がある。尖閣諸島へは 1908 年恒藤規隆の肥料調査に同行。同諸島の水産調査をしたそうだが調査報告等は不明である。

※21：亜ヒ酸というのは要するに毒薬である。南小島では海鳥の剥製を作る際に大量に使用していたのか、恒藤規隆著「予と燐鉱の探険」によると、燐鉱調査の際古賀は同島の水を摂取し亜ヒ酸中毒で倒れたことがあるそうである(恒藤は用心していたため免れている)。「日本水路誌第 6 巻」にも南小島の水は飲むべからずと注意書きされている。

※22：島尻水産学校、島尻郡立の水産学校。当時沖縄で唯一の水産専門の学校であった。当初 1904 年 6 月に糸満村立水産補修学校として設立、同年 12 月より村営から兼城間切に運営が移る。1908 年には間切の運営を改め島尻郡立水産学校に改称。1910 年 4 月運営を沖縄県に移し、沖縄県立水産学校となる。現沖縄県立水産高校。

※23：当時古賀が懇意にしていたと思われる、“玉城太郎(樽)※屋号：鍋佐”以下数人の糸満漁夫ら。箕作の前で鍋佐はダイナマイト漁、潜水漁等を披露した。「―鍋作(ナビサ)なる者古賀氏の命により昨日より捕獲に従事し、得たるナマコ、メハヤ(大島名アヤミシキリ)二疋、シビー一疋を持ち來る是は大なる獲物なりき鍋作(ナビサ)とは屋號にて本人の名は玉城(タマグスク)太郎と云う由なれども人々彼を單に鍋作鍋作と呼び本名を言うものなし常に古賀氏に出入する水産業者にて理のよく分る男なり我々の望む所をよく了解したる後には最も熱心に捕獲に従事し同人の力に依りて獲たる者甚だ多しとす、我々は彼を「沖縄の熊」と呼ぶに至れり―」(動物学雑誌第 15 巻第 181 号「奄美大嶋及沖縄採集記 3：箕作佳吉」より)

※24：尖閣諸島の開拓経営にあたって古賀が苦慮した事の 1 つは、熟練労働者の確保である。苦労して出稼ぎ労働者を確保しても、彼らが作業に慣れる頃には契約期間が過ぎてしまう、他賃金等のコストがどうしても高くなる。この問題を解決する為、古賀は“永久的労働者の計画”(褒章資料より)として宮城、福島県より“貧児”41 名を移住させ(平たく言えば東北の貧村から子供を買ったわけである。)、在島者の 1 人師範学校卒業生を彼等の教育にあたらせた。

※25：玉利喜造(たまり・きぞう)、鹿児島出身の農学者、日本で初めての農学博士。1909 年鹿児島高等農学校校長となった後、貴族院議員を務めた。尖閣諸島には 1910 年に上陸、視察をなし、魚釣島事務所の別荘(p27 の附図「和平山建物配置平面図」の中央上“隠レ家客室”のことだと思われる)に「先覺楼」と揮毫した。

※26：①1943 年、八重山古賀支店店員伊地柴贇からの聞取によると、当時魚釣島には野ヤギ(原文野羊)が数百頭棲息していたそうである。(「軍事極秘 1943 年 08/03 付石垣測候所秘發第 242 號」より)。②1920 年頃古賀(善次か與助であろう)は魚釣島に雌雄のヤギ 2 頭を放したそうであり、そのヤギはのちに群れをなすほど繁殖した。1935 年頃、同島で 2 隻の鰹船が鰹漁を操業していたが、雨天や風波が荒れて出漁できない日は、山羊狩りをしたそうである。これは同じく八重山古賀支店員であった喜捨場孫正からの聞取である。(「南島研究」第 40 号南島研究会刊 1999.3 より)

※27：魚釣島では現在野生化したヤギが大いに繁殖しており、同島の生態系を破壊しているという報告が専門家より毎年出されているが、これらのヤギは 1978 年、魚釣島に上陸した右翼団体「日本青年社」がヤギ 2 頭を持ち込み、同島を離れる際に放したことによるものだと指摘されている。

左端:
八重山古賀支店広告

右上:
那覇古賀商店広告

右下:
大阪古賀商店広告
それぞれ山に三の商号を用いている事がわかる。

いずれも望月雅彦氏著「古賀辰四郎と大阪古賀商店」に掲載の「the trade directory of the kansai」1895 を使用。

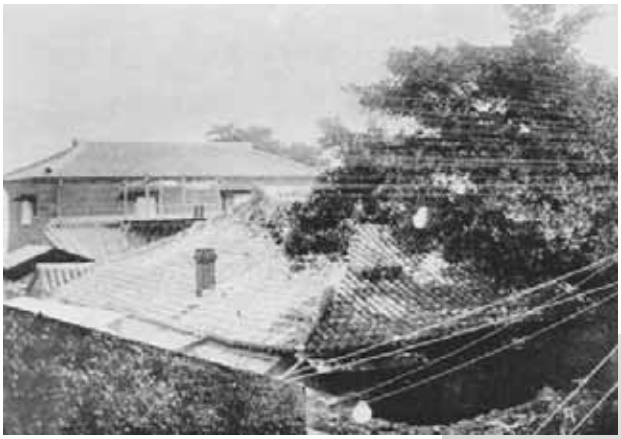

那覇古賀商店、那覇市西町にあった。
1944 年 10.10 空襲で、土蔵(写真左端の建物)を残して焼失したといわれている。
(「望郷沖縄写真集第 2 巻」より)

古賀商店八重山支店
波が寄せる大川の護岸と家並み、石垣港桟橋から古賀支店付近を望むとある。1933.7。(「八重山写真帖」より)

Ｖ．領有後、尖閣諸島における漁業(下)と古賀辰四郎の死
〔古賀商店鰹漁船の変遷と県外船の進出〕

Ｖ－1．尖閣諸島における鰹漁〈褒章受章後〉

「褒章資料」の中で古賀は意気盛んに今後の事業計画を記している。同資料内「明治四十一年度以降尖閣列島経営豫算書」等によると1911(明治44)年の計画では、“漁業：鰹船20艘、珊瑚船20艘”、その“監督者3人漁夫220人珊瑚採取者100人”、“海鳥剥製業：監督者3人剥製者150人”という規模にまで拡張されている(予定)。

実際にこの通り尖閣諸島での事業が拡張された形跡を、その後の資料から窺う事は出来ない。前述したように1913(大正2)年の漁業調査報告では同諸島における海鳥剥製業は中止、鰹船2艘、漁夫は57人であり、珊瑚業のサの字も出てこないのである。

鰹漁船の変遷

尖閣諸島における鰹漁がどのように変遷して行ったのか考える手がかりとして、先ずは同諸島における鰹船の数が記された資料からその数を年毎にまとめてみよう。

◇1905(明治38)年：2-3隻。「褒章資料」は3隻、琉球新報「縣下に於ける本年の鰹漁業(上)」は2隻。

◇1906(明治39)年：不詳。

◇1907(明治40)年：3-4隻。琉球新報「本年縣下の漁業状況(4)」は3隻。沖縄毎日新聞「漁業者及漁船」は4隻。

◇1908(明治41)年：3隻。琉球新報記事「尖閣列島と古賀辰四郎氏」より。

◇1909(明治42)年：1隻？。「沖縄県水産一班」より。古賀の持船だが、尖閣諸島が根拠かどうかは記されていない。

◇1910-1912(明治43-45)年：不詳。

◇1913(大正2)年：2隻。「宮古郡八重山郡漁業調査書」より。

◇1914-1917(大正3-6)年：不詳。

◇1918(大正7)年：1隻。琉球新報記事「八重山の鰹業」、先島新聞「大正7年7月中鰹漁獲高」より

◇1919(大正8)年：1隻。外務省外交資料「大正九年一月　遭難支那人三十一人件」より。

◇1920(大正9)年：不詳。

①1905－1910年ごろ：

先ず、1905-1910　年までは凡そ　2-4　隻の鰹船が尖閣諸島を根拠に操業したと思われる。1909-1910年について、記載のある「沖縄県水産一班：大村八十八(※1)」には1909年の漁獲高は概算で「凡そ3,000円(鰹船は漁蔵丸1隻)」と記されているが、尖閣諸島を根拠地にしたかどうかの言及がない。同じく記されている、翌1910年の漁獲高は約8,395円に増加しており(こちらは尖閣

列島に於て漁獲と記されているが、鰹船数等の記載はない)、1910 年には少なくとも 2 隻以上の鰹船が同諸島を根拠にしていたと思われる。なお 1909 年 1 隻(漁蔵丸)は石垣島を根拠にしていた鰹船の可能性もある。ので、余り考慮しないことにする。

②1913 年ごろ:

さて、前の章でも述べたが、尖閣諸島における鰹漁に従事する漁夫は、宮崎県から雇入れた漁夫らが中心であった。節製造職人も当初宮崎県から雇入れていたが、1908 年頃には四国から節削の女工を招き、土佐節に切り換えている。しかし、それから 5 年後の 1913 年の「宮古郡八重山郡漁業調査書」によると「―現今従業中ノ前記漁夫ハ與那城嶋(※與那國嶋の表記間違いと思われる)ノ者多數ヲ占メ、糸満町其ノ他國頭郡各村ノ者之ニ加ハレン。但シ製造人ニハ與那國ノモノ無ク、全部沖縄本嶋ノ者ヲ採用セリト云フ。―」、と記されており、漁夫及び節製造人共に宮崎県や四国からの雇入れを止め、沖縄県下から雇入れる方針へと変ったようである。

「伊平屋村誌」(1956.2 月)の漁業の項には「―前泊の根路銘五郎氏外十四名の人大正初年に尖角列島に出稼し同島で鰹業に従事して相當の成績を獲得して歸省し早速く鰹業の計畫を樹立して―」とある。同書には根路銘五郎以下の者たちが古賀に雇入れらたと記されてはいない。が、当時古賀以外のものが尖閣列島を根拠地にして鰹漁を営んだという資料もないため(前述の玉城五郎を除く)、古賀が彼らを雇入れた可能性は十分あると考えられる。

また、「沖縄県水産一班」によると「―尚明治四十三年に於ては水産物就中鰹釣漁業及鰹節製造方法の改良発達を期するが為め技師を聘用すると共に教師十六人を雇入れ、各所に派遣するの方法に就れり―」とあり、1910 年頃から地元沖縄県人に対して鰹漁及び節製造の教育や指導が盛んに行われ始めたことが窺える。県外の漁夫や製造工はどうしてもコストが高くかかってしまう。1910－1912 にかけて古賀は県外の職人から県内のそれへと切り換えていったものと思われる。

③1914 年以降:

その後の尖閣諸島における鰹船については 1918 年 05/11 付琉球新報記事「八重山の鰹業」に「―鰹船は石垣村十二隻―(中略)―尖閣列島一隻計十六隻の發動機船―」。1919 年の遭難事件(※2)―尖閣諸島魚釣島に中国漁船(福州)が遭難漂着、同島に滞在していた漁夫 30 余名がこれを保護した。つまり、当時尖閣諸島には鰹船が少なくとも1隻は在ったと考えられる。

※参考:1920 年 02/16「支那国人漂流救護に関する件」より
(略)―支那国福建省泉洲府惠安縣白寄郷人郭合順外三十名、大正八年九月七日、漁船金合丸ニ乗組ミ福建省ヲ出發シ、浙江省方面ニ於テ漁業ニ従事中、同年 12 月 26 日、暴風ニ遭遇シ転覆ヲ虞レ帆柱ヲ切断シタル為メ、全ク航行ノ自由ヲ失シ怒涛ニ翻弄セラレツゝ漂流スルコト五日間、同三十日暮方ニ至リ、漸ク県下八重山郡尖閣列島内和洋島ナル孤島ニ漂着シ、搭載セル三隻ノ短艇ニ依リ辛フシテ上陸セリ。 然ルニ同島ニハ個人ノ経営ニ係ル漁業事務所アリテ、當時三十餘名ノ漁夫在住シ居リシヲ以テ、其等ノ食料ヲ分與シテ救護ヲ為シ天候恢復ヲ待チテ、漸ク本年一月十日、同事業所所有漁船ニ依リテ同郡石垣村役場ニ移送シ、爾来旅舎ニ収容救護ノ處、在長崎支那

國領事ト交渉ノ結果、一月二十一日同所發大阪商船八重山丸ニテ台湾基隆迄送還シ、同二十五日基隆発厦門行同天草丸ニテ福州ニ送還致候。―(後略)

1914 年以降、古賀は尖閣諸島を根拠地として 2 隻～1 隻の船を鰹漁に従事させていた。1918 年 08/25 付先島新聞記事「大正 7 年 7 月中鰹漁獲高」では「第 7 古賀丸」として「―報告ナシ、古賀店尖閣列島―」と記されている。翌 8 月中漁獲高も「第 7 古賀丸、報告未提出」(先島新聞 09/25)である。当時尖閣諸島への通船はなく漁船でも片道 2－3 昼夜(※3)はかかったであろう、こういった定期調査には未提出なのが当然であると言える。

しかし、この推測に反して 1921(大正 10)年頃から古賀商店所有船の鰹漁成績が八重山の地元新聞に定期的に掲載されている。当時何らかの通信手段があったのか、毎週のように石垣島と尖閣諸島を行き来する船があったのか、検討してみたが尖閣諸島での成績なのか判然しない。

よってそれら掲載された成績は石垣島を根拠にした操業であると思われる。

ちなみに、前章にも記したが 1918 年は古賀辰四郎が死去した年である(1918.08/28)。「褒章資料」には尖閣諸島への出稼者を確保するのは容易でないと再三記されている。古賀の死後、鰹漁の根拠地を同諸島から石垣島に移したのかも知れない。

古賀商店所有漁船についての考察

1923 年付先島新聞記事「漁船概要調」によると、当時八重山古賀支店(古賀善次又は與助※)が所用していた鰹漁船は 3 隻、「第7古賀丸」「第 8 古賀丸」「第 9 古賀丸」である。記事によると当時第 7 第 8 古賀丸は石垣村を根拠とし、第 9 古賀丸が尖閣列島にあったようである。

先に記した漁船成績、1918 年の調査 7 月分では第 7 古賀丸は尖閣諸島にあり、鰹船の報告が未提出となっている。1918 年の時点ではまだ第 7 古賀丸は同諸島を根拠地にしていた。だが翌 1919 年 5 月、第 8 古賀丸を新造し、徐々に同諸島での操業から、石垣島を根拠地とした操業へと切り換えて行ったのであろう。

資料をみると、尖閣に配置された第 9 古賀丸は他 2 船より噸数も小さく、製造所等も不詳である。古い和船に発動機を付けた恰好の船だったのではないだろうか。

船 名	根拠地	噸数	船長	船巾	船深	製造所	馬力	製造日	船主
第 7 古賀丸	石垣村	14	―	―	―	池貝	25	不詳	古賀善次
第 8 古賀丸	石垣村	19	58.0	11.6	6.0	神戸赤	30	1919.5	古賀善次
第 9 古賀丸	尖閣列島	9	―	―	―	電気灯火	15	不詳	古賀善次

※参考:1923 年付先島新聞記事「漁船概要調」より古賀商店所有鰹船抜粋。

さて、根拠地を尖閣諸島から石垣島に移しはしたものの、全く使用しなくなっていたという訳ではないようである。1925.06/05 先島新聞が報じた大正 13 年節類八重山生産検査高表には第 8 第 9 古賀丸といった持ち船の他に、「和平山」組合という名前が記されている。これは文字通り和平山＝魚釣島で操業しているグループの名称だと思われる(※4)。

等 級	斤 数	價 格	村 名	組 合
46	5,861	8,428	石垣村	古賀丸 8 号
58	4,300	6,885	石垣村	八重山支店古賀 9 号
65	3,327	4,638	石垣村	和平山

※参考:1925 年 06/05 付先島新聞記事「大正十三年自一月一日至十二月一日節類
八重山郡生産検査高個人別成績表(一)」より抜粋

その後、1930 年 07/28 先島新聞記事「この頃無人島」には「―古賀会社では近年事業も振はず現在では月給拾五円で番人を三人おいて夜光貝の採取等をさせ冬になると漁業等をして少し賑はふやうである。―」とあり、1930(昭和 5)年頃には冬季に限って漁業に従事させていた事が窺える。また、前章の注釈で触れた古賀支店員喜舎場孫正への聞取によると、1935 年頃は同島で 2 隻の鰹船が鰹漁を操業していたそうである。

以上、記した点をひとまずまとめて、大正から昭和の始めにかけての尖閣諸島における鰹船について推測をしてみたい。1909 年の褒章受章以降、尖閣諸島における古賀の鰹事業はそれほど拡大せず、逆に1913年には2隻に縮小した。またこの時期、本土からの漁業者を沖縄県出身に転換する事でコスト面での改善が得られている。同諸島に 1-2 隻の鰹船を配してほぼ通年(2-10 月は鰹漁、その後夜光貝及鱶漁)操業していた(「宮古郡八重山郡漁業調査書」より)。だが、1919 年古賀辰四郎が死去してからは鰹漁の根拠地を次第に石垣島へと移していった。以降、同諸島での操業は主に冬季に限定されたものになった、と推察する。

大正及び昭和期、先代古賀辰四郎の跡を次いで、古賀商店が尖閣諸島でどのような事業を展開したのか？記されている資料は大変少なく、かなり荒削りな推測になった事を申し訳なく思う。

息子の古賀善次は戦後まで生きていて、幾つかのインタビュー記事が残っているが、父辰四郎の開拓時代の話が殆んどであり、自身の経営について具体的に語る事はなく、判然としない部分もある。善次自身が同諸島に行った事があるかどうかさえ確証がつかない。強いてあげるなら「古賀善次の証言」(1972.6 現代)によると、「―しばらくは借地料を払ってカツオ節工場を経営していたのですが、だんだんそれが負担になってきましたので、昭和 6 年に払い下げを申請し、翌年許可されました。―」とあり、当時尖閣諸島での事業は借地料(年間 136 円 61 銭)が負担となる程に縮小してしまっていたという事だろうか。

しかし、明治期の資料に比べて、大正昭和期の資料が乏しいというのも寂しい話である。

Ⅴ－2. 沖縄県外船の進出

尖閣諸島における漁業を古賀商店が縮小する一方で、大正期から同諸島に進出しだした人々がいた。沖縄県外からやってくる鰹船である。

県外漁船の最たる勢力は台湾の鰹船であった。台湾の鰹漁は1910年頃から営まれるようになったが、台湾総督府が所有する水産試験船の漁場調査等により、早くも大正初期から尖閣諸島まで

漁場を広げ盛んに出漁した。また本土からは遠く高知県水産試験船が遠征に来て鰹漁場拡張の為の予備調査を実施(1916 年)、続いて鹿児島県の水産試験船が 1926 年頃から沖縄近海～尖閣諸島方面に亘る鰹漁場を調査した。その後鹿児島の漁業者は鰹漁船を大型化し、漁期になると沖縄近海～尖閣諸島方面まで姿を現すようになった。

台湾船の進出

台湾は元々日本本土の様な鰹釣漁業はなく(※5)、日本の領台後(1895 年以降)、台湾に進出した本土(内地)人によって勃興、発展していった。この点は沖縄における鰹業の歴史と非常に良く似ていると思われる。

1917(大正 6)年 04/02 付台湾日日新報記事「(大正)5 年度の漁業」によると「―本島に於ける鰹釣漁業は明治四十一(1908)年頃宮崎縣人某が廳下の近海にて試漁せしに始まり―」とあり、鰹漁業の興りは本土から進出してきた宮崎県の漁夫(坂本某)によるものである事がわかる。その 2 年後 1910 年には総督府水産試験船凌海丸が建造される。また、同年基隆の吉井治藤太は総督府補助の下、発動汽船基興丸を建造し鰹漁業に従事(これが台湾における初めての本格的鰹釣漁船だと思われる)。翌 1911 年には総督府の指示の下、実業家らの資本による「台湾水産会社」「台湾海陸産業会社」が設立され、台湾における鰹漁業発展の基盤が整備されていった。

さて、台湾の鰹船が何年頃に尖閣諸島に進出したのか、残念ながら具体的な年号は現在調べた資料からは見出せない。が、前述の台湾日日新報記事「(大正)5 年度の漁業」、1915(大正 4)年 08/17-20 付同紙記事「台湾の水産」や台湾総督府の出版した「台湾事情:大正五年」等の資料を見るかぎり、1916 年には既に進出を果していたものと思われる。

※参考:1917 年 04/02 付台湾日日新報記事「五年度の漁業」より抜粋
―逐年斯業の進歩を來したるものにして其の漁業の如き尖角列島及び與那國島附近迄出漁するものを生じ、急速に遠海漁場の開拓を爲すに至れり―(後略)

※参考:1915 年 08/17-20 付台湾日日新報記事「台湾の水産」より抜粋
―今日台湾本島に於て漁船の足場とする所は基隆、打狗の外に東港位なものである、領台以来より漁業の成功著しきは以上の三港にして将来も亦益々漁業根拠地として繁昌すべき場所に相違ない。基隆を足場としては益々東北の海に漁場を拡大し、尖角列島や先島群島の沖合に出漁し石油発動機船が蒸気船となって活動すべき運命を有し、―(後略)

※参考:「台湾事情:大正五年」より抜粋
10、鰹釣漁業試験 明治四十三年迄ノ鰹漁場ハ近海ニ局限サレタルモ本船ノ試験調査ノ結果尖閣列島及與那

國島ニ至ル間ニ漁場ヲ擴張スルニ至レリ。―(後略)

鰹漁場としての尖閣諸島〈台湾側の場合〉

明治期の沖縄での尖閣諸島における漁業は、主に古賀辰四郎の経営する開拓事業の 1 つとして位置付けられるが、大正期へと時代が進み開拓事業が縮小するにしたがい、同諸島を根拠とした鰹業もまた規模を衰退させて行った。この時期の台湾側はどのように尖閣諸島漁場を利用していたのだろうか、資料をまとめてみよう。

1921 年 2 月に台湾銀行(※6)がまとめた「台湾之水産業」によると 1910 年頃の鰹業は基隆近海 5 カイリの圏内に限ったが、1916 年には遠く赤尾嶼(大正島)附近に出漁、逐年漁場は拡大し、「―現今(※1920 年頃)ハ大略遠海近海ノ二漁場ニ區分スルコトヲ得、遠海漁場ハ即チ、火焼島、與那國、新曾根、盲曾根、赤尾嶼、蘇澳沖合等ニシテ―」。とあり、遠海主要漁場の 1 つとして尖閣諸島周辺が認知されていた事が窺える。また、「而シテ鰹群ノ存在スル場所ノ一定スルト否トニ由リテ、瀬付ト洄游ノ二漁場ニ區別セラレ、前者ハ即チ一定ノ瀬ニ鰹群ノ來游スルモノニシテ、其瀬ニ至レハ常ニ鰹ヲ漁獲スルコトヲ得ルモ、後者ハ移動スルヲ以テ時ニヨリ其ノ場所ヲ異ニス。本島遠海漁場ハ多ク瀬付漁場ニシテ、尖閣列島、赤尾嶼、新曾根、盲曾根、等ハ皆之ナリ。洄游漁場ハ多ク近海ナリ。」と漁場の性格も記されており、尖閣諸島周辺は魚族の餌場として鰹群が来遊する瀬付漁場(※7)であると知られていたことが分かる。同書に記載されている各鰹船の漁獲高表には“吉備丸、若蛭子丸、開洋丸、恵比丸、弥生丸”(以上 1918 年)、“めじま丸、やつき丸”(以上 1919 年)といった鰹船が度々尖閣諸島に出漁し、鰹釣業及び鮪釣業に従事した事が記されている。これらの点を考慮するに、当時の台湾では魚族豊富な鰹漁場として認知されていた事は確かであろう。

1924(大正 13)年に台湾総督府殖産局が発行した「台湾近海海洋調査報告:第二報・第三報」には、北部漁況として、尖閣諸島付近の漁況が紹介されており、この頃には鰹漁場の他に旗魚(カジキ)漁場としても認識されていたようである。

※参考:1924 年 3 月「台湾近海開洋調査報告第二報」 1923 年度主要魚族漁況調査より抜粋	
旗　魚（基　隆）	
漁　期	自 6 月中旬至翌 5 月上旬
盛漁期	自 11 月上旬至 12 月下旬
從業船	45 隻
主漁場	魚釣島、盲曾根、與那國、彭佳嶼、蘇澳沖合
漁具、漁船	機船、延縄及曳縄
鰹（基隆及蘇澳）	

漁　期	自 4 月 2 日至翌 10 月 19 日
盛漁期	自 6 月至 8 月
最高漁獲高	3,856 貫(8 月 4 日魚釣島)
從業船	18 隻
主ナル漁場	尖閣列島、火焼島、近海、與那國島、八重山列島
漁　況	例年ニ比シ好漁―

※最高漁獲高であるが、1 貫=3.75kg として 3,856 貫＝約 14.4 トン。斤にすると 24,100 斤。鰹 1 尾 4-5kg として約 3200 尾の釣果である。成績としてはいかがなものなのだろう。

「台湾近海海洋調査報告：第三報」によると、1923(大正 12)年度の 1 出漁あたりの漁獲 1500 尾を超えた漁場として尖閣諸島が記されている。総数 246 回中、同諸島方面はその半数近くを占める 120 回であり、主に 5～7 月に亘り好漁であった。また 1923 年に実施した海況予報(台北州漁況旬報や新聞紙上にて発表された)にも「漁況(六月下旬)：近海魚釣島赤尾嶼漁況活發」「漁況(八月下旬)：漁場、與那國及尖頭諸島ヲ主トス、餌付良好、一時近海ニモ來游ス」等と記され、やはり主用漁場として認識されていた事が窺える。

こうした台湾漁業者の尖閣諸島周辺への漁場開拓と操業により、尖閣諸島周辺は台湾北部漁場として認知されていたようである。1938(昭和 13)年発行の「鰹釣漁業：中山琢三著」には台湾の漁場として「―北は尖閣列島より南は火燒島―」と記されている。

台湾で初めて鰹釣が試みられたのが 1908 年であり、鰹業発展の基盤が形成されたのは 1910－1911 年頃である。鰹業が始まって僅か 5 年後の 1915-1916 年には既に尖閣諸島を目標に定めていることは実に興味深い。「台湾の水産業」によると台湾鰹船の漁夫は主に宮崎県より雇入れた出稼漁夫だったそうである。尖閣諸島の開拓者、古賀辰四郎も同諸島を根拠地にして宮崎漁夫を雇入れ盛んに鰹業をなしたが、1912 年頃には宮崎の漁夫を沖縄漁夫へと切り換えている。

資料による裏付もない乱暴な推測を許していただくとすれば、古賀が雇うことを止めた宮崎漁夫らが台湾基隆へと渡り、そこから遙か洋上の尖閣諸島を目指した(もちろん鰹の大群目当てである)のだとしたら、台湾側の進出が早いのも頷けるのではないだろうか。

高知県水産試験場の鰹漁場調査

1916 年、高知県水産試験場は試験船高鵬丸を西南諸島(鹿児島～沖縄～台湾間の嶋嶼群)海域に派遣し、漁場拡張のための予備調査を実施した。

このときの調査は直ちに高知鰹業の漁場拡張とは結びつかなかったものの、当時の沖縄、台湾における鰹漁業の規模や尖閣諸島における鰹業がどの程度認識されていたかについて、僅かながらも窺う事の出来る資料である。

調査報告によると、沖縄側の鰹漁場は「―各島嶼ノ近海皆良好ナラザルハナキモ慶良間列島近海、八重山列島中ノ與那國島近海及尖閣列島近海ヲ最良トス―」と記されており、当時尖閣諸島近海は慶良間、与那国近海と並ぶ好漁場と認識されていた事がわかる。この年古賀辰四郎はまだ健在であり、同諸島を根拠地にして鰹業を営んでいたものと思われる。

台湾側の鰹漁場は、「―漁場ハ基隆近海及尖閣列島近海ノ二方面アリ前者ヲ近海ト稱シ後者ヲ遠海ト稱ス―(中略)―遠洋ニ於テハ一回ノ出漁ニ二昼夜半ヲ要ス―」と記され、当時、尖閣諸島は台湾の遠海漁場として知られ、遠海出漁には 2 日半程度かかった事がわかる。また当時既に氷の供給が簡便であると記されており、遠洋漁場基地としての基隆港の優秀性が窺える。

なお、この時の尖閣諸島への調査は台湾基隆港より基隆の鰹船に便乗して視察をなしている。

1916 年の調査から 8 年後の 1924 年、高知県水産試験場は新漁場拡張の必要から再度高鵬丸を鹿児島～沖縄～台湾海域に派遣した。

このときの調査報告によると、沖縄側の漁場は沖縄群島から慶良間～宮古～八重山諸島にかけての海域と記され、前回の報告にあった尖閣諸島についての記述は消えており、古賀辰四郎の死後、同諸島を根拠地とする鰹漁はかなり縮小されていたと考えられる。また、「―然レ共其ノ南端八重山漁場ハ此地ヨリ出漁少ナク却テ台灣ヨリ出漁スルモノ多キガ爲台灣ノ漁場トシテ數ヘラルヽコト多シ―」とも記されていることから、当時八重山漁場は台湾船が盛んに出漁する為、台湾漁場と認識される事が多かったようである。

台湾側の鰹漁場は「―遠海漁場ハ火焼嶋及紅燈嶼(東部漁場)與那國及八重山群嶋、尖閣列嶋、及赤尾嶼ヨリナリ―(中略)―漁期ニ於ケル漁場推移ノ状況ヲ見ルニ例年南部紅燈嶼及火焼嶋附近ニ始マリ與那國、八重山ニ移リ尖閣列嶋、赤尾嶼ニ至リテ遠海漁場ハ終リ―」と記されている。先に台湾船の進出で記した内容とほぼ変わり無いが、沖縄漁場の調査と併せて考えると台湾鰹業の発展は当時八重山海域にまで及んでいた事を強く感じさせる。

鹿児島船の進出

鹿児島県枕崎漁港に原耕(※8)という人の銅像が建っている。日本における南洋漁場開拓の偉人である。明治後期から発動機船が現れ日本各地の鰹漁業は活性化したが、大正後期には漁船の数が沿岸漁場の許容量を上回り、遠洋への進出及び漁場拡張を余儀なくされた。

原耕は 1924(大正 13)年に大形漁船千代丸を建造、翌 1925(大正 14)年沖縄沿海に遠征し久米島西沖に新漁場を発見している。新漁場の具体的な場所は明らかでないが、先に述べた「鰹釣漁業:中山琢三著」には鹿児島県の部で「大正十三年より同十四年には―(中略)―沖縄列島の伊平屋島、久米島、赤尾島等」の漁場が発見拡張せられたと記されており、1924－1925 年頃に大型化した鹿児島船が、新漁場を求めて尖閣諸島周辺に進出してきたものと思われる。なお、原は 1927(昭和 2)年の第 1 次南洋出漁の際にも赤尾嶼～魚釣島近海で鰹漁を試みている(「鰹と代議士:岸良精一著 1982」より)。が、残念ながらこの時は鰹群に遭遇する事はなく、赤尾嶼(大正島)に上陸し黒魚(メジナか？)の磯釣りをしたそうである。

右の写真は第1次南洋探検を終えて鹿児島港に帰港した原耕：1927.11/25)。〈鹿児島県立図書館蔵「鰹と代議士―原耕の南洋鰹漁業探検記」岸良精一著よる〉。

南洋漁場開拓者・原耕

原の初遠征後(1925)の翌 1926(大正 15＝昭和元)年、鰹漁船が次々大型化し漁場の拡張に迫られた鹿児島県水産試験場は、同年より 3 回に亘り尖閣諸島周辺の鰹漁場を調査した(1926,1928,1931)。また 1933(昭和 8)年には同漁場での旗魚漁業試験を試み、1935-1936(昭和 10-11)年の報告では尖閣諸島海域を含めた沖縄海域～台湾東方海域の月別漁場図、鰹漁場範囲並各月重心点移動図を作製。両図には鰹漁場の範囲として尖閣諸島が含まれており、1935-1936 年頃には鹿児島県でも遠洋鰹漁場として認知されていたことが窺える。

鹿児島県水産試験場の報告を手短にまとめてみよう。まず 1926 年の調査、試験船照洋丸の鰹漁業試験第4航海(04/16-25)で、04/22に赤尾嶼近海で試漁するが小鰹のため200尾程で終漁。1928(昭和3)年の調査、照洋丸の同試験第10航海(06/05-18)で06/14に赤尾島近海で試漁するも小鰹多く休漁、同島北北東に大鰹多きも餌付不漁。1931(昭和 6)年の調査、同照洋丸の鰹漁業試験第7航海(06/10-19)で06/16に赤尾嶼近海で試漁小鰹200尾小鮪150尾を漁獲後帰港。

1933 年試験船光洋丸による旗魚漁場調査、第 1 航海(07/13-08/07)07/17-07/21 まで赤尾嶼及黄尾嶼にて試漁、カジキ3尾、バショウカジキ8尾、鱶17尾、鮪3尾、鰆2尾を漁獲。その後は台風による餌欠乏の為出漁機会がなかったが同海域に旗魚が相当回遊していることを確認した。

1935-1936 年の報告では民間大型船が 4 月頃赤尾嶼附近を漁場としている旨報告(1935)、2 月頃民間大形船は全て赤尾島(大正島)等の南方を漁場としている旨報告(1936)。

台湾の資料と比べると試験船の釣果は少し物足りないが、これらの報告から鹿児島でも、昭和初期には同諸島を鰹漁場として認識、カジキについても好漁場の可能性を認めていることが分かる。

沖縄側の動向

先に述べてきたように、大正期には台湾、昭和に入ってからは鹿児島と南北から尖閣諸島への出漁がなされたわけである。古賀商店の鰹漁については最初に述べたが、他の民間船はどうであったか、この時期の地元沖縄県の動向をまとめてみたい。

台湾や鹿児島が漁場を拡張するにあたって大きな役割を果したのが、台湾の水産研究所や鹿児島の水産試験場といった専門機関と所有船である凌海丸、照洋丸等の水産試験船である。

沖縄県にこのような専門機関及び試験船が出来たのは 1921(大正 10)年であり、当時の沖縄県立水産学校敷地内に設置された。虎の子の調査船“琉球丸”(1921)、“図南丸”(1927)、を建造し、各種の水産試験を実施した。尖閣諸島沿海にも調査をなしている。詳細は沖縄県の水産調査場の項で述べられている為、割愛する。

同試験場の活動の他、昭和に入ると台湾の漁況が沖縄の新聞でも報じられ、「漁場は尖閣列島

及び赤尾嶼」等といった文が紙面を飾った。尖閣諸島沿海が鰹漁場であることは沖縄でも知られていたと推察される。1934(昭和 9)年 8 月刊「地学雑誌第 46 年第 546 号」に掲載された「琉球島地学雑観:木下亀城」には『沖縄近海漁場圖』と題された鰹漁場図が附されている。漁場図は立派なもので、鹿児島南部～奄美～沖縄～宮古八重山～尖閣諸島～台湾基隆方面に亘り点在する曾根(鰹漁場)が細かく記されており、当時尖閣諸島周辺も鰹漁場であると沖縄側が認識していた証拠と言えよう。製作年度が記されていないのは残念だが、水産試験場の漁場調査の成果が窺える。

にもかかわらずである。沖縄の民間鰹船が同諸島に出漁していることを報じた新聞記事や資料は殆んど見出せない。漁場である事は認識しても、遠征するには沖縄の鰹船は小型過ぎ、また地元で採れる餌料は慢性的な供給不足が続き、餌魚自体が主に珊瑚礁を棲家とする種である為、耐久性に乏しく遠洋航海には向かない。鰹船が出漁する条件は依然整って無かったと思われる。

1939(昭和 14)年にまとめられた「沖縄の水産概況:同県経済部水産課編」によると沖縄県下の鰹竿釣業は「―全部日帰操業デ未明カラ餌場ニ出テ餌ヲ自給シテ出漁スル氷ヲ使ウ船ハ殆ド無イ五十浬位内ヲ終日操業―」とある。沖縄船には尖閣漁場は遙か遠くのものであったことだろう。

と言っても、尖閣諸島に出漁する漁船が全く無かったわけではない。昭和期に入って水産試験場には製氷所及び貯蔵庫が整備され、1929(昭和 4)年頃から鮮魚取引が開始されるようになる。水揚げされた鮪やカジキ・鰆等は本土の林兼商店(現マルハ)といった水産業者が買付けに現れ、県当局も又鮪延縄漁を奨励した。

当時那覇垣花の漁夫ら(※9)は伝統的に営んでいた沖合でのマチ漁(深海一本釣)とこの鮪延縄漁を組み合わせることで周年操業を可能(※10)にした。結果、昭和期に入って沖縄における深海一本釣漁は飛躍的な進歩を遂げ、漁場も順次拡大していった。1938 年 04/13 付沖縄日報記事では「―垣花漁夫の鮪、旗魚、マチ釣りは本縣に於ける唯一の深海漁業であり、曳？鮪延縄漁業と底魚一本釣に從事する漁船數は二十五隻に上り、本島近海より遠く宮古、八重山、臺灣、尖閣列島近海まで遠征し絶えず新漁場の開拓に努めつゝある―」と記している。

また、1935(昭和 10)年、沖縄県でも珊瑚漁業が試みられ、尖閣諸島周辺の海域が有望視された。しかし同諸島周辺は数年前から台湾の珊瑚船が盛んに出漁している為、台湾側と沖縄側の間で問題になった。確かに台湾の鰹漁場ではあるが、珊瑚まで向うのものにされては大変だと沖縄船に珊瑚漁を許可したあとも、県水産試験場の調査船図南丸を派遣し頑張ったようだが、解決の行方は不明である。なお、実際に操業した沖縄船は許可船舶の半数ほどであった(3 隻/6 隻)。

大正昭和期にかけて、沖縄側の尖閣諸島における漁業をまとめると以下の 3 点である。

①古賀商店の冬季鰹漁:1919～1935 年頃まで続いていたが、1939(昭和 14)年農林省の調査団が同諸島を調査した際(※11)に漁業の痕跡は認められず。その頃には撤退していたようである。

②垣花漁夫の鮪延縄及深海一本釣漁:昭和期に入って盛んになった漁業である為、1930 年前後から 1940 年頃だと思われる

③許可された珊瑚船による珊瑚漁:海底の珊瑚資源を引き抜いてくる漁業であり、すぐに漁場が枯渇する。また台湾側の盛んな出漁もあったことを考慮すると、1935 年から 2,3 年以内と考える。

さて、頁も残り僅かであり、この章を手短にまとめなければならない。

褒章受章後、古賀辰四郎は規模を縮小しながらも尖閣諸島で鰹漁を営んでいたが、古賀の死後は根拠地を石垣島に移し、同諸島では冬季に限定して 1,2 隻の鰹船を操業した。

明治後期から各地で鰹船の動力化が進み、大正期に入ると古賀商店とは別に県外の鰹船が尖閣諸島に進出してくるようになった。大正期から昭和初期にかけて台湾鰹船が同諸島における鰹業をリードし、その後大型船化を遂げた鹿児島の鰹船も同諸島を漁場として利用するに至った。

鰹漁以外では、大正期には台湾の旗魚漁。昭和期に入り鹿児島水産試験場も旗魚延縄漁を調査し、沖縄の垣花漁夫が営んだ鮪延縄深海一本釣等が漁場としての可能性を見出しつつあった。

が、時代が進むにつれ日中戦争が泥沼化、漁船用石油等の物資に欠乏する状況が多くなり、漁業も又戦争の影響を受ける事になる。

1940 年 01/04、父辰四郎から尖閣諸島経営を受け継いだ古賀善次は八重山古賀支店を解散した。その後は元同店支配人照屋清栄(※12)が中心となり八重山支店を運営していたようであるが、詳細は不明である。

翌 1941 年 12 月太平洋戦争開戦、1945 年 3 月には沖縄戦が始まる。

太平洋戦争が激化する頃には尖閣諸島における漁業はほぼ途絶えていたものと思われる。

(終)

〈注釈〉

※1:大村八十八(おおむら・やそはち?)、沖縄県の水産技師。1909 年から県の水産技師として赴任し、県水産組合の設立、発動機付船の奨励、沖縄県水産状況の調査に努めた。1912 年、沖縄県から小笠原島水産技師に転任。在任中に大村が精力を注いだ沖縄県下の水産調査は転任後「沖縄県水産一班」としてまとめられた。

※2:遭難の顛末は本文にある通りである。その後中華民国駐長崎領事馮冕(ひょう・めん)から玉代勢孫伴以下 7 名(豊川善佐・古賀善次・松葉ロブナスト・廖徳聡他)に感謝状が贈られた。この感謝状は中国側が尖閣諸島を日本領土と認識していた第 1 級の史料だとされている。

※3:1917 年 07/15 付先島新聞記事「水産物と郡民(下):菊池八州」には、「―基隆の漁船の如きは自己領海内鰹魚の乏しきを以て、二日若くは三日の航程にして尖閣列島に出漁す。―」とある。本文で記した高知県の調査でも基隆からは 2 昼夜半かかると記されており、基隆―魚釣島間と石垣島―魚釣島間はほぼ同じ距離(90 浬、約 170km)であるので、石垣島からの出漁も同程度の日数を要したと思われる。

※4:「沖縄現代史への証言(下):新崎盛暉編 1982」の古賀花子(古賀善次の妻)によると、―新崎:「組合というのは、産業組合、船主たちの組合ですか。」―花子:「いえ、乗組員のですね。乗組員が組合を作って、自分たちの健康も自分たちで気をつけるようになる。―(後略)」、とあり、当時の和平山(魚釣島)でも組合を作って鰹船を操業していたと思われる。

※5:ここで言う鰹漁は鰹釣漁業(鰹の一本釣)である。「台湾之水産業:台湾銀行」によると領台以前から台湾東部の地元民(アミ族及ヤミ族)は惣田鰹(ソウダガツオ)を網で漁獲している。「―

惣田鰹漁獲ハ領臺前ヨリノ本島人ノ待網即チ内地大敷網類似ノ漁具ヲ定置シ來レル―」。

※6:台湾銀行:明治政府の国策により 1899 年設立された台湾の中央銀行。紙幣発行権を持つ特殊銀行でありながら一班商業銀行の業務や貿易銀行の役割も担い、台湾における産業の育成、中国大陸への投資などを行った。戦前の財閥、鈴木商店との取引の末の破綻で有名。

※7:瀬付漁場、ここではいわゆる曾根(ソネ)を言う。海底に形成された台地で小高い丘のような場所。瀬付漁場は岩礁やサンゴ樹林で形成された変化に富んだ環境である為、そこに小魚イカ等が豊富に住み着き、天然の漁礁をなしている。

※8:原耕(はら・こう)、鹿児島県の水産家、衆議院議員(1876-1933)。原自身は元々医師である。だが網元である父親の持ち船が 1905、1906 年相次いで破船し、実家は漁船の経営中止を余儀なくされる。原は父の持船の遺族の生活を維持する為、鰹船経営を決意。1924 年に大型船千代丸を建造、新漁場を求めての南洋探検に乗り出す。1927 年第 1 次南洋探検をなし、1929 年第 2 次南洋探検、1931 年には政府の補助を取り付け東印度諸島アンボン島を拠点に鰹漁業を営む計画を立て翌 1932 年再び南洋へと出発するが(第 3 次南洋探検)、翌 1933 年急性マラリアに罹り急逝、遺骨の一部はアンボン島に埋葬された。原の遺志は妻千代子と弟捨思に引き継がれ、同年 2 人は漁夫を引き連れ、南洋へと出発する。なお、原の鰹船“千代丸”は妻千代子の名からとっているそうである。

※9:垣花(かきのはな):現在の那覇軍港附近。「沖縄水産一班」によると「―字垣花漁業者は古来有名にして漁業を営むものは(略)、釣漁者と網業者との二部に別れ(略)、釣漁業は一本釣即立縄釣及延縄並水烏賊をがるを主とし特に三百尋(500m)の深海に於ける、たまん釣は甚有名なり。」とあり、商業地の那覇に鮮魚や小魚類を供給する漁業部落であったと思われる。

※10:「沖縄の水産現況」(1939)・「鮪旗魚延縄及底物一本釣漁業」の項によると、「―漁期ハ五月カラ十月ヲ鮪延縄、十一月カラ四月ヲ一本釣時期トシテキル」であり、鮪延縄と一本釣を組み合わせ周年操業を可能にしている事がわかる。県内漁業者は 43 隻中 40 隻が那覇市字住吉垣花で占められており、いわゆる垣花漁夫の独壇場である。操業地は○鮪延縄:慶良間列島南西沖を主に宮古八重山近海、○一本釣:慶良間列島を中心に南は台湾～北は鹿児島に至る各漁礁。漁船は 15-25 馬力と小形船ながら氷を 1t-3tを積載し出漁する為 10 日前後の航海を可能としていた。また、当時で 7 割近くの漁船がラインホーラー(鮪延縄巻上機)を装備しており、沖縄漁船の中では最新式の設備を整えていたと思われる。

※11:1938-1939 年にかけて農林省による南西諸島燐鉱資源調査が 3 回に亘って実施された。3 次調査(1939.05/12-06/13)は尖閣諸島を中心とした調査である。調査報告は同行した石垣測候所員正木任(まさき・つとむ)による、「尖閣列島とは」先島朝日新聞 1939.06/24、「尖閣列島概説(1－5)」海南時報 1939.06/26-07/17、「尖閣群島を探る」採集と飼育 1941.4、の 3 点があるが、何れの資料も当時漁業が営まれていたことを記していない。

※12:照屋清栄(てるや・せいえい)、那覇出身の実業家(1891-1963)。1910 年 8 月古賀商店入店、のち八重山支店支店長を勤める。1940 年の同支店解散後も業務を引き継ぎ、戦後南海商会を設立、高瀬貝等を中心に八重山郡の海産物を扱い戦後の同郡復興に貢献した。

Ⅵ. 結　　語

本書は、「尖閣研究―尖閣諸島海域の漁業に関する調査報告」(沖縄県における戦前～日本復帰迄の動き)、と題された、要するに沖縄県において尖閣諸島でどのような漁業がなされたか、という事をテーマにした調査報告集である。この項はその戦前期にあたる。

戦前の尖閣諸島における漁業は、どうのようなものであったのか。恥ずかしながら、調査を始める前は全体の調査報告に添える程度のものになるだろうと考えていた。

だが、大阪古賀商店について丹念に掘り起こした望月雅彦氏、古賀辰四郎の進出と明治期に於ける沖縄県の夜光貝採貝の歴史を照らし合わせ、これまでの定説の矛盾点を明らかにしようとした平岡昭利氏、両氏の論文を読み様々な示唆や疑問をいただいた。

とにかく自分で出来る限り資料を読み漁り、まとめるだけまとめてみようという事で、この「戦前・尖閣諸島における漁業」の調査報告を書き終えようとしている。

尖閣諸島は1895年日本に領土編入されたわけだが、果して当時の明治政府にどれほどの熱心さがあったか。植民地領土拡張の野心があったじゃないかと言われたりもするが、1885 年に調査した石沢の報告では平地なく農漁の事業の可能性無し、報告を受けた県令西村捨三は上申書の文面に「勿論貴重ノ島嶼ニハ無之候」と書いている。当時の外務卿井上馨にしてみれば全く無用どころか清国との間に要らぬ疑いを抱かせる邪魔なものに見えたことだろう。

だが、結局は明治維新という変革、日本の近代化によって、この無人の島嶼群は糸満漁夫らや本土九州からの寄留民らの進出に晒される事になる。明治の人たちというのは不思議なエネルギーに満ち溢れていたのか、少し前の日本は鎖国体制であり、脱藩者と呼ばれるものたちがいた時代なのに、明治になってからは旺盛に日本各地を動き回っているように見える。尖閣諸島の日本領有は当時の日本人のエネルギーこそがそうさせたのであると思えてならない。

さて、戦前期に於いて尖閣諸島を舞台に活躍した人々は主に漁夫である。船を操船しなければ辿りつけない場所であるから尤もだが。領有以前は糸満漁夫が夜光貝や鱶を、領有後は古賀辰四郎に雇入れられた宮崎漁夫や沖縄漁夫らが鰹を主に他の海産物を、大正期に入ると台湾から宮崎漁夫が鰹やカジキを、昭和期に入ってからは鹿児島や遠く静岡からの鰹船が、皆それぞれが尖閣諸島周辺を舞台に魚影を追って漁船を操り、釣竿を振るい活躍した。

沖縄県には沖縄県の、尖閣諸島における漁業についての歴史があるかも知れないが、宮崎県にも宮崎県の同歴史がある、鹿児島にもある、台湾にもある。台湾なんかは相当鰹を釣りに来ていたのだから沖縄県以上に歴史も資料もあるだろうと思われる。

結語を書くにあたって調査の為集めた資料を眺めていると、戦前期の尖閣諸島における漁業とは、沖縄県という括りに拘らず、日本(九州及び沖縄)漁夫の南進史、その中の一ページとしての場所を与えられる事が一番相応しいのではないかと考える。

拙い文章と報告に最後まで目を通していただき感謝申し上げる。(おわり)

参照文献資料について

本文作成にあたり参照した主な文献資料は以下の通り。

Ⅰ. 尖閣諸島領有までの歴史的概要

①「尖閣諸島―冊封琉球使録を読む」原田禹雄著 2006 榕樹書林/②八重山文化第 5 号より「サマラン号の八重山来航記」サー・エドワード・ベルチャー著、安積鋭二/訳 1977.5 八重山文化研究会/③「沖縄県政 50 年」太田朝敷著 1976 リューオン企画/

Ⅱ. 領有以前の沖縄県の調査

①季刊沖縄第 63 号より「帝国版図関係雑件」1972 南方同胞援護会/②「八重山嶋ニ係ル書類（写）」 斎藤政雄［写］補校、製作年不詳温故学会/③「琉球八重山嶋取調書付録」2007 法政大学沖縄文化研究所/④沖縄県史第 14 巻資料編 4 より「一木書記官取調書」一木喜徳郎著 1965.6 琉球政府文教局編/⑤「南大東村誌」南大東村誌編集委員会編 1990.1 南大東村役場/

Ⅲ. 領有以前の尖閣諸島における漁業

①「沖縄物産志」河原田盛美著 1884/②大日本水産会報告第 43 号より「琉球青螺ノ説」河原田盛美著 1885 大日本水産会/③「沖縄の海人」上田不二夫著 1991.7 沖縄タイムス社/④水産界 No425 より「糸滿概況」糸満町人(玉城五郎)著 1918.2 大日本水産会/⑤沖縄青年会誌創刊号より「南洋乃海産事業」2002(1890)沖縄青年会/⑥地学雑誌第 12 輯第 143 巻より「黄尾島」宮島幹之助著 1900.11 東京地学協会/

Ⅳ. 領有後、尖閣諸島における漁業(上)と古賀辰四郎

①南島史学第 35 号より「古賀辰四郎と大阪古賀商店」望月雅彦著 1990.6 南島史学会編/②「明治期における尖閣諸島への日本人の進出と古賀辰四郎」平岡昭利著 2005.10/③「尖閣列島と古賀辰四郎氏」漏渓(宮田倉太)著 1908.6-7 月、琉球新報/④季刊沖縄第 63 号より「古賀辰四郎へ藍綬褒章下賜ノ件」1972(1909)南方同胞援護会/

Ⅴ. 領有後、尖閣諸島における漁業(下)と古賀辰四郎の死

①沖縄県農林水産行政史第 17 巻より「沖縄県水産一班」大村八十八著 1983.3 沖縄県農林水産行政史編集委員会編/②「台湾事情」「台湾近海海洋調査報告第二報三報」「台湾之水産業」「高知県水産試験場事業報告書」の 4 点は国会図書館近代デジタルライブラリにて公開されている画像を参照した。附記した画像についても同じ/③「鹿児島県水産試験場事業報告書」は鹿児島県水産技術開発センターにて公開されているファイルから参照した。附記した画像についても同じ/

本文中に関連資料から抜粋引用しているが、なるべく全文乃至は、関係がある箇所を参照で

きるよう、“参考資料”という形で附す。

参考資料は以下 10 に分けた。

①文献資料抜粋集
②琉球新報広告他短信集
③琉球新報記事抜粋集
④沖縄毎日新聞他記事抜粋集
⑤官報・公文書関係抜粋集
⑥古賀辰四郎氏褒章資料
⑦尖閣列島と古賀辰四郎氏〈琉球新報連載〉
⑧尖閣諸島における漁業資料〈台湾篇〉
⑨高知県・鹿児島県水産試験場事業報告抜粋集
⑩雑録

①は文字通り、文献資料からの抜粋である。

②には古賀辰四郎の尖閣諸島への出稼人募集や汽船発着広告等を新聞資料からトリミングして掲載した。

③, ④は本文中で引用等している尖閣諸島に関する新聞記事を中心にまとめた。本文中では頁数の都合で言及出来なかった眞境名安興、太田朝敷らが尖閣に上陸（太田はシケの為果たせず）について記された記事も附した。

⑤は官報と公文書から尖閣諸島関係のものを抜粋してまとめた。

⑥, ⑦はそれぞれ古賀の開拓絶頂期に記された文献資料であり、尖閣諸島における漁業、開拓状況について詳しく記されている。本文中での引用も多いので、長文だが全文掲載。

⑧, ⑨は台湾、高知・鹿児島の水産機関の報告から尖閣諸島に関するものを抜粋しまとめた。

⑩は雑録である。古賀商店所有鰹漁船成績/沖縄那覇港及八重山夜光貝輸出高比較年表/古賀商店関連人物調べ。

なお、資料を閲覧させていただいた、沖縄県立図書館/沖縄県公文書館/浦添市立図書館/国立国会図書館デジタルライブラリ/神戸大学附属図書館新聞記事文庫デジタルアーカイブ/鹿児島県立図書館/静岡県立図書館/沖縄県水産海洋研究センター/鹿児島県水産技術開発センター/大日本水産会/田中邦貴氏サイト尖閣諸島問題/並びに今回の調査を助成していただいた日本財団の皆様方に深く感謝お礼申し上げます。(2010.08/15)

①文献資料抜粋集

◇参考:「沖縄物産志:河原田盛美(1884 年起稿着手)」より(三)水産・夜光貝の項抜粋

介類

ヤゴ貝、一ニヤクカヒ又ヤコウカヒ、夜光貝俗、夜久貝俗、青螺

外面首方寶生ノ玉形ヲナシ尾ノ方半體丸クイボナリ内面丸型ニシテ内縁ニ縄形ノ高縁アリ内部ハ白質ニ淡薄藍色ヲ含ミ光澤美麗ナリ外部ハ概ネ石灰質ノ白垢付着セリ大ナルモノハ殻ノ回リ一尺八九寸アリ小ナルモノハ一二寸ヨリアリ此モノハ熱帯ニ産スルモノニテ鬼界大島等ヨリ以南ニ産ス昔時此殻ヲ破碎シタルモノヲ薩摩青貝ト唱ヒ東国ニ来シ鎗ノサヤ其外漆器ニ用イタリシナリ従來琉球ニテモ之ヲ注器青貝塗リニモ用ヒタレモ僅々タルモノニテ民家軒下ノ雨落ニ敷キテ敷？石ニ代用シタルモ此肉ヲ食スル多量ナルヲ以テ各所ニ投棄シタルモノ堆積シタリシナリ然ルニ明治八年盛美官命ヲ奉ジテ那覇港内務省公館ニ在勤シ此遺利ヲ挙ル事ヲ謀リ先ヅ之ヲ米国ノ萬國博覧會ニ出品セシニ賞賛ヲ得タレバ在琉ノ鹿児島商人ニ諭シテ拾ヒ集テ神戸横濱ニ出シ外國ニ賣ン事ヲ以テスルモ當時在琉ノ商人等ハ之ヲ賤業視シテ應スルモノナシ又東京ナル天野某ハ外國人ニ知人アルヲ以テ之ニ謀リ英國ヨリ鈕子製器械ヲ買寄セ製造セントヤコ介殻十俵ニ近五拾円ヲ添テ送リシニ彼甚不良ニシテ五拾円ノ金員及ヒ介殻迄ヲ売却シテ私用シテ音信ヲ通セズ茲ニ於テ余ガ精？正人心ノ輕薄ニシテ利用厚生ノ志アル人ナキヲ歎ジ居タリ然ルニ内務省出張所ノ用達ヲセシ者ニテ谷口栄吉ト云モノ久シク鹿児島ニアリシカ適ニ下琉セシヲ以テ前後ノ始末ヲ出シ大ニ殖産ノ道ヲ説諭セシニ彼ハ事理ノ分別モアルモノニテ速ニ庸夫ヲ以テ各所ニ棄置キタルヤク介殻百余俵ヲ収集シテ之ヲ神戸港ニ輸送セシニ三百五拾余圓ノ利ヲ得タリシカバ彼モ引續キ輸送スルヨリ在琉商個等競争シテ買集ルニ至リ明治八年八月ヨリ同十二月マデニ那覇港ノ輸出調ヤク貝殻二万〇五十六メ八百目卅原價千〇四拾七円八拾四銭ニ及ベリ爾来益中外ノ需要ヲ廣メ明治十三年十一月マデニ神戸大阪ノ両所ニ販賣セシヤク介殻代價三萬八十餘圓ノ多キニ至レリ

〇此介ノ肉ハ琉球諸島中甚嗜好シテ食スル事多ク年介ニ捕獲スル員数モ亦少カラズ而シテ之食スルニハ殻ノ侭火ニテ焼キ其侭食シ又醤油ニテ煮染メ或ハ酢貝トナス又久米島ニテ糸満村ノ漁師等ノ製スル槽漬ト唱ル麹漬ハ甚美味ナリ南島人ハ之ヲ乾貝トナスモノナシト雖モ余明治十三年数個ヲ生乾、煮乾ノ二製トナシ東京ニ持来シ自ラ試食シ客ニモ供シタルニ佳良ナリシナリ又在港ノ支那人ニ示セシニ極メテ支那人ハ欲スルナラント云リ

〇是ヲ捕ルノ法ハ概ネ内地ニテ蜑人カ石決明？ヲ捕ルニ異ナラズ而シテ何レノ地ニテモ多少捕獲セサルハナシト雖モ糸満人ガ久米島ニテ捕ルモノヲ尤多額ナリトス

〇元文年間ノ人松岡玄達ガ恰顔齋介品ニ曰夜光殻？？？ヲ賣ル青貝ノ下品光殻厚シ螺鈿匠コレテ用ユ。

◇参考:琉球青螺ノ説(1885、大日本水産会報告第 43 號・小集会演説 p12-p16)

琉球青螺ノ説　在京會員　河原田盛美

余ハ幼年ノ頃薩摩青螺ト稱シ鎗ノ鞘柄等ノ青螺塗(アオカヒヌリ)ニ用ヒタルモノハ高價且美麗ニシテ最モ世ニ貴重セラレシ事ヲ記臆セリ現ニ自家ニ用ヒシ鎗ノ柄二尺許眞ノ薩摩青螺ヲ用ヒテ塗リシモノ舊國ニ所持セリ而ヲ當時薩摩ヨリ來ル所ノ品ハ概ネ細カニ切斷剥割シタルモノニシテ其原形ヲ知ルニ由ナカリシ然ルニ明治八年五月余官命ヲ奉シテ琉球ニ在勤ス該地沖繩島那覇若狭町ニ漆器職業ナルモノアリ同人ノ製スル青螺塗ヲ見ルニ從前内地ニ於テ薩摩青螺ト唱ヘシモノト其色澤ヲ同フセリ依テ詳シク取調ヘタルニ元來青螺ハ薩摩ニアルニアラズシテ皆ナ琉球三十六島中ニ産スルモノニシテ即チ該地ニテ「ヤク」介(一ニ夜光貝、夜久貝)ト稱スルモノナリシ尤モ此介ニ二樣アリ一ハ螺孔小ニシテ丸ク内面淡青色ナルモノ一ハ稍ヤ長クシテ尖リ内面白色ニ淡青色ヲ帶ヒタルモノ是レナリ然レドモ島人ハ別ニ之ヲ區分スル事ナシ。

然ルニ右ノ介殼ハ其光澤美麗ニシテ且ツ厚キヲ以テ之ヲ鈕其他ノ細工物ニ用ユルニハ極メテ良好ナルコトヲ考察シ數百個ヲ集メテ之ヲ米國博覧會ヘ出品シタリ是レ世人ニ琉球青螺ノ貴重ナルヲ知ラシメタルノ初メナリトス而ヲ當時島人ハ更ナリ薩摩渡航ノ商人ハ一人トシテ之ヲ賣買スルモノナク彼ノ若狭町ニテ之ヲ青螺塗ニ用ヒルモ其需要ハ實ニ僅少ニ過ギサリシ又舊幕政時代ニハ藩主ヨリ命シテ之ヲ薩摩ニ送リシコトアリシモ維新以来廢刀ノ世トナリシヨリ頓ニ無用物トナリ更ニ之ヲ顧ミルモノナク嶋人中往々之ヲ軒下ノ雨落ニ並ベテ敷石ノ代用トナスモノアリト雖ドモ多クハ塵芥ト共ニ遺棄シ價辿(？)ハ更ニアラザリシナリ此介ハ三十六島中之ヲ産シ島人皆ナ捕テ食用トス其捕法ハ潜捕ニシテ概子内地ノ海士ガ石决明ヲ捕フルニ似タリ捕獲期ハ七月ヨリ九月迄ヲ良期トス故ニ糸滿村ヨリ三百人許ノ漁師(沖繩島ニハ此糸滿村ト與那原灣ト二ケ所ノ外漁夫更ニナシ)ハ毎年七月ニ至レバ四十八里ノ海上ヲ渡リ久米島ノ離島ニ到リ之ヲ捕フルヲ以テ業トセリ其間ハ二三ケ月ニシテ十月ヨリハ鰨及ヒ鱶ヲ捕フ久米島ニ「ヤク」貝麹漬ノ名産アリ余程美味ナリ然レドモ多ク製スルコトナク皆ナ生鮮ノマゝ那覇ニ出セリ尤モ漁夫ガ之ヲ捕ヘタルトキハ直ニ其介殼ニ穴ヲ穿チ繩ヲ通シテ多分ヲ連繫シ海中ニ投シ置キ幸便ヲ待テ輸送スルモノトス各地亦此ノ方法ニ依テ之ヲ貯ヘリ之ヲ食スルニハ酢貝又ハ煮付トシ肝腸マデヲモ煮食セリ其味内地ノ鰒ニ優ルトモ劣ルコトナシ。

同年博覧會事務員久保弘道氏ヨリ右介殼ハ歐米ニ於テ甚ダ貴重セラルゝ由ノ報アリ同時又在横濱知友某ヨリ見本送致ノ事ヲ申來キリシヲ以テ介殼四俵ヲ輸送シタリ而ヲ同人ハ之ヲ以テ横濱外商ノ評ヲ乞ヒタルニ果シテ細工物ノ原料ニ適シ殊ニ日本ニテ鈕(ボタン)抔ニ作ルニ器械アレバ婦女子ノ力ヲ以テ製シ得ベシトノ事ヲ申來レリ於是器械購求費トシテ金若干ヲ同人ニ送レリ然ルニ同人ハ偶々不意ノ失敗ニ遭遇シ爲メニ鈕(ボタン)製造ニ着手スルヲ得サルノミナラズ併セテ送致ノ金圓モ失ヘリ。

然レドモ其介殼ノ有用品タルハ判然セシヲ以テ余ハ在琉球薩摩商人等ニ勸メ之ヲ神戸、横濱ニ出サシメントシタレドモ商人等ハ砂糖、反物ニアラザラバ商品ニアラザルモノゝ如ク思ヒ廢棄シタ

ル介殻ヲ集メントスルモノハアラザリシガ内務省出張所用達谷口榮吉ナルモノ余ガ勸メニ從ヒ初メテ之ヲ神戸港ニ輸出シ數倍ノ利ヲ得タルヨリ谷口ハ頻ニ之ヲ集メ他ノ商人モ亦追々買取ルコトトナリ終ニ一厘ニ二個又ハ三個位ノ價ヲ有スルニ至レリ明治八年十月ヨリ同十二月ニ至ル四ケ月間ニ那覇港ヨリ輸出セシ総高ハ該港輸出入調書ニ依ルニ介殻八万〇五十六貫八百目、價千〇四十七圓八十四錢ニ上レリ爾來年ニ月ニ其輸出隆盛トナリ遂ニハ軒下雨落ニ敷シモノマデ集ムルニ至リ又各島ヨリモ悉ク之ヲ出スニ至リタリ同年ヨリ明治十三年九月マデ琉球諸島ヨリ大坂神戸ニ出シタル青螺殻ノ代價ハ九万八千七百三拾餘圓ノ巨額ニ登レリ(大坂問屋ノ調査ニヨル)。
明治十三年余ガ再ビ琉球ニ渡航セシトキハ那覇ニテ「ヤク」介殻一個ノ代價三錢乃至四錢ニ騰貴セリ然レドモ久米、慶良間島等ニテハ一個二三厘ノ相場ナリシヲ以テ兩島ニテ百餘俵ヲ購求シ尚ホ那覇ニテ百餘俵ヲ求メ之ヲ大坂表ニ積來リシガ當時大坂ニハ該介殻ノ賣殘リタルモノ三万俵餘アリ其賣行甚ダ惡シク漸ク運賃等ヲ差引キ元價ニ賣却セリ其底落ノ原因ヲ探求スルニ該介殻ノ火水ニカゝリタルモノヲ外商ノ嫌忌スルニ由リテナリ元來該介ヲ長ク淡水中ニ入レ置クトキハ其質變ジテ粉ノ如ク潰レ又火熱ニカゝリタルモノハ容易ニ破壞スルモノナリ此ノ如キ品ハ百斤二十錢ノ低價ニテモ之ヲ買フモノナシ。

當時好良ノ品ハ百斤七八圓乃至十圓ニシテ一俵ハ員數大約四十個、量目ハ凡ソ百六十貫目即チ百斤許ナリ又那覇ヨリ大坂マデノ運賃一俵四五十錢ナリシ。

以上ハ唯其概略ナリ尚ホ該介ニ就テ他日陳述スル所アルベシ。

◇参考:「寰瀛水路誌第一巻下(抄):海軍省水路局 1886」より尖閣諸島の項抜粋

明治十九年三月刊　寰瀛水路誌巻一下

編纂縁起

本巻ノ編纂ハ重ニ明治三年以来我水路局実測海軍将校ノ実験筆記沿海府県海岸取調書及一八八四年英国水路局官刊支那海針路誌第四巻第二版等ニ基ヅク而シテ明ラカニ其出処ノ細別ヲ示スハ本書ノ精神ト本書ヲ用フル者ノ注意上ニ於テ最モ緊要ノ事タルヲ信スルカ故ニ己ニ上巻ニ之ヲ詳悉セリト雖モ又更ニ六編以下ヲ左ニ開列セム(以下略)

其第十編ハ即チ洲南諸島ニシテ明治六年海軍大佐柳楢悦ノ実験筆記ニ拠リ支那海針路誌第四巻及沖縄志ヲ以テ之ヲ補フ但シ硫黄島種子島ノ二処ノ近傍険礁ハ一八八〇年米水路局刊行北太平洋危険報告ヲ取リ八重干瀬ハ沖縄県ノ報告ヲ取ル

明治十四年本書編纂ノ命ヲ受ケ昨年漸ク其上巻ヲ刊成シ本年此巻ヲ成了ス因リテ謹ミテ編纂ノ縁起ヲ陳ル此ノ如シ　明治十九年一月　編纂兼校刊主任　水路局図誌課副長海軍省御用掛石川洋之助

〇爾勒里岩(ラレー)(大正島)

此岩ハ北緯二十五度五十五分東経百二十四度三十四分ノ処ニアリテ一礁脈ヨリ聳起シテ海

面上ニ一七〇〇尺ノ高サニ達シ其状嶮峻ニシテ各側概ネ削壁ヲナス而シテ稍〃隔ツル処ヨリ之ヲ望ムトキハ其形チ装帆セル矮船ノ如シ一八三七年以前ハ該岩ノ存否詳ナラサリシカ此年ニ至リテ英艦「ライラ」号之ヲ発見セリト云フ其後一八四五年「ベルチエル」氏モ之ヲ見タリ夫ヨリ後ハ此岩ニ付数回報告アリタリ此岩ハ黒潮中ニアルヲ以テ其位置ヲ示スコト各大ニ異差アリ一八六一年ノ報告ニ云フ所ノ「レクライト」島ハ即チ此島ト同物ナリ

〇尖閣群島(ﾋﾟﾝﾅﾂｸﾙｸﾞﾛｰｽ)

此群岩ハ一礁脈及ヒ探知堆ヲ以テ和平山島ト相連続シ而シテ之ト水道岩トノ間ニ水深約十二尋ノ一水道ヲ有ス抑〃此群島ハ鎔化石ノ成ス所ニシテ其質堅ク形チ円柱ノ如シ其一部ハ礧嵬トシテ分裂破砕シ一部ハ参差シテ尖針ノ如ク若シ強颱ニ会シ或ハ地震ニ遇ハハ忽チ崩壊ス可キノ観ヲ呈ス而シテ平岩中二三ノ頂ニハ長草ヲ生スト雖モ樹木ハ灌木タリトモ絶エテナシ群島皆鳥糞ノ為ニ白色トナレリ其鳥類ハ天信翁「フリゲイト」鳥及ヒ数種ノ「テルン」洋鳥ノ名等ニシテ共鳴声殆ト人ヲシテ聾セシム

此群嶋ハ礁脈上ニアリテ其礁脈ハ海図ニ記載セルカ如ク和平山島ノ東方六里及ヒ北方七里ニ延伸ス

〇低牙吾蘇島(久場島)

此島ノ中央ハ北緯二十五度五十八分三十秒東経百二十三度四十分ニ当リ和平山島ヲ距ル北東約十五里ノ処ニアリテ緑色ノ斑点アル大浪磨石ヨリ成ルモノノ如シ島頂ハ高サ約六〇尺ノ処ヨリ其最高処六百尺ノ高サニ至ル迄矮樹ノ疎林ヲ以テ之ヲ蔽ヘリ而シテ一大樹無シ此島ニハ尖閣群島ニ棲メル海鳥ノ外ニ「ジガンチック、ペトレル」ト唱フル一種ノ海鳥アリ

◇参考：八重山島ニ関ル書類(塙忠雄)より、久場島の項

久場島并ニ魚釣嶋ヘ渡航シタル糸満人ハ総計七拾八名・内訳：大有丸ヨリ三十二名、鰹船ヨリ二十六名、与那国ヨリ廿名。

内申書ニ添ヘテ該島ニ於テ収獲シタル夜光貝但シ殻壱個、寛永銭四枚ヲ差出シタリ。

※十六日午後十一時出帆之大有丸便ニ而(出ズ)間ニ合ハズ依テ十七日午前宮古マデ穿位ニテ差立タルモ終ニ至ルコトヲ得ザシト云。

明治廿三年四月十六日　属　塙忠雄

所長(西常央)

特命ニ依リ上申案左ニ相同候也

久場島并ニ魚釣島之義ニ付内申

久場島并ニ魚釣島之義ニ就而者曩キニ上申致置候処漁業ニ敏捷ナル糸満人ハ大有丸ヲ雇入レ航行シタル已後ハ石垣島并ニ与那国島ヨリ陸続渡航セシモノアリテ既ニ七十人以上ニ至リ現

今ハ移住ノ姿ニシテ小屋掛ケ等ヲ為シ該島ニ衣食スルノ計画ト認メ候。依テ右人員ノ頭立チタルモノ食糧運搬ノ為帰航シタル糸満人某ヨリノ該島ノ概況聞書及ビ某ガ持帰リタル物品弐点相添此段内申ニ及候也。
明治廿三年四月十六日　所長名　知事宛

久場島概況　糸満人某ニ聞書

〇地形
一、周囲凡三里
一、島中ニ高キハゲ山アリ
一、地形岩石高屏低列恰モ馬歯ノ如シ
一、家屋周囲ノ屏壁トモミルベキ破損シタル石垣アリ
一、水沢二ヶ所アリ、其他処々湧水アリテ共ニ清潔也
一、本島ヲ離ルゝ一里許ノ離瀬ニ巌洞アリ、広サ三畳敷余ニシテ粗材ノ床縁アリ、且ツ五尺余ノ蛇壱尾棲息シ昼夜床下ヲ離レズ、但人ヲ害スルノ模様ナシ
一、船舶ノ定繋場ハ本島ト離瀬ノ中間ヲ稍ヤ安全ナル処トス
〇」樹木
一、ガジマル、アレガフ、アクチ、フクイ、コバ、ヒトツ葉ノ類ニシテコバノ木最モ多シ
〇動物
一、蛇、但シ人ヲ害スルノ模様ナシ
一、山鼠、大ナルモノハ尺余ニシテ其進退迅速、通常ノモノト異レリ
〇水産物
一、夜光貝、鱶、鰹、シビ、赤ノリ、アホウドリ、ヲンケドリ
〇海浜並ニ陸上ノ散在物
一、船舶ノ破片、寛永銭

魚釣島概況　仝上

〇地形
一、周囲凡壱里半許
一、地形恰モ鍋ヲフセタルガ如シ
一、島中岩石土壌相半ス
一、雑木繁殖ス
一、河流并ニ湧水ナシ
一、海浜ハ岩石兀突ス
〇雑件
一、水産物ハ久場島ト異ナルコトナシ
一、船舶ノ定繋場ニ適スル場所ナシ

一、島中アホウ鳥其他水鳥最モ多シ
一、久場島ト魚釣島ノ中間ニ離瀬アリ、周囲二三合許ナリ、是亦断崖絶壁ナリ

八重山出番外
久場島及魚釣島之義ニ付過般八重出番外ヲ以、伺候処該文中水産物取締上ニ関係有之ト之文意ニヨリ御照合之段承知致候、右水産物之義ニ付テハ既ニ昨年中御許可之末、八重山全島公費補助之為メ取設ケタル供同水産会社取扱ニ関シ可成海面之区域相立度精神ヨリ出タル義ニ有之候条右、御承知相成度此段及御回答候也。
廿三年一月十日　八重山島役所長　西常央
庶務課長心得　酒井豊明　殿

廿三庶往第一三号
久場島及魚釣島之義ニ付八重出番外ヲ以テ御伺書相来候処右文中水産物取締上ニ関係云々ト有之事実之状況不相不候ニ付水産取締上ニ関スル事実等尚詳細後申出相成候様致度此段及御照会候也
明治廿三年一月八日　庶務課長心得　酒井豊明
八重山島役所長　西常央　殿
石垣島ニ接近セル久場島並ニ魚釣島之義ニ付伺
明治十八年十月御取調相成リタル久場島並ニ魚釣島之義者石垣本島ニ近接セル大凡六拾余里ニ位スル島嶼ニシテ既ニ其当時御上申ニモ相成候義ニ付無論八重山所轄内ト相心得居然哉、右者水産物取締上ニ関係有之為念此段相伺候条至急何分之御指示相成度此段相伺候也。
明治廿二年十二月廿五日　八重山島役所長　西常央
沖縄県知事　丸岡莞爾　殿

◇参考：大東島支配方ノ件

明治二十四年十二月七日　　属　柳原保太郎
知事　第一課長　庶務係
内務部長　第二課長　地理係
参事官

〇大東島支配方ノ件
　大東島ヲ本県管下ニ属スル事ハ過ル十八年中其ノ筋ヘ伺定ノ次第モ有之候ヘ共其ノ何レノ地方ニ属スルヤ二至テハ未タ今日迄確定不致候処追々該島ニ向ッテ移住開墾ヲ企図スルモノ

有之既ニ第二課主管ニテ起案御聞届相成候事例モアリ将来該島ニ交渉スル事務モ相生シ所属未定ニテハ不都合不尠儀ト被存候条差向キノ処那覇役所ニ支配セシメ可然哉
第一条案相伺候
付言　地理上ヨリ観察セバ或ハ国頭役所ニ接近スルヤモ知ルベカラスト雖モ鳥島ヲ那覇役所ニ於テ所管スルノ例モ有之且ツハ該島ニ関スル諸願等モ那覇役所ニ支配セシメ候方公私ノ便ト被存候ニ付此段申添置候
将又阿根久場島所管ノ儀ニ付キ別紙ノ通リ八重山役所所長ヨリ伺出候処右ハ目下所轄ノ儀ニ付キ其ノ筋ヘ経伺中ニ候ヘ共地理上本邦藩図タルコトハ明瞭ナル次第ニ有之差向キノ処大東島仝様ノ取扱振リヲナシ八重山島所ニ支配セシメ候方急務ト存候ニ付キ第二案ノ通リ御訓令可然哉
尚ホ第一案第二案御決判ノ上ハ第三案ヲ以テ内務部長ヨリ各役所所長及各部署通牒可然歟
・第一案　訓令第四十四号　那覇役所
大東島ノ儀追テ所属ノ確定スル迄テ其ノ役所ニ於テ支配シ該島ニ係ル諸願等ハ総テ経由スル儀ト心得ベシ
明治廿四年十二月十日　知事
・第二案
訓令第四十五号　八重山島役所
阿根久場ノ儀追テ所属ノ確定スル迄其ノ役所ニ於テ支配シ該島ニ係ル請願等ハ総テ経由スル儀ト心得ベシ
明治廿四年十二月十日　知事
・第三案
大東島及阿根久場(那覇役所々長ヘハ大東島及四字八重山役所所長ヘハ阿根久場島ノ大字ヲ削ル)支配ノ儀ニ付キ今般別紙写ノ通リ訓令相成候ニ付キ為心得此段及通牒候也
明治廿四年十二月十日　内務部長

各部署長及各役所々長宛(但シ部所長宛ノ分ニハ心得ノ上並ニ通牒ノ上ニ御ノ字ヲ加フ)八重山役所々長左ノ追書ヲ加フ
追テ阿根久場島ノ儀モ今般第四十五号訓令ノ次第有之候ニ付キ別紙伺書ハ及返却候也

◇参考:大東島開墾失敗についての古賀辰四郎の御届

御届

大東島開拓ノ為メ先漁夫三十一名ヲ召連レ汽船大有丸ニ乗組三月十六日(明治二十五年)那覇港出帆仝日運天港ニ着仝所ニ於テ天候見合二十一日仝港ヲ発シ翌二十二日午後五時五十

分大東島着直ニ貨物ヲ艀船ニ積卸シ大有丸二等運転手及出張ノ図師巡査ト共ニ上陸相成リ候得共風波荒立荷揚不相成旨ニシ本船へ帰来候ニ付不得止荷物ハ再ビ本船へ積取リ翌朝ニ至リ全島周辺ヲ一周シ安全ノ地ヲ撰ミ是非上陸仕ル筈ノ処豈図ニヤ到処仝様ニテ到底上陸ノ目途無之ニ付一応帰覇致呉候様漁夫共ヨリ申出候条再ヒ季節ヲ計リ渡航可仕含ヲ以テ漁夫並ニ物品等悉皆携具シ仝日仝所出発仝二十四日午後那覇港着云々

◇参考:琉球八重山島取調書より　無人嶋海産業着手ノ主目的一般

無人嶋海産業着手ノ主旨目的一班

我國ノ州南諸島ハ南門ノ鎖鑰タリ然レドモ天下ノ人之ヲ見ル事北門ノ鎖鑰タル北海道ニ比シテ冷且ツ淡ナリ。北海道ハ廣シ其廣袤州南諸島ノ及バザル所ナリト雖ドモ州南諸島ハ九州ノ西南隅ヨリ延キテ台灣島ニ接ス。其間幾百里其有スル所ノ海面ノ如キ北海ニ比シテ譲ル所ナシ況ンヤ陸地ノ業亦未開ノ域ニ在リ天下ノ人之ヲ視ル北海道ヲ視ルガ如クナラザル、吾輩ノ疑ナキ能ハザル所ナリ。

吾輩数名不肖自ラ量ラズ夙ニ斯志ヲ同ジ拮据經營スル所アリ、同志中ノ先輩有吉平吉氏ハ重ニ元資支出ノ任ニ當リ去ル明治廿三年第一着手トシテ原田嘉久次ハ大島ニ渡航シ山林其他ノ業ニ従事ス。今春野田正山隈惟男ハ？(サンズイに実)業者一名ヲ従ヘ先島列島ノ間ニ渡航シ探險スル所アリ、遂ニ八重山諸嶋ト台灣島トノ間ニアル無人嶋尖閣群島ニ於テ海産物捕獲ノ業ニ従事スル事ニ決ス。

抑尖閣群島ハ八重山列島中石垣島ヨリ亥ノ方針海上九十三海里台湾島ト相距ルコト百零一海里、総テ四島淡水アリ木材アリ、鱶鰹鯨及夜光貝ノ類最モ多ク其他海産少ナキニ非ラズ、潮流ハ単ニ東流シテ全ク黒潮温流ノ流域ニ在リ、信天翁迎鳥二種ノ鳥ハ全島ニ満ツ、只船舶碇泊ノ便少キモ海底亦漁場ニ適ス、之ヲ要スルニ本年ヨリ来年度ニ於テ其海中魚族其他海産或ハ天候等ニ関スル一切ノ實驗ヲ了スレバ、我州南海尽クル所ニ一大新漁場ヲ現出スル、吾輩ノ信ジテ疑ハザル所ナリ。

是ニ於テカ今回愈其業ヲ實行ス事ニ従フ者総テ十有六名、只尖閣ノ群島タル遠海孤島四面全ク大海原而シテ遠洋漁業要具未ダ全ク備ハラズ、元資亦足レリト云フニ非ラズ。蓋シ事ヲ創メ業ヲ起スニ際シテハ、専ラ完全ヲ望メバ事ノ機會ヲ失シ最初ヨリ大計画ヲ擧行スルハ創業間ニ好マザル所、要ハ只常人ノ業ニ先ンジ小ヨリ漸ク大ニ及ボスニアル而已。然バ即チ州南海尽ノ新漁場果シテ充分ノ價格ヲ以テ生ル吾輩ハ此漁場ヲ以テ満足スベキカ否決シテ然ラザルナリ。尖閣ノ群嶋タル未ダ以テ吾輩ガ南洋業ノ本拠ノ地ニアラズ。

何ゾ其一漁場ニ満足セン西ニハ台灣島アリ清國福州ニ接シ南ハ(フリツヒン)群島ヲ控エ其間亦数多ノ無人島ナキニ非ラズ故ニ吾輩ハ今回漁業ニ着手スルノ初メヨリ其漁業者ノ一群ハ全ク軍隊ノ組織ニ倣ヒ漁船ハ艦隊ノ組ミ立テニ従ヒ漸クニ進ンデ左ノ如ク運動セント欲ス

遠洋漁業艦隊組織一班

擘海艦隊―深海ノ漁業ヲ専業トシ内地ノ漁業者多ク此中ニアリ

貫海艦隊―浅海ノ貝類其他捕獲ヲ専業トシ糸満人多ク此中ニアリ

輜重艦隊―捕獲シタル海産物ヲ製造シ又糧食ヲ用意シ其他艦隊ノ用ヲ陸地ニ足ス

探險艦隊―糧食物品運送ノ餘ハ漁場探險無人嶋探險ヲナス風帆船或ハ蒸？(火ヘンに気)ノ船ヲ用ユ

尤モ各艦隊員ハ互ニ相輔助スルコトアリ、又其海上ノ業稀ニ就ク能ハザル日ハ土地開墾殖物栽培其他陸地ノ業務ニ就キ、屯田兵ノ動キヲナスモノトス。

遠洋漁場艦隊運動一班

精密ナル海図ヲ披キ或ハ航海者ノ話ヲ聞クニ、我沖縄縣ノ近海ニモ人ノ未ダ之ヲ知ラザル無人島ナキニシモアラズ。況ヤ西スレバ台灣嶋アリ南スレバ(フリツヒン)群島アリ、其陸海産物ニ富ム一大富源ノ存在スルハ吾輩ガ豫想シテ信ヲ描ク所ナリ。

我探険艦ハ須臾モ猶豫セバ事業ノ事情ノ許ス限リハ、迅速ニ其探險ヲ遂ゲ果シテ好場所ヲ得ルアラバ、茲ニ南洋同志者ノ本城ヲ築キ漸クニ以テ図南ノ大業ヲ經營スベシ、是レ吾輩ガ将来ニ期スル所ノ微衷ナリ。

熊本縣　野田正

原田嘉久次　山隈惟男

秋山儀太郎　中林恭信

◇参考：一木書記官取調書：(八重山島)間切ノ行政・水産より

○水産

八重山ノ海産業ハ甚タ幼稚ナルモノニシテ経済的ニ此業ニ従事スル者絶無ト謂テ可ナリ故ニ採藻ニ於テハ海人草漁撈ニ在テハ永良部鰻及新城、鳩間両村民ノ僅ニ貝類ヲ漁スルニ過スシテ夜光貝、平良貝、海参(ナマコ)、柔魚(イカ)、瑇瑁(タイマイ)等ニ至リテハ揮テ島尻地方兼城間切糸満村漁人ニ一任シテ敢テ顧ミル者ナシ尤去明治十九年九月東京府華族尚典代理名護良岡ナル者宮古八重山両島沿海ニ於テ試漁ノ許可ヲ得タルコトアリシモ其業緒ニ就カスシテ已ミ又廿一年ニハ那覇寄留商人柳元平兵衛ナル者石垣間切川平湾ニ於テ三万九千五百五十坪ノ地面ヲ拝借シテ水産繁殖所ナルモノヲ設置シ専ラ養魚ニ従事セシモ是又半途ニシテ廃絶セリ爾後昨今ニ至ルマテ此種ノ事業ヲ計画スル者ナク漁利ハ挙テ糸満村漁人ノ掌中ニ帰セリ然ルニ是等ノ漁人ハ鋭意熱心其事ニ従事スルト雖トモ惜ヒ哉漁船漁具一切ノ器械完全ナラス規模又狭小ナルカ故ニ鱶若クハ鰹ノ如キ漁撈ニ至リテハ捕獲セサルニアラサレトモ実ニ偶然ノ事ニシテ其眼目トスル処ハ概シテ夜光貝平良貝(真珠貝)及海参等ナリ夜光貝平良貝ノ如キニ至リテハ価格甚タ廉

ナラサルカ故ニ随テ濫獲漸ク熾トナリ現今大ニ其数ヲ減セシモノゝ如シ故ヲ以テ近来荐リニ阿根久場島ノ如キ無人島ニ大胆ニモ独木舟若クハ剥小舟ヲ以テ遠航ヲ試ミルニ至レリ然レトモ是等ノ海産ハ鰹、鱶、鯖、鰤、鯵其他軟魚類ノ如ク繁殖若クハ期節ニ依テ去来スルモノニアラサルヲ以テ年ヲ逐テ其数ヲ減スル勿論ナリトス昨廿六年九月熊本県士族中林恭信及野田正其他数名ノ者当島近海ノ漁業ヲ企テ漁船漁具等モ総テ該県下ノ漁業ニ則トリ調製シ漁夫モ亦屈強ノ者ヲ撰択シ已ニ其業ニ着手シ漁船モ目下二隻ニシテ漁場適否ノ実測モ漸ク完了シタル模様ナレハ本年ヨリハ其捕獲高著シク増加スルナルヘシ然レトモ八重山島沿岸ハ暗礁多ク且冬期間北西風ノ連日ニ亘ルトキハ総テ外海ニ面スルヲ以テ甚タ危険多ケレハ或ハ休業数日ニ渉ルコトアルヘシト雖トモ晩春ヨリ初秋迄ハ大抵風波穏カナレハ此間ノ漁撈ハ充分ナル結果ヲ見ルニ至ルヘシト云フ。

◇参考『南島探験』より那覇滞留 07/01 の項より抜粋

近頃無人嶋ニ欺キ捨(テ)ラレタルモノ某々、其状況那覇役所ニ届出アリ。若(も)シ無人嶋実況ヲ探ラントナラハ、該役所長ニ面談シ、其人ニ一見可然(しかるべし)ト。余、直ニ役所長ニ面会シ、遭難者四人ニ面スルヲ得タリ。

本籍ハ山口県熊毛郡東村　花本勘助(年齢二十五才位)

外三名(是ハ八重山在籍球琉人也)、本年雇主ニ欺(あざむか)レ無人島胡馬(こば)島(久場島共云)ニ棄(すて)ラレ米粒ヲ断ツコト十二日間也ト云フ。一証ヲ懐ニセリ。左ニ、

証

一、胡馬島ニ於テ水陸ノ業ニ従事スル事

一、出稼中一ケ月金弐円給興ス

明治廿六年二月廿四日　元方鹿児島人雇主　永井喜右衛門　㊞

仝　　松村仁之助　㊞

花本勘助殿

花本云(いふ)。該島ハ八重山ヨリ六十里位亥子(いね)ニ当リ。旧正月十四日、石垣島出帆。仝十六日該島ニ着シ、爾来「バカ」島ノ綿毛ヲ採ル業ニ従事シ、後(の)チ綿毛数拾俵ニ充(み)チタレハ、雇主ハ之ヲ積テ飯米ヲ持チ再ヒ来ラントノ約ニテ、僕等四名ヲ残シ、食尽クルモ猶帰リ来ラス、餓死ヲ分トセリ。偶(たまたま)、沖縄糸満村ヨリ夜光貝漁ノ為メ七人渡航セリ。勘助等四人共ニ之レニ依頼シ、着覇ノ上ハ船賃トシテ、金二百円渡スヘキ約ニテ、旧五月八日、丸木(クリ)船二艘ヲ一処ニ結ヒ、之レニ乗リ七昼夜ニシテ、旧五月十二日纔(わづ)カニ本港ニ着スルヲ得タリ。然トモ船賃云ゝニテ、如此(かくのごとき)上ノ御扱ニナレリト。余、相貌(さうばう)ヲ一見スレハ、乞食ト異ナルナク、且ツ肉落(おち)、顔色土ノ如シ。余、后ニ役所員ニ問フ。彼(かの)四人者(は)、鏸(びた)一文ナキ漂流人ニシテ、二百円ノ大金ヲ約スルハ、解スヘカラスト。曰ク、総テ球人ハ他府

県人ノ状貌ノ如何ニ係ハラス、金ハ必ス懐ニスルト思フナリ。別ニ怪シムヘキナシト。 更ニ無人島ノ情況ヲ問フ。曰ク、食糧欠乏ヲ患(うれ)ヘ曽(かつ)テ唐芋(からいも)ヲ植ヘタルモ、鼠害(そがい)ノ為メ皆無トナレリ。胡場嶋周廻一里余可ナリ。樹木アリ、飲水アリ。外ニ二小嶋アリ。一ハ七合位（方言、則チ一里十分ノ七ヲ指シテ七合ト云フ）、一ハ半里位。此二島ハ木モナク、水モナシト。(後略)

◇参考：沖縄青年会誌創刊号 1890、「南洋乃海産事業」P21-p24 より

〇南洋乃海産事業

熱帯地方の富源は只だ陸地の表面にのみ是れあるが如く思惟するは大なる誤りなり、熱帯地方は又実に水中の産物に富めることを忘れる可らず、萬項の青藍千林の珈班葡萄棉花ココナツトの類香料木材呉模の種より以て珍禽奇獣の羽毛に至るまで、其陸上の産力極めて余りあれども土地は元来限りあり、其生産力も限りあり、之を海中の富に比すれば一見して其の差異を知るに足る。彼の水陸両ながら生産力に乏しき寒帯地方に於いても海中に於ける利益は臘虎(※ラッコ)の如き鮭鰊の如きを以てすら尚ほ能く一攫萬金の実あるを見る。果して然らず水陸共に生産力に十分なる熱帯部に於いては其利益の無尽蔵なる又た喋々を須たざるべし、邦人の見聞漸く博るに従って頃日其耳目を南洋に傾くる者多きも亦た宜なり。

沖縄県西表島に於ける中村旭氏の製糖事業に就ては第二の新事業を報せ来れり、琉球郡島に於ける海産事業は実に同島人民が唯一の無尽蔵として生活の繁る所なるも年々其の収穫減縮の傾きある。其上に土地の狭小なるに拘らず島民の生活頻年著しく今三五年を経過せば殆んど活路に窮するの惨状を免れざるべし、と有識者は窃かに之を憂へ島民の爲我国の爲より計画する所もありしが、此に四五年以前より八重山群島に移住し、今は同島共同水産会社に従事し居る松村仁之助氏は去二月中、七十余名の漁夫を従え八重山島より九十余海里北方なるコバシマと呼ぶ無人島に航着し、爾来僅々三ケ月余の間に既に巨額の漁獲を為したりと。

抑も琉球群島の南端より起伏散點して太平洋に入り、印度洋に蔓延せる群島中最も近き者は西班牙領呂宋(※ルソン)群島とす。其東北に在る者に至りては台湾と相距ること遠からず、而して我八重山群島の一なる波照間島よりは海上僅かに九十里に過ぎず、而して呂宋の地たる土地多く人口少なく加うるに土人皆な卑陜(？)惰弱の種族なるが故に殖民航海以て各群島の遺利を収むるを知らず。

幾多大小の島嶼は空えく其天授の富源を抱きて冒険者の訪ひ来るを待つの観あり。今同群島の重なる無人島は我琉球島中の与那国島より大なる者少なからず、其主要なる海産は夜光貝、海鼠、平貝、兜貝、鱶等に在って、是等天然の遺利は未だ曾て西人に先鞭を試みられたる事なく、加うるに同近海は激流荒波なるを以て、彼の西人の長技なる潜水器も其効用を為さず。是れ実に天潜水術に巧みなる我が日本漁夫の手を持って此の大利を授わんとするものと謂うべきなり。

現に沖縄島中糸満漁村の人民中には既に是等の群島に向って渡航を企てる者数十人ありと云う。然れども、縦令無人島にもせよ、是等の群島は明に西班牙政府の管下に属してマニラ駐在総督の支配を受け居る者なれば、宜しく公然移住殖民の政畧を取り、遺利採集の大事業を経営せざるべからず。

聞くが如くんば右松村氏は頃日書を府下の有力家某氏に寄せて我政府に請願するの挙を計れりと。

嗚呼南洋の遺利・・・南洋の海産事業・・・耳に聞くさえ壮快なり。吾人は我政府かマニラ政府に向って此の紹介の労を取るを辞せざるを望む。

◇参考:1910 年 9 月「沖縄教育第 53 号」より『沖縄縣水産一班:大村八十八』(※講話)

〇沖縄縣水産一班　水産技師　木村　八十八君(※木村は大村の誤植)

私は兩三日前に、教育會の役員から、何か話をしてくれぬかと云ふ、御注文に接し、喜んで御受けを致しました。これ第二の國民を教育しつつある諸君に、日々水産と云ふ觀念を、吹き込んで貰ひ度ひと、希望したかつたからであります。内地の學校等でも、桐と云ふ材木に付て其の用途を教へて、下駄及び箪笥を造るに用ふとは云ひますが網の浮を造るとは教へませぬ。又た木綿は衣を造る材料に使ふとは教へるが、網を造る材料になるとは教へませぬ。

本縣の教育界に於いても、左様だらうと思ひますから、本縣水産一班に付て、委しく御話しするのは容易でないから本縣漁業の沿革と、漁業制度並に奨励、施設及び鰹節製造に就て、大體を御話します。世界の人は日本を指して、水産國と云つて居ます。日本人自らもしか信じて居るのであります。其の理由は、日露戦争の結果世界第一の漁場たる沿海洲を取り。それに寒流から温流にわたつてをるから、各魚族に富んでをるからであります。温流には主に鰹、鮪、鯖、鰺等が多く、寒流には鮭、鯡、鱒等が多いのであります。

沿海洲から年々露西亞に出す量では、我國陸軍の兵隊に一日六十匁宛呉れて三ケ年間養へるのであります。本邦が水産國と称せられるのも無理はありません。

本縣は又た、日本に於ける水産縣であります。黒潮の眞中に存在してをる五十餘の島嶼を以て成つてをるからであります。然るに今日の有様の如何でありますか。

野蠻時代の遺物たる刳舟を以て、絲滿一町村の人民がやつてをるに過ぎませぬ。刳舟も悪くはない。将来絶滅してはいかんが、僅かに三四人しか乗れず、鰹をつむにしても二三十本しか積めないと云ふ有様だから、如何しても是れではいきません。製造法に至りても甚だ幼稚であります。

鑵詰は各所で出來るが本縣内で販買する位しか出來ません。材料も製法も拙くてとても内地には出せませぬ。其他の海産物の製造に至りては、殆んど見るに足りませぬ是等の水産業を發達させるのは、経済界を左右する価値ある事業と思ひます。

さて水産業の沿革に就いて少しく御話します。大昔人間が生活してをつた極古い時代て未だ田を耕し牛馬を飼ふことを知らなかった時には、陸では木の實を取つて食ひ海では漁を業として居りました。現に今幼稚なる国民が左様やつてるのであります。初めは海濱に住して居つた。漸次内地に住む様になります。島國の原始時代には海産物は唯一の食糧であつた。本縣の昔の本を見たら、英雄、權現等が海に出たと云ふ記事が多い。所謂、魚貝を漁つて生活して居つたのである。

尚ほ四百年前、當地であまわりが蜘蛛の巣に習つて網を造り、非常に人望を得たと云ふ事だが、當時支那との交通も既にやつて居たのだから、之は聊かあやしい傳記と思ひます。中古時代には貝殻や海草等を集めたと云ふことがあります。近海漁業は、昔からもあつたやうであります。

二百年前には、魚釣が大變盛んでありました。鱶、鰯等が支那での需要あることを知つてから、遠洋漁業する者が出て、當時は今日よりも多かつたのであります。

又た飛魚の流し網が、廃藩置縣時代に盛んに行われてをつた。其後支那との交通が斷絶すると共に、歐米に出す眞珠貝をとる爲め、潜水事業が盛んだつた。其當時眼鏡が發明され、今日では大に使用されてをる。これが爲めに大洋でやる事業は劣つてきた。農業、林業に付いては、古來色々の制度があつたが、漁業には各藩定まつて居なかつた。只だ水戸藩、高知藩等によい規定があつたのみであつた。本縣には元來絶無であつたが、明治二十八年初めて漁業取締が出来ました。

ダイナマイトを使ふ者が居たので、三十四年に至り之を取締る規定が設けられました。全體これは漁業者がやるべきものではありません。ダイナマイトを海中に打ちこんだなら、總ての魚類より岩石に至るまで碎いてしまうのである。然るにこの岩石には、フランクトンと云ふ者がついて居るので、このフランクトンは顕微鏡的のものであつて、これがあるが爲、魚類が生ずるのであるから、實に漁族を絶滅してしまうのであります。

だから、この取締は嚴重にしなければならんのであります。今日では確か千圓以上の罰金に處することになつてゐます。明治三十二年八月一日に現行の漁魚法が發布され、三十七年六月に追加したのであります。尚ほ漁業奨励として、絲滿に水産学校を設置しましたが、後ち島尻郡全部で引き受け、本年度からは又縣で引きついだのであります。

四十二年度から鰹をとる教師と、鰹節製造の教師とを雇ひ入れて各地に配置しました。本縣の漁業も亦長足の進歩をなし、今では七十有餘の鰹船が出來て居ますが、取るのは容易でないから、出ても技術が拙なれば、とれないのであります。これ教師を配置した理由であります。

四十一年度の如きは宮崎より先島へ鰹とりにきて、一度多きは八千圓少き者も五千圓くらいにのぼつて居ます。又た四十二年にも四千圓乃至五千圓の收入を得て歸りましたが、本部、慶良間の者にして貳千圓以上とつた者はなかつたのであります。これ他縣人が技術が甘いからであります。本年宮崎縣より八人教師として雇ひ本部、讀谷山、糸滿其の他五ケ所に配置しておきました。宮崎あたりでは前貸金と云ふて、一人少なくとも貳拾円位はやらねばならんし、それにすべてが贅澤だから、参四千圓もとらなければ利益はないのであるが、本縣人は芋を食べて居て、一文もかゝらんから、貳千圓とつても大儲けだ。宮古あたりでは、千圓もとれたら大獵であります。人も

雇わず、自分等で組合をしてやつてをるからであります。他縣人の樣ににとれないのは、残念は残念だが敢て悲しむには足らんのであります。

漁者は内地に於ても、何れも無學の者で、本縣に雇ふてきた教師もさうである。だから徳義心も何もない。彼等は月給さへとればよいと云ふので、吃度横着をするに違ひない。だから給料は安く、一ヶ月拾八圓であと船から相當に呉れることになつて居ます。所が何れの土地でも、使つて居ません。給料を出さねばならんからであります。本部に行つてみると、こゝへ來て居る奴は巧みで、船の上では山に於ける猿みたようで、一尾もつかんだら逃さんが、金を出さねばならぬから使はぬと云つてる。皆な其の技術は認めてをるようである。

だから私は役場吏員及び水産組合を呼んで、一ケ月拾貳圓の補助をしろ、左もなければ歸すぞと話したから、委員は唯々として出て行つて水産業者を呼んで來た。

而して初めの内は皆な黙つて居たが、到々三人で給料も出して使うことになつた。この三人は以前も乗せてみて、其の技倆を知つてをる者であった。其夜も外の者が來て、私も加入させてくださいと云つてきた。今では何でも四五隻に乗つてるとのことであります。鰹とりは一體難しい、脊黒鰯の活発なものを餌にしなければとれぬが、本縣の鰹は何を食つてをるかと云ふに、昨年八重山に行つて調べた所が中に章魚骨を澤山食つてるものがあった。本年も慶良間で小さい魚を食つてるものをみた。

ガツン、スルゝ、グルクン、アカヂヤボ等餌によいので、素人でも五本や六本釣れます。これ鰹の智識が發達して居ないからであります。北海道では棒を持つて行て、打つても魚がとれよつたそうだが、矢張り魚の智識が發達して居ない為めであります。内地では一本とり損ねたらもうとれないが、當地では二本三本逃がしても影響しないから甚だ有望である。漁りの教師は製造教師が必要なると同じく、尚一層必要であります。

静岡縣のある一町村では、一ケ月拾貳参萬圓の高をあげてをる。本懸は全部で一ケ年参拾萬圓位である。即ち一町村にも及ばんのであります。縣下の製造教師は多く宮崎から来て居ます。

初め鹿児島から雇ふた人達は、薩摩節を造り居ました。古賀様の如きは高知から雇ふて來たから高知節が出來た。是等は皆な大阪の市場に持つて行つたら、日向節其他各地方節の劣等なものとして賣られ、損をするから一つ沖縄節を出さねばなりません。大島では既に大島節と云うものを出して居ます。

大阪邊の相場表にものつて居ます。鰹節のよい所は静岡と高知とであります。

東京では静岡節がもてるが、大阪では高知節が賣れるのであります。これ多年の習慣となつてをるからであります。臺灣で静岡人を雇つて静岡節を造らせて大阪に持つて行つたら、土佐節でないから買わないと云ふので、静岡から東京に出して賣らしたそうです。

だから本縣では大阪相手だから、土佐から連れて來なければならぬと云ふので、八名連れて來て各地に教師として置てありますが、何れの土地でももてゝ居ます。宮古のある村に行つたら、字にかいた標が立てをるのがありました。それをみると鰹節製造教師の云ふことを聞かねば、五拾圓の罰金をとると云ふことが書いてあつた。これはこの村の規定になつてをるそうだが、なんとえらい勢力ではありませんか。

尚ほ水産組合の必要を認め、四十二、四十三兩年度各六百圓の補助を縣から貰ふて、本年六月第一回總會を開いて、各地から委員をあげました。尚ほ豫定したことから、見たらその半分も話して居らんが、後の辯士に迷惑でありますからこれで止めます。(終)

◇参考:『沖縄県水産一班:大村八十八著』より八重山の鰹漁獲高抜粋

沖縄県水産一班　大村八十八　大正元年十一月整理

―(前略)

⑧八重山郡八重山村

本村に於ける鰹漁業は明治三十八年中島尻郡糸満町の漁業者玉城保太郎等組合の漁船が鳩間島並に与那国島に入漁したるを始とし毎年平均二三千円の漁獲ありたるも未だ本村中に企業者を見ざりしに明治四十一年に入り宮崎県南珂郡南郷村より阪本平輔神恵閲等五名の所有漁船五隻を以て本村字祖納並に与那国島に入漁し一大漁獲を収得したるより俄に企業者を出し与那国島の如きは其年に於て既に入漁したる漁船を購入し五六百円の漁獲を得たるもの二隻を出し明治四十二年に至り最初与那国島及鳩間島を目的として宮崎県下の漁船及島尻郡糸満町の漁船四月以降渡来したるものと、本郡の漁船合わせて十五隻なり而して与那国に於ては餌料欠乏の為め、漁船六隻は六七月に於て石垣島字川平大浜及小浜島に移転し漁業に着手し七月下旬より何れも好況を呈せり今本群島に出漁したる者の生産高を概算せんに凡そ四万八千四百斤なり、其漁舟所有者並漁獲の概価左の如し。

船　名	所属町村並氏名	漁　獲　高
大漁丸	八重山郡八重山村	約千八百円
稲里丸	仝	仝
与那国丸	那覇区字東	仝
大徳丸	島尻郡糸満町　玉城某	約四千円
アジサシ丸	仝	仝
漁蔵丸	那覇区字西　古賀辰四郎	凡三千円
照島丸	那覇区字東　照屋林顕	四千六百四十七円
漁勢丸	宮崎県南珂郡南郷村	船主は古深久平二隻、阪本平輔一隻、山下善作一隻、神恵周市一隻にして漁獲高凡そ一万四千七百円也
漁吉丸	仝	
飛龍丸	仝	
大宝丸	仝	
エビス丸	仝	
旭　丸	仝細田村　大重　津宇田万平	

明治四十三年に至りては後段記載の如く那覇区照島丸は石垣に他の七隻は同村川平に根拠を据へ尚同村小浜島にも別記の如く補助機関付漁船あり八漁船漁獲共左表の如し。

営業者氏名	漁獲高	鰹節生産量	概　価	備　考
照屋　林顕	109,027 斤	21,805 斤	8,504 円	石垣島を根拠地とす照島丸
玉城　五郎	122,015 斤	24,403 斤	9,273 円	なり
野添　勇吉	15,190 斤	3,038 斤	1,154 円	小浜島を根拠地とす補助機
田中徳次郎	60,800 斤	12,160 斤	4,620 円	付漁船
坂田安次郎	474,27 斤	9,485 斤	3,604 円	石垣島川平を根拠地とす
宮崎治三郎	41,430 斤	8,286 斤	3,148 円	同
石垣　用宗	10,955 斤	2,181 斤	828 円	同
金城　　蒲	4,060 斤	812 斤	308 円	同
鈴木　伊作	2,630 斤	546 斤	207 円	同
大重栄次郎	3,175 斤	635 斤	241 円	同
古賀　支店	104,942 斤	20,988 斤	8,395 円	
後　　惣山	22,325 斤	4,773 斤	1,813 円	
玉城　　亀	10,605 斤	2,121 斤	805 円	尖閣列島に於て漁獲
上原　　亀	2,625 斤	525 斤	199 円	
大城　　徳	10,335 斤	2,067 斤	785 円	
浜門小組	20,100 斤	4,020 斤	1,527 円	
比嘉小組	29,570 斤	5,914 斤	2,247 円	
計	6,172,125 斤	123,860 斤	47,666 円	

※紙面の都合上、漁獲高価格等は英数字に、また小数点以下は切り捨てた。(後略)

◇参考:「余と燐鉱の探検:恒藤規隆著」(1936)p31-p35 より抜粋

(1907 年頃の話)

前記沖縄本島及其離島竝に無人島の探検は、在官時代にも一度やつたのであるが、明治四十年に沖縄県庁より委嘱を受けて再び是等の島々を探検したのである。此時予自ら探検した島は、沖縄本島の外、宮古島、石垣島及び尖閣列島・尖頭諸嶼の黄尾島、南北小島、魚釣島である。然るに右の島嶼は何れも多少の燐礦の産出を見るが起業に適する程のものは一つもない。

右の探検は、交通不便の海洋上の小島殊に無人島の如きは、全く船を寄せるに非常の苦心を件ひ、又、上陸してからも、島内の跋渉調査には多大の難儀をしたものである。右沖縄の探検中、沖縄県那覇にて海産物共他の事業を営み石垣町にも支店を持つて居つた古賀辰四郎氏が、終

始隨従して援助して呉れた事は誠に好都合であった。尚外に今の台湾肥料株式會社の支配人・神長武夫氏も予の助手として終始同行されたのであった。此の沖縄県下諸島探検中特筆すべき事多々ある中に、実に悲哀を極めたる事実があつた。夫れは無人島中の南北小島に行つた時の事であつた。

此の島は第三紀の砂岩であつたが、夏期には漁夫が渡島して漁業をして居る島であつた。我等一行は予と、古賀、神長の両氏の三人であって、県庁より特に供せられた汽船に乗ったのであるが、此の船中に、内地人で那覇に居住して居るといふ一婦人と其の子供一人が便乗して居つた。此の婦人と子供は、予等と共に黄尾島の次の無人島・南北小島なる無人島に上陸した。聞けば亭主は那覇に居つて放蕩を極め素行修まらざる為め懲戒の為め、前年此の島に送られたるものであるが、妻女は之れを慕うて此の度渡島したのだといふ事であつた。

此の島は無人島なるも丁度其時は漁夫二三十人渡島して居つた為め、小屋もあつたので幸に之れを借りて起臥して居つた。此の時飲料水を求めたが、丁度小屋の近所に清水があるので之れを吸み取つて飲料水とし茶を沸かして飲用に供した。然るに古賀・神長の両人は間もなく発熱して非常に困難をしたが、予一人は不思議にも幸に健全であった故、両人を看護しつゝ両三日其の小屋に泊り約束の汽船の迎ひを待つたのであつた。其の間予は其原因を探求すべく種々なる試験を試みたが之れを知る事が出来なかつた。只飲料水の試験は必要なる薬品がなかつた為め、為し得なかつた事は遺憾であつた。 其の中四日目に迎ひの汽船が着したので、病人のある場合大に安堵して石垣島に帰着し、直ちに医師の診断を受けたる處、亜砒酸の中毒なること判明した。そこで、亜砒酸は如何にして此の無人島にあつたかと云ふ事に就て探索したる處、或る経験者の談により、同島にて毎年海島を捕獲する猟師あつて、其處にて剥製にする為め使用する亜砒酸が周囲に飛散して水溜に流れ込みたるものと判定することが出来た為めに、其の辺の水溜は皆実に清水の様で一疋のボーフラも居らず良き飲料水の如く思はれたのであつたが、之が大なる誤りであった。之れに反し此の島にある漁夫等は却つてボーフラの居るやうな所の水を飲用に供し居る為め斯かる中毒にかかることはないのであつた。

一行中予一人中毒しなかつたのは此の清水と見たる水を飲まず、携帯せる平野水を飲用し又、食物は馬鈴薯を蒸して食して居た為であることが明瞭となつた。之れによつて斯様なる土地に於ては水中に生物の棲息し居らざる様の水は、寧ろ危険なることを経験した。因に此の島で捕獲する海鳥は種々あるが、其の美麗なるものは剥製にして佛蘭西へ輸出したと云ふことである。

右の事実のあつたことを知つた石垣町長及警察署では大に狼狽し之れを世間に発表せざる事を予等一行に要望した、夫れ故に県庁方面へも知れず無事収まることが出来たのであつた。一行は石垣町にて療養快復したので再び前の船にて那覇に引揚げたのである。右の如き事実があるから一般探検者は此点に就き大に警戒しなければならないと考へる。

◇参考:1913 年『宮古郡八重山郡漁業調査書』より光閣列島(尖閣)の項抜粋

〇宮古郡八重山郡漁業調査書

―(前略)

7:光閣列島ヲ根據ト為セル鰹船

古賀辰四郎ノ経営ニ係ルモノ二隻アリ、其ノ大要ハ光閣列島ニ記載セリ

―(中略)

二、光閣列島(之ハ八重山村字登野城古賀支店ニ付調査シタル概要ナリ)

尖閣列島ハ八重山村字登野城ノ西百十二浬台湾基隆ノ東北百浬ノ所ニ在リ、明治二十五年頃糸満町ノ漁民某ガ之ニ漂流シ、皈町ノ上古賀辰四郎ニ計リタル結果、汽船ヲ派遣シテ遂ニ之ヲ確実ニスルヲ得タリ。

之ニ於テ古賀氏ヨリ政府ニ同嶋開拓ノ目的ヲ以テ其ノ貸下ヲ出願シタリシト雖モ当時其ノ境域甚不明ニシテ、清國ニ属スルニ非ズヤノ説無キニアラズ。遂ニ之ガ處分ヲ見ルニ至ラサリキ。適々日清ノ戰役アリ、其ノ結果台湾ハ新二我領土ニ入ルニ到リタルヲ以テ、領域モ従ツテ明ニナリ遂ニ右戰役終了后三十ヶ年ノ期間ヲ以テ同人ニ貸下ヲ許可セリ。而シテ古賀氏ノ同嶋ノ漁業及開墾ニ着手シタルバ今ヨリ十ヶ年前、即チ明治三十七年頃ナリ。

抑モ同嶋ハ四箇ノ島嶼ヨリ成リ(※欄外書込「和平山(釣魚島)、北小島、南小島、黄尾島長径十町周圍約一里」)、其ノ最大ナルモノハ周圍約四里次ハ二里最小下ルハ一里ナリ。就中其ノ大ナル和平山ハ山岳高ク聳立シ樹木欝蒼シ製造ニハ最適當セリ。但シ漁船ノ出入碇泊ニ適當ナル港ナキヲ以テ岩礁ヲ掘鑿シテ船ヲ引揚クルニ便セリ。従ッテ漁船ハ一般ニ小型ニ造船セリ、住民ノ家屋ハ何レモ海岸ノ低地ニ建設シ畑ハ稍々高キ平地ニ設ケ、甘藷野菜を栽培セシニ最モ適当セリト云フ。

住民ノ職業ハ着手當初ハ主トシテ鳥類ノ剥製ヲ為シタリト雖モ其ノ後漁業ノ有利ナルト鳥類捕獲ノ数減少シタルニ依リ、主トシテ漁業ニ従事セリ。

漁業主ナルモノハ鰹釣、鱶釣、夜光介採集等ニシテ、鰹ハ鰹節ニ製造シ、鱶ハ鱶ノ鰭ヲ乾製シ、那覇ノ港ニテ内地ニ輸送ス。夜光介モ亦同ジ。

鰹漁業初期ハ二月ニシテ終期ハ十月ナリ。即チ漁業期間ハ他地方ニ比シ長シ。但シ四月マデハ天候険照ナルヲ以テ刳船ヲ以テ従事シ、其ノ以后ハ天気ノ一般ニ静棲ニ皈スルヲ以テ日本型漁船ヲ用フルト云フ。

大正二年中該漁業ニ従事スルハ漁船(日本型)二隻漁業者五十二人ナリ。内製造ニ従事スルモノ七人ナリ。鱶釣及夜光介採集ハ鰹釣漁業終了后テ於テ營ムモノニシテ、夜光介ハ年々其産額ヲ減少スルト云フ。前記漁夫ハ本嶋在住者ノ全部ニシテ総テ男子ナリ。但シ経営當初ニハ女子モ渡航セシメタリト雖モ多數男子ノ中ニ小数婦女子ヲ携帯セルヲ以テ弊風ヲ生シ弥后全ク男子ノミヲ渡航セシムルコトヽナセリト云フ。

現今従業中ノ前記漁夫ハ與那城嶋(※與那國嶋の表記間違いと思われる)ノ者多數ヲ占メ、糸

満町其ノ他國頭郡各村ノ者之ニ加ハレン。但シ製造人ニハ與那國ノモノ無ク、全部沖縄本嶋ノ者ヲ採用セリト云フ。

分配方法:総収入ヨリ諸経費ヲ控徐シ剰餘高ヲ、船主六分漁夫四分ノ割ニ分配ス。

外ニ漁働ニ應ジ賞與金ヲ與フルト云フ。

漁獲:大正元年度ニ於テハ鰹ノ漁獲高約七千円、夜光介一千斤其ノ他鱶鰭ノ産アレトモ詳カナラス。—(後略)

◇参考:鹿児島外四縣水産業視察復命書(1914)より「東京市場ニ於ケル本県鰹節ニ對スル評判」抜粋

第三 東京市場ニ於ケル本県鰹節ニ對スル評判

一、批評者 日本橋區瀬戸物町 高津 伊兵衛

(古賀商店について記載無の為中略)

一、批評者 日本橋區小舟町二丁目 イ 井上 伊兵衛

二、主タル取引先 鹿児島縣大島及仝懸各群並沖縄縣ニ於ケル取引ハ左ノ如シ

古賀商店 大原商店 是技商店 永田龍太郎(時々柏原直太郎トモ取引)

三、沖縄産鰹節ニ對ユル批評左ノ通

1:沖縄節ニ罅隙多シ(高津商店ト同一)

2:枯レタル節ハ肌粘滑ナラズシテ粗鬆レ質脆ク怜カモ焦ケタルモノ如シ

(高津商店ト一致セリ)

3:7,8 月頃ノ節ニハ虫害夥シ(高津商店ト一致セリ)

4:亀節ニ割レタルモノ多シ(高津商店ト異ナリ)

5:磨粉(磨間)ヲ以テ修繕ヲ為スモノ多数ナリ(新本實)

四、将来ニ對スル希望

(中略)

之ヲ要スルニ本縣産ノ鰹節ハ鹿児島縣大島ノ産二次イテ東京市場ニ於テ頗ル有望視セラルヽト雖其製造方法一般ニ粗雑ニシテ以上ノ如キ欠点ヲ有スルヲ以テ未大島節ノ價格ニ達セサルノミナラス先進縣タル高知縣静岡両縣産ノモノニ比較スルトキハ品質ニ於テ遥カニ劣ルノミナラス其價額僅カニ二分ノ一ヲ超造スルニ過キス但し原料ノ品質ハ大島ノ節ト共ニ頗ル良好ナルヲ以テ将来製造方法ニ改良ヲ加ヘンカ頗ル有望ナリトス。(後略)

◇参考:「日本水路誌第六巻(抄):水路部 1919 年」より、尖閣諸島の項抜粋

日本水路誌第六巻序

本書ハ前称日本水路誌第二巻下ノ改称後ニ於ケル初刊ニシテ第一編ニハ大隅海峡及南西諸島ヲ、第二編ニハ台湾島及澎湖列島ヲ収メ大正三年以降ノ新資料ニ拠リ前版諸事ヲ改訂増補シタルモノナリ

第一編ハ前版第一編ヨリ、第二編亦前版第二編ヨリ採リ其内第一編ノ大東島及那覇港ハ大正六年、尖頭諸嶼ハ大正四年又第二編ノ基隆港及打狗港ハ大正七年ニ於ケル当部測量班ノ実測記事ニ拠リシモノニシテ尚全巻各部ニ亘リ日本水路誌第六巻追補第一及諸官庁其他専門諸家ヨリ得タル最新材料並ニ当部調査ノ最新事項ニ基キ増訂ヲ施シ編纂シタリ。

本書中誤謬ヲ発見スルカ又ハ改補ニ必要ナル実験ヲ為シタルモノハ速ニ水路部ニ報告アランコトヲ希望ス。　　大正八年七月　水路部長　布目満造

赤尾嶼

石垣島北端ノ北彳東方約七十九浬ニ在リ東西三鏈半南北一鏈半全鳥熔岩ヨリ成リ樹木ナシ高二七二呎四面断崖急峻ニシテ攀登スル能ハス遠望宛帆走ノ和船ノ如シ

〇嶼ノ周囲ハ平坦ナル低キ床状ヲ形成シ其間ニ数条ノ罅裂ヲ有ス

〇北端ニ著シキ尖岩矗立シ形貌観音像ニ似タリ

〇陸上ニ海鳥群棲ス

本島ヨリ西南西方約六鏈間及東北東方約四鏈間ニハ競潮アリテ水深不斉ナルモ他部ハ概陸界ナリ

本島附近ノ海流ハ甚強ク速度二節半ニ及ヘリ

尖頭諸嶼

尖頭諸嶼ハ沖縄群島ト支那福州トノ略中央ニ在リテ台湾基隆港ヨリ七二度約百浬余ニ位シ黄尾嶼、魚釣島、北小島、南小島及沖ノ北岩、沖ノ南岩ノ諸島ヨリ成ル、魚釣島ハ其最大ナルモノナリ

此等諸嶼ハ位置ノ関係上古来琉球人ニ知ラレ、尖頭諸嶼、尖閣列島或ハ Pinnacle islands 等ノ名称ヲ有ス此等諸嶼ヲ地質上ヨリ観ルニ魚釣島及南、北小島ハ水成岩ヨリ成リ黄尾嶼ハ火山岩ヨリ成リテ二者全ク其趣ヲ異ニセリ

本諸嶼ノ支那東海ニ面スル側ノ水深ハ距岸一浬至二浬ニシテ概七八〇尋底質ハ細沙ニシテ海底ノ不同ナキモ之ニ反シ沖縄群島ニ面スル側ノ水深ハ距岸二浬至三浬ニシテ忽二〇〇尋以上ニ達シ尚遠サカルニ従ッテ水深急激ニ増加ス是レ或ハ黒潮ノ影響ノ大ナルニ帰因スルモノナランカ

本諸嶼内ニハ永住者ナク漁期間八重山列島方面ヨリ出漁者来リテ鰹漁ニ従事スルモノアルノミ

・気象

本地方ハ天候ノ変化急激ニシテ五月ヨリ九月迄ハ概シテ偏南風吹キ海上亦比較的平穏ナレトモ十月ヨリ翌年四月迄ハ偏北風連吹シ天候険悪ニシテ波浪高ク陰鬱ノ荒天週日ニ亘ルコト珍ラシカラスト云フ〇曽テ水雷母艦熊野丸ハ四月上旬ヨリ中旬ニ至ル間台湾東岸ニ於テ錘測ニ従事セルコトアリ其間連日天候平穏海上亦砥ノ如クナリシニ反シ本諸嶼附近ハ陰鬱ノ荒天ヲ呈シ僅々平穏ナル曇天ノ一日ヲ見シノミニテ常ニ本嶼ニ近ツケハ天候険悪ナルヲ認メシト云フ

・海流

黒潮ノ北東方ニ流ルルコト急ニシテ島周ニ競潮ヲ生ス沖ノ北岩附近ハ流勢最急シテ六挺櫓艇ノ如キハ操縦甚困難ナリ熊野丸ノ汽艇約四鏈ヲ進航スルニ一時間ヲ費セシコトアリト操艇上深キ注意ヲ要ス

黄尾嶼

洋中ノ一小嶼ニシテ本諸嶼中ノ最北ニ位シ南北約五鏈幅約六鏈ノ殆円形ノ熄火山島ナリ

〇島頂ハ外輪山ニシテ島ノ中央ニアリ高三八〇呎噴火口内ハ急下六〇至七〇呎ニ及ヒ口底ニハ灌木密生ス其北方ニアル山頂亦之ト殆其高ヲ同ウス

〇最東部ニアル山頂(高一七四呎)ハ浜岸ニ接シテ峙ツヲ以テ認識シ易シ、此等ノ山頂ニハ悉ク噴火口跡ヲ存セリ

島周ハ巨大ナル溶岩ヲ以テ蔽ヒタレハ徒渉甚困難ナリ一ノ沙浜及小舟ノ泊地スラナシ但僅ニ西岸ニ人工ノ凹所アルモ短舟二隻ノ同時著岸困難ニシテ風波時ノ避難ハ絶対ニ不可能ナリ

〇島周ハ距岸約四鏈ニシテ水深十尋ヲ超ユルモ錨泊ニ適スル所ナク風向ニ因リ風下側ニ避難スルモ亦全然無効ナリ

島内ニテ天水以外ニ淡水ヲ得ルコト能ハス

〇島ノ南西部ニ小弊舎四至五軒アリ

〇山頂及山腹ハ棕櫚樹ヲ以テ蔽ハレ樹間ニ樹木密生ス中腹以下ニハ百合、甘藷等ノ密生セル樹木雑草中ニ混生スルヲ見ル是レ往時此島ニ少数ノ移住者アリテ漁業並ニ此等ノ栽培ニ従事セシコトアルニ因ルナランカ

島中ニハ多数ノ信天翁、目白、山猫、蜥蜴等棲息ス蛇ハ存在セサルカ如シ近海ニ魚類甚多ク鰹、鰆、鱶等ハ其主ナルモノトス

・海流及潮

島周ハ海流激シクシテ平穏時ト雖波浪相闘ヒ舟艇ノ操縦困難ナリ其方向ハ風向ニ因リテ左右セラルルコト多キモ概シテ北東方ニ流レ速度一至二節ナリ南風連吹時ニハ流速其度ヲ増ス

塑望高潮七時二十五分

〇大潮升七呎、小潮升四一／四呎、小潮差一三／四呎

魚釣島

本諸嶼中ノ最大島ニシテ南西方ニ位ス東西ニ長ク周囲約四浬形状宛海鼠ニ似タリ

〇島ノ高頂脈ハ著シク南方ニ偏シ南方ハ巉崖海岸ニ削立シテ屏風ノ如ク岩層鮮ナリ

〇浜岸ハ概シテ岩沙ヨリナリ南岸以外ハ幅約百呎ノ尖鋭ニ凹凸セル岩陂ヲ以テ囲繞セラル

〇距岸約二鏈ニシテ水深十尋ヲ超ユルヲ以テ船舶ハ接近シ得ヘキモ錨泊ニ適スル所ナク且

潮流モ亦急激ナルヲ以テ漂泊ニモ多大ノ注意ヲ要ス

〇毎年五月乃至八月ノ期間基隆港ヨリ発働機艇ヲ以テ此島附近ニ鰹漁ニアルモ多クハ早朝来ツテ夕刻ニハ出発帰港スルヲ常トス

山勢東西ニ延長シ北東方ヨリ遠望スレハ東、西ノ二尖峯並ニ中央ノ突出最顕著ナリ

〇西方ノ尖頂最高クシテ高一、一八六呎、東頂ハ高一、一四四呎ナリ

〇山脈頂ハ尖岩参差刃ヲ樹テタルカ如ク甚険峻ヲ極ム

〇山頂ノ少シク下方ニ樹木密生ス

島ノ北東至北西部面ニハ許多ノ細流アリテ水量モ亦豊富ナリ而シテ其西部ノモノハ白色ヲ呈シ硫黄ヲ含有スルモノノ如シ

〇最高頂ノ西方浜岸ニ石壁ヲ繞ラセル小舎数軒アルモ大半ハ腐朽セリ此附近流水潤沢ニシテ「セメント」ヲ以テ築キタル水槽大小四箇アリ清洌ノ水、槽ニ溢

〇此地ヲ和平庄ト称ス

・上陸地

和平庄ハ本島唯一ノ著舟地点ナリ人力ヲ以テ浜岸ノ岩陂ヲ穿開スルコト長約二十間幅約二間半、此処ニ舟艇捲揚機ヲ備フ

〇沖合ニ波浪アル時ハ余波掘割内ニ及ヒ著舟困難ナリ而シテ塑望ノ低潮面ハ水深僅ニ一呎余ニ過キサルヲ以テ此時機ニハ舟艇ノ出入全ク不可能ナリ

本島附近ハ魚族甚多ク毎年漁期間沖縄方面ヨリ少数ノ漁夫来リテ鰹漁ニ従事ス

〇鳥類中信天翁最多ク鴫、鴿、鷺、雀、鵯等棲息ス蚊、青蝿等多ク松虫、鈴虫、螢等モ存在ス又蛇、蜥蜴多ク蛇ハ毒蛇ニアラサルモ長八、九尺ノモノ尠カラス

飛瀬

魚釣島ノ南東角ヨリ南東方約一浬ニアリテ高八呎、此附近ニ競潮アリ

南小島及北小島

此二島ハ魚釣島ノ東方約三浬ニ位シ遠望一島ノ如キモ幅約一鏈半ノ浅水道ニテ南北ノ二島ニ分タル

浜岸ハ概岩塊、沙及石花礁ニシテ島周ノ海底ハ岩ニシテ潮流モ亦急激ナリ

此両島ハ全然岩骨ヨリ成リ殆樹木ナク唯雑草ノ繁茂スルノミ

南小島ノ北西端ニ捕鳥剥製用ノ小舎アリ其後方沙岩ノ間ヨリ流出スル水ハ使用セラルヲ可トス是レ剥製用亜砒酸ヲ混スル虞アレハナリ

南小島ノ東端ナル尖頭岩ハ頗顕著ニシテ黄尾嶼方面ヨリ望メハ一大尖岩ノ海中ニ突出スルカ如ク航行船舶ノ好目標ナリ

〇北小島ノ西端ニモ亦大ナル尖頂岩三箇アリ

此二島ニハ著舟シ得ヘキ場所ナシ但平波ノ時ノミ近寄リ得ルニ過キス

〇附近一帯ノ潮流ハ極メテ急激ニシテ北東方ニ流レ其速度二至三節トス

本島ニノミ特ニ群棲スル海鳥アリ Tarn 即チ「アジサシ」ト称シ其数実ニ数万ヲ算ス

・沖ノ北岩及沖ノ南岩

北小島ノ北方約二浬六鏈及北東方約一浬八鏈ニ在ル無樹ノ岩島ニシテ前者ハ高七〇呎遠望顕著ナリ後者ハ一三呎ノ一小岩島ナリ

〇此附近ハ北東ノ海流最モ激シケレハ注意ヲ要ス

◇参考:「鰹と代議士―原耕の南洋鰹漁業探険記:岸良精一著」より抜粋

(中略)

〇昭和二年度第一次南洋出漁の日誌

本日誌は昭和二年度出漁に際し、農商務省水産局が原耕氏の事業の成果を認め遠洋漁業奨励金を交付するに際し、その業務日誌を提出せしめた際、原さんが私に記載を依　されたものである。私は水産試験場の漁業試験日誌を持参して千代丸の漁業日誌は概要記載してあったので転載したが、第三千代丸の日誌は川崎船長の航海日誌頼る外なく聊か素末であった。水産局から交付の日誌は一応提出したが、夥しい付箋を背負って戻され、更らに交付の新しい日誌に詳細の記入を求められ苦心して改正し、送付して受付けられた。その際一部は私の手許に残されたが、県庁の文書でもないので私が保管して今日に至った経緯がある。

奇しくも戦災を免れた貴重な史料だと信じている。

漁　業　日　誌	
千代丸	八坂丸(第三千代丸)
六月一日　枕崎港を出帆し、鹿児島港に廻航し諸準備荷役をなす。	仝上
六月二日　鶴鳴館にて有志一同の壮行送別会終了の後、岸良精一も乗船、午后四時五十分鹿児島港出帆仝五時十分桜島小池にて餌魚積取七時十分小池発、南洋遠征の途に就く。	同一行動をとり千代丸と揃って出港。
六月三日　臥蛇島付近流木付魚群にて鰹二〇〇尾を釣る。続航。	七島西側を南西に航走策漁を続く、魚影少し。
六月四日　沖縄海域操業するも漁なし。	前六時横當島西沖十浬付近、群あるも餌付良漁獲なし。
六月八日　沖縄海域操業海況不良なるか漁なし。	午前二時十分機関始動錨地発宮古曽根付近策漁するも魚群の浮上なく漁なし。午后五時標泊
六月九日　午后三時那覇入港　泊。	前五時五十分始動赤尾嶼方面索漁に向う赤尾嶼付近索漁群多きも小鰹群にて餌付不良なり。

六月十一日　午后三時那覇港出帆索漁しつつ石垣島に向かう	午前四時四十分始動十時五分頃鰹群あり釣る。午后五時半大型鰹群あり合計百二十尾釣る久米島との中間附近。夜間漂泊
六月十二日　石垣島附近索漁、漁なし	午前五時始動南鳥島附近索漁漁なく南鳥島仮泊
六月十三日　石垣島近海索漁	鳥島を発し那覇入港漁獲物売却
六月十四日　石垣島錨地着投鎖、八阪丸の来着を待つ(之は落合場所として打ち合せたる所なり)。	那覇出航 石垣島へ向う
(後略)	

○赤尾嶼に黒魚を釣る

六月十二日から十五日、石垣島・久米島から魚釣島・赤尾嶼近海を一生懸命鰹群を探したが、不思議と言う程に鳥も魚も姿を見せず漁に恵まれなかった。原さんは無類の釣好きであり、南薩地区では並ぶ者なき名人であると漁士達が話していた。航海中は休みなく釣具の手入れをしておられた。自宅では遠く奈良から鹿の角を取り寄せて轆轤(※本文は車ヘンに魯)を据付けたり、色んな道具を揃えて独特の鰹釣りの疑餌鈎を制作して、船員に支給して漁獲の能率向上に尽くされたが、全く独特のものであった。又身の廻りには、麻や麻糸、鋼鉄線、テグス類・豚の毛等足の踏み場もない位である。十三日目ぼしい鰹群がないので、赤尾嶼で磯釣りをやろうということになった。屈強若者四人先生と私六人転馬で瀬に上陸して、若者達はアマメ・蟹・貝殻・フジツボ等、餌やカブシ（撒餌）等の採集である。竿は先生の分が一本あるだけだった。釣元は針金で結んであった。千代丸は碇を卸して休漁、転馬船は人を上陸させたら本船に帰る。つかまえた蟹の甲羅をはがし、桍をとり二ッに折ってそれを釣針にかけて投げ込むとと云う算段。私如き川内川から与次郎ケ浜に出て来て、鱚やゴッ婆を聊か扱った者には始めての見学であった。瀬場は先生が定めるそこにフジツボ等を叩きつづして投入し、しばらくするとくろ魚が浮き上がってボツボツ釣れた。誰も人間にイジメラレたことのない支那海の魚達であるから、先生悦に入って大部釣れたようだ。私は竿や道具がないので呆然見とれているばかりだったが、おしまいに魚の懸った竿を私に上げて御覧と宛がわれたので、取付いたのだが、竿がしなってなかなか上手に上らなかった。引き寄せて瀬の上にはねあげてバタバタさせたときにはもう目先が真黒になったようだった。赤尾嶼の磯釣りは豪華な釣道楽の楽しい一瞬であり、釣果も挙がったが売れて金になる訳でもなく投じた資金から見れば高価極る道楽と云へそうであった。英雄閑日月ありと言うべきか、忙中閑ありと云うべきか魚釣りの好きなそして上手な先生であった。(後略)

◇参考:1934(昭和 9)年 8 月「地学雑誌第 46 年第 546 号より

「琉球島地学雑観:木下亀城」附『沖縄近海漁場圖』

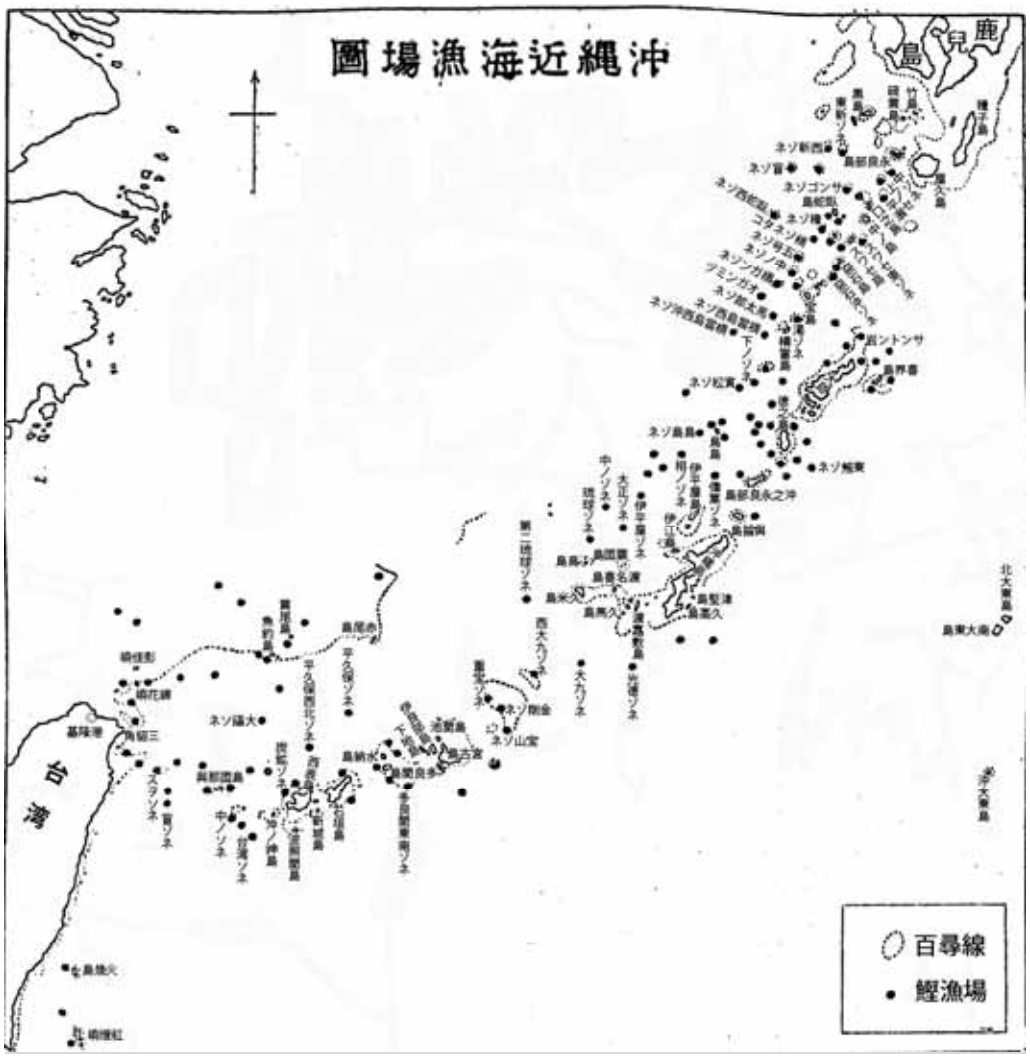

※島名及曾根名等は紙面の都合上、改めて附して作成。

◇参考:1943 年 08/03 付石垣測候所秘發第 242 號より抜粋

軍事極秘 (起案用紙)

石垣測秘發第 242 號

昭和 18 年 8 月 3 日起案　業ム掛長　㊞

臺長　㊞　庶務會計係長　調査掛長　㊞

年　月　日　所長名印

中央氣象台帳　藤原　咲平殿

尖閣群島調査報告書(第一号)提出ノ件

尖閣群島測候所建設参考資料トシ標記調査報告書(第一号)御高覧ニ供シ度及提出候也

追而右ハ右ハ~~実地踏査ヲ行ハザルモ取リ急ギ~~右群島経営者那覇市西本町古賀善治商店員ニシテ同地ニ度々往復セル伊地柴贇氏ノ説明並ニ其他二三ノ人々ノ言ニ依リタルモノニシテ取急ギ既畧取マトメタル物ニシテ實地踏査ノ上改而ノ詳細提出致ス可ク申添候

尖閣群島調査報告書　第一号　石垣島測候所所長　大和順一

(―中略―)

四　各島ニ於ケル毒性~~棲息~~動物ノ棲息状況

各島共ニ沖縄県下ト各地ニ棲息スル有毒性動物タル、マラリヤ蚊、ハブ蛇、猪、ヘラリヤ蚊並ニツツガ虫原虫等棲息シ非ズ。

但シ次ニ示ス動物ハ棲息シアリ

イ. 魚釣島、野羊数百頭。兎数百頭。錦蛇(胴直径三、四寸ノモノ有ルモ危害ナシ)若干。野鼠。

(後略)

◇参考:「山羊の親子塚:(八重山)宇江城正晴」

(「南島研究」第 40 号南島研究会刊 1999.3 より)

「山羊の親子塚」(八重山)宇江城正晴　尖閣諸島の魚釣島にあった事実物語

今から79年前1920年(大正9年)頃のことです。魚釣島を含む島々で、鰹節製造など開拓事業を手懸けた古賀辰四郎氏の全盛時代、喜舎場孫正氏が海産物問屋古賀商会(石垣市大川在)に在勤中のお話で、古賀氏が魚釣島に山羊の雌雄2匹を放してありました。のちに、群れをなすほどに繁生しました。

昭和 10 年頃、古賀の鰹釣り漁夫 50 名余の者が、同島で仕事をしていた時の出来事です。雨天や風波が荒れて出漁できない日は、山羊狩りをしたそうです。

漁夫たちは手に手に、棒とマッチを用意してでかけました。雨の日には、山羊はアダンの森の

中へ入り込んでいたそうです。先頭に立った 1 人が小さなアダンの森の中に大きな山羊が潜んでいるのを見つけ、手真似で、ここにいるぞと仲間に合図して知らせました。

仲間の者は全員走り寄り、森を囲んでしまいました。

各自携帯のマッチは火をつけられ、3､40 ケ所から茫々と、火の手はあがりました。

森の中からは、山羊が悲鳴をあげて鳴き叫ぶ声が周り中に響きわたりました。

ところが山羊は逃げ出る気配もありません。皆は棒を振り上げて、山羊が出てくるのを待ち構えています。アダンの森はたちまち焼き尽くされました。頃合いを見て、一人の漁夫が森の中に飛び込んで、黒焼きになった山羊を引きずり出そうとしました。

これ何たることぞ、うつぶせになった山羊のお腹の下には仔山羊が抱きかかえられた姿で親山羊と共に焼かれていたそうです。

これを見た漁夫たちは、皆涙を流して山羊親子の情愛を知り、このように動物でさえ自分の仔を大事にすることを思うと、山羊を料理して食べようと思う気持ちはなくなり、島の小高い森の木に字を刻んで親子塚と銘記し、線香を呈して山羊親子の霊を供養したとのことです。

記録者（故喜舎場孫正氏）

◇参考：1970 年 08/26 付日本経済新聞記事
「尖閣諸島のあるじは私：古賀善次」より抜粋

〇明治 17 年、父が踏む

戦後二十五年だれも顧みることのなかった無人の尖閣諸島がにわかに脚光をあびて、老妻と二人、那覇市の一隅でひっそりと暮らしている私までが話題にのぼるようになったので、びっくりしています。

東海大学の調査の結果では、尖閣諸島周辺の大陸だなには、海底油田が間違いなく存在するとのことです。これが発端となり、日本と台湾の間で尖閣諸島の領有権が争われていると聞きます。そんな国際間の問題にはあまり感心はありませんが、尖閣諸島のおもな四つの島、すなわち魚釣島、南小島、北小島、久場島（黄尾嶼）は、実は私が所有しているのです。だからこの島々が日本領土であることは間違いありません。

尖閣諸島に最初に目をつけて利用し始めたのは、私の亡父、辰四郎だと思います。父は福岡県八女郡（いまの八女市）で製茶の農業を営んでいた祖父の三男でした。琉球に廃藩置県が行なわれ、初代の県知事が任命された明治十二年、二十四歳で那覇に茶商を開店しました。そして海産物も手がけるようになって、明治十七年尖閣諸島に初めて足跡を記したのです。もちろん、尖閣諸島はそれまでも沖縄の人にはよく知られていました。琉球国王から清国へ進貢船を出すとき、航路の半ばにあたっていたので、魚釣島の高さ三百六十九㍍と三百二十一㍍の二つの山が、よい目標になっていたと聞きました。

〇カツオブシ工場も

父は、この島々の周辺のカツオ漁に目をつけ、明治二十九年、ちょうど日清戦争が終わり、尖閣諸島の日本帰属がはっきりしたところで、内務省を通じて、三十年間無償借り受けに成功しました。もちろん国有地でした。そして漁業の根拠地として魚釣島を選びました。この島は諸島のなかでは最大で、三日月型をし、高い山が二つあります。南側はきり立った絶壁ですが、北側と西側はゆるやかな斜面で、清水もわいています。ここに漁船二隻がはいれる港の施設、カツオブシの製造工場、飲料水タンクなどを私費で作りあげたのです。家は芭蕉（ばしょう）に似たクバノキの葉で壁も屋根も作り、台風よけのために周囲に石がきをめぐらせたものでした。米作はできなかったようですが、野菜やいも類は作っていました。

当時はアホウドリもいました。鳥類は大変豊富で。特に平坦（へいたん）な南小島や北小島は海鳥の繁殖地になっており、明治三十年ごろから大正の初めにかけてはウミツバメの捕獲を大々的にやりました。そのころヨーロッパとりわけドイツではウミツバメのはく製が婦人帽のかざりとしてもてはやされており、横浜の貿易商を通じてかなりの数量を輸出したものですが、いまでは流行も変り、だれも目をつけなくなっています。

またアホウドリのふんがたい積して出来たグアノというりん肥の原料が豊富にあったので、台湾向けに輸出、基隆にはこのための台湾肥料という会社さえ出来たものです。しかしこれは第一次大戦中に船の運賃が高騰して引き合わなくなったため中止してしまいました。このころが尖閣諸島の最盛期で、シーズンには漁船員だけで八十人、カツオブシ作りや海鳥のハク製作りの人間もいれると、百五、六十人もの海の男が集り、にぎわったものです。

〇戦争でやむなく撤収

父は大正七年、六十三歳でなくなり、わたしがあとをつぎました。那覇に本店、石垣島に支店を置いたこの「古賀商店」は沖縄の海産物問屋としては大手でした。カツオブシばかりでなく、ボタンの材料にする貝ガラ、フカのヒレ、スルメ、海人草、ベッコウなどを手広く扱っていたものです。尖閣諸島については、その後、カツオブシだけに縮小しましたので、私の代になってからは、以前ほどのにぎわいはなくなりました。

昭和元年、三十年間の無償契約が切れ、県との間で一年ごとの有償借り受けになり、いつ解約されるか大変不安定な状態に置かれるようになりました。そこでいっそのこと、払い下げを受けてしまおうと、願い出ました。そして昭和七年、許可を受けたのです。それまでの実績もあり、買収費そのものはわずかな額だったと思いますが、船を仕立てて営林署の担当官を調査行に連れて行ったりした費用が大きく、当時の金でいって全部で一万五千円ほどかかったと記憶しています。

しかし日中戦争がひっ迫してくるにつれて、沖縄の漁業もいろいろ規制されるようになりました。漁船の燃料に使う石油が入手できなくなってきたのです。そこで、昭和十五年、ついに尖閣諸島での操業を撤収、石垣島にカツオブシ製造の本拠を移したのです。魚釣島の工場施設など、まあたいしたものはなかったが、そのまま残してきました(―後略)。（沖縄ユースホステル協会理事）

◇参考:石垣市史民俗上巻 p70 各地区の概況大川より

廃藩置県(明治 12 年＝1879)後、尖閣諸島開拓の先駆者である古賀辰四郎氏は、その前線基地として字大川の海岸近くに古賀支店を開設していた。当時、島民は、これをクガドゥン(古賀殿・古賀支店のこと)と特別な敬称をもって呼んでいた。

古賀支店は海産物を一手に取り扱っており、いきおい、非常に強い異臭を一帯にただよわせていた。

明治 15 年(1882)頃から糸満系漁民も渡来してきて、やはりクヤー(小屋)を建てて住んでいた。前掲「四箇村之図」には、そのクヤーの数は五三も数えられるところをみると、かなりの漁民が住んでいたことがわかる。

しかし、その糸満系漁民たちが鱶の脂をとるために作業していたところ、その脂に火がつき、附近のアダンに燃え移り、さらに、古賀支店までも延焼させるという一大事件にまで発展してしまった。その事件を契機として字大川のクヤーに住んでいた糸満系漁民たちは、そこから追い立てられ、アーマーオン(天川御嶽)の東海岸一帯の地に移り住んだということが語り伝えられている。アガリグヤ(東小屋)形成にまつわるエピソードである。

◇参考:糸満市史 12 民俗資料:生業・水眼鏡職人の項 p130

②八重山での伝承

石垣市新川には、玉城氏の記述と関連する説話が伝わっている。明治 40 年(1907)頃から、八重山で採貝業者の網元をしていたという新川在屋号ナガンニグゥー(長嶺小)家の古老上原氏(明治 33 年生)の話をまとめると次のようになる。

八重山の糸満漁民がクガドゥン(古賀辰四郎邸の意)に売る夜光貝を取り初めの頃は、ミーカガンはなかった。そのため、海面にサバアンラ(ふか油)を落として油の面を透かして水中を覗き、海底にある夜光貝を探し求めていた。しかし、必要に迫られて、四角の枠に板ガラスをはめ込んだ箱形のハクカガン(箱型海中覗き眼鏡)を考案し、これによって水揚げの実績を上げた。更にこれを水中でも自由に透視できるように工夫を重ね、遂に実用的な漁具に完成させたのがミーカガンであったという。

②琉球新報広告他短信集

『明治年間全國商工人名通鑑』(1898)
・四国・九州・沖縄篇より抜粋

琉球國那覇區及首里區商工人名　明治三十一年九月現營業者
(中略)
◎海産物商
兼砂糖小
●――
▲13,950　(商号:山に三)右(古)賀辰四郎
(後略)
(※●は所得税、▲は営業税)

1900 年 01/01 付琉新広告
「旅行中に付欠礼」

旅行中ニ付年暮欠禮御免可被下候
明治三十二年十二月末
古賀辰四郎
尾瀧延太郎
辱知各位

1899 年 03/28 付琉新広告
「無人島開墾地に臨時航行」

廣告
拙者儀四月六日の定期船安平丸を以て無人島開墾地に臨時航行致候就てハ該在島勞働者の家族2して用向ある人ハ四月五日拙宅迄御来臨相成度此段広告候也
但該島渡航者は之を拒絶す。
勞働者募集するときは更に広告す。
那覇区西　古賀辰四郎

1904 年 08/09 付琉新広告「無人島行」

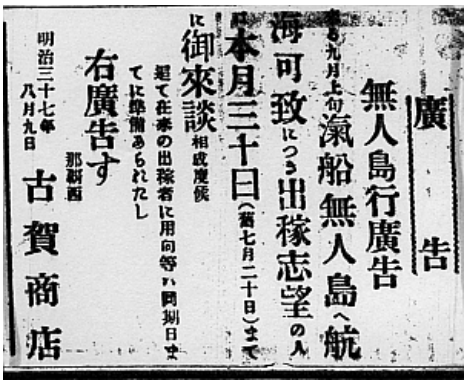

広告
無人島行広告
　来る九月上旬汽船無人島へ航海可致につき出稼志望の人は本月三十日(舊七月二十日)までに御来談相成度候。
追て在来の出稼者に用向等ハ同期日までに準備あられたし。右広告す
那覇西　明治三十七年八月九日　古賀商店

1906 年 02/11 付琉新広告
「無人島出稼人募集」

廣告
一無人島出稼人募集
事務員貳名
右募集す志望の人は本月廿五日限り御來談あれ
二月六日 那覇區 古賀商店

廣告
一　無人島出稼人募集。
陸業從事者四拾名/鰹漁從事者貳拾名/事務員貳名
但し事務員は廿五年以上にして履歴書を要す
右募集す、志望の人は本月廿五日限り御來談あれ　　二月六日　那覇區　古賀商店

1906 年 05/30 付琉新広告
「無人島行」

無人島行広告
来る六月中旬汽船球陽丸無人島へ航海致シ候間用事有之候向キハ六月十三日（？四月二十二日）迄ニ準備相成度此段広告ス
五月二十八日
那覇西 古賀商店

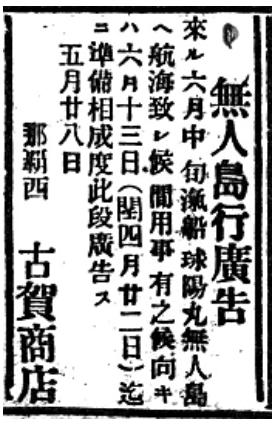
無人島行廣告
來ル六月中旬汽船球陽丸無人島へ航海致シ候間用事有之候向キハ六月十三日(閏四月廿二日)迄ニ準備相成度此段廣告ス
五月廿八日
那覇西 古賀商店

1907 年 06/02 付琉新広告
「医師一名募集」

廣告
一醫師壹名
但シ和宇山「久場島」在勤月手當金參拾圓
食費ハ別ニ支給ス
右傭聘致シ度間志望ノ御方ハ本月廿七日マテニ御申込ミ相成度候也
六月廿一日　那覇西　古賀商店
追テ本月末漁船ヲ和宇山へ回航致シ候間書狀及ヒ送リ品等ハ來ル廿七日マテニ準備セラレタシ

一、醫師壹名但シ和宇山「久場島」在勤月手當金參拾圓食費ハ別ニ支給ス
右傭聘致シ度間志望ノ御方ハ本月廿七日マテニ御申込ミ相成度候也　六月廿一日　那覇西　古賀商店　追テ本月末漁船ヲ和宇山へ回航致シ候間書狀及ヒ送リ品等ハ來ル廿七日マテニ準備セラレタシ。

1901 年 05/15 付琉新広告
「無人島行」

無人島行広告

●仁濤丸　舊四月三日出港

追て用向の方は前日迄に申越あるべし

那覇西　古賀辰四郎

無人島行廣告
●仁濤丸　舊四月三日出港
追て用向の方は前日迄に申越あるべし
那覇西　古賀辰四郎

1909 年 03/30 付琉新広告
「無人島(「ヨコン」久場島)行」

広告
無人島(「ヨコン」久場島)行キハ來ル
四月三日(閏二月十三日)漁船球陽丸ヲ回航致シ候
此旨関係者ヘ告ク
那覇西　古賀商店

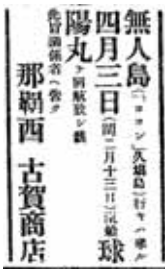
無人島(「ヨコン」久場島)行キハ來ル
四月三日(閏二月十三日)漁船球陽丸ヲ回航致シ候
此旨関係者ヘ告ク
那覇西　古賀商店

1910 年 03/07 付琉新広告
「沖縄縣水産組合創立総会召集」

沖縄縣水産組合
創立總會招集廣告
明治四十二年八月九日ヲ以テ設置發起致候
沖縄縣水産組合ノ儀、漁業者四千八百六十二名中三千二百六十九名製造販賣業者拾三名中拾名即チ規定ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得候ニ付、來ル三月廿二日午前十時ヨリ那覇區字西眞教寺於テ創立總会相開キ左記ノ事項ニ付決定致候條御參會有之度此段及廣告致候也
但本日御參會御差支上ノ向ハ同意者中ヘ委任状ヲ交付シ代理參會セシメラレ度候

明治四十三年三月五日
沖縄縣水産組合設置發起人
古賀辰四郎　外貳拾四名

一、定款議定ノ件
二、組合經費豫算及徴収法議定ノ件
三、役員選擧ノ件
四、創立費用及償却方法ニ付承認ヲ求ムルノ件

1910 年 04/25 付琉新広告
「尖閣列島出稼人募集」

広告
尖閣列嶋(無人嶋)出稼人募集希望者ハ來ル五月五日マテニ來店詳細承合セラレタシ
明治四十三年四月廿三日
那覇西　古賀商店　電話十九番

尖閣列嶋(無人嶋)出稼人募集希望者ハ來ル五月五日マテニ來店詳細承合セラレタシ
那覇西　古賀商店
電話十九番

1908 年 09/15 付琉新記事
「尖閣列島行き人夫」

○尖閣列島行き人夫

一昨日出港の海城丸で尖閣列島行き人夫九名出發せり。

○尖閣列島行き人夫
一昨日出港の海城丸で尖閣列島行き人夫九人出發せり

1908 年 08/16 付琉新記事
「船客人名」より抜粋

○船客人名
(中略)
▲辰島丸:
仝船は基隆より尖閣列島を經て昨日午前四時入港せり。
乗客は無人島出稼人男十一人女一名ありたり。

○船客人名 ▲辰島丸 一昨日入港の仝船乘客は次の如し 基隆より二等 [illegible] 仝 [illegible] 仝 [illegible] 仝

1908 年 03/12 付琉球新報記事

『独逸博物館へ寄贈品』

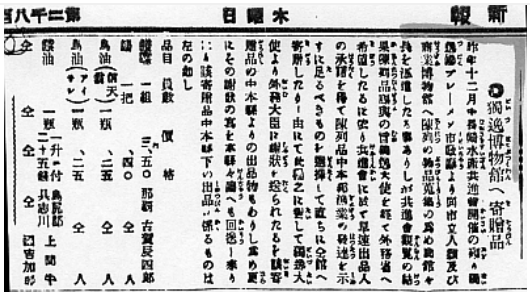

◎獨逸博物館へ寄贈品

昨年十二月中長崎水産共進會開催の砌に獨逸國ブレーメン市政庁より同市立人類及び商業博物館へ陳列の物品蒐集の為め、同館館長を派遣したる事ありしが共進會観覧の結果陳列品譲與の旨獨逸大使を経て外務省へ希望したるに依り、共進會に於て早速出品人の承諾を得て、陳列品中本邦漁業の発達を示すに足るべきものを選択して、直ちに同館へ寄贈したりし由にて、此程之に対して獨逸大使より外務大臣に謝状を送られたるを該寄贈品の中本縣よりの出品物もありし為め更にその謝状の写を本縣々庁へも回送し来り？？該寄贈品中本縣下の出品？係るものは左の如し

品目	員数	価格		
鱶鰭	1 組	3.5 円	那覇	古賀辰四郎
鰹	1 把	0.4 円		同 人
鳥油（信天翁）	1 瓶	0.25 円		同 人
鳥油（アイサシ）	1 瓶	0.25 円		同 人

1929 年 01/01 付先島朝日新聞広告

「謹賀新年」

1931 年 09/13 付先島朝日広告

「松の精」

1923 年 11/15 付先島新聞広告
「祝水産記念号」

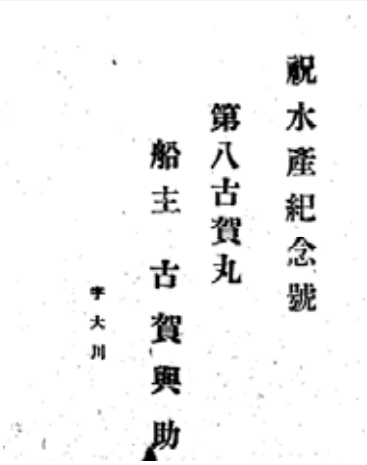

1933 年 01/01 付八重山新報広告
「賀正」

③琉球新報記事抜粋集

◇参考:1898 年 07/17 付琉球新報記事「尖閣群島事情」

〇尖閣群島事情

尖閣郡島ハ八重山列島の一にして從来魚鉤島と稱する無人島なり。之れより東北に拾六海里を隔て久場島と稱する一島あり。海圖に低牙吾蘇島と記せり。何れも異名同島なるへし。古賀辰四郎か官許を得て此處 2 拓殖事業を企圖し、其監督として尾瀧延太郎氏か漁農夫卅余命を引連れ那覇港を出帆したるは本年五月二十四日。近頃同氏より黒川属に宛通信の要領を得たり。該島の状況を窺ふに足るへき 2 付左に之を掲く。

尖閣群島は數個より成れる島嶼にして、東経百二十四度四十分、北緯二十五度五十分に位せる東支那海中の小群島なり。其島大なる者は周圍凡そ三里、高サ一千百八十一フートニ達し、釣魚島(ホアンピス)と稱し、之れに亞く者は周圍二里、高サ六百フートあり黄尾島(チヤウス)と云ふ。

是れ実に予か今回船より放棄せられたる無人の孤島なり。當島ハ南北に長く東西に短くして、恰も楕圓形をなし、圍らすに岩石を以てし、島中到る處岩を累ね、跣足歩行すへき處なし。然れとも山顚及山腹に數ケ処の大凹處あり。底は平坦にして石なく、且極めて肥沃なる黑色土なり。此土ハ數百年来鳥糞と混交し殆んと人工肥料の如し。草木蔚蒼其重なる樹木ハ久場樹、青桐、籐、葭等の類 2 して久場樹の如きは長さ拾八、九間廻り五、六尺に至るものあり。當島は四圍巖石屹立し、恰も鋸齒の如く港湾の船を寄する處なし。

然れとも天惠にや、西岸に當り袂状の一大凸處あり。此は天然の良港にして水深く二、三の暗礁を除去すれは、容易に五、六十噸の船舶を容るゝことを得へし。

從来渡航したる者は皆此海岸に住居を構へ、吾等も茲に居所を構へたり。氣候は渡航後日も尚浅けれは未た判明せされとも、沖縄本島より暑きを覚ゆ(寒暖計破損して温度明か 2 するを得す。遺憾とす)。未た各郡島皆跋渉せさるを以て探檢の上、后日更に報告する處あるへし云々。

◇参考:1900 年 06/25 付琉球新報記事「無人島の遺利」

〇無人島の遺利

過日來本紙に掲載せる尖閣列島は八重山附近に散在せる四ケの無人島の総稱にて、其最大なるものを黄尾嶼及び釣魚台の二島とす。黄尾嶼は俗に「クバ」島と唱へ釣魚台ハ「ヨコン」島と稱し、又英國海圖誌には釣魚台を「ホアピンス」といひ黄尾嶼は「チヤウス」と名せる由なるか、二島は共に古くより本縣人に知られしと見え、廢藩前后に於て屢々清國に往還せる美里間切筆者

大城永保といへる人の話に依れハ「クバ」島は久米島より午未の方、凡そ百里許を離れて八重山島の石垣島より凡そ六十里許の處 2 在りて、島の大さは長さ三十一二丁、巾十七八丁もあるへく、地形は久米の赤島に類せり。但し赤島には久葉樹繁茂すれとも「久葉樹」は一本もなし。又た「ヨコン」島ハ「クバ」島と同方位に在りて島の大さは長さ二里、巾一里計もあるべし云々。其筋の調査に據るも、之と大同小異なりと云ふ。又た黄尾嶼(即クバ島)には久葉樹及ひ榕樹を産し、釣魚台(即ヨコン島)には槇木(俗稱チヤーギ)を産し、中にもモチ樹(即ヤンモチの原料)は満山至る所に繁茂せりと聞く。

黄尾嶼と釣魚台との間に二個の小島あり。「ピンネツクル、アイルス」といひて英人の名けしものにして、譯して尖閣列島とは云ふなり。元來尖閣列島は此二小島の名称なりと雖とも、今は黄尾嶼及ひ釣魚台と共に総称して尖閣列島と呼ふに至れり。

此二小島に於てハ信天翁と稱する海鳥生息し、毎年十月頃より二、三月迄の間ハ産卵の時期にて群集し來るかゆへに、之を捕獲すること太だ容易にして、一人一日に三百羽を捕獲し得べしとなり。其背の毛ハ一斤三十銭の割合にて神戸へ輸出し得へし。而して四羽にて凡そ一斤程の背毛を得へしとの事なれは、一日に一人にて三百羽を捕獲し得るとすれは其金額凡そ二十一円五十銭の割合にして實に驚くへき利潤にあらずや。仝島は目下古賀辰四郎氏の借用地となれり。

◇参考:1905 年 12/29 付琉球新報記事「縣下に於ける本年の鰹漁業(上):玉城五郎」

▲玉城技手の談

○兼て報道せし通り鰹漁業が本縣に於て明治三十五年始めて慶良間島民に依て開營せられし以來各地に勃興するになつた今本年中の斯業状況を各營業者に報道し、終りに今後の事業針路に對し予の意見を述べ聊か注意を促さうと思ふ。

○勿論營業者の多きは慶良間島であるが同島に本年從業せし船数が拾貳隻、喜屋武、糸満、大嶺、垣花に各一隻、那覇古賀氏の船二隻、本部に一、大宜味に三、宜名眞及ひ奥村に各一隻、都合廿四隻であるが外に宮崎其他より慶良間に出漁せしもの四隻ありて合計二十八隻である。

○慶良間島船は何れも同島近海にて四月より十月迄從業し其収獲高座間味船四隻で九千百二十三圓、阿嘉船二隻で四千八百八圓、阿佐船一隻で一千二百五圓、阿波連船二隻で六百六十五圓外に座間味村と糸満人との組合船が一隻で一千二百五十圓である。

○喜屋武村の船は未だ不熟練ながら一人の教師も雇ハず且つ多く自分の土地にて營業せし結果甚だ不成績にて僅か四五圓の収獲しかなかつた。

○糸満船は昨年四名の教師を聘しながら充分の利益を上げさりし爲め本年ハ十に八九廢業の境遇に至りしも二三の有志相計りて「是迄ハ村に近き所にて營みし處船子にして下船する者多く

爲に不結果を來せし譯なれハ此度は遠き所に行くべし」とて與那國島に遠征を企てたそうだか成績稍良好にて二千八百二十八圓の収獲かあつた。
〇大嶺及垣花船は漁期遲れでハあつたが大嶺は教師二人相雇い慶良間及處々を奔走せし結果九百四十五圓垣花船の本部近海にて從業し三百八十圓の収獲あり。那覇古賀氏の船は二隻とも六月より十月迄慶良間島に於て三千八百六十圓の収獲かあつた
〇本部船は是亦教師を雇はず且つ自己の處にて營業せし爲め僅かに百四十圓の収獲ありしのみ大宜味間切根路銘大宜味両村の組合船は一人の教師を雇ひ四月より十月迄遠く大島及宜名眞海に於て二千五十圓の収獲あり其他大宜味船及鹽谷船は各一人の教師ありて九月迄即ち僅か一ケ月の間に宜名眞海に於て大宜味船は二百圓鹽谷船は三百圓の収獲ありたりと云ふ。宜名眞船は是亦教師なし且つ自己の處にて從業せし爲め僅か百八十九圓の収獲ありしのみなるも奥村は三名の教師ありし爲め同村近海にて一千六百圓の収獲があつた。
〇而して慶良間島に出稼し來りし宮崎縣船三隻ハ何れも大漁にて平均三千七百八十三圓の収獲あり又大島郡より來りし船も三千二百五十圓の収獲ありて其内最も大漁なりしは濱田彌平次の船にして六千二百位の収獲があつたそうである。

◇参考:1907 年 08/10 付琉球新報記事「机上短信:編輯子」より抜粋

◎机上短信　編輯子
〇奈良原知事上京の土産は築港年限短縮と山林整理の事業なりと云ふこと知事は言明致され居候然れども尚ほ一個の未成品の土産は慥に可有之筈にて候水産奨励若くは珊瑚や眞珠の採取養殖の奨励は則はち之れなり
(中略)
〇聞く所によれば男爵(※知事奈良原繁の事)は本年の始め珊瑚珠採取談に關する本紙の記事に同意を表し今回の出京序を以て農商務當局に依頼して充分の研究を遂げ鹿児島縣知事よりは此採取網の寄贈を受けて歸れりと云ふこと也。縣下の珊瑚珠に就ては古賀商店の主人も目下研究中とも承はり居候
(中略)
〇尖閣列島中の新消息、島王古賀氏によりて僅かに承知することを得申候。同氏が国家事業兼自己の利益事業として同島に於ける盡力は嘗て人の知らざりし無人島に向つて港灣の開鑿に從事し日々用ふる所のダイナモ拾個若くは拾數個に及ぶとのこと也數年来同島開拓上の盡力は無人島をして既に住家あらしめ港灣の設計あるに至らしむ尋常人にして及び易からざる義と存候
(後略)

◇参考:1907 年 09/03 付琉球新報記事「縣下の寶庫無人島の産物」

◎縣下の寶庫　無人島の産物

昨日出港の二見丸にて古賀辰四郎氏が無人島に於て採取したアイサシ鳥(白鳥黑羽)百四十二箱、鰹節五十五包、肥料及諸雑貨合て百六十包を輸出せり。尤も羽毛の如は独国婦人ボンネツト装飾用として非常に珍重され居る者にして本年仝島に於て採取せられたる分大約卅萬羽の多きに達したる由にて氏は之を半製品となし薬品詰として箱に詰輸出せり。鰹節は包大凡百五六十斤もあるべしと云ふ見事なる大節なり昨日は奈良原縣知事第四部長等を始めとし相良百四十七銀行頭取海江田丑之助及両新聞記者等積荷に先立ちて観覧したり。古賀氏は有名なる眞珠貯蔵家にして金銀及び其他鈍色等多くの珍品を所有せりとのことなるが中には頗る大粒のものもありと云ふ。今般輸出されたる肥料は専らアイサシ鳥の骨及び肉等なるが仝島は又た頗る經濟的のものにして羽皮は洋人の装飾となり肉と骨は肥料に供さるゝ外絞りたる脂は機械脂に使用さるゝ由。尖閣列島に於ける仝氏の經營は今後益々有利のものとして氏が多年の苦心に酬ふるなるべしと也

◇参考:1907 年 12/16 付琉球新報記事「本年縣下の漁業状況(4)〈鰹釣漁業〉:玉城五郎」より抜粋

◎本年縣下の漁業状況(四)・水産品評会開設の記事を賛す　玉城五郎

〇鰹釣漁業

此漁業も四五年以前はスルゝ採漁業者のスルゝを網獲するの傍副業的に儘に營まれ曾て製節したことがなかつたが慶良間島に於て斯業の開始されし以來各沿岸に傳播するに至たのである今日最も主要の地は慶良間と本部間切であつて何れも拾隻以上の漁船を有し其の産額も貳万圓以上に上り其他産物中鰹節が第一位にあるのは此二個所である其他今日斯業の根據地としては古賀辰四郎氏の無人島則ち尖閣列島、八重山の與那國及び鳩間島、宮古、國頭の宜名眞邊であるが喜屋武崎及び久米、粟国、渡名喜、伊平屋の諸島も追々好漁場となるに違ない。扨(さ)て、本年に於ける斯業者配置と産額の概算を言は、尖閣列島に三艘で壹萬八千圓内外、八重山に四艘(糸滿、垣花、他縣人)で壹萬六千圓、宮古貳艘(鮫島幸平)で五千六百圓、慶良間島拾五艘で二万二千五百圓、本部方面(本部船十三隻、及び大嶺、垣花、北谷、各一隻。大宜味船三隻。名護二隻。及濱田の船一隻)総計二十二隻で三万六千五百圓。宜名眞方面二隻で二千七百圓其他喜屋武の船を入るれば全縣下の産額如何しても拾万圓以上に上ているのである―(後略)

◇参考:1908 年 06/05 付琉球新報記事「宮古通信:漲水子」より抜粋

◎宮古通信　二十九日發　漲水子

去る二十八日午前九時過き漲水灣頭、球陽丸の姿見ゆると共に、出覇中の橋口島司、本村書記、那覇首里の紳士竝に尖閣列島視察の途にある農學博士恒藤氏の一行と携へ傳馬船に打ち乗り歸廳相成申候。

一行中球陽丸所属廣運會社の重役小嶺幸之、古賀辰四郎の両氏あり。外に沖縄銀行取締役高嶺朝申氏、丸一店の支配人渡久地政瑚氏あり。縣廳よりは玉城技手、眞境名安興氏あり。琉球及び沖縄の両新聞記者、大久保中學校長もあり。島廳吏員の出迎を受け島廳及學校を一覧したるが、午後四時頃より(後略)。

◇参考:1909 年 09/22-28 付琉球新報記事「島巡り:天南漁夫」

○島巡り　天南漁夫(太田朝敷)　(※八重山出航の日から)

八月十一日:昨日球陽丸來る。本日西表與那國尖閣列島へ向け出發せんとす。余は午前八時三十分乗船す。同船者は中學校の山口、?塚の二教授、内田八重山警察署長の諸氏あり。九時過、石垣港を抜錨し、十二時過西表船浮港に着す。同港は灣内餘り廣からざれども、水深くして巨船を入るゝに足るべく港灣としては沖縄第一等なり。我船は本成屋炭坑三四十間近くに至り投錨す。四時過ぎより嵩原事務長と釣に出で夜に入りて雑魚三四尾を獲て歸船し、更に本船にて三十尋の深所に綸を投じ二二のタマン一尾を釣る。

八月十二日:午前五時船浮港を發して與那國に向ふ。海路静穏午前十時同嶋に着す。

此嶋は租納(ソナイ)、嶋中、鬚川(ヒナイ)の三部落あり。租納最も繁昌せり。船は租納の沖に碇泊す。海岸は暗礁多く瀬波高くして小舟の出入さへ危険なり。沖は平穏なれども、海岸に近付けば波高く瀬の割目より波間を窺ひ漕ぎ入れると云ふ有様にて、老練の船頭にあらざれば過ち多しと云ふ。同乗の内田警察署長抔は帯劔を解き、靴を脱して危險に備へたる程なり。平静の時さへ斯くの如し、少しく荒れたる時の困難思ひやらる。

島巡り　天南漁夫

八月十三日　午前七時知平山神に來る始めごも風强く波荒くして上陸する能はず小島に廻航し嶋影を眺るに投錨す知平山は樹木多く殊に所々樹の多きを見る依つて俗に所々島と稱す撃るに此小嶋は一草一木なく島の一端に石造燈臺の如き岩あり実に名実し之れより出てたるものか海鳥極めて多く紛紛に驚いて飛び立つ有様は空も蔭に暗くなる程なり

此處波荒くして接岸に難なく晩に至りて漸く古賀商店の事務員丈け上陸せしめ貨物は其儘船長すること二日八時過抜錨石垣嶋に向ふ

こととし

船は租納の沖に碇泊す。海路静穏午前十時同嶋に着す。

此嶋は租納(ソナイ)、嶋中、鬚川(ヒナイ)の三部落あり。租納最も繁昌せり。船は租納の沖に碇泊す。海岸は暗礁多く瀬波高くして小舟の出入さへ危険なり。沖は平穏なれども、海岸に近付けば波高く瀬の割目より波間を窺ひ漕ぎ入れると云ふ有様にて、老練の船頭にあらざれば過ち多しと云ふ。同乗の内田警察署長抔は帯劔を解き、靴を脱して危險に備へたる程なり。平静の時さへ斯くの如し、少しく荒れたる時の困難思ひやらる。

此瀬戸を越ゆれば又穏かなり。瀬戸内は淺けれども、七八反の船は自由に出入す。

濱には男女群をなして來者を迎ふ。此嶋は美人を以て有名なりしが、成程美女割合に多きが如し。

雑と村を巡覧するに家々生活豊かなるものゝ如く、家の構造石垣に劣ることなし、物産は米を主として牛馬も相應に産すと云ふ。

斯くて民家に休息し、五時頃乗船、八時に抜錨して尖閣列嶋に向ふ。

八月十三日：午前七時、和平山沖に來る。然れども、風強く波荒くして、上陸する能はす。小島に廻航し、嶋影を頼りに投錨す。和平山は樹木多く、殊にコバ樹の多きを見る、依つて俗にコバ島と稱す。然るに此小嶋は一草一木なく、島の一端に石造樓閣の如き岩あり。尖閣の名、蓋し之れより出でたるものか。海鳥極めて多く瀛笛に驚いて飛ひ立つ有様は空も爲に暗くなる程なり。
此處波荒くして揚陸に便ならず、晩に至りて漸く古賀商店の事務員丈け上陸せしめ、貨物は其儘積戻すことにて八時過抜錨。石垣嶋に向ふ。(後略)

◇参考：1909 年 12/03 付琉球新報記事「島尻水産学校卒業生の近況」より抜粋

○島尻水産學校卒業生の近況

仝校卒業生の近況は頗る良好にして縣下各？業地に其勢力を及ほし其作業状態も眞面目にして好評を博し從て各自の受くる報酬も宜しく今漁期與那國に至り玉城保太郎氏等の組合に加りたる四五名は何も百四五十圓宛の配當を受け古賀氏の尖閣列嶋及久米嶋大嶺氏の鑵詰工場糸満物産會社の水産物取扱主任等に居る三人は何も其業務完全に担任し報酬十二圓乃至十八圓の割にあり―(後略)

◇参考：1910年04/19付琉球新報記事「尖閣列島に於ける古賀辰四郎君の事業に就きて」

◎「尖閣列島に於ける古賀辰四郎君の事業に就きて」農学博士玉利喜造/秦蔵吉筆記

本日七日八重山西表より球陽丸に便乗して尖閣列島の視察に出掛けた。就路八十八浬十時間にて八日午前和平山に着した。眞に画の如く何とも言へぬ景色のよいところである。船を東の方に廻はして、午前十時鰹船にて上陸した。直ちに全島の二分の一位の處迄巡視して後、此島の事務所の最高き眺望絶佳の別荘に導かれて一泊した。翌九日又球陽丸に乗りて黄尾島に赴んとす。發せんとするに臨み事務員篠原喜平次澤敬信等頻りに何か記念の爲に彼の別荘に命名せられんことを博士に請ひしに博士は筆太く先覺楼モミの木の板の額に揮毫せられた。博士の號は混？である實に面白い午前九時和平山を出て午后一時黄尾島に着陸視察后再上和平山に來り午后九時發十日の朝西表に歸つた様な次第である何れこの記行の委しいことは追て教育雑誌に出すべきも左に博士の談を紹介せん(筆記者)

「扨(さて)、第一敬服するところは、世には流行的會社事業等、例へば鐵道會社抔(など)は其中にても最も甚しかりき。かゝる風潮の渦中に投せず、毅然として遙かに掛け離れて此嶋の事業に着眼したところは如何にも感服である。

第二は終始一貫絶えず無人島經營の精神を以て出願し、遂に今日の獨占事業となしたる点である。

第三は着手以後非常の困難に打勝ち、所謂七轉八倒不撓不屈の精神がなくてはならぬ。此点に於て古賀氏はえらいものぢや。

第四は種々の方面に着手して從て費用を要すること多大なり、人二三人連れ行くも何から何迄供給せねばならぬ。例へば去年十月以來百數十人の歳越しを爲さしめたるか如き實に容易のことにあらず。之を能く維持して行かるゝ点は感服なり。

之を要するに、和平山は火山より成れる太古岩なれば殖林開墾などは如何と思ふ依て信天翁など能く保護し、尚鰹漁なども十分只今よりも一層港の開拓其他萬事擴張せられなは結構と思ふ。同嶋に於て、今後肥料の成分面積等は未だ知らざれども恒藤博士や松岡學士等の調査の結果定めて好成績ならんと自分は信ずるが、若し果して之に十分の望みありとすれば是こそ大變の利益なり。鳥の糞尿より出づる利益を保護せば實に限りがない、其程度は尚研究の結果を待つの外なきも、之れが爲め古賀氏は永久の利益を受くるならんと思はる。元來地に落したる鳥の糞尿故に甚しく濃厚のものにはあらざるべく、唯肥えたる土言ふに過ぎざるべきも利益は莫大のものと思ふ。黄尾嶋は土地肥え粘土質故に此處にて開墾なり農業なりやるは大に可なり。併し困ることには鳥の保護繁殖と開墾とは兩立し難い様に思はるゝ。

元來余の考へにては、小嶋に鳥多しとすれば而して其肥土を十分の分量を採集する見込あらば開墾なり漁業なり、一切此小島にては禁止し凡て人跡の至らぬ様にしたいと思ふ。而して開墾は黄尾島の方に全力を注がれんことを希望する。」(右は博士の検閲を經たるものなり)

◇参考:1910 年 11/23 付琉球新報記事
「八重山たより」より“▲海産物一班”抜粋

○八重山たより CT生 ▲海産物一班

種別	斤 数	氏 名
鰹節	29,130 斤	山下 新作
仝上	21,805 斤	照屋 林顕
仝上	10,035 斤	田中徳次郎
仝上	8,776 斤	坂田安次郎
仝上	8,075 斤	玉城 五郎
仝上	7,979 斤	宮崎治三郎
仝上	4,220 斤	古沢 熊蔵
仝上	3,542 斤	古賀辰四郎
仝上	3,038 斤	野添 勇吉
仝上	2,181 斤	石垣 用宗
仝上	1,147 斤	大田助次郎
仝上	820 斤	金城 加眞
仝上	635 斤	大重栄次郎
仝上	146 斤	鈴木 伊作
鰯	3,200 斤	古賀辰四郎
鱶鰭	875 斤	仝 人

八重山郡に於て明治四十三年七月より仝十一月に至る水産組合検査員か検査せし海産品の數量は鰹節拾萬千五百二十二斤、鰯三千弐百斤、鱶鰭八百七十五斤にして之を個人別にすれは左の如し。

備考：八重山郡に於ける実際の漁獲高は未多量あるも本表の外は那覇にて検査を受けしものなり。

◇参考：1916 年 05/04 付琉球新報記事『鳥糞は金貨』

〇鳥糞は金貨

▽人造肥料の原料燐鑛石は海鳥の糞が化石したもの

鰯(いわし)や飛魚(とびうお)を餌(え)として居る幾(いく)十萬(まん)と云(い)ふ海鳥(かいてふ)が珊瑚礁(さんごせふ)の上へ糞尿を排泄して行くとその糞尿が化石して燐鑛石と云ふものになる随つて此燐鑛石は今や、

▲人造肥料の原料として盛に世に用ゐられて居る。世界の燐鑛石産地としては南米秘露が最大であつて歐羅巴の富と文明は殆んど此秘露から採取された海鳥糞の化石の賜であると迄云はれて居る。蓋し燐鑛石の生産力を増大せしめ今日の富文明を醞醸したと云ふ譯であらうと思ふ。秘露の一シンカー島の価値は三十哩の長さの貨車に滿載した金貨に等しいとは或る

▲學者の話であるが如何さま驚嘆に値するわけである。之等の國では金貨は放り出して呉れる海鳥を非常に大切にして海鳥を一寸脅かした者には三十圓の罰金。海鳥を撃ち殺した者には體刑を課して迄保護を加えて居るが、日本邊りに一向に此金貨の主に保護を加えやうとせぬ現に沖繩の或る島へは信天翁が盛に來て立派な燐鑛石をつくりかけて居たのを獵師が

▲蒲團の中へ入れる爲にその鳥の羽が欲しくなり一羽残らず銃殺し、折角日本に下し賜らんとした自然の富を此方の方から御免蒙つて仕舞つた。又他の或る島へも大變な信天翁が巣を造つて之からソロゝゝ金貨を放り出そうとして居たのを、沖繩縣廳の心無き業の爲め折角の金貨を棄てゝ仕舞つた事がある。それは漁師の鰹漁を奨励する爲め？の信天翁の居る島へ

▲小屋掛けを許した處、鼠が船から上陸して非常の勢ひを以て繁殖し、とても耐らぬので猫の番を一疋島へ連て來た。或日一漁師が悪戯に猫の尾を鉈で打ち斬つたので猫は驚いて其儘森林に隠れ、茲で盛に繁殖し、終に毎夜信天翁の巣を襲ふやうになり、爲めに鳥はとうゝゝ何れかへ逃て仕舞つた。そんなやうに日本は天與の富を見すゝゝ逃して居るのだが、若し政府が自覺一番相當の保護を加へたら、我國にも燐鑛石は盛に採れるやうになるであらうと思ふ。(恒藤農學博士談)

◇参考：1932 年 04/07 付琉球新報記事「あの頃を語る」より抜粋

〇弁護士登録第一号の麓翁談

那覇地方裁判所　管下弁護士登録第一号の記録保持者にして那覇弁護士会長たる麓純義翁を松尾山に訪ふ。当年 70 歳の翁は端然たる容姿に尚壮者を凌ぐ元気に溢れて法曹界入り前後の頃を静かに語り出す。(前略)―それから間もなく有名な事件が起こった。その内容を一寸お話すると。

現在の西本町の古賀商店の先代古賀辰四郎氏が大東島開墾を企図し許可を得糸満から人夫を雇い食糧品一切其の他の品物を海運会社に依頼した大有丸(噸数 400 頓級の蒸気船でナパレオン三世の遊覧船であつたと伝へられている。政府より県が貰い受け県より更に仝会社に譲つたものである)で大東に行つてみると島の周囲絶壁で、とても寄せられず其のまゝ引き返した。すると人夫達は会社を、そゝのかして積んである一切の品物は古賀に返さず我々が今日迄の費用として受け取ると頑張り会社も亦古賀に渡さないので古賀は海運会社を相手取り物品引渡請求の訴へを提起した。

裁判の結果原告の勝訴となつた茲において代書人も亦一般民衆も弁護士の必要を認め乍らも尚且つ代書人は頑強に我輩を排斥する処から、断然帰る事に腹を決めた。すると時の河井所長、岡野検事正は弁護士 1 名もいないのでは第一裁判が構成しない、と時の奈良原知事と警察部長に対してモグリ取締り方を交渉し、どうやら其後はおだやかになったので其のまま私も開業したやうな次第である。―(後略)

④沖縄毎日新聞他記事抜粋集

◇参考:1909 年 05/25 付沖縄毎日新聞記事「鰹節即売品評会と受賞者」

○鰹節即売品評会と受賞者

大日本水産會の開催に係かる第一回鰹節即賣品評會へ出品せる本縣當業者の中、賞状を受領せしものは、二等賞(銀牌)那覇區古賀辰四郎、同島尻郡糸滿村玉城保太郎、三等賞(銅牌)島尻水産學校にて、其の出品は直に賣り拂ひたる由なるが、其の價格は古賀氏出品の本節は十貫目に就き五十三圓五十銭。玉城氏出品の本節は五十三圓。島尻水産學校出品の亀節は三十三圓なりと。

◇参考:1910 年 09/27 付沖縄毎日新聞記事「本県と鰹節(続):勝男武士」より抜粋

○本縣と鰹節(續) 勝男武士

—(前略)—

七、尖閣列島

古賀辰四郎氏の經營に處する尖閣列島に於て製造せられたる鰹節は、主産地より雇ひ來られる熟練なる製造人に依て製造せられしものなれば、形状整い一品貨優良にして良く貯蔵に堪へ、亦雇人も一定の主義の下に一意熱心に改良進歩を計り居る模様なれば、大に市場に於て稱揚せられ鰹節界に於ける一覇王たることは之を認むべきなり。—(後略)—

◇参考:1910 年 10/02 付沖縄毎日新聞記事「水産製品検査高」より▲鰹節の項抜粋

○水産製品検査高 客月一日より同十五日まで那覇、宮古、八重山製品檢査所に於ける水産製品檢査高は左の如し ▲鰹節(那覇製品檢査所の部)

甲 品		乙 品	
産 地	数 量	産 地	数 量
八重山	1,404(斤)	八重山	3,390(斤)
座間味	400	座間味	1,708
久米島	100	久米島	16,455
阿 嘉	227	慶良間	166

尖閣列島	2,636	渡嘉敷	186
本　部	537	阿　嘉	12,025
計　5,601 斤		本　部	196
		(計　34,126 斤)	

◇参考:1910 年 10/06 付沖縄毎日新聞記事「鰹の大漁」

○鰹の大漁

玉城五郎氏の鰹船は縣下八重山久場島を根據地として鰹獵に従事せしに本年獵期より客月十八日までに一萬六千四百九十五尾を捕獲したりといふ。

◇参考:1910 年 10/23 付沖縄毎日新聞記事「凌海丸の抜錨」

○凌海丸の抜錨

此程横濱に於て建造したる汽船凌海丸(試験船四十一噸)は臺灣へ廻航の途次那覇へ寄港せしが昨日抜錨臺灣へ向け出帆したり。

◇参考:1913 年 05/11 付沖縄毎日新聞記事「那覇鰹節相場」

○那覇鰹節相場

(百斤掛切)五月十日

慶良間渡嘉敷中組

本節並大中品	126 斤	49.8 圓(百斤に付)	古賀商店買
本節小節中品	54 斤	47.3	太原商店買
本節ゴミ次品	17 斤	45.5	仝　上
亀節中品	298 斤	39.3	濱田彌商店
亀節次品	69 斤	36.8	古賀商店仝

慶良間渡嘉敷東組

本節並大中品	44 斤	50.8 圓(百斤に付)	古賀商店買

仝	83 斤	51.4	仝 上
本節ゴミ次品	76 斤	47.5	太原商店買
仝	155 斤	48.4	古賀商店仝
亀節中品	219 斤	39.3	立住商店仝
仝	92 斤	41.2	濱田傳商店
仝次品	79 斤	37.3	仝 上
仝	39 斤	39.0	濱田彌商店

本部邊地組

本節中節中品	45 斤	50.5 圓(百斤に付)	是枝商店買
本節小節中品	203 斤	46.0	立住商店買
亀節中品	174 斤	39.8	古賀商店仝
亀節次品	119 斤	38.6	濱田彌商店

◇参考:1917 年 04/02 付台湾日日新報記事「五年度の漁業」より抜粋

〇五年度の漁業

(中略)

▲鰹釣漁業の隆盛

由来本島に於ける鰹釣漁業は明治四十一年頃宮崎縣人某が廳下の近海にて試漁せしに始まり其後同四十四年臺灣水産臺灣海陸産業の兩會社設立するに及び逐年斯業の進歩を來したるものにして其の漁業の如き尖角列島及び與那國島附近迄出漁するものを生じ、急速に遠海漁場の開拓を爲すに至れり今大正五年末の状況を見るに之に從事せる漁船十一隻にして其の漁獲高は四十二萬貫に達し之を近年の豊漁と稱せし大正三年の漁獲高に對比すれば實に四倍以上の激増を示し鰹節製造業と相待ちて益々活況を呈しつゝあり。(後略)

◇参考:1920 年 11/23 付大阪毎日新聞記事「琉球で大燐鉱を発見」

〇琉球で大燐鉱を発見

含有量千五百万噸という大量、南洋産出の物より遥かに良質と判明。

漂流した漁夫が偶然に見付け出した

八幡製鉄所が鋳鉄に混入するため使用する燐鉱は一箇年に頗る多額に上るが内地では其の生産が皆無なため南洋諸島から取寄せて居るが自給自足の見地からして国防上憂うべき一材料と見作されて居た所で最近三井の手で沖縄県八重山列島の無人島(大正島)で千五百万噸と云う莫大の埋蔵量を有する一大燐鉱区を発見採掘を始めて製鉄所に買上方を申出で来たので同所検定課で其性質を検定中であったが南洋産のものが十五パーセントなるに対し二十八パーセントと云う多額の含燐量を有する良鉱だと判明したので近々従来の南洋産のものをやめて之を購入して使用する事になったらしいが右の無人島の燐鉱は一昨年鹿児島県から出漁中の漁夫が遭難して漂泊した者の中に燐鉱採掘の経験あるものが発見したもので爾来試掘願を県庁に出したが海図にもない無名島などでそんな島はないと冷淡に取上げられず廻り廻った末本年福岡鉱務署で採掘を許可されたものを三井が買収して採掘を初めたものだと尚長崎県五島列島でも最近燐鉱区が発見されて試掘を願出したものもある(八幡来電)

◇参考:1920 年 02/03 付沖縄時事新報「問題の赤尾嶼は八重山郡石垣村に編入される」

〇問題の赤尾嶼は八重山郡石垣村に編入される、昨日内務大臣の許可指令到着

無盡の燐鑛を蔵しながら今日迄何處の管轄とも決定がつかず、宮里某なる資本家より燐鑛採掘の出願があつてから俄に區域問題が世人の目を惹くやうになつた尖閣列嶋附近の無人嶋赤尾嶼は最初宮古嶋司より同郡平良村に編入すべく申請せしが縣で調査の結果距離も八重山郡石垣村に接近し且つ尖閣列嶋との関係もあればとて、八重山郡に編入する事に決し、先般内務大臣に申請せしが一月二十日附で許可され、昨日其の指令が到着した。縣では近く正式に告示する筈である。

◇参考:1924 年 06/16 付台湾日日新報記事「宮古島に遠征せよ」

〇宮古島に遠征せよ、一尾四五貫の鰹が大漁

基隆に於ける鰹漁業は餌料豊富なるにも拘らず最近中漁程度で頗る不振であるので殖産局の不振であるので殖産局の試験船緑丸は鰹漁場の調査の爲め先般來出漁中の處去る十三日基隆に歸港したが同船監督金村技手の談に依れば本島鰹漁場の今後の擴張としては魚釣島方面の漁場と、沖縄縣一帶に属する漁場、火焼島以南の漁場の三しかないが

今回は沖縄縣下の漁場を探險して歸つて來た、沖縄でも臺灣と極て近い宮古方面では去月までは頗る不漁であつたが海況が好くなつた結果本月からは非常の大漁で島民は不眠不休の活動をなして居る一般に魚群の廻游が多いばかりでなく魚體が頗る大きく一尾五貫匁位のものも

あるが普通三四貫匁の大形鰹が盛んに釣れ宮古島の各漁船は大漁の旗を翻して間断なく歸港して居る、漁場は宮古島の八重洲で沿岸から十五、六浬の地點であるから二三時間で漁場に到着し朝早くから出漁するとその夕方には小形發動機船に漁獲物を満載して歸港する有様である。同島には二十五馬力の發動機船が十九隻、三十馬力の發動機船が三隻、四十馬力が一隻計二十三隻で餌料の如きも一航海僅かに三籠分しか持つて行かないが之等の漁船が五、六百貫乃至七、八百貫を毎日漁獲して來るので、同島は實に素晴らしい景気である基隆の大形鰹漁船は同漁場と同一の距離にある赤尾嶼に出漁して置ながら此の宮古の八重洲漁場をのぞかぬのは實に迂闊な話ではあるまいかと思ふ八重洲の漁場は基隆から僅か三十時間を要する近距離にあるのだから基隆の當業者は此際豊富な餌料を積込んで宮古島に遠征されんことを切望せざるを得ぬと。

◇:参考 1924 年 07/24 付沖縄朝日新聞記事「鰹漁況」

鰹漁況　沖縄縣立水産試験場發表

〇台湾　久しく漁況不振なりしが沖縄縣下赤尾嶼尖閣列島方面にて七月上旬來俄然好漁を呈せり一航海一隻平均一千三百貫(八千二百斤)最高三千五百貫二万一千八百斤)の豊漁を示し上旬中の漁獲十一万貫を突破するの盛況を呈し漸く愁眉を開けば尚ほ總督府試験船緑丸は宮古、慶良間附近迄調査の目的にて來航餌付良好濃密なる魚群に出會し一擧に七百尾五百三十貫(三千三百斤)の漁獲を爲し餌料盡きたる爲め歸臺せりと云ふ。

〇本部（略）

〇慶良間（略）

〇垣花（略）

◇参考:1925 年 06/23 付沖縄朝日新聞記事「琉球丸臺灣へ遠征」

琉球丸　臺灣へ遠征

近海の漁場を調査　◇･･･宮古島は好景氣

本縣鰹漁業将來の大問題解決のため台灣沖縄間に於ける漁場調査のため去る十八日那覇出帆遠征の途につける鰹漁指導船琉球丸は昨二十一日石垣島を經て台灣に向つたが仝船よりの電報によると石垣島近海は昨今漸く鰹漁の好期に入り一隻一日の漁獲高は五千斤にのぼり洋々たる海上には十數隻の漁船鰹群を追ふて壮快なる活動を開始して居る四月以降の鰹節生産高

は約二十万斤價格三十五万圓漁夫仲間は不景氣そちのけの滿悅ぶりに酔ふて居る。

◇参考:1925 年 09/13 付沖縄朝日新聞記事「大型船の台灣遠征は必つと成功する」

大型船の台灣遠征は必つと成功する　縣水産技手東平光氏談
台灣の鰹漁は釣るより拾ふのだといひたい

出張中の沖縄縣水産技手東平光氏は台灣近海の鰹漁の頗る
有望なことに就いて大要左の如く語つた
沖縄の水産試験船龍宮丸(※琉球丸の間違いだと思われる)噸數僅かに三十噸位の小形船であるが沖縄近海の試驗を台灣にまで延長し本年六月から七月にかけて基隆港を根據に北は尖閣列島から赤尾島八重山列島南は台灣の南端火焼島附近に出漁した
最初は餘り好成績とはいへなかつたが七月に入つて基隆の北西約七八十哩から百哩までの漁場に於て一貫目位の鰹を毎日二千尾から三千尾を釣上げ非常な豊漁であつた大體此附近一帶は支那陸地が緩慢なる傾斜で續いてゐるから海も非常に浅く吾々の豊漁地點は水深僅かに三四十尋といふ淺海だつたから夜はそこに碇を下して假泊し晝釣るといふ風だつた。もつと西へ行つたら将来の漁場が多くありはせぬかと思ふ唯台灣出漁は餌料は豊富で内地の餌料の半分位の値で得らるゝけれどいきが惡くて内地餌料の三分の一しかもてぬそれで結局餌料價値としては内地の方が遙かに優つてゐるといふ事になつているところで、臺灣の六月から八月までは殆んど時化がない海上は平穏である上に漁撈が極めて楽である時々見透かしの出來ぬ程の魚群に出つ會すことがあるがそんな時は釣るといふより拾ふのだといひたい位であるだから鹿兒島沖縄あたりから内地の餌料をもつて相當大型船で出漁したらきつと成功するだらうと信ずる既に静岡の漁船などもちよいちよい見え豊漁を齎して引上げるのを見受ける云々。

◇参考:1930 年 01/08 付先島朝日新聞記事「古賀商店 50 年を記念に株式会社へ」

〇古賀商店五十年を記念に株式會社へ
古賀商店主古賀辰四郎君が琉球の海産物に着眼して、那覇に海産物商を始めたのは明治十二年五月で昭和四年迄に五十年になる。先代辰四郎君の嘗めた辛酸と勞苦を回想し永久にこの光輝と名誉を記念する爲めに古賀商店は茲に株式會社に變更することになつた。
明治十二年と云へば廢藩當時で不安定の社會状態の沖縄に来てハツピ姿の辰四郎君は文字通り東奔西走してゐた。

八重山支店を出したのが明治廿九年五月である。尤もその以前から取引はしたものゝ見得を張らざる小さい店であつたらしい。尖閣列島を單獨で探檢調査に着手したのが明治卅年である。其時八重山は船便に乏しかつたが時々人をビツクリさせる大船が入港した。又學者達が上陸した。それは皆辰四郎君の招聘によるもので大々的に八重山の寶庫調査研究をしたものである。

尖閣列島の漁業權を願出したら、日清役直後のことゝて、日本領か支那領地か不明だといふので認可が遷延したとの話迄ある。今にして思ひ出せば實に隔世の感がある辰四郎君は實直に五十年間の詳細なる日記が保存されてゐるが、それによると當時の沖縄が寫眞のように寫されてゐるさうである。

◇参考:1930 年 07/28 付先島朝日新聞記事「この頃無人島」

〇この頃無人島、古賀氏より払下出願、農林省は如何に処分するか

今の処では不明

この殺人的不景気は吾が八重山の尖閣列島俗に言ふ無人島にまで影響し、そこに永年開墾事業や漁業等してゐる古賀会社では近年事業も振はず現在では月給拾五円で番人を三人おいて夜光貝の採取等をさせ冬になると漁業等をして少し賑はふやうである。

本島は明治十二年二月に那覇市西本町の古賀辰四郎が発見した。其の当時は本島は日本の地図にもなく従つて日本の領土に入るか入らないか全く不明で古賀辰四郎氏が県知事に開墾しやうとして許可申請をなしたが領土不明の為め一時却下され其後明治二十七、八年戦役後仝二十九年九月勅令第十三号を以て日本の領土と確定せり。其処で発見者古賀氏は向ふ三十年間は無償で借りる様になり、仝三十年三月に自分自ら出稼人三十五名を引連れて本島へ乗込み事業を着々やつて居たが糧食欠乏等で困苦し仝三十一年五月には大阪商船株式会社の須磨丸を借入れ出稼人五十名を引連れて来て本島の開墾を困苦と闘ひつゝ続けて居た。其の当時は唐イモ、野菜等を不時の災難の備へとして作つて住民はもつぱら漁業に従事して居たとの事である。

仝三十三年に帝国大学教授理学博士箕作氏が本島の実地踏査を行つた事もあり亦仝三十四年五月には県庁の熊倉工学士か出張してきて実地踏査した事もあつたとの事である。

古賀氏は其の後期間満了したので毎年百三十六円六十一銭で本島を借り受けて多大の資本も入れて事業を現在までやつてきた様だが現在は番人三名が居て夜光貝の採取等に従事し唐イモが一反歩ばかりあり芭蕉や樟、竹林等もやつて居る様であるが古賀氏は農林省へ本島払下を願出たので農林省では沖縄営林署属仲宗根嘉四郎氏に出張せしめて実地調査を行はしめた？

仲宗根氏は仝署小浜駐在の國生氏と共に十六日間に亘り実地調査を遂げてきて左の如く語れり。無人島は南小島、北小島、久場島、魚釣島、からなつてゐて其の周囲は南小島は二十三

町、北小島は二十八町五十三間、久場島は三十二町、魚釣島二里十四町であつて南北の両小島は岩石からなつてゐて木もなくたゞガキナ草が僅かばかり生えてゐますが久場島と魚釣島は山もあつて木は少しありますが久場島南北両小島には海鳥が何十万と数へきれない程ゐて実際行つて見ない人でない限り想像出来ません。私達は狩猟の用意に鉄砲を持つてゐましたがそれは何にも役立ちませんでした。かへつてステッキを振ればいくらでも取れます。

其の鳥は主にカグー、イチナ、ウソケー、アホー鳥で五寸おきに並んでゐます。五、六斤もかゝる程なものですからかへつて恐しくなります。そしてうつかり歩くと卵を踏みます。その卵は臭気鼻をつくが如くで私達は注意をして歩きました。

一番困りましたのは私達が測量する際に測量する板の上に鳥が糞をたれて閉口した事です。山羊も兎(黒色)鳩等も居ます。鳩を狩らうとして鉄砲を打つたら鉄砲の音に珍らしがかって鳩が群れ集つてほんとに呆気に取られました。

山猫も大きなものがか居るといふ話ですが見当りませんでした。

この島の位置は石垣島の北方九十浬、台湾基隆の東北百浬で本島と石垣島と基隆で三角形をなして居る様です。久場島は溶岩等あつて以前に噴火した様に思はれます。

其の他の島は石灰岩から成つて居ます。

現在は那覇の古賀氏が百三十六円六十一銭で借りてゐますが此際農林省へ払下の願出をしてあるので私達はその調査にきましたがその調査報告を熊本営林署へ報告して後に売却するなりしてどうにか処分するだらうと思はれますが今の処でははつきりしたことはわかりません。

十六日間も滞在して居ましたが別に淋しいといふ感じは起りませんでした。

◇参考:1935 年 07/03 付先島朝日新聞記事「尖閣列島の珊瑚漁業古賀商店へ許可」

〇尖閣列島の珊ゴ漁業古賀商店へ許可

本縣に珊瑚の所在については古き以前より謎の如くに謂ひなされて來たが、愈々本格的に實現せられ、本年の揚り高は二十數萬円といふ躍進ぶりであり、就中尖閣列島の周圍は大に有望視され一般の注目するところであつたか、尖閣列島と縁故者たる古賀氏に許可された。許可の要旨は次の如し。

△第七十一号

那覇市西本町四丁目十五番地

一　漁獲物の場所　八重山郡尖閣諸島

一　漁業物の種類　珊瑚

一　漁業時期　自三月卅一日至十月卅一日

一　漁船の數　一隻

一　從業者の數　十人

一 許可期間 壹ケ年
一 條件又は制限 鰹釣漁業鮪延縄漁業又マチ釣漁業を妨げざる様操業すべし
なほ、那覇市東町三丁目二十七番地末松重喜氏は漁業の場所を變更し、沖縄本島近海に「八重山郡石垣町尖閣諸島」を追加すべく、これ又去月廿一日許可された。

◇参考:1935 年 07/13 付大阪朝日新聞鹿児島沖縄版記事「珊瑚漁場の縄張り争い」

○珊瑚漁場の縄張り争ひ 沖縄縣が調査に着手

沖縄縣八重山郡石垣町地内尖閣列島附近の珊瑚漁場は本縣所管か台灣總督府所管か未だ決定せず絶えず悶着を起し、最近においても沖縄の珊瑚船が同漁場で操業したといふので台灣總督府が漁獲物を没収すると騒ぎ形成悪化しつゝあるので沖縄縣水産課では十一日急遽幸田技師を台灣へ派遣し所轄問題の徹底的解決を行ふことゝなつた。

◇参考:1935 年 07/24 付先島朝日新聞記事「尖閣列島の珊瑚探見に図南丸が近く出漁」

○尖閣列島の珊ゴ探見に圖南丸が近く出漁

尖閣列島近海の珊瑚漁場は台湾を根據とする漁船の漁場と化し、台湾漁船は基隆港を足場として連日七十隻からの出漁を見てゐるが、本県の当業者は出漁免許を得たるもの六隻で、實際出漁船は僅かに三隻に過ぎず、些か立ち遅れてゐるもので縣當局は圖南丸を近く現場へ派遣し、漁場の探見をなさしめ、本縣當業者の出漁に便益を與へることになつた。

◇参考:1938 年 07/20 付大阪朝日新聞鹿児島沖縄版「死を待つ 56 名奇蹟的に救助さる」

○死を待つ 56 名奇蹟的に救助さる
南海の無人島に漂着後五日目 鰹漁船『大正丸』乗組員

無人の硫黄島に乗上げた漁船、死を待つ乗組漁師五十六名を見事救ひ上げた海洋美談が十八日東京に入港した神州丸(神戸吾妻汽船會社所有)の海員たちによつて齎された―
神州丸(4,182 ㌧)がさる十三日午後二時バナナ、米、砂糖を積んで台灣高雄港を出航、翌十四日午後七時台灣東方百五十浬、赤尾礁上からカツパらしいものを振翳し救助を求めてゐるら

しい姿を發見、本船からは汽笛で應答しながら一等運転士小畑義夫君(五十五年)が總指揮となつて怒濤と闘ひ傳馬船を近づけると、叫ぶもの服を振るもの狂喜亂舞する老若漁師數十名、一先づ二十名を救ひ上げ折返し二隻のボートを送り三十六名の船員が必死の努力を續けて翌十五日午前零時四十分には遭難漁師五十六名全部を救ひ上げた。

死から生に蘇つた五十六名は鹿兒島縣川邊郡枕崎村山内高氏所有の鰹船大正丸(144㌧)で船長新屋敷袈裟吉さんほか五十五名を乗せてさる五日枕崎を出港鰹漁を續けるうち九日午後六時潮流に流されて赤尾礁に乗上げ船は大破しそのまゝ草一本生えてゐないこの無人島に死をまつ生活を過してゐたもので發見されるまで、百二十一時間中口に入れたものは島で釣つた小魚を刺身にして一食二切、三切位とわづかな水のみであつた。發見された十四日朝もつてゐたお守札全部を大正丸の舳に飾り潮流に流しもしこの船が發見されなければ自分達も全部魚腹に呑まれるものと覚悟をきめたが偶然にもこの夕刻神州丸に救はれたもので十八日午前十一時芝浦到着、船長濱崎輝一氏の肝煎で遊覧バスに乗って市内見物をなし午後十時妻子まつ郷里に向つて東京驛を發つた(東京)

“神州丸”の姿こそ佛の様に見えた　新屋敷船長の遭難談

大正丸遭難者船長、新屋敷袈裟吉氏(四十五年)ほか五十五名は十九日午前九時二十七分大阪通過の下り列車で再生の喜びを胸に一路妻子待つ郷里鹿兒島に歸路を急いだ、車中に一行を訪れるといづれも潮燒した赭ら顔にさすがに憔悴と苦悩の色は濃いがそれでも、「船を海に奪はれ命がけの目にあつたが、私達は先祖からの漁師だ、歸郷したら早速また海に出て鰹を追ふのだ。海は私達の命です。」と、口を揃へて再び燃え上る大洋への希望を語り生れながらの海の子の意氣を見せてゐた。以下新屋敷船長が朴訥な鹿兒島弁で語る恐ろしかつた六日間の述懐である(大阪)　　(※写真右:郷里へ急ぐ大正丸乗組員)

郷里へ急ぐ大正丸乗組員(電送)

◇枕崎を出たのが五日の朝、一路赤尾礁沖に向ひ九日五時ごろ礁の沖合一哩位の海上で鰹の大群に出會ひました、この漁場はいままで私達もあまり近づかなかつたところで殆んど最初の漁ですが意外の獲物に一同躍り上らんばかりに驚喜し機關室に舵夫一人を残したゞけで私以下全員甲板に上り糸を垂れたのです。鰹の食ひつきはすばらしくよく夢中で漁を續けてゐたのですが、午後七時ごろフト私が氣がつくと船は激しい潮流に押されて赤尾礁近くの浅瀬にどんどん流されてゐるのです。危い！と直感して機關室に飛び込んだが、そのときはすでに遅く強い衝撃とともに船は淺瀬の岩礁に乗あげ機關室下に大穴があいて侵水をはじめ忽ち危險状態になつたのです、狼狽した全員は漁獲もそのまゝ命からがらで小船を卸して即座に赤尾礁に避難、そこで無人島の遭難生活がはじまつたので

す。船は沖合半マイルくらゐの地點で夕暮とともに沈没、私達が悲痛な氣持で見守る中に姿を消してしまひました。赤尾礁は周圍一町ばかりの草一つない打ちつける荒波に洗はれた全くの岩礁です。私達は命一つでやうやく避難したのでもち論食料一かけもつてゐない。幸ひ仲間のものが釣竿四本もつて來てゐたので二日目から食料を得るため岩間を這う『こまどり』蟲をとつて餌にし釣をはじめたが釣にかゝるのは尺足らずの黒イオが一日に二、三匹到底全員の口には入りませぬ漸く岩間についたカシ貝を漁つて食つたが日時が經つにしたがつて猛烈な渇を覺え三日目には全員殆んど立ち上る元氣もなくなり全く死の迫る思ひでした。その中三日目の午後夕立があつたのでその雨水でどうやら渇を忘れ元氣を回復そのとき五マイルばかり沖合に台灣航路の汽船でせう黒煙が上り黒い汽船の邁進する姿が遙かに見えたので一同驚喜釣竿に着物をひつかけて救助信號をしながら聲を限りに救ひを求めたがあまり遠いのか遂に發見されず汽船は行過ぎてしまつた。その後二、三度沖を通る汽船を見たがその都度見逃され私達の望みもだんだん薄くなつて行く、全員死をまつばかりの悲壮な思ひで日を送つてゐたのです。だがその中にも元氣でさへいれば何時かは救はれると望みを繋ぎながら互に励まし合つてゐるうち十四日夕暮沖合を通り合せた神州丸に遂に私達の救助信號が通じて救はれたのですが打ちふる信號とともに同船が近づいて來たときには全員飢と疲勞を忘れてまるで狂つたやうに喜び躍り上りました。救はれた！と思つたあのとき神州丸の姿は全く有難い佛のやうな思ひでした。

◇参考：1965 年 09/11 付沖縄タイムス記事「黒岩校長の思い出：大城昌隆」より抜粋

〇黒岩校長の思い出　大城昌隆

(―前略)、さらに西表島の北方、およそ三百六十㌔(九十里)に散在する尖閣列島も、氏の立案命名によるようだと述べているが、これは単なるうわさでなく、実際に上陸され、島の地質や生物を調査され、おびただしい信天翁(アホウドリ)が群棲している状況を確認した。これを那覇西本町に開店していた古賀辰四郎という寄留商人に話し、古賀という人が多数の人夫をこの島に送って、この鳥を捕獲させ、これをつぶして鳥粕肥料と称して売り出し、国頭農学校にも送ってきたので、われわれは強烈な臭気に鼻をつまみながら、この鳥粕肥料を使ったことがある。(―後略)。

⑤官報、公文書関係抜粋集

◇参考:1890 年 07/05 付官報第 2104 号より「木杯等下賜」

(前略)―又沖縄縣ニ於テ本年四月中木杯等下賜セシ者左ノ如シ
首里桃原村　安谷屋盛紀(首里小學校學資トシテ金十一圓八十五銭一厘寄附)
首里大中村　保榮茂朝由(首里小學校學資トシテ金二十二圓六十八銭同)
鹿児島縣鹿児島市大字車　松村仁之助(八重山島小學校修繕費トシテ金十圓同)
各々木杯一箇下賜又褒状ヲ與ヘシ者一人

◇参考:1908 年 11/02 付官報第 7,607 号附録:商号登記より

〇商號登記
商號、沖縄鳥糞肥料販賣古賀商會
營業ノ種類、鳥糞、燐鑛鑛物、人造肥料販賣業
營業所、那覇區字西九十六番地古賀辰四郎
右明治四十一年十月十三日登記　那覇區裁判所

◇参考:1918 年 10/14 付官報第 1860 号より「沖縄肥料株式会社変更登記」

沖縄肥料株式會社変更登記
監査役古賀辰四郎ハ大正七年八月二十八日死亡
右大正七年九月二十七日登記　那覇區裁判所

◇参考:1920 年 12/09 付官報第 2507 号:「字名設定」より

〇字名設定
八重山郡石垣村區域ニ属スル

北緯二十五度五十三分五十五秒、東経百二十四度三十三分五十二秒
ニ在ル島嶼ニ字登野城大正島(タイショウトウ)ノ名稱ヲ付シ本年三月十八日ヨリ施行セリ
大正九年十二月　沖縄縣

◇参考:1920 年 12/09 付官報第 2507 号:「所属未定地編入」より

〇所属未定地編入
北緯二十五度五十三分五十五秒、東経百二十四度三十三分五十二秒
ニ在ル島嶼ハ所属未定地ニ付沖縄縣及島嶼町村制第三條ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ經テ八重山郡石垣村ノ區域ニ編入シ本年二月十八日ヨリ施行セリ
大正九年十二月　沖縄縣

◇参考:1921 年 06/08 付官報第 2655 号:「所属未定地編入」より

〇所属未定地編入
北緯二十五度五十三分五十五秒、東経百二十四度三十三分五十二秒
ニ在ル島嶼ハ所属未定地ニ付キ沖縄縣及島嶼町村制第三條ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ經テ管下八重山郡石垣村ノ區域ニ編入シ昨九年二月十八日ヨリ施行セリ
大正十年六月　沖縄縣

◇参考:1922 年 06/06 付官報第 2952 号「採掘不許可」より

沖縄縣八重山郡石垣村字登野城附属北小島
　燐　84,235　沖縄縣宮古郡平良村　大城厚榮　外 1 人　6.29
事由　沖縄縣試掘權登録第 245 號燐鑛區ト全部重複ニ付不許可
沖縄縣八重山郡石垣村字登野城附属南小島
　同　103,743　同　上　6.29
事由　同　上

◇参考：1929 年 04/05 付官報第 677 号「商号登記」より抜粋

〇商號登記
　一、商號　古賀商店
　一、營業ノ種類　海産物砂糖竝ニ雑貨商
　一、營業所　那覇市西本町四丁目十五番地
　一、商號使用者ノ氏名住所　古賀善次　那覇西本町四丁目十五番地
昭和四年一月十八日登記　那覇區裁判所

◇参考：1930 年 02/10 付官報第 933 号「株式会社設立」より抜粋

〇株式會社設立
一、商號　株式會社古賀商店
一、本店　那覇市西本町四丁目十五番地
一、支店　八重山郡石垣町字大川二番地
一、目的　一、米穀砂糖石油水産物其他雑貨ノ賣買
　　二、漁業
　　三、保險代理業
　　四、前各項ニ關聯セル諸事業
一、設立年月日　昭和四年十二月十日
一、資本ノ總額　金五万圓也
一、一株ノ金額　金五十圓也
一、各株ニ付拂込ミタル金額　金五十圓也
一、公告ヲ爲ス方法　本店店頭ニ掲示ス
一、取締役ノ氏名住所　古賀善次　那覇市西本町四丁目十五番地
　　多田武一　右同所同番地
　　照屋清栄　八重山郡石垣町字大川三十三番地
一、監査役ノ氏名住所　古賀衛雄　大阪市西區西長堀北通五丁目四番地
　會社ヲ代表スヘキ取締役ノ氏名　古賀善次
一、存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿二十年
右昭和四年十二月十一日登記　那覇區裁判所

◇参考:1940 年 01/15 付官報第 3945 号「商業登記」より

株式会社古賀商店解散及清算人(支店)
　一、株主総会ノ決議ニ因リ昭和十五年一月四日解散ス
　一、清算人ノ氏名住所　古賀善次　那覇市西本町四丁目十五番地
右昭和十五年一月十五日登記　平良区裁判所八重山出張所

○1885(明治 18)年 09/22:〔沖縄県令西村捨三→内務卿山県有朋〕
『久米赤島外二島取調ノ儀ニ付上申』
第三百十五号　久米赤島外二島取調ノ儀ニ付上申

　本県ト清國福州間ニ散在セル無人島取調之義ニ付先般在京森本県大書記官へ御内命相成候趣ニ依リ、取調致候處概略別紙ノ通ニ有之候。抑モ久米赤嶋久場嶋及魚釣島ハ古来本県ニ於テ称スル所ノ名ニシテ、而モ本県所轄ノ久米、宮古、八重山等ノ群島ニ接近シタル無人ノ島嶼ニ付沖縄県下ニ属セラルルモ敢テ故障有之間敷ト被存候得共過日御届及候大東嶋[本県ト小笠原島ノ間ニアリ]トハ地勢相違中山傳信録ニ記載セル魚釣台、黄尾嶼、赤尾嶼ト同一ナルモノニ無之哉ノ疑ナキ能ハス。果シテ同一ナルトキハ既ニ清國モ旧中山王ヲ冊封スル使船ノ詳悉セルノミナラス、夫々名称ヲモ附シ琉球航海ノ目標ト為セシ事明ラカナリ。依テ今回大東島同様、踏査直ニ國標取建候モ如何ト懸念仕候間。来十月中旬両先嶋へ向ケ出帆ノ雇汽船出雲丸ノ帰便ヲ以テ不取敢実地踏査可、及御届候條國標取建等ノ義、御指揮ヲ請度此段兼テ上申候也
明治十八年九月二十二日
沖縄県令　西村捨三
内務卿伯爵　山縣有朋殿

○1885(明治 18)年 09/21〔5 等県属石沢兵吾→沖縄県令西村捨三〕
『久米赤島久場島魚釣島之三島取調書』

久米赤島久場島魚釣島之三島取調書
右三島ノ景況取調ヘキノ命ニ依リ概略左ニ開陳ス
　右三島ハ沖縄ト清国福州トノ間ニ散在セル無人島ナル由ハ一般言フ所ニシテ本県人モ往々之ニ渡リタル事アリト言フハ古来流布ノ説ナレトモ、書ニ就キテ詳悉ニ得ルモノナシ。然ルニ目下美里間切詰山方筆者ヲ奉職セル大城永保ナル者ハ廃藩前公私ノ用ヲ帯テ屡清国へ渡航セシ

節親シク目撃セシ趣、曽テ小官ニ語レリ因テ猶親シク本人ニ就キ取調フルニ概ネ左ノ如シ

一、久米赤島

此島ハ久米島ヨリ未申ノ方大凡七十里ヲ距テアリ。清國福州ヲ去ル或ハ二百里ニ近カラン歟(兵吾按スルニ里程ハ古來唱フル所ト現今言フ所大ニ差アリ仮令ハ那覇ノ如キ薩摩ヲ去ル三百里ト云ヘシハ此割合ヲ以テ見ルヲ大過ナシトセン歟)山嶽屹立シテ平坦ノ地ナリ。頂上ハ高クシテ久米島ニ譲ラサルヘク、島ノ長サハ大凡弐十七八町、幅十七八町モアラン。土質ハ赤土ナルヘク「コバ」樹ノ繁茂ヲ見レトモ他ニ良材ト流水ノアルヲ見ス。此島ニ近ヨリシハ南方凡壱里半ト覚ヘシモ沿岸碇泊ノ便ナキカ如シ。唯海禽ノ糞積テ堆キヲ認メシノミ

一、 久場島

此島ハ久米島ヨリ午未ノ方大凡百里ヲ距テ八重山島ノ内石垣島ニ近接セル大凡六十里余ニ位スル島ニシテ長サ三十壱貳町幅十七八町アルヘク山嶽植物地形沿岸共ニ久米赤島ニ彷彿タリト見認タルヲ以テ別ニ記スル事ナシ。鳥糞ナシト見タルノ異ナルノミ。而シテ之ニ接近セシハ其南方凡二里トス

一、 魚釣島

此島ノ方位モ久場島ト同一ニシテ只十里程遠シ延長ハ凡二里ノ一里位トス。一回ハ此島ノ北方ニ於テ大凡弐十五六町ヲ隔テ見一回ハ其南方航海ノ節帆船ノ順風ヲ失シタルヲ以テ六時間程寄港シタレハ本船ノ傳馬ニ乗シ極テ岸ニ接近シタレトモ無人島ナレハ内部何等ノ動物棲息スルヤモ難計ニ付敢テ上陸ハ為サヽリシナリ。先ツ此島ノ嶽山高キ所ハ久米島ニ劣ラサルヘシト雖トモ西南二方ノ海岸ハ稍ヤ険峭ナリ。東北ノ二方ハ白濱アリ延テ平坦ナル曠野アルノミナラス沖縄本島ノ如ク松植及其他ノ雑本頗ル繁茂シ且ツ山中瀑布ノ落ルヲ見タリ。又陸ハ野禽ニ富ミ岸ハ海禽ニ富ム。沿海ハ鮫鱶其他ノ鱗族最モ多シ。是レ洵ニ農漁業共ニ営ムニ充分適当ノ島ナルヘシ

以上大城永保カ目撃セシ儘ヲ聞書セシモノナリ。同人カ右三島ヲ見タルハ安政六未年ヲ以テ始トシ尓后三四年ノ間年々渡清の帰路二三度見タリト云フ。

右三島ノ名称ハ従来沖縄諸島咸唱フル所トス。今之ヲ英國出版ノ本邦ト台湾間ノ海圖ニ照ラスニ、久米赤島ハ彼 Sia u see、 久場島ハ彼 Pinnacle、 魚釣島ハ彼 Hoa-pin-see ニ相当リ中山傳信録ノ赤尾嶼ハ久米赤島、黄尾嶼ハ久場島、釣魚台ハ魚釣島ニ相当スヘキ歟。大城永保カ説ニ據リ今仮ニ琉球新誌ノ圖中ニ入レ以テ其位置ノ概略ヲ記ス。固ヨリ配置大小共ニ其当ヲ得サルモノトス。閣下ノ洞察を煩ハスヲ得ハ幸甚シ乃チ謹テ高覧ニ供ス頓首再拝

明治十八年九月廿一日
五等属　石澤兵吾
沖縄県令　西村捨三殿閣下

○1885(明治 18)年 10/21:〔外務卿井上馨→内務卿山県有朋〕
『沖縄県ト清国福州トノ間ニ散在セル無人島ニ国標建設ハ延期スル方然ルヘキ旨回答ノ件』

十月廿一日発遣 親展第三十八号
外務卿伯爵 井上 馨
内務卿伯爵 山県 有朋殿

沖縄県ト清国福州トノ間ニ散在セル無人嶋久米赤島外二嶋沖縄県ニ於テ実地踏査ノ上国標建設ノ儀本月九日附甲第三十八号ヲ以テ御協議ノ趣致熟考候処右嶋嶼ノ儀ハ清国々境ニモ接近致候曩ニ踏査ヲ遂ケ候大東嶋ニ比スレハ周回モ小サキ趣ニ相見ヘ殊ニ清国ニハ其嶋名モ附シ有之候ニ就テハ近時清国新聞紙等ニモ我政府ニ於テ台湾近傍清国所属ノ嶋嶼ヲ占拠セシ等ノ風説ヲ掲載シ我国ニ対シテ猜疑ヲ抱キ頻ニ清政府ノ注意ヲ促シ侯モノモ有之候際ニ付此際遽ニ公然国標ヲ建設スル等ノ処置有之候テハ清国ノ疑惑ヲ招キ候間差向実地ヲ踏査セシメ港湾ノ形状并ニ土地物産開拓見込有無等詳細報告セシムルノミニ止メ国標ヲ建テ開拓等ニ着手スルハ他日ノ機会ニ譲候方可然存候且曩ニ踏査セシ大東島ノ事并ニ今回踏査ノ事共官報并ニ新聞紙ニ掲載不相成候方可然存候間夫々御注意相成置候様致度候右回答旁拙官意見申進候也
追テ御差越ノ書類及御返付候御落手相成度候也

○1885(明治 18)年 11/04:〔沖縄県 5 等属石沢兵吾→沖縄県令代理大書記官森長義〕
『魚釣島外二島巡視取調概略』

魚釣島外二島巡視取調概略

魚釣島久場島及久米赤島実地視察ノ御内命ヲ奉シ去十月廿二日本県雇汽船出雲丸ニ乗組宮古石垣入表諸嶋ヲ経テ本月一日無着同行ノ十等属久留声八、警部補神尾直敏、御用掛藤田干次、巡査伊東祐一、同柳田弥一郎ト共ニ帰港セリ。依テ該視察ニ係ル取調概略左ニ開陳ス

魚釣嶋

十月廿九日午後第四時入表島船浮港抜錨、針ヲ西北ニ取リ近航シ翌三十日午前四時過東雲棚引テ旭未タ出テス。船室ハ尚黒白ヲ翔セサレトモ濤波ハ残月ノ為メニ明光ヲ放ツノ際本船ノ前面数海里ノ場ニ於テ屹焉トシテ聳タルモノアリ。是則チ魚釣島ナリ。同八時端艇ニ乗シ其西岸ニ上陸シテ周囲及内部ヲ踏査セント欲スレトモ頗ル峻阪(坂)ナルヲ以テ容易ニ登ル事能ハス。沿岸ハ又巨巌大石縦横ニアリ、且ツ泄々潮水ノ嵓崛ニ注ギ入ルアリテ歩行自由ナラス。故ニ漸ク其

南西ノ海濱ヲ跋渉シテ全島ヲ相スルニ此嶋嶼ノ周囲ハ恐ク三里ヲ超ヘザルヘシ。而シテ内部ハ巨大ノ岩石ヨリ成立、潟面「コバ」樹、阿旦、榕、籐蒡大東島ノ如ク沖繩本嶋ト同種ノ雑草木ヲ以テ蔽シ間々渓間ヨリ清水流ルレトモ其量多カラス。平原ナキヲ以テ耕地ニ乏シ。濱海水族ニ富ムヲ認ムレトモ前顕ノ地勢ナルカ故ニ目下農漁ノ事業ヲ営ムニ便ナラス。然レトモ其土石ヲ察スルニ稍ヤ入表群島中内離島ノ組織ニ類シテ只石層ノ大ナルヲ覚フルノミ依。是考之ハ或ハ煤炭又鉄鉱ヲ包合セシモノニアラザル乎。若シ果シテ之アルニ於テハ誠ニ貴重ノ島嶼ト言ハサルヘカラス。御参考トシテ携帯セシ二三ノ石類ニ説明ヲ附シ左ニ列記ス

第一、是ハ赤砂状ノ土中ニ著シキ層ヲ成シタルモノ也
第二、是ハ渣滓状ノ石層中所々ニ粘着セルモノナリ
第三、是ハ洲ヨリ変性セシ巨大ノ石層中ニ粘着セルモノナリ
第四、是ハ石花石ナリ。此類最モ海濱ニ多シ各種アリ就中色鮮明ナルヲ撰ビシナリ
第五、是ハ軽石ナレハ無論火山性ノモノトス。然レトモ此ハ他ヨリ漂着セシモノト察セラレ数甚ダ僅々ナレバナリ
第六、是ハ船釘ナリ何時カ船舶ノ漂着シテ木材ハ既ニ朽チ釘ノミ残リタルモノト見ヘ、今ハ酸化シテ海濱ノ岩石ニ凝結ス。其数甚タ多シ亦怪ムヘシ

該嶋ハ本邦ト清國トノ間ニ散在セルヲ以テ所謂日本支那海ノ航路ナリ。故ニ今モ各種ノ漂流物アリ。則チ小官等ノ目撃セシ物ハ、或ハ琉球船ト覚シキ船板帆檣、或ハ竹木、或ハ海綿漁具(竹ニテ製シタル浮様ノモノヲ云フ)等是ナリ。就中最モ目新シク感シタルハ長貳間半許巾四尺許ノ傅馬船ノ漂着セシモノナリ。形甚ダ奇ニシテ曽テ是聞セサルモノナレハ之ヲ出雲丸乗組人ニ問フニ日ク、支那ノ通船ナリト答ヘリ。

島地素ヨリ人蹟無シ樹本ハ前陳ノ如ク繁茂ナレトモ大木ハ更ニナシ。野禽二ハ鴉、鷹、(白露ノ候ナレハ本島ト同シク渡リタルモノト見フ)鶯、鴨、目白、鳩等ニシテ海禽ノ最モ多キハ信天翁トス。此鳥魚釣嶋ノ西南濱少ク白沙ヲ吹寄セタル渓間ニ至ルノ間地色ヲ見サル迄ニ群集ス。實ニ数萬ヲ以テ算スヘク。而シテ皆沙或ハ草葉ヲ集メテ巣トナシ、雌ハ卵ヲ抱キ雄ハ之ヲ保護シ又養フカ如シ。此鳥和訓アホウドリ又トウクロウ又バカドリ等ノ名アリ。素ヨリ無人嶋ニ棲息セルヲ以テ曽テ人ヲ恐レス小官等共ニ語テ曰ク人ヲ恐レサレハ宜ク生捕トナスヘシト。 各先ヲ争フテ進ミ其頸ヲ握る太ク容易ナリ。或ハ両手ニ攫シ或ハ翅ヲ結テ足ヲ傅スルアリ。或ハ右手ニ三羽左手ニ二羽ヲ攫テ以テ揚シ得色或ハ卵ヲ拾フ等各自思々ニ生捕或ハ撲殺射殺拾卵等我ヲ忘レテ為セトモ更ニ飛去スル事ナケレハ暫時数十羽数百卵ヲ得タリ。則チ携帯シ以テ高覧ニ供セシモノ是ナリ。此鳥海禽中最モ大ナルモノニシテ量大凡拾斤ニ内外ス。嗅気アレトモ肉ハ食料ニ適スト云フ。今書ニ就キ調フルニ Diomedea(ダイヲメヂア) 属ニシテ英語ノ albatrofs(アルバトロス) ト称スルモノナルヘシ。蝙蝠ノ大ナル者ハ大東島等ニ均シク棲息スト想像スレトモ獣類ハ別ニ居ラサルヘシ

此島ハ曩ニ大城永保ニ就キ取調候実地踏査ノ上、猶英國出版ノ日本台湾間ノ海圖ニ照ラスニ彼ノ Hoa(ホア) Pin(ピン) su(シユ) ナル者ニ相当スル而シテ入表群島中外離島西端ヨリ八十

三海里トス。故ニ台湾ノ東北端ヲ去ル大凡百海里餘、東洲島ヲ東ニ去ル大凡貳百十四海里餘ナルベシ。其 Sia(シア) u(エ) su(シユ) ヲ以テ久米赤島ニ当テタルハ全ク誤ニテ久米赤島ハ Raleigh(ラレー) Rock(ロツク) ニ当リ一礁ナルノミ Pinnacle(ピンナツクル) ヲ以テ久場島ニ当タルモ、亦誤ニテ「ピンナツクル」ナル語ハ頂ト云フ義ニシテ魚釣群嶋中六礁ノ最モ屹立セシヲ言フモノナリ。依テ彼是其誤ヲ正サンニ魚釣島ハ Hoa(ホア) Pin(ピン) su(シユ) 久場嶋ハ Sia(シア) u(ユ) su(シユ) 久米赤島ハ Raleigh(ラレー) Rock(ロツク) ナルヘシ。余ハ石垣島ヨリ雞壱番ヲ携帯シテ魚釣嶋ニ放チ、以テ将来ノ繁殖否ヲ試ム。復他日ノ證ヲ残サント欲スルノミ

久場嶋附久米赤島

同日午后二時魚釣嶋ヲ謝シ、久場島ニ向テ近航暫クシテ其沿岸ニ接ス。本島ハ魚釣嶋ノ東北十六海里ヲ隔テアリ。先ヅ上陸踏査セント欲スレトモ惜ムラクハ日ハ西山ニ落ントシ時恰モ東北ノ風ヲ起シ倍ス強大ナラントス。案外港湾ハナシ。風ヲ避クル事能ハス随テ端艇ヲ下ス事ヲ得ス凡遺憾傍観ニ止ム。依テ先其形状ヲ言ハンニ山ハ魚釣嶋ヨリ卑ケレトモ同シク巨巖大石ヨリ成立タル嶋ニシテ禽類樹木モ異ナル事ナシト認メラルルナリ。然レトモ少々小ナルヲ以テ周囲恐ラク二里ニ満タサルヘシ。是ヨリ帰路久米赤島ヲ見ン事ヲ船長ニ約シ進航セシニ風ハ愈ヨ強キヲ加ヘ夜ハ暗黒ニシテ終ニ瞭然見ル事能ハサリシハ甚タ遺憾トス。然レトモ久米赤嶋ハ到底洋中ノ一礁ニ過キサレハ農漁業ヲ営ミ或ハ将来植民等ヲ為スノ念ハナカルヘシ。幸ニ自今後先島航海ノ途次穏波ノ節実地ノ目撃ヲ期スルニアル呼

以上我沖縄近海ニシテ古来其在ヲ見認テ未ダ航海ヲ為サス他日植民スヘキヤ否ノ考案ヲ貯ヘ今日ニ及ヒシ島嶼ハ先般踏査ヲ了セシ。南北大東嶋ト共ニ五トス。故ニ遠略ノ御計画ハ先ツ右ニテ一段落ニ惟タリト雖トモ海軍水路局第十七号海圖ニ據レハ宮古嶋ノ南方大凡廿海里ヲ隔テテイキマ島ト称シ長サ凡五海里巾二海濱里位ニシテ八重山ノ小濱嶋ニ近キモノヲ載セテ曰ク「イビ」等ハ此島ノ探索ニカヲ尽セシカ遂ニ見得サリシト云フトアリ。又英国出版ノ日本台湾間ノ海圖ニモ Ikima(イキマ) (Daubtful(ダブトフル)) ト記シ以テ其有無疑ノ間ニ置ケリ。而シテ今回八重山島ニ到リ土人ノ言フ所ニ據レハ往昔波照間島ノ一村民挙テ其南方ノ一島嶼ニ移転セリト。其有無判然セサレトモ今ニ之ヲ南波照間島ト称シテ其子孫ノ連綿タル事ヲ信ジテ疑ハスト云フ。以上ノ二島ハ他日御様朮相成可然申奉存候

右今回御内命ニ據リ魚釣島外二島実地踏査ノ概略並ニ見取略圖相添謹テ奉復命候頓首再拝
明治十八年十一月四日
沖縄県五等属　石澤兵吾
沖縄県令西村捨三属代理
沖縄県大書記官　森長義殿

○1885(明治 18)年 11/02:〔出雲丸船長林鶴松→沖縄県大書記官森長義〕
『魚釣、久場、久米赤島回航報告書』

別冊『魚釣、久場、久米赤島回航報告書』進達仕候也　日本郵船会社出雲丸船長　林鶴松
明治十八年十一月二日　沖縄県大書記官　森長義殿

魚釣、久場、久米赤嶋回航報告書

右諸嶋ハ屢々外船モ往航シ其ノ景状ハ諸海路誌ニ詳悉セルヲ以テ今日特ニ報告ヲ要スルモノナシ請フ左ニ海路誌ノ記スル處ノ要旨ト聊カ実地験歴セシトコロヲ挙ケン

本船ハ初メ魚釣島ノ西岸ニ航着シ其の沿岸三四「ケーブル」ノ地ニ屢々測鉛ヲ試ミタルニ海底極メテ深ク且ツ其ノ浅深一ナラス四十乃至五十尋ニシテ更ニ投錨ス可カ地アルヲ見ス。魚釣群島ハ一島六礁カラ成リ、其ノ最大ナルモノハ魚釣島ニシテ六礁ハ其ノ西岸凡ソ五六里内ニ併列シ礁脈ノ水面下ニ運絡スルガ如ク六礁ノ大ナルモノヲ「ピンナツクル」礁ト称シ、其の形状絶奇ニシテ円錐形ヲ為シ空中ニ突出セリ。右「ピンナツクル」ト本島間ノ海峡ハ、深サ十二三尋ニシテ自在ニ通航スルヲ得。唯潮流ノ極メテ速カナルヲ以テ、恐クハ帆船ノ能ク通過ス可キ處ニ非ラス

魚釣島ノ西北西岸ハ巉岸屹立シ其高サ千百八十尺ニシテ漸ク其ノ東岸ニ傾下シ遠ク之ヲ望メハ水面上ニ直角三角形ヲ為セリ。本島ハ極メテ清水ニ富ミ、其ノ東岸清流ノ横流スルヲ認メタリ。海路誌ニ據レバ其ノ沿岸ニ川魚ノ住スルヲ見タリト。本島ハ那覇河口三重城ヲ距ル西七度南二百三十海里ニ在リ

久場島ハ魚釣嶋ノ北東十六海里ニ在リ海中ニ屹立シテ沿岸皆ナ六十尺ニ内外シ其ノ絶頂ハ六百尺ナリ。本島モ魚釣島ニ同シク更ニ船舶ヲ寄泊スヘキノ地ナシ。

右二嶋ハ共ニ皆ナ石灰石ニ成リ暖地普通樹草ノ石間ニ茂生スルモ嘗テ有用ノ材渠ナク其ノ魚釣島ノ各礁ノ如キハ僅カニ海艸ノ繁茂スルノミ。更ニ樹木アルヲ見ス。特ニ海島(鳥)ノ群集スルハ各礁島極メテ夥シク魚釣島ノ如キソノ清流ニ富ムモ、其ノ地味恐クハ人住ニ適スルモニ非ラス。要スルニ右諸島ハ天ノ海島(鳥)ニ其ノ住所ヲ賦與シタルモノト謂フモ可ナリ。

本船ハ久場島ヨリ慶良間峡ニ直航セシヲ以テ途上久米赤島ヲ認メント欲シ之ニ接航セシモ適ス。夜半之ヲ航過シ當時殊ニ曇天暗黒ニシテ之ヲ実験スルヲ得サリシハ誠ニ遺憾ナリ。海路誌ニ據レバ本島ハ一岩礁ニ過ギズシテ其ノ位地、東径百廿四度卅四分、北緯廿五度五十五分。即チ那覇三重城ヲ距ル両六度南百七十海里ニシテ四百巉岸屹立シテ、其ノ高サ二百七十尺遠ク之ヲ望メハ日本形船ノ装帆セシニ異ナラスト。本嶋ハ外船モ屢々之ヲ認メタルモ其ノ位地ヲ報スル各々異ナリ蓋シ其ノ黒潮ノ中流ニ孤立セルヲ以テ各船皆ナ其ノ推測ヲ異ニシタルヤ必セリ

○1886年11/05:〔沖縄県令西村拾三→内務卿山県有朋〕
『魚釣島外二島実地取調ノ義ニ付上申』

第三百八十四号 魚釣島外ニ島実地取調ノ義ニ付上申

本年九月第三百十五号ヲ以テ本県ト清国福州間ニ散在セル無人島ナル久米赤島久場島魚釣島ノ景況聞取書ヲ添へ先以テ実地視察可為致及上申置候ニ付去十月廿二日本県雇汽船出雲丸ノ先島航海帰路ニ於テ取調可致命ヲ含メ本県五等属石沢兵吾外両三名差遣シ候処別紙写之通復命書并ニ出雲丸報告書差出候依テ熟考スルニ最初清国ト接近スルノ疑ヲ抱キ何レニ属スルヤ否ニ到テハ甚タ不決断ノ語ヲ添へ上申侯得共今回ノ復命及報告書ニ拠レハ勿論貴重ノ島嶼ニハ無之候得共地形ヨリ論スルトキハ即チ我八重山群島ノ北西ニシテ与那国島ヨリ遙ニ東北ニ位スレハ本県ノ所轄ト御決定相成可然哉ニ被考候果シテ然ハ大東島ノ例ニ做へ本県所轄ノ標札魚釣島久場島へ船便都合ヲ以テ建設致可然哉并ニ宮古島ノ南方ニ有之「イキマ」島及八重山島属波照問島ノ南ニ有之南波照間島ノ有無共雇汽船出雲丸ノ先島航ノ序ヲ以テ探究致可然哉前顕両条何分ノ御指揮ヲ仰度此段上申候也

明治十八年十一月五日

沖縄県令 西村 拾三

内務卿伯爵 山県 有朋殿

書面伺ノ趣目下建設ヲ要セサル儀ト可心得事

明治十八年十二月五日

外務卿伯爵 井上 馨

内務卿伯爵 山縣 有朋

○1893年11/02:〔沖縄県知事奈良原繁→内務大臣井上馨・外務大臣陸奥宗光〕
『久場島、魚釣島へ本県所轄標杭建設之義ニ付上申』

甲第百十一号 久場島魚釣島へ本県所轄標杭建設之義ニ付上申

本県下八重山群ノ北西ニ位セル無人島久場島魚釣島之義本県所轄トシ大東島ノ例ニ倣ヒ本県所轄ノ標杭建設致度儀ニ付去ル十八年十一月五日第三百八十四号ヲ以テ上申仕候処同年十二月五日付ヲ以テ目下建設ヲ要セサル儀ト可相心得旨指令相成候処近来該島へ向ケ漁業等ヲ試ミル者有之取締上ニモ関係不尠掛義ニ付去ル十八年鏤々上申仕候通本県ノ所轄トシ其目標建設仕度候条至急仰御指揮度嚢キノ上申書及御指令写相添へ此段重テ上申候也

明治廿六年十一月二日

沖縄県知事 奈良原 繁㊞

内務大臣・伯爵　井上　馨殿
外務大臣　陸奥　宗光殿

○1894 年 12/27:〔内務大臣野村靖→外務大臣陸奥宗光〕
『久場島、魚釣島へ所轄標杭建設ノ義』

秘別第一三三号

　久場島魚釣嶋へ所轄標杭建設ノ義別帋甲号之通リ沖縄県知事ヨリ上申候処本件ニ関シテ別帋乙号ノ通リ明治十八年中貴省ト御協議ノ末指令及ヒタル次第モ有之候後廿日其当時ト今日トハ事情モ相異候ニ付別紙閣議提出ノ見込ニ有之候条一応及御協議侯也
追テ御回答ノ節別需御返戻有之候度候也
明治廿七年十二月廿七日
内務大臣子爵　野村　靖㊞
外務大臣子爵　陸奥　宗光殿

別紙
閣議提出案
別紙標杭建設ニ関スル件閣議提出ス
年　月　日
内務大臣
内閣総理大臣宛

(別紙)
沖綿県下八重山群島ノ北西ニ位スル久場島島(原ノママ)魚釣島ハ従来無人島ナレトモ近来ニ至リ該島へ向ケ漁業等ヲ試ムル者有之之カ取締ヲ要スルヲ以テ仝県ノ所轄トシ標杭建設致度旨同県知事ヨリ上申有之右ハ同県ノ所轄ト認ムルニ依リ上申ノ通リ標杭ヲ建設セシメントス
右閣議ヲ請フ

○1895 年 06/10:〔古賀辰四郎→内務大臣野村靖〕
『官有地拝借御願』

官有地拝借御願

沖縄県琉球国那覇西村二十三番地　平民　古賀辰四郎

私儀国内諸種ノ事業ノ日ニ月ニ隆盛ニ赴キ候、割合ニ大洋中ニ国ヲ為ス国柄ナルニモ係ラス水産業挙ラサルハ予テ愛ヒ居候次第ナレハ、自ラ帆楫ノ労ヲ取リ明治十二年以降十五年ニ至ルマテ、或ハ琉球ニ、或ハ朝鮮ニ航シ、専ラ海産物ノ探検ヲ致候。以来今日マテ居ヲ沖縄ニ定メ尚ホ其業ニ従事致居候、更ニ業務拡張ノ目的ヲ以テ沖縄本島ノ正東ニ在ル無人島ニシテ魚介ノ群常ニ絶ヘサル大東島ニ組合員ヲ送リ、一方ニ於テハ農事ヲ勤メテ日常食料ノ窮乏ヲ防キ、一方ニ於テ大ニ其地海産物ノ捕漁ヲ為サントシ、已ニ明治廿四年十一月廿日、時ノ沖縄県知事丸岡莞爾氏ニ同島開墾ノ許可ヲ得タル次第ニ御座候。是ヨリ以前明治十八年沖縄諸島ニ巡航シ、舟ヲ八重山島ノ北方九拾海里ノ久場島ニ寄セ上陸致候処、図ラスモ俗ニバカ鳥ト名ノル鳥ノ群集セルヲ発見致候。止マリテ該鳥ノ此島ニ棲息スル有様ヲ探究仕候処、秋来リテ春ニ去リ巣ヲ常ムヲ以テ見レハ全ク此期聞ハ其繁殖期ニシテ特ニ該島ヲ撰テ来ルモノナル事ハ毫モ疑無御座候。予テバカ鳥ノ羽毛ハ欧米人ノ大ニ珍重スル処ト承リ居候間試ニ数羽ヲ射殺シ、商品見本トシア其羽毛ヲ欧州諸国ニ輸送仕候処、頗ル好評ヲ得其注文マテ有之候。是ニ依テ考ヘ候ニ右羽毛ハ実ニ海外輸出品トシテ大ニ価値アルモノト信セラレ申候、尤モ輸出品トシテ海外ノ注文ニ応スルニ足ル数量ナルヤ否ヤヲモ探究仕候処捕獲ノ方法ニ因リテハ相当ノ斤量ニ於テ多年間輸出致候二差支無キ見込有之候。以上ノ次第柄ニ付、宜ニ其捕獲ニ従事致度考ニテ候処、甲乙ノ人々ニ聞知セラレ競フテ乱殺候様ノ事ニ立チ至ルベク自然多人数間ニ分チテ輸出ノ業ヲ営ミ候ハ、相互ノ利益ニアラス。所謂虻蜂共ニ獲ラレザル結果ニ成行キ可申恐有之候間バカ鳥羽毛輸出営業ノ目的ヲ以テ、久場島全島ヲ拝借候様出願ニ可及ノ処右久場島ハ未タ我邦ノ所属タル事判明無之由ニ承知仕候故、今日マテ折角ノ希望ヲ抑制敷居候。是レ見本送達ノ際、欧州ノ注文アリタルニ係ラス之ニ応スル能ハサリシ以所ニ御座候。然ルニ這度該島ハ劃然日本ノ所属ト確定致候趣多年ノ願望ニ投ジ申候。

一、久場島バカ鳥ノ数量多キハ即チ多キモ無限ノモノニ無御座候故捕獲ノ自由ヲ各人ニ与ヘラレ候得ハ必ス右捕獲ニ競争起リ甲乙ノ得ル処両々共ニ少量タル可ク到底之ヲ貿易品トシテ海外ニ輸出スル能ハサル様相成可申候是レ能ク外邦華主ノ注文ヲ満足スル所有ナキ故ニ御座候

二、一人ノ利ヲ収ムルヲ見多人数必ス相競フテ同島ニ航シ之ヲ捕獲スルニ至ル可キハ明ニ御座候已ニ其数量ニ限アレハ甲乙共ニ其捕獲スル処少カラサルヲ得サル次第ナレハ共ニ収支ノ相償フ能ハサル結果ヲ生スヘク候尤モ収支ノ償ハサルハ終局自ラ一二ノ人ニ捕獲ノ特権ヲ与ヘラレタル如キ有様ニ帰復ス可キモ有限ニシテ且ツ感能アル鳥獣ニ対シテ之ヲ侯ツ可カラス候

三、捕獲ノ競争場ニハ保護ノ念ハ聊カモ見ラレサルモノニ候故各々努メテ種々鋭利ナル狩猟具ヲ用ヰ或ハ鳥ノ胆ヲ驚カシ再ヒ該島ニ来ラサルニ至ル可ク又或ハ老稚牝牡ノ別ナク之ヲ捕獲候様ニ相成大ニ繁殖ノ妨害ヲ生スルニ至ル可ク候

1　四、バカ鳥ノ来ルハ其繁殖期ニ御座候此期ヲ以テ之ヲ捕獲競争場裡ニ投シ候得ハ宜ニ其種類ヲ、滅殺スルニ至ル可キハ明ニ御座候是レ此期節ハ総シテ鳥獣ヲ捕獲スルニ最モ容易ナルカ故ニ御座候

五、巣中ニ在リテ卵子ヲ孵化シツツアル若クハ稚雛ヲ哺育シツツアル母鳥ヲ殺スモ捕獲競争者ノ元ヨリ意ヲ置カサル処為メニ全然繁殖ノ途ヲ杜絶セシム可ク候

以上ハ自由捕獲ニ必ス相伴ツテ明ニ生シ来ル可キ恐ニ御座候得共該鳥捕獲ノ目的ニ於テ全島拝借仕候様ノ事ニ相成候得バ充分該鳥ノ保護モ立チ行キ人工ノ以テ助ク可キアラハ之ヲ加ヘテ更ニ繁殖ノ途ヲ開キ自ラ将来永ク海外ノ輸出品トシテ数ヘラルルニ至ルヘキ事ト被存候繁殖ノ途ヲ杜絶セシメサルノミナラス更ニ其増殖ノ方法ヲ設ケ候ニハ先ツ遺憾ナキ充分ナル保護ノ道ヲ相立候事最モ肝要ノ義ト存候従テ営業上ノ必要ト併セテ該島ニ移住定居候様ノ事ニ相成可申候右様致候ニハ是非共該島一円ヲ拝借不致候テハ到底其満足ナル成果モ期シ難キ次第ニ付官有財産管理規則第七条第二項ノ規定ニ依リ何卒久場全島拝借ノ義御許可相成度別紙同島略図相添此段奉願上候也

右

明治二十八年六月十日

古賀　辰四郎　㊞

内務大臣子爵　野村　靖殿

廿八西第三九二号

右願出候ニ付奥書仕候也

無人島ヲ硫黄島ト命名ノ件(抄)より『久米赤島、久場島及魚釣島版図編入経緯』

久米赤島、久場島及魚釣島版図編入経緯

沖縄県ト清国福州トノ間ニ散在スル久米赤島(久米島ヨリ未申ノ方大凡七十里ヲ距テアリ、清国福州ヲ去ル或ハ二百里ニ近カラン歟)、久場島(久米島ヨリ午未ノ方大凡百里ヲ距テ八重山島ノ内石垣島ニ近接セル大凡六十里余ニ位ス)、及魚釣鳥(方位久場島ト同一ニシテ只十里程遠シ)ノ三島ハ別ニ清国所属ノ証跡見エス且ツ沖縄所轄ノ宮古八重島等ニ接近セル無人島嶼ナルヲ以テ、国標取建ニ関シ沖縄県知事ヨリ上申アルタルヲ以テ右ノ詮議方太政大臣ヘ上申スルニ先ケ、明治十八年十月九日山縣内務卿ヨリ井上外務卿ヘ意見ヲ徴シ来レリ外務卿ハ熟考ノ結果本島島カ清国国境ニ近接セルコト蕞爾タル島嶼ナルコト、当時清国新聞紙等ニ於テ本邦政府カ台

湾近傍ノ清国所属島嶼ヲ占拠セシ等ノ風説ノ掲載セラレ清国政府ノ注意ヲ促シ居ルコト、等ノ理由ニ拠リ国標ノ建設島嶼ノ開拓ハ他トノ機会ニ譲ル方然ルヘキ旨、十月二十一日回答セリ。

依テ十二月五日内務財務両卿ヨリ目下建設ヲ要セサル儀ト可心得旨沖縄県知事ヘ指令アリタリ。

明治二十三年一月十三日、沖縄県知事ヨリ本件島嶼ハ従来無人島ナルヨリ別ニ所轄ヲ定メス其儘ニ存シ置キタル所、近時水産取締ノ必要ヨリ所轄ヲ定メラレ度キ旨、八重山島役所ヨリ伺出アリタルニ付旁管轄所定方内務大臣ヘ上申アリタリ。

明治二十六年十一月二日、更ニ沖縄県知事ヨリ当時ニ至リ本件島嶼ヘ向ケ漁業等ヲ試ムル者アルニ付、之カ取締ヲ要スルヲ以テ同県ノ所轄ト存シ標杭建設シタキ旨、内務外務両大臣ヘ上申アリタリ、依テニ十七年十二月二十七日内務大臣ヨリ本件閣議提出方ニ就キ外務大臣ヘ協議アリタルモ異議ナカリシヲ以テ閣議ヘ提出ノ上、

明治二十八年一月二十一日閣議ノ決定ヲ経テ内務外務両大臣ヨリ曩ニ上申中ノ標杭建設ノ件聞届ク旨沖縄県知事ヘ指命アリタリ

⑥古賀辰四郎氏褒章資料

1909 年 11/22『古賀辰四郎へ藍綬褒章下賜ノ件』(褒章資料)
日本帝国褒章ノ記

古賀辰四郎へ藍綬褒章下賜ノ件（明治四十ニ年十一月二十二日裁可）
沖縄県那覇区字画古賀辰四郎
安政三年一月十八日生
　資生温良夙ニ海事思想ニ富ミ、明治十二年福岡県ヨリ移住シ那覇ニ本店ヲ置キ、爾来殖産ノ業ニ従ヒ鋭意多年海産物ノ撈獲輸出ヲ為シ、又尖閣列島ヲ探険シテ許可ヲ得識者ニ謀リ永住的設備ヲ施シ以テ移民ヲ勧奨シ水禽ノ剥製鳥毛魚介ノ採収肥料ノ製造等多方経営ニ力ヲ尽シ、明治四十年ノ如キハ産物採収価額拾参万四千余円ニ達シ且将来ヲ追フテ発展セントス、一般水産業ノ進歩ニ資シ漁民ヲ裨補スル事尠カラス。洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其ノ善行ヲ表彰セラル
明枯四十二年十一月二十二日

賞勲局総裁〔従二位・勲四等〕伯爵　正規町　実正
此ノ証ヲ勘査シ第六百三十五号ヲ以テ褒章簿冊ニ登記
賞勲局書記菅〔従四位・勲三等〕 横田　香苗
賞勲局書記官〔従五位・勲四等〕 藤井　善言

古賀辰四郎へ藍綬褒章下賜ノ件写(抄)

古賀辰四郎へ藍綬褒章下賜ノ件
右謹テ奏ス
明拾四十二年十一月二十二日
内閣総理大臣侯爵　桂太郎　花押

賞勲局上申第三八六号
明治四十二年十一月十九日
内閣総理大臣　花押　賞勲局総裁花押　㊞

別紙農商務大臣申牒沖縄県那覇区字西、古賀辰四郎褒賞ノ件審査候処左ノ如シ

資性温良夙ニ海事思想ニ富ミ明治十二年福岡県ヨリ移住シ那覇ニ本店ヲ置キ爾来殖産ノ業二従ヒ鋭意多年海産物ノ撈獲輸出ヲ為シ又尖閣列島ヲ探険シテ許可ヲ得識者ニ謀リ永住的設備ヲ施シ以テ移民ヲ勧奨シ水禽ノ剥製鳥毛魚介ノ採収肥料ノ製造等多方経営ニ力ヲ尽シ明治四十年ノ如キハ産物採収価額拾参万四千余円ニ達シ且将来年ヲ追フテ発展セントス一般水産業ノ進歩ニ資シ漁民ヲ裨補スル事尠カラス洵二公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス

因テ褒章条例第一条ニ拠リ藍綬褒章下賜相戒可然ト認定候条此段上申ス

沖縄県那覇区字西九十六番地

平民 古賀辰四郎 安政三年一月十八日生

右褒賞ノ件沖縄県知事ノ内申ニ依リ審査候処

辰四郎ハ福岡県ノ産ニシテ資性温良海事思想ニ富ミ産業ノ経営着実ナリ沖縄県下ノ各群島ニハ必スヤ幾多有用海産物ノ蔵蓄アルヘキヲ想ヒ興業ノ意ヲ決シ明治十二年二月同県ニ至リ那覇ニ本店ヲ構ヘ殖産業ニ従事シ爾来三十余年間幾多ノ辛酸ヲ嘗メ艱苦ト闘ヒ鋭意海産物ノ捕獲輸出ヲ経営シ又沖縄本島ト清国福州トノ航路ノ中央ニ散在スル尖閣列島ヲ探険シ之カ開拓ノ認可ヲ得識者ニ謀リ永住的諸設備ヲ施シ移住民ヲ勧奨シテ水禽ノ剥製鳥毛ノ採収肥料ノ製造等多方面ノ事業ヲ経営シ奮励努力其発達ヲ図リ殊ニ海産物ノ捕獲及之カ利用方法ニ関シ漁民ニ与ヘタル利益ハ甚タ大ニシテ延テ一般水産業ノ進歩ヲ来シ同県ニ於ケル斯業ヲシテ能ク今日ノ隆盛ニ達セシメタルモノ本人ノ熱誠与テ大ニ力アリ同人ノ如キハ洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ功績顕著ナルモノト認候条褒章条例ニ依リ藍綬褒章御下賜相成度別紙沖縄県知事上申書類相添此段及申牒侯也

明治四十二年九月八日

農商務大臣男爵 大浦 兼武 ㊞

賞勲局総裁伯爵 正親町 実正殿

官親第一一七ノ一号

明治四十二年五月卅一日 沖縄県知事 日比 重明

農商務大臣男爵 大浦 兼武殿

褒章下賜ノ件ニ付具申

沖縄県那覇区字西九十六番地

平民商〔位勲ナシ〕 古賀 辰四郎

右ノ者性質温良品行方正ニシテ海事思想二富ミ産業ノ経営着実ナリ明治十二年以来本県ニ於テ殖産業ニ従事シ鋭意海産物ノ捕獲輸出ヲ経営シ其ノ他水禽ノ剥製鳥毛ノ採取肥料ノ製造

等多方面ニ精励シテ其ノ発達ヲ促カシ殊ニ海産物ノ捕獲ニ関シテハ漁民ニ多大ノ利益ヲ与ヘ延ヒテ一般水産業ノ進歩ヲ来タシ其ノ効労顕著ナル者ト相認メ候条褒章条例ニ依リ藍綬褒章御下賜相成様致度別紙本人ノ履歴書戸籍謄本事業経営書各弐通相添此段具申候也

明治三十二年以前ノ履歴　古賀辰四郎

一、明治拾弐年琉球藩ヲ廃シ沖縄県ヲ置カレタル時来県シ専ラ海産物ノ採収ニ従事シタリ
一、同年五月本店ヲ那覇ニ置キタリ
一、明治拾三年二月八重山石垣島ニ海産物其他視察ノ為出張シ明治拾五年二月同島ニ支店ヲ開設シタリ
一、明治拾七年尖閣列島ニ人ヲ派遣シ同島ノ実況ヲ探険セシメ爾来年々労働者ヲ派遣シ海産物採収ヲナサシメタリ
一、明治弐拾五年尖閣列島経営ノ余暇ヲ以テ沖縄開運会社所有船大有丸(五百四十噸)ヲ借リ入レ自ラ労働者ヲ随ヘ大東島ノ探険ヲナシタリ
一、明治弐拾七年尖閣列島ノ形勢ヲ観察スルニ同島ノ国家的福利ノ一ナルコトヲ信シ茲ニ殖民的経営ノ切要ヲ認メタレハ該島ノ開拓認可ヲ本県知事ニ請願シタルモ当時同島ノ所属ガ未定ナリトノ理由ヲ以テ却下セラレタリ
一、明治弐拾八年尖閣列島事業ニ関シ自ラ視察ノ必要ヲ感シ小艇ヲ艤装シ実地探険ヲナシタリ
一、同年更二尖閣列島開拓認可ヲ内務農商務両大臣ニ宛テ出願シ傍ラ上京シテ視察ノ実況ヲ親シク具陳シ認可ヲ懇願セシモ遂ニ許可ヲ与ヘラレザリシ
時偶々明治弐拾七八年戦役ハ終局シ皇国大捷ノ結果台湾島ハ帝国ノ版図ニ帰シ尖閣列島亦我カ所属タルコト弐拾九年勅令第拾参号ヲ以テ公布アリタルニ付重テ同島開拓認可ヲ本県知事ニ請願シ同年九月認可ヲ与ヘラレタリ
一、明治三十年遠洋漁業改良船ヲ大阪商船株式会社ヘ依属シ同年三月弐艘ヲ建造シ遠洋漁業ニ従事シタルニ良好ナル結果ヲ得タリ
一、明治三十一年事業ノ発展ニ伴ヒ益々交通機関ノ必要ヲ生シタルニ依リ大阪商船株式会社ニ協商シ同社所有汽船須摩丸(千六百余噸)ヲ借入レ尖閣列島ニ寄港セシメ爾来汽船ヲ以テ交通ノ便ヲ謀リタリ

鳥黐生産高及価額調
一、明治四十年度　生産高五千斤　此代価壱千参百円
一、明治四十一年度　生産高八千斤　此代価弐千八拾円.
以上

履歴書(抄)

沖縄県那覇区字西九十六番地居住平民商
古賀辰四郎
安政三年一月十八日生

賞罰

一、明治四十年十二月長崎市ニ於テ関西九州一府十九県聯合水木産共進会開催ニ際シ尖閣列島及ヒ県下ニ於ケル製造物品ヲ出品シタルニ対シ一等賞牌一個二等賞牌二個ヲ受領セリ
其ノ褒状別紙第八号写ノ通
〔別紙〕第八号
鱶鰭海参、一等賞金牌
審査長正五位勲四等　神山　閏次　㊞
右第二回関西九州府県聯合水産共進会審査長ノ薦告ヲ領シ茲ニ之ヲ授与ス
明治四十年十二月一日
農商務大臣従二位勲一等　松岡　康毅　㊞
鰹節、二等賞銀牌
審査長正五位勲四等　神山　閏次　㊞
右第二回関西九州府県聯合水産共進会審査長ノ薦告ヲ領シ茲ニ之ヲ授与ス
明治四十年十二月一日
農商務大臣従二位勲一等　松岡　康毅　㊞
真珠、二等賞銀牌
審査長正五位勲四等　神山　閏次　㊞
右第二回関西九州府県聯合水産共進会審査長ノ薦告ヲ領シ茲ニ之ヲ授与ス
明治四十年十二月一日
農商務大臣従二位勲一等　松岡　康毅　㊞
銀杯
　夙ニ心ヲ沖縄県郡島ノ殖産ニ致シ鋭意海産物ノ捕獲及ヒ輸出ヲ経営シ八重山群島ノ漁業ヲ開発シ又無人ノ尖閣列島ニ探検ヲ試ミ魚介ノ捕獲水禽ノ剥製等ニ力メ専ラ移住ノ先導ヲ為ス其ノ間刻苦経営多年洵ニ一日ノ如シ其功績称揚スヘシ仍テ茲ニ之ヲ賞ス
審査長正五位勲四等　神山　閏次　㊞
右第二回関西九州府県聯合水産共進会審査長薦告ヲ領シ茲ニ之ヲ授与ス
明治四十年十二月一日
農商務大臣従二位勲一等　松岡　康毅　㊞

事業経営

一、沖縄県下ニ於ケル起業

古賀辰四郎ハ別紙履歴書ニモ記載ノ通リ福岡県出生ノ者ニ有之。始メテ沖縄県下ニ来リ海産物ノ採集捕獲ノ業ニ従事シタルハ明治十二年二月ニシテ時恰モ琉球藩ヲ廃シ沖縄県ヲ置キタル年ニ属セリ。是ヨリ先本人ハ沖縄各群島ニハ必スヤ幾多有用ノ海産物ノ蔵蓄アルヘキヲ想ヒ興業ノ意ヲ決シテ本島ニ来航スルニ至レリ、其着スルヤ自ラ沿岸ヲ巡視シ漁夫ヲ傭ヒテ海中ヲ探ラシメタルニ、果シテ産物ノ豊富タルヲ認メ茲ニ初メテ本業ニ従事スルノ端緒ヲ開ケリ。当時本島ニ於ケル一般ノ民度尚未タ幼稚ニシテ就中経済思想発達セス、是等天産物ヲ利用スルノ念殆ンドナク僅ニ自給自足ヲ以テ満足セルノ状態ニ在リシガ故ニ海中ノ産物ヲ採収スルモノナキノミナラス、彼ノ工業用トシテ高価ノ販路ヲ有スル貝類則チ夜光貝、高瀬貝、広瀬貝等ノ如キ莫大ノ貝殻ハ、唯其肉ヲ食シタルノミニテ之ヲ放棄シ聊カモ愛惜スル所ナキノ有様ナリキ。本人ハ先ヅ是等ノ状態ヲ目撃シテ慨歎シ、本島ノ海産物ヲ採収シ之ヲ利用シテ国家ノ福利ヲ増シ、県民ノ経済ヲ進メサルヘカラストナシ、爾来三拾年間ノ星霜ヲ此ノ目的ノ為ニ消費シ、其間幾多ノ辛酸ヲ嘗メ艱苦ト闘ヒ経営ノ多クヲ尽シ、以テ本県人民ニ海産業ノ有利ナルヲ知ラシメ兼ネテ県下ノ無人島タル尖閣列島ノ経営及ビ沖ノ神島ニ於ケル事業ノ基礎ヲ作ルコトヲ得タリ。

本県下当時ノ状態ガ斯ノ如キ有様ナリシカ故ニ、本人ハ此ノ目的ト希望トヲ達スル手段トシテハ先ツ県内枢要ノ地ニ店舗ヲ設クル必要アルヲ以テ、来県ノ年則チ明治十二年五月那覇ニ本店ヲ構ヘテ附近ノ人民ヲ誘導シ、是等無数ノ貝殻類ヲ購入スルコトニ着手セリ。之レ本人ガ薄資ヲ以テ孤身奮闘能ク今日ノ成功ヲ贏チ得タル事業経営ノ第一歩ナリトス。

試ニ当時購入貝類ノ代価ヲ記サンニ、夜光貝ノ如キハ大ナルモノ一個二銭若クハ三銭又高瀬貝、広瀬貝ノ如キハ百斤三四拾銭ニテ容易ニ購入シ得タル次第ニテ人民ノ海産物ニ対スル思想ノ幼稚ナリシヲ知リ得ヘシ。本人ハ是等ノ貝類カ先ツ外国商館向ノ適当品ナルヲ見込ミ、之ヲ神戸港ノ外商ニ齎ラシ協商スル所アリ。此等ノ貝類年々三四拾万斤ヲ売込ミ其売上代金ヲ以テ海産物ノ開拓事業ヲ進捗セシムルノ資ニ供シタリ。

其ノ後、是等ノ貝類ハ次第ニ好況ヲ以テ外商間ニ迎ヘラレ、大ニ販路ヲ拡張シ得ルノ見込確定シタルヲ以テ、明治十五年二月県下ノ最遠隔雇島ノ一タル八重山石垣島ニ支店ヲ設置シ、島民ノ漁業ヲ勧奨シ傍ラ本業タル貝類其他海産物ノ輸出ニ努力シ大ニ啓発スル所アリシニ、県民中漸ク斯業ノ有利ナルヲ覚ルモノアリテ、直接外商ニ販売ヲ契約スルモノモ顕ハルヽニ至レリ。而シテ神戸ニ於ケル外商ノ貝類買込ミノ趨勢ハ自然競争ノ姿トナリ、且ツ原価モ次第ニ騰貴シテ、本人ガ最初外商ヘノ売込価格ハ百斤壱円内外ナリシガ原価ノ騰貴ト共ニ外商ノ買込価格モ昂騰シテ高瀬貝ノ如キハ百斤二円三円トナリ、五六円ト次第ニ高ク遂ニ百斤二拾五六円ノ突飛ナル高値ヲ呼ブニ至レリ。去レハ県ノ内外ニ於テ斯業ニ注目スルモノ漸ク多ク坂神方面ニ於テハ本県産ノ貝類ヲ以テ紐釦ノ製造業ヲ起スモノサヘアルニ至レリ。斯クテ本県ノ貝殻類二対スル需用ハ一般貝類工業ノ発達流行スルト共ニ、益増進シテ其後印度南洋方面ヨリノ原料貝殻ノ輸入ヲ見ルニ至ルマデハ頗ル高値ヲ保ツコトヲ得タリ。此外本人ハ鰨、鼈甲、鱶鰭、海参等ノ水産物ノ製造ヲ奨励シタルニ、清国向需要品トシテ支那商人ノ歓迎スル処トナリ、其後年々盛況ヲ呈シ

当今ニ於テハ本県重要物産ノ一ニ数ヘラルヽニ至レリ

以上ハ本人ガ事業経営ノ当初ニ於テ先ツ海産物輸出ヲ試ミ県下ノ産業上ニ貢献シタル点ナリトス。

二、八重山支店ノ開設 附 同島産業ノ状態

本人ハ明治十五年二月事業ノ発展上八重山島ニ支店ヲ開設シタルコト前掲ノ如シ。元来此ノ島ハ県下最遠隔ノ一離嶋ニシテ土地肥沃風土適善ナルガ為、動モスレハ人民安逸ニ傾キ易ク、従テ企業ニ心少ク魚介ヲ漁獲シテ一般ノ利益ヲ進メントスルノ念慮乏キハ前記沖縄本島ニ於ケルト異ナル所ナリ。随テ該島附近ノ海産物ハ旧藩時代ノ遺習ニ従ヒ、鼈甲ノ採集位ノモノガ極メテ旧式ヲ以テ行ハレタルノ外何等ノ見ルヘキモノアラサリキ。其他欝然トシテ繁茂セル山林樹木ノ利用上ニ遺憾ノ廉多カリシカ故ニ、支店開設以来勉メテ魚介ノ採集上出来得ル丈ケ進歩セル方法ニ拠ラシムルコトヲ勧誘スルト共ニ、野生ノ樹木中ヨリ鳥黐ヲ製造スル方法ヲ教ヘテ自然物ニ加工スルコトノ如何ニ利益アルカヲ知ラシメタリ。然ルニ其ノ効果空シカラス。海産物ニ於テハ外国輸出品トシテ本人カ経営ニ属スルモノ次第ニ隆昌ニ趨キタルノミナラス、同島ニ於ケル鳥黐ハ県外輸出品トシテ益々発展ノ域ニ進ミツヽアリ

三、無人島探検ノ志望 附 永住的経営ノ着手

本人ガ無人島探検ノ志望ハ国家的福利ヲ進メント欲スル一念ニヨリテ、益々熱心ノ度ヲ高ムルニ至レリ。殊ニ本県下ニ来リテ地理形勢ヲ観察シ、且当時ニ於ケル清国トノ国際関係上ヨリ考フルモ、従来帝国臣民ノ着手セサリシ附近ノ属島ニ対シテ、殖民的経営ヲ始ムルハ最モ切要ノ業ナリト信シタルヲ以テ、爾来コレガ探検ノ志望ヲ抱キ只管機会ノ到来ヲ竢テリ。

本人ハ先ヅ無人鳥探検及ヒ其ノ経営ガ尋常ナル準備ノ下ニ行ハルヘキニアラサルヲ知リ、其初志ヲ確実ニ貫徹センガ為ニハ永住的経営ヲ為スノ必要ヲ認メ、明治廿八年四月本籍ヲ此ノ地ニ移シ、専心斯業ニ従事スルコトヽセリ。然ルニ是等事業ノ発達ヲ助クルニ最モ必要ナル交通機関ハ頗ル不便ヲ極メ、僅ニ定期郵便船トシテ一ニ小汽船ノ大阪那覇八重山間ヲ往復スルアルノミ。而カモ其ノ一航海ハ常ニ月余ヲ要シ、加フルニ発着時間ノ不規則不正確ナリシガ為ニ、運輸品ノ遅着停滞ハ普通ノ事ニシテ商機ヲ錯リ失敗ノ悲運ニ遭遇セシコト啻ニ一再ニ止マラサリキ。

四、尖閣列島ノ探検

尖閣列島ハ東経百二十三度北緯二十五度ノ洋中ニ在ル蕞爾タル無人ノ小列島ニシテ、恰モ沖縄本島ト清国福州トノ航路ノ中央ニ位シ其列島ハ釣魚島、黄尾島、南小島、北小島ノ四個ノ小島ヨリナレリ。

本人ハ其ノ位置ニ鑑ミ同島ニ植民的経営ノ必要ナルヲ認メ、明治十七年始メテ人ヲ派遣シ該島ノ実況ヲ探検セシメタリ。而シテ其探検者ノ報告ニヨリ、同島ガ事業ノ経営ニ適セルコト及ビ其ノ島嶼ノ形勢大要ヲ知ルコトヲ得タルヲ以テ、多年ノ宿望ヲ達スルノ機会到来セリトナシ、更ニ人ヲ派シ試ミニ同島ニ於ケル鳥毛及ビ海産物ノ採捕ヲ為サシメタリ。斯クテ同島ニ於ケル是等ノ産物

ハ外国輸出品トシテ適当ナルノミナラス、内地ニ於テモ相当ノ売行アル物品ノミナリシヲ以テ、爾来拾有余年ノ間、年々労働者ヲ派遣シ其ノ採捕ニ怠ル所アラサリシガ、明治二十八年ニ至リテ該島ノ事業大ニ起スヘキ機会ノ到来セシヲ以テ自ラ小艇ヲ艤装シ、実地探検ニ赴ケリ。此行風濤険悪ニシテ航行甚ダ危険ナリシモ、辛フシテ列島中ノ一嶼ニ上陸スルコトヲ得タリ。則チ同島ヲ視察スルニ樹木ハ繁茂シテ原野耕スヘク無数ノ水禽ハ群棲シテ手モテ捕フヘク、沿岸亦海産物ニ富ミ、前途甚タ有望ナルヲ覚知シタリ

右視察シタル列島ニハ大ナルモノ二アリ。其面積一ハ約四方里ニ達シ、他ハ約一方里アリ。大ナルモノヲ釣魚島一名和平山ト云ヒ、小ナルヲ久場島一名黄尾島ト云フ。最初探検当時上陸シタルハ乃チ列嶋中ノ久場島ナリトス

五、尖閣列島開拓ノ認可

附:探検後ヨリ認可ニ至ル迄ノ事業上ノ経歴

本人ガ尖閣列島開拓ノ認可ヲ得タルハ明治二十九年九月ナリキ。是ヨリ先本人ガ同列島ニ対スル事業ノ端緒ハ、明治十七年ニ開カレタルコト前段記スル所ノ如シ。斯クテ其ノ後年々出稼労働者ヲ派遣シ同島産物ノ採集ニ従事セシムルニ怠ラサリシコト、又前段ニ略記セシノ如クナルガ右労働者ヲ募集スルニ就テハ甚タ困難ナル経験ヲ嘗メタリ。蓋シ同島ガ絶海無人ノ島嶼タル故ヲ以テ、危険ヲ恐レ出稼ヲ希望スルモノナキハ勿論、勧誘ニ応スル者皆無ナリシコト之ナリ、尤モ当時県下一般ノ民情ガ比較的海国的進取ノ気象ニ乏シカリシハ、其重ナル源因ナリシナルヘシ。故ニ本人ハ此ノ労働者ヲ得ンガ為ニハ実ニ勧誘百端ノ労ヲ尽シタリ。而カモ其ノ僅ニ募リ得タル所ノ者ハ老人ニアラサレハ、郷土ニ於テ労働ノ途ヲ得サル種類ノモノヽミナルガ故ニ、到底完全ナル労働者ト云フコト能ハサルナリ。然ルニ彼等ハ驚クヘキ多額ノ賃銀ヲ要求セリ。当時本県ノ物価極メテ安値ナルニ、食糧煙草其他凡テノ日用品ヲ給与シタル上、尚ホ一ケ月金拾五円乃至弐拾円ヲ得ント希望セリ。本人ハ只管ニ是等ノ小障碍ニ依リ、事業ヲ中廃センコトヲ遺憾トシ賃銀ハ彼等ガ要求スル儘ニ支払ヒ、一航海ヲ限リテ雇用スヘキ契約ヲ結ビ滞島期間ニ要スル一切ノ糧食及ヒ其他ノ給養品ヲ整ヘ、始メテ発航セシメ得タルナリキ。コハ全島第一次探検ノ際ニ於ケル事実ナルカ、其後トテモ年々同島ニ於ケル産物採集時期ニ際シテ労働者ヲ派遣スルニ方リテハ、毎回右ト同様ナル苦心ヲ重ネタリシガ、是等労働者ノ帰還スルモノ漸ク其業ニ習熟シ、其ノ土地二慣ルヽニツレ、同列島ニ於ケル彼等ノ労働ガ意外ニ容易ニシテ、収入多キモノタルコトヲ知リ、且ツ之ヲ彼等ノ朋友知己ノ間ニ吹聴セシニヨリテ、漸次同列島出稼労働ヲ志望スルモノアルニ及ヘリ。斯クテ明治十七年ヨリ殆ト拾有余年間右ノ如キ苦心ヲ以テ、出稼人ヲ募集シ漸ク志望者ノ増加スルニ随ヒ、労働者ノ選択ヲ行ヒ得ル二至リシハ事業ノ経営上誠ニ便宜ノ一事タリシナリ。而シテ又本県民ニ移民ノ先導鼓吹ヲナシ遂ニ移民繁栄ノ基礎ヲ成シ得タリ。又以上ノ如クニシテ当時最大困難ノ一タル出稼労働者募集ノコトモ、漸ク其ノ緒ニ就キタルノミナラス、其後同島ノ産物愈々有望ナルヲ確ムルニ至リテ、明治二十七年同島開拓ノ認可ヲ本県ニ出願シタリ。然ルニ当時同島ノ所属ガ帝国ノモノナルヤ不確定ナリトノ理由ヲ以テ却下セシニツキ、更ニ本人ハ内務農商務両大臣ニ宛テ願書ヲ提出セリ。而シテ傍ラ上京シテ視察ノ実況ヲ親シク具陳シ、開拓ノ認可

ヲ懇願セシモ、尚ホ許可ヲ与ヘラルヽニ至ラサリシガ、時偶々明治二十七、八年戦役ハ終局ヲ告ゲ皇国大捷ノ結果トシテ台湾島ハ帝国ノ版図ニ帰シ、尖閣列島亦我ガ所属タルコト明治二十九年勅令第十三号ヲ以テ公布アリタルニヨリ、直チニ重ネテ同島開拓ノ認可ヲ本県ニ出願シ、同年九月之ガ認可ヲ与ヘ、茲ニ漸ク本人ガ同島ニ対スル多年ノ宿志ヲ遂クルコトヲ得タリ。

六、開拓認可後ノ経営方針

附　改良遠洋漁業船ノ建造、県民一部ノ感触、同島ニ於ケル交通ノ不便及ヒ荷役ノ困難

明治十七年以降本人ガ同島ニ対スル経営方針ハ、単ニ年々或時季ニ際シテ店員及ヒ出稼労働者ヲ派遣シ鳥毛魚介ノ採集ヲ為スノミナリシカ、開拓認可後ハ永遠ノ基礎ヲ定メシガ為ニ同島ニ永住者ヲ送リ、断然植民的経営ノ籌畫ヲナスニ決セリ。然レドモ当時本県下一般ニ用ヰラレタル船舶ハ脆弱ナル琉球形船ニアラサレハ刳舟ノミニシテ、到底遠洋漁業ノ用ニ堪ヘサルノミナラス、無人島経営ノ交通機関トシテハ甚タ危険ナルヲ以テ、此ノ事ヲ決行スルニ先タチ、豫メ大阪商船株式会ニ依嘱シテ二艘ノ改良遠洋漁業船ヲ建造スルコトニ定メタリ。斯クテ右ノ船舶ハ明治三十年二至リテ落成セルヲ以テ、先ツ之ヲ八重山島ニ送リ、同年三月始メテ同島ヨリ出稼移民三拾五名ト糧食其他一切ノ日常用品ヲ積載シ、尖閣列島ヘ向ケ出帆セシメタルモ移民ハ内地形船舶操櫓ノ法ヲ解セサリキ。是レ琉球形船舶ハ風帆ニ依頼シテ櫓ヲ用ヰス。刳舟ハ主トシテ手擢ヲ用フルノミニシテ、他術ヲ要セサルニヨリ、一般ノ人民全ク此ノ術ヲ知ラサルニ依ルナルヘシ。故ニ此新造船ヲ派遣スルニ臨ミ、本人ハ自ラ師トナリテ斯術ヲ練習セシメタリ

斯クテ此ノ絶海ノ孤島ニ移民ヲ行フニ方リテ伴ヒ来ル所ノ苦心ノ最大ナルモノハ、如何ニシテ移民ヲ安全ニ生存セシメ得ヘキカニアリタリ。蓋シ糧食ノ補給ハ云フ迄モナク雨露ヲ凌グノ方法及ビ一般ノ衛生上疾病災難ニ対スル救護ノ方法ヲモ講セサルヘカラサルヲ以テナリ。然ルニ本人ガ此事ニ対シテ多大ノ苦心ヲ払ヒ居ル時、県民ノ一部ニハ本人ガ今回ノ計劃ヲ以テ軽躁無謀ノ業ナリト、非難詆笑シ或ハ悪言ヲ流布スルモノサヘ現ハルヽニ至リタルモ、本人ハ之カ為メ却チ反抗ノ念ヲ高メ意志愈々鞏固トナリタリ。サレド又彼ハ沈思熟考シ、万一災禍ニ罹リ三十有余ノ移民ヲシテ彼ガ犠牲者タラシムルカ如キコトアランカヲ危擢スルノ念ニ堪エサリシ、然ルニ幸ニシテ最初ニ移民ヲ送遣シタル此ノ二艘ノ改良漁業船ハ、天候平穏何等ノ故障モナク往復二十余日ヲ費シテ同島ヨリ採集ノ貨物ヲ積載シテ無事帰還セリ。更ニ同年四月、糧食其ノ他ヲ積込ミテ派遣シタリシニ、翌明治三十一年五月結果頗ル良好ナルノ報知ヲ齎セシヲ以テ、本人ハ大阪商船株式会社ト協商スル所アリ。同会社ノ所有汽船須摩丸(千六百余噸)ヲ借入レ、自ラ移民五十名ヲ引率シ糧食日用器具各種ノ材料等ヲ準備シテ首途ニ就ケリ。

本人ガ此ノ渡航ハ同島ニ移民計劃ノ基礎ヲ確立セントノ希望ナリシカ故ニ、暫時島内ニ滞留スルコトヽセリ。而シテ先ツ是等移民ニ家屋ヲ与ンガ為メ建築ニ着手シ、井ヲ掘鑿シ原野ヲ拓キ、甘藷野菜ノ類ヲ栽培スル等以テ専ラ航海杜絶不時ノ災厄ニ備フル設備ヲ整ヘテ、一先ツ本店ニ帰還セリ。此設備タルヤ幾百ノ移民等ヲシテ稍ヤ安全ニ土着的生活ヲナサシメ且ツ、開墾其他本島事業ノ基礎ヲ鞏固ニスルノ一因トナレリ。

本人ノ事業進行上最モ困難ヲ感セシハ、同島ニ於ケル荷役ガ如何ニ不便ニシテ亦航海カ如

何ニ不自由ナリシカノ点ナリトス。抑モ右尖閣列島ノ地形タルヤ海洋孤懸ノ島嶼ニシテ、断崖四壁ヲ繞ラシ天候少シク不穏ナレハ、膨湃タル怒濤、其ノ壁ヲ打チ絶エテ港ラシキモノ無キノミナラス、洋中遠ク岩礁相連ナリ瀬浪ハ高ク之ヲ洗ヒ、且ツ黒潮常ニ急駿ノ速度ヲ以テ流ルゝガ故ニ舟ヲ寄スルニハ甚タ困難ヲ極ム。曩ニ同列嶋航海用トシテ本人ノ特ニ建造シタル改良遠洋漁業船ヲ以テスルモ、容易ニ陸岸ニ近ツクゴト能ハス況ンヤ千六百余噸ノ汽船須磨丸ノ如キハ到底陸岸ニ近ツキ得ヘカラス。遠ク海洋ノ間ニ投錨シ物貨ノ陸揚積込ヲナサゝルヲ得サルガ故ニ、尠カラサル不便ト非常ナル危険トヲ感シタリ。斯クテ陸岸ヨリハ用意ノ刳舟数艘ヲ漕キ寄セ来リテ、本船ト荷物ノ受授ヲナセシモ、前述ノ如キ有様ナルガ故ニ、本船ハ左右上下ニ動揺シ刳舟ハ掀飜セラレテ其仕事ヲ為スコト能ハス為ニ覆没ノ難ニ遭フ事、亦一再ナラサリシヲ以テ荷役ノ際ハ常ニ島内上下ヲ挙ツテ赤裸トナリ事ニ従フノ有様ナリキ。

右ノ状態ナルガ故ニ、一物一貨トシテ危険ヲ冒スコトナクシテ本船ト荷役ヲ行ハレタルハナク、況ンヤ其ノ後幾度ノ渡航ヲ試ムルニ方リテ、一両回ハ借入船ヲ以テシタルモ其ノ他ハ悉ク皆他人ノ所有汽船ニ倚頼シ、本船ノ航路ヲ列島ニ迂行セシムルモノナルガ故ニ、船長ハ無経験ノ為メ、遙ニ島影ヲ望シテ危険ヲ恐レ成ルヘク遠ク陸岸ヲ離レテ投錨セントスルモノアリ。或ハ避難港ナキ洋中ニ在リテ天候ノ激変ヲ危ミ数時間ノ停船ヲ急クモノアリ。旅客ニシテ右ノ回航船内ニ便乗セルモノハ、多少ノ不平ヲ訴ヘテ已マサル等、尚ホ諸事ノ困難枚挙ニ遑アラス。其ノ困難心痛ハ実ニ察スルニ余アリ。

七、尖閣列島ニ対スル技術上ノ設計

尖閣列島ニ対スル移民計劃ガ結果良好ナルヲ見ルニツケ、本人ハ其ノ第二次ノ計劃トシテ、前記ノ如キ物貨ノ運搬貨物ノ揚卸シ等ニ際スル海陸ノ不便ト危険トヲ排除スルノ必要ヲ感シタリシ。本人ハ其他尚ホ同列島ニハ技術上ノ設計ヲ加ヘテ事業ノ将来ヲ開展セシムヘキ必要アルヲ以テ、其ノ事ヲ諮ランカ為、明治三十三年上京シテ東京帝国大学教授理学博士箕作佳吉ニ事情ヲ陳シテ其ノ考案ヲ煩ハシタリ。然ルニ同博士ハ本人ガ此ノ企図ニ多大ノ同情ト熱心トヲ払ヒ、理学士宮島幹之助ヲ推挙セラレタリシガ故ニ本人ハ則チ同人ニ同島ニ対スル技術上ノ設計ヲ一任スルコトゝナシ、相携ヘテ帰県セリ。此ノ外同島経営ニ就テハ尚ホ他ニ必要アルヲ以テ、当時本県師範学校教諭農業担当黒岩恒ニ商量シ其ノ出張ヲ乞ヒタリ。斯クテ同年五月共ニ借入汽船永康丸(大阪商船株式会社所有四百六十噸)ニ同乗シ、先ツ久場島ニ上陸シ実地ニ就テ親シク両人ノ指導ヲ受ケ、大略左ノ如キ設計ヲ定メタリ。

一、鳥類魚介ノ濫獲ヲ戒メ繁殖法ヲ講シ種族断絶ノ憂ナカラシムルコト
二、家屋ヲ建テ移住者ノ安息ヲ図ルコト
三、久場島ニハ河泉ノ依ルヘキモノ無キガ故ニ天水貯槽ヲ設クルコト
四、船着ノ安全ト海陸運搬ノ利便ヲ図ル為メ碇繋所ヲ築クコト
五、道路ヲ開繋シ兼ネテ汚穢物排除ノ方法其ノ他衛生的設備ヲ講スルコト

右ノ設計ヲ遂行センカ為ニハ、水槽築設用トシテ煉瓦セメント等其他ノ材料ハ遠ク之ヲ内地ヨリ仰ギ、小港湾ヲ築クニハ附近海陸ノ岩礁ヲ破砕スル為工業用爆裂薬ヲ用ヰル等一切ノ準備ヲ整フルコトゝセリ。而シテ是等ノ材料ヲ内地ヨリ輸入シ来タルニ就テキ煉瓦、セメントノ陸揚ハ甚タ困難ヲ感シタリ。殊ニセメントノ大樽ヲ荷上ゲスル為メ、本船ノ動揺ト艀船ノ掀飜ト両々相待シテノ困難ハ実ニ想像ノ外ニアリタリ。然ルニ是等艱難ヲ凌キ輸入シ来リタル材料ヲ以ヲ工事テ行フニ方リテヤ、幾多ノ障碍ニ出会シ、設計ヲ変更シ位置ヲ転移スル等屢々ナリシカ故ニ、其都度右ト等シキ艱難ヲ繰返シ、材料ヲ輸入シ設計ヲ新ニセサルヘカラサリシ、是等モト本人ガ設計ノ粗漏ニ職由スト難モ、又以テ絶海無人ノ島嶼ニ於テ、薄資ヲ以テ事ニ従フノ如何ニ困難ナリシカヲ察知スルニ足ル、又碇繋所ヲ築クニ方リテ陸上ノ岩壁ハ之ヲ砕クニ時ヲ選ハサレトモ、海中ノ岩礁ハ干潮時ヲ待ツノ要アル等、其ノ他幾多ノ障碍ノ因ヲナシテ工事意ノ如ク進捗セス遅々トシテ今尚ホ竣工ニ至ラス。

而シテ是等工事ノ次第ニ進捗ヲ見ルト同時ニ、明治三十四年五月借入汽船仁寿丸(四百六十噸)ヲ送遣スルニ当リ、本人ハ本県技師熊倉工学士ノ出張ヲ乞ヒ共ニ同列島ニ航行シ、同年八月マテ滞在シ諸般ノ改善ヲ計劃シ更ニ左ノ新設計ヲ案セリ。

一、海鳥ノ卵及ビ雛児ノ風浪ニ略奪セラルゝヲ擁護シ且家屋漁船ノ安全ヲ図ル為ニ海岸ノ要所ニ防波堤ヲ築クコト

此ノ工事モ亦種々故障ノ為メ、幾多ノ費用ト労力トヲ浪費シテ幾度カ設計ヲ変更シタル後、漸クニシテ之カ工ヲ竣ヘタリ。

八、尖閣列島ニ於ケル産業経営ノ梗概

尖閣列島ニ対スル産業経営ノ大要左ノ如シ

一、鳥毛ノ採集、水禽ノ剥製
二、鱶鰭、海参、貝殻、鼈甲ノ漁獲採集
三、鰹漁、鰹節ノ製造
四、植林(樟苗及ヒ松杉柑橘類ノ栽培)
五、開墾及ヒ穀菜ノ栽培
六、汽船ノ購入
七、珊瑚採集
八、鳥糞ノ製造
九、牧畜
十、養蚕
十一、罐詰製造
十二、燐礦鳥糞ノ採掘

右ノ内鳥毛及ヒ鱶鰭、海参、貝殻、鼈甲ノ採収ハ、明治十七年列島探検後ヨリ着手シ来レルモノナリ。鰹ノ漁撈モ夙二行ヒ来レル所ナルモ明治三十八年始メテ鰹船ノ新造ヲナスマデハ、割舟

ノ延縄ニテ小規模ノ漁撈ヲナセシニ過キサリキ。然ルニ同列島ニ於ケル鰹漁ノ有望ナルコト、第一ハ食餌ノ潤沢ナルト鰹ノ魚群ガ極メテ近岸ニマテ来集スルニヨリ、必スシモ遠洋ニ出漁スルノ要ナキ等、熟レモ天与ノ好適地ナルニ由リ、従来ノ規模ヲ拡張スル為、前記ノ如ク明治三十八年初メテ内地ニ於テ鰹船三艘ヲ建造シ、之ヲ同列島ニ送遣セリ、加之斯業ニ熟練ナル漁夫及ヒ鰹節製造人数十名ヲ宮崎県下ヨリ雇入レ、其業ニ従ハシメタリ。而シテ其成績ハ頗ル見ルヘキモノアリシガ、不幸ニシテ半途激烈ナル暴風ノ襲撃ニ遭ヒ、漁船ハ三艘共ニ破砕セラレテ多大ノ損害ヲ被リタリ。サレド人命ニハ別条ナカリシハ不幸中ノ幸ナリキ。

同列島ニ於ケル鰹漁ノ有望ナルハ既記ノ状態ナルカ故ニ、越エテ翌明治三十九年更ニ鰹船五艘ヲ新造シ、爾来一層ノ好成績ヲ収メツヽアリ。又本人ハ水禽ノ剥製ハ欧米諸国ノ婦人帽子装飾用トシテ充分ノ需用アル事ヲ兼テ知リタルモ、製鳥ノ職人ヲ得ル事容易ナラス。屡々東京横浜其他各地ニテ之ヲ求メタルモ得ル能ハス。斯業者ニ問合スモ、猜忌ノ念ヲ以テ之ヲ迎ヘ、秘シテ教ヘズ為ニ心ナラスモ放棄シツヽ数年ヲ経過セシカ、明治三十六年上京、種々苦心ノ末漸ク十数名ノ職人ヲ得テ帰レリ。而シテ翌三十七年「アイサシ」「カツヲドリ」其他雑禽ヲ剥製又ハ毛羽トシテ、初メテ横浜神戸ノ外商ニ売込ミタルニ望外ノ好評ヲ博シタリ。爾来年々輸出増加ノ一方ニシテ、去ル明治三十九年度ニ於テハ弐拾余万羽ヲ輸出シ、四十年度ニ於テハ約其二倍以上ノ取引ヲ行ヘリ。

列島ニ樟苗ヲ栽植シタルハ明治三十九年ノ事ニ属ス。而シテ同島ノ風土ガ樟樹栽培ノ好適地タルヲ信シタルヲ以テ、同年十一月台湾総督府附属試験場ヨリ樟苗三万本ヲ購入シ釣魚島、久場島ノ二嶋ヘ植付ケシニ、発育大ニ良好ナルヲ以テ、爾後年々植付ヲ行フ事ヲ決セリ。

同列島ニ於ケル移民ノ数多キヲ加フルト共ニ、開墾ノ事業ハ益々忽諸ニ附スヘカラサルヲ以テ、此ノ点ニハ少カラス資力ヲ傾注シタル結果、現今開墾ノ地積六拾余町歩ニ達スルニ至レリ。而シテ栽植物ノ種類ハ重ニ雑穀甘藷野菜類等ニテ、日々移民ノ給養ヲ充シツヽアリ。斯クテ其後移民ノ総数ハ二百四十八名ノ多数ニ達シ、戸数亦九十九戸ニ及ヘリ。右開墾ノ地積ヲ戸口ニ割当ツレハ、一戸ニ付六反歩余一人ニ付二反四畝歩ノ平均ニ相当セリ。斯クテ疇昔荒寞タリシ無人ノ列島、今ヤ聖沢ニ潤ヒ次第ニ殷賑ニ赴ケリ。

同列島ニ於ケル事業斯ク其緒二就クト共ニ、本島トノ交通モ従テ繁劇ヲ加フルヲ以テ、他ノ借入船及回航船ナドニ依頼スルハ不便不利尠カラサルヲ以テ、同島トノ運輸ヲ円滑ナラシムル為メ汽船ノ購入ヲ企図シ、明治三十九年十一月台湾総督府所有船三浦丸(百四十五噸)ヲ購入シ、之ヲ辰島丸ト改称シ該列島トノ交通ニ供スル事トセリ。

珊瑚採収、鳥糞ノ製造及ヒ牧畜業ハ、明治四十年度ヨリ試ニ着手セシヲ以テ未タ其成績ノ如何ヲ言明スルニ由ナシ。又該列島ニハ野生ノ桑樹甚タ多キヲ以テ今明両年中ニハ養蚕ヲ試ムル計劃ナリ。

同列島附近ノ海洋ハ四時魚族群棲シ、恰モ其巣窟ナルカノ観アリ。本人ハ是等魚肉ノ罐詰製造ヲ豫テ発意シ居タルガ、明治四十一年四月本県島尻水産学校卒業生一名ヲ傭聘シ、且同校教諭岩井ノ渡島ヲ乞ヒ指導ヲ依頼セリ。其結果非常ニ良好ナリトノ報告アリ。又アジサシ其他海鳥ノ肉ハ油ヲ搾リ残滓ヲ肥料トナシタリシガ、岩井ノ案ニ依リ罐詰ニ製造スルノ有利ナルヲ認メタ

レハ、併セテ罐詰製造ヲ始ムル計画ナリ。

又本人ハ豫テ該列島ノ土壌ガ燐酸ヲ含有シ居ルガ如ク感シタルヲ以テ、明治四十年三月福岡鉱山監督署ニ採掘出願書ヲ提出セシガ、同年八月十九日付ヲ以テ許可セラレタリ。依リテ翌四十一年二月上京、農学博士恒藤規隆ニ商談シ鉱石ノ検査ヲ乞ヒタリ。其結果実地踏査ノ為五月来県、遍ネク列島ヲ探検セラレタリ。同博士ガ踏査中、南小島ニ於ケル藷畑ノ中ニ於テ其土壌中ニ多量ノ燐酸(二五パーセント以上)ヲ含有セルコトヲ発見セリ。同博士ノ説ニ依レハ、右燐酸ハ全ク鳥糞ヨリ来リシモノニテ降雨ノ頻繁ナル為鳥糞中ノ窒素並ニ燐酸ノ多分ハ雨水ノ為メニ流失セルモ、雨露ニ曝サレタル洞穴岩蔭等ニ堆積セシモノハ其儘ニ能ク保存セラレ、以テ肥沃ナル土壌ヲ成シタルナリト。而シテ此種ノ土砂南小島ノミヲ採集スルモ、数千噸ヲ得ルコト易ク、又北小島水禽群棲ノ個所ヲ採集センカ一層多量ノ肥料ヲ得ラルヘシ加之同博士ハ更ニ黄尾島ニ於テ鳥糞ノ堆積層ヲ発見シタリ。蓋シ黄尾島ハ火山質ノ岩石井ニ玄武岩ノ崩壊シタルモノヨリ成リ、土壌非常ニ吸収性ニ富メリ。而シテ同嶋ハ信天翁ノ去来スルコト非常ニ多ク、且カゴドリハ地中ニ穴ヲ穿チテ其巣ヲ営ミ夜ハ必ス其巣中ニ眠ル。其巣ノ多キコト数十万ノ上ニ上リ、同島悉ク是巣ト云フモ過言ニアラス。是等鳥類ノ排泄物地中ニ堆積シ全島非常ニ肥沃ニシテ為メニ、芭蕉又ハ唐芋ノ如キ徒ラニ繁茂スルノミニテ実ヲ結ハズ。然リト雖モ同島モ降雨ノ頻繁ナルガ為メ、是等夥多ノ鳥糞モ漸次ニ洗ヒ去ラレ其山中ニアルモノヽ如キハ、樹蔭落葉ヲ以テ十分ニ掩蔽セラレタル箇所ノ外ハ肥料的価値ヲ有セサルガ如シ。然ルニ沿岸絶壁ノ上ニ一帯ノ葦原アリテ、同島ノ周縁ヲ囲繞セリ。此葦非常ニ能ク繁茂シテ人影ヲ没シ其落葉ハ積テ二三寸ノ層ヲ成シカゴドリハ其中ニ無数ノ巣穴ヲ穿テリ。此葦原一帯ノ土壌コソ今回恒藤博士ノ発見セラレタル鳥糞層ナリトス。土色暗黒脂肪光沢ヲ帯ヒ一種ノ臭気アリ、之ヲ火中ニ投スレハ煙ト臭気ヲ発シテ燃焼ス。同博士ノ説ニ依レハ、南洋諸島ヨリ輸入スル guana ト同一ニシテ、本邦ニ於テハ他ニ類ヲ見サル好肥料ナリトス。未タ精密ナル分析ト測量トヲ終ヘサレハ精確ナル記述ヲ為スヲ得スト雖モ、右葦原ノ面積約五万坪鳥糞層ノ厚サ約二尺乃至三尺、尚品質稍下ル部分ニ至リテハ頗ル広キ面積ニ亘レリ。本人ハ徐々ニ計画ヲ立テ、採掘ニ従事セントセリ加之右鳥糞層ハ採ルニ随テ堆積スルモノナレハ、鳥類ノ濫獲ヲ戒メ其保護ニ注意セハ約二十ケ年ニシテ、又今日ノ如クナルベシトハ同博士ノ意見ナリ。

此ノ他同列島ニ対スル事業ノ経営ハ、将来拡張シ又新ニ着手スヘキモノ多々アリ之カ経営ノ目的ヲ達セハ、帝国産業界ニ貢厳スル所頗ル大ナラン。

九、永久的労働者移植ノ計画

茲ニ特ニ記シ置クヘキ一事アリ。原来該列島事業経営ガ凡テ永久的方針ナルヲ以テ、時期ヲ限リテ渡嶋スヘキ労働者ヲ雇傭スルニ於テハ徒ラニ来往ノ煩雑費用ヲ費スノミナラス、彼等ノ技術ガ漸ク熟練ノ域ニ進メル頃ハ既ニ解傭期ニ近ツケルヲ以テ、其不利益尠カラス。故ニ土着的労働者ヲ得ルノ極メテ利益ナルヲ感シタリ。而シテ先ツ試験的ニ四十一年五月、宮城福島二県ヨリ七歳乃至十一歳ノ貧児十一名ヲ丁年迄ノ契約ニテ雇人レ、渡島セシムルコトヽセリ。但シ右ノ中二名ヲ除ク外ハ凡テ不就学児童ナルヲ以テ、該列島移住者ノ一人ナル山形県師範学校卒業生ヲ

シテ之ガ教育ノ任ニ当ラシムル豫定ナリ。

一〇、自明治三十年至明治四十年
十一ケ年間尖閣列島事業経営費汽船航海回数及産物採収価格

明治十七年初メテ尖閣列島ノ経営ニ若手シタルヨリ同二十九年九月開拓認可セラルゝ迄ノ事業ハ、必スシモ規則立チタル方法ヲ以テナスコト能ハサリシ事業アリシ。ノミナラスコレニ要シタル経費等俄カニ計算シ難キモノアルカ故ニ、開拓認可後ヨリ明治四十年ニ至ル迄十一ケ年間ニ要シタル経費其他ヲ左ニ表示ス。

(一)自明治三十年至明治四十年十一カ年間事業経営費

年 別	摘 要	金 額
三十年	漁船製造並ニ水夫手当金	2,800(円)
	糧食並ニ諸経費	3,700
	出稼者手当並ニ報酬金	4,900
計		11,400 円
三十一年	汽船須磨丸回航費	3,000(円)
	糧食並ニ諸経費	13,000
	出稼者手当並ニ報酬金	9,600
計		25,600 円
三十二年	汽船須磨安平両船回航費	6,000(円)
	糧食並ニ諸経費	22,000
	出稼者手当並ニ報酬金	8,600
計		36,600 円
三十三年	汽船永康丸借入料	6,000(円)
	糧食並ニ諸経費	35,000
	出稼者手当並ニ報酬金	14,500
計		55,500 円
三十四年	汽船仁寿丸回航費	4,000(円)
	糧食並ニ諸経費	17,600
	出稼者手当並ニ報酬金	13,800
計		35,400 円
三十五年	汽船仁寿丸回航費	2,700(円)
	糧食並ニ諸経費	9,400
	出稼者手当並ニ報酬金	14,600
計		26,700 円

三十六年	汽船仁寿丸回航費	2,700(円)
	糧食並ニ諸経費	8,500
	出稼者手当並ニ報酬金	15,800
計		27,000 円
三十七年	汽船仁寿丸回航費	2,700(円)
	糧食並二諸経費	9,300
	出稼者手当並ニ報酬金	22,000
計		34,000 円
三十八年	汽船球陽丸回航費	4,500(円)
	糧食並ニ諸経費	21,900
	出稼者手当並二報酬金	27,700
計		44,000 円
三十九年	汽船球陽丸回航費	5,400(円)
	糧食並ニ諸経費	16,300
	出稼者手当並二報酬金	37,600
計		59,300 円
四十年	汽船回航費	9,500(円)
	糧食並ニ諸経費	18,600
	出稼移民手当並ニ報酬金	40,650
計		68,750 円
累 計		424,350 円

(二)自明治三十年至明治四十年十一ケ年間汽船回数

年 別	船 名	噸 数	回航度数
三十年			
三十一年	須磨丸	1,600 余噸	2 回
三十ニ年	須磨丸 安平丸	各 1,600 余噸	1 回
三十三年	永康丸	460 余噸	2 ヶ月間借入航行
三十四年	仁寿丸	460 余噸	4 回
三十五年	同	同	3 回
三十六年	同	同	3 回
三十七年	同	同	4 回
三十八年	球陽丸	770 余噸	5 回
三十九年	同	同	6 回
四十年	球陽丸 辰烏丸		

	仙頭丸　宮島丸 三笠丸		11 回

(三)自明治三十年至明治四十年十一ケ年間産物採収価額

年　別	品　名	数　量	単　価	価　格(円)
三十年	鳥　毛 海産物	17,000 斤	1 斤/40 銭	6,800 7,500 計　14,300 円
三十一年	鳥　毛 海産物	65,000 斤	1 斤/47 銭	30,550 9,600 計　40,150 円
三十二年	鳥　毛 海産物	85,000 斤	1 斤/50 銭	42,500 13,000 計　55,500 円
三十三年	鳥　毛 海産物	25,000 斤	1 斤/50 銭	15,500 16,300 計　31,800 円
三十四年	鳥　毛 海産物	13,000 斤	1 斤/55 銭	7,150 14,400 計　21,550 円
三十五年	鳥　毛 海産物	9,000 斤	1 斤/55 銭	4,950 16,000 計　20,950 円
三十六年	鳥　毛 海産物	7,600 斤	1 斤/55 銭	4,180 13,600 計　17,780 円
三十七年	鳥　毛 剥　製 鳥肉肥料 鳥　油 海産物	4,600 斤 130,000 羽 160 函	1 斤/60 銭 1 羽/14 銭 1 斤/4 銭 8 厘 1 函/3 円	2,760 18,200 1,776 480 12,500 計　35,716 円
三十八年	鳥　毛 剥　製 鳥肉肥料 鳥　油	7,500 斤 160,000 羽 四万三千斤 200 函	1 斤/60 銭 1 羽/15 銭 1 斤/4 銭 5 厘 1 函/3 円 10	4,500 24,000 1,935 640

	鰹節 海産物	一万三千斤	銭 1 斤/60 銭	7,800 22,500 計 52,375 円
三十九年	鳥 毛 剥 製 鳥肉肥料 鳥 油 鰹 節 海産物	13,000 斤 240,000 羽 65,000 斤 315 函 68,000 斤	1 斤/70 銭 1 羽/14 銭 1 斤/4 銭 5 厘 1 函/3 円 20 銭 1 斤/65 銭	9,100 33,600 2,925 1,008 44,200 9,700 計 100,533 円
四十年	鳥 毛 剥 製 鳥肉肥料 鳥 油 鰹 節 海産物	16,000 斤 420,000 羽 110,000 斤 470 函 65,000 斤	1 斤/75 銭 1 羽/14 銭 1 斤/45 銭 1 函/3 円 50 銭 1 斤/75 銭	12,000 58,800 4,950 16,450 48,750 8,600 計 134,745 円
				累 計 525,399 円

一一、明治四十一年度以降尖閣列島経営豫算書

明治四十一年以降同四十五年ニ至ル五ケ年間ニ於ケル尖閣列島事業経営上収支豫算ヲ立ツルコト左ノ如シ

(一)支出ノ部

年 別	摘 要	金 額	備 考
四十一年	・鰹船 5 艘珊瑚採取船 5 艘製造費	4,750 円	新 造
	・監督者 3 人漁夫 120 人並ニ珊瑚採取者 20 人合計 140 人手当並ニ報酬金 7 ヶ月分	21,021 円	新規雇用
	・家屋 500 坪築造費	15,000 円	
	・樟樹及松其他雑木植付 10 万、本年度 2 万本ノ割	400 円	
	・剥製監督者 3 人外 150 人手当報酬金 7 ヶ月分	22,491 円	
	・築港岩石破砕 1,800 坪五ケ年継続 1 ヶ年分	18,000 円	

	・諸雑費 ・糧食費 ・交通費十二航海	3,000 円 21,312 円 9,600 円	計 115,574 円
四十二年	・鰹船 2 艘珊瑚採取船 5 艘製造費 ・監督者 3 人他漁夫並鰹節製造者 154 人並ニ珊瑚採取者 40 人其手当並ニ報酬金 ・家屋 500 坪築造費 ・樟樹及松其他雑木植付 10 万本年度 2 万本ノ割 ・剥製監督者 3 人外 150 人手当報酬金 7 ヶ月分 ・築港継続費 ・諸雑費 ・糧食費 ・交通費十二航海	2,500 円 28,959 円 15,000 円 400 円 22,491 円 18,000 円 3,000 円 33,200 円 9,600 円	増員 54 人 計 133,150 円
四十三年	・鰹船 3 艘珊瑚採取船 5 艘製造費 ・監督者 3 人他漁夫 220 人珊瑚採取者 60 人手当並ニ報酬金 ・樟樹並松其他雑木植付 ・監督者 3 人剥製者 150 人手当並ニ報酬金 ・築港継続費 ・諸雑費 ・糧食費 ・交通費	3250 円 41,601 円 400 円 22,491 円 18,000 円 3,000 円 31,392 円 9,600 円	新 造 計 129,734 円
四十四年	・鰹船 5 艘珊瑚採取船 5 艘製造費 ・監督者 3 人漁夫 220 人珊瑚採取者 88 人手当並ニ報酬金 ・樟樹並ニ松其他雑木植付 ・監督者 3 人剥製者 150 人手当並ニ報酬金 ・築港継続費	4,750 円 44,541 円 400 円 22,491 円 18,000 円	新 造 更ニ雇用

	・諸雑費 ・糧食費 ・交通費	3,000 円 32,832 円 9,600 円	計 135,614 円
四十五年	・鰹船 2 艘珊瑚採取船 5 艘製造費 ・監督者 3 人漁夫 220 人珊瑚採取者 100 人手当並ニ報酬金 ・監督者 3 人剥製者 150 人手当並ニ報酬金 ・築港継続費 ・諸雑費 ・糧食費 ・交通費	2,500 円 47,481 円 22,491 円 18,000 円 3,000 円 34,272 円 9,600 円	新 造 計 137,344 円

(二)収入ノ部

年 別	金 額	概 要
四十一年	88,400 円 30,000 円 10,500 円 56,000 円 1,680 円 4,860 円 15,000 円	鰹船 10 艘 13 万 6 千斤 珊瑚船 5 艘収入 鳥毛 1 万 5 千斤 鳥剥製 40 万羽 鳥油 525 函 鳥肉肥料 10 万 8 千斤 海産物 計 206,440 円
四十二年	106,080 円 60,000 円 10,500 円 56,000 円 1,680 円 4,860 円 15,000 円	鰹船 12 艘 16 万 3 千 2 百斤 珊瑚船 10 艘収入 鳥毛 1 万 5 千斤 鳥剥製 40 万羽 鳥油 525 函 鳥肉肥料 10 万 8 千斤 海産物 計 254,120 円
四十三年	132,600 円	鰹船 15 艘 20 万 4 千斤

	90,000 円	珊瑚船 15 艘収入
	10,500 円	鳥毛 1 万 5 千斤
	56,000 円	鳥剥製 40 万羽
	4,860 円	鳥肉肥料 10 万 8 千斤
	1,680 円	鳥油 525 函
	15,000 円	海産物
		計　310,640 円
四十四年	176,800 円	鰹船 20 艘 27 万 2 千斤
	120,000 円	珊瑚船 20 艘収入
	10,500 円	鳥毛 1 万 5 千斤
	4,860 円	鳥肉肥料 10 万 8 千斤
	56,000 円	鳥剥製 40 万羽
	1,680 円	鳥油 525 函
	18,000 円	海産物
		計　387,840 円
四十五年	176,800 円	鰹船 20 艘 27 万 2 千斤
	90,000 円	珊瑚船 20 艘収入
	10,500 円	鳥毛 1 万 5 千斤
	56,000 円	鳥剥製 40 万羽
	4,860 円	鳥肉肥料 10 万 8 千斤
	1,680 円	鳥油 525 函
	20,000 円	海産物
		計　359,840 円

一二、本県官吏ノ列島視察

尖閣列島視察ノ為出張セシ本県官吏氏名及年月左ノ如シ

一、明治三十三年、元八重山島司野村道安管内規察トシテ出張セリ

一、本人ハ明治三十四年五月、元本県技師熊倉工学士ノ出張ヲ乞ヒ、設計其他ノ点ニツキ指導ヲ仰キ、又同便ニテ本県土地整理事務局員数名渡航測査セリ

一、明治三十七年、本県事務官岸本賀昌、八重山島庁書記中島謙次郎、及ヒ元八重山島警察署長官原景明ノ三人相前後シテ出張セリ

一、明治四十年九月、本県技師大山勇吉情況視察ノ為出張セリ

一、明治四十年十月、八重山警察署長内田輔松、警部春田昂、及ヒ本県堀内薬剤師出張セリ

一三、尖閣列島以外ノ無人島探検及其ノ経営

一、大東島ノ探検、無人島探検ヲ以テ国益トナスノ観念ハ上記ノ尖閣列島ノミナラス、本県下附近遠クハ南洋ノ無人島探検及経営ヲ試ムルヲ以テ、本人カ最モ愉快トシ且邦家ニ対スル義務ヲ尽スノ最モ適当ナル事業トナスニ及ベリ。則チ明治二十五年ニハ尖閣列島経営ノ余暇ヲ以テ、沖縄開運株式会社所有船大有丸(五百四十噸)ヲ借入レ、海産物採収ノ目的ヲ以テ漁夫四十五名ヲ随ヘ、一ケ年ヲ支フヘキ糧食其ノ他ヲ用意シ、大東島探検ニ向ヘリ。此ノ島ハ那覇ヲ距ルコト東方約二百四十海里ノ洋中ニアル無人ノ島嶼ナリ。此行天候不良行途ニ寄泊シテ往航十日ヲ費シ、漸ク大東島ニ着スルコトヲ得タリ。停船シテ探検ノ準備ニ着手セントシタルモ沿岸水深到ル処数百尋ニ及ヒ、錨ヲ投スルニ詮ナク、亦波濤甚タ高ク船体ノ動揺止ム時アラサリシカ故ニ、徒ニ漂泊スルコト一昼夜。探検ノ結果同島ノ地勢到底海産物ノ探収ニ適セサルヲ以テ、終ニ断念シテ帰航セリ。

二、イキマ島ノ探検、万国地図ノ示ス所ニヨレハ、宮古嶋ノ南東即チ東経百二十五度二十八分北緯二十四度二十三分ニ当リテイキマ島アリ。明治三十三年五月、尖閣列島航行ノ途次本人ハ之カ探検ヲ試ミント欲シ、汽船ヲ迂行セシメ右ノ地点ニ達シタリ。折柄天気晴朗一朶ノ雲霧ノ展望ヲ遮キルモノナク、探検上有利ノ一日ナリシト雖モ、地点ヨリ約二十方浬以内ニハ一小島影ヲモ認ムルヲ能ハサリシヲ以テ、更二遠ク附近ヲ探リシモ終ニ何等ノ得ル所アラサリキ。

三、セキビ島ノ探検、右ト同一航海ニ於テセキビ島ヲ探検セリ。此島尖閣列島ノ東北六十浬ヲ距ル地点ニ在リ。探検ノ結果到底居住ニ適セサルヲ認メ、之カ経営ヲ断念シ記念ノ為一標木ヲ樹立シテ帰航セリ。此行宮島理学士黒岩師範教諭ノ同航アリシヲ以テ、標木ノ文字ハ右両氏ノ染筆ヲ煩ハシ、一ハ英文ヲ以テ、他ハ邦文ヲ以テ標木ノ両面ニ之ヲ録セリ。

四、沖ノ神島ノ探検及其ノ経営、沖ノ神島ハ東経百二十三度三十三分北緯二十四度十三分ニアル無人ノ一小孤嶋ナリ。本人ハ往年実地探検ヲ試ミタルニ、水禽群棲シ沿岸又海産物ニ豊富ナルヲ以テ画策宜シキヲ得ハ、必ス有望ノ地タラント認メ、直ニ拝借ノ許可ヲ請願シタルニ、明治三十八年一月之カ許可ヲ得タリ。而シテ、目下同島ニハ出稼労働者二十三名監督二名ヲ派遣シテ、之カ経営ニ着手セリ。此島ニ於ケル一般ノ規模ハ凡テ尖閣列島ノ範ニ則ル方針ナリ。此ノ島ニ於ケル事業経営ノ梗概ハ次項ニ記載セリ。

一四、沖ノ神島事業梗概

沖ノ神島借用認可ヲ得タルハ明治三十八年一月ナリシモ、当年ハ諸他ノ設計ニ多忙ナリシカ故ニ其ノ翌年乃チ明治三十九年三月ヨリ事業ニ着手セリ。同島ハ八重山郡西表嶋ヲ距ルコト西方僅カニ七海里ニ過キサルヲ以テ、伝馬船二艘、刳舟五艇ヲ以テ交通機関ニ充用セリ。又同年七月廣運株式会社所有船球陽丸ヲ特派シ、四十年八月更ニ汽船辰島丸ヲ派遣セリ。本人ハ同島経営ニ着手以来日尚ホ浅ク、此ノ間未タ投資ノミニシテ純益ナシト雖モ、採収セシ産物ノ種類価格ハ左ノ如シ

種　類	数　量	単　価	価　額
水禽剥製	60,000 羽	1 羽/14 銭	8,400 円
鳥肉肥料	14,000 斤	1 斤/4 銭 8 厘	672 円
鳥　油	70 函	1 函/3 円 20 銭	224 円
海産物			1,600 円
			合計　10,896 円

一五、(附録)難破船ノ救護

明治三十三年五月十三日、台湾台北建昌街熊野商業株式会社支店長佐々木嘉十郎氏所有汽船備前丸(船長中田定吉噸数凡ソ入十噸)、那覇宮古島ヲ経由シテ台湾基隆ヘ向ケ航行中、強烈ナル風雨ニ会ヒ損傷ヲ被リ殊ニ海図ヲ風ニ奪ハレ為ニ針路ヲ失シ宮古島ヘ寄港スル能ハス。数日間洋中ニ漂流ノ後、漸ク釣魚島(一名和平山)ニ漂着セリ。故ニ同島事務所ハ同船ニ対シ海図ヲ与ヘ出帆セシメタリ。而シテ該船ニハ宮古島ニ上陸スヘキ船客三人(巡査一名普通客二名)アリシヲ本島ニ逗留セシメ、便船二テ同島ニ送還セリ

又、明治三十五年五月十八日、久場島(黄尾島)事務所背部ノ断崖ノ海岸ニ刳舟一艘漂着セリ、乗船者ハ宮古島ノ漁夫三名ニシテ一週間余漂流シ飢餓ニ迫リ何レモ疲労シテ歩行スル能ハス。半死半生ノ状態ナリシヲ以テ本人ノ事務所ハ薬餌ヲ供給シ療養セシメ、二ケ月余滞留セシメシ後、汽船仁寿丸ニ便乗シテ帰島セシメタリ。

一六、(附録)地図及写真

(省略)

(終)

⑦尖閣列島と古賀辰四郎氏(琉球新報連載)

1908.06/15～1908.06/27 付琉球新報連載記事
「尖閣列島と古賀辰四郎氏(1)-(11)」:漏渓

○尖閣列島と古賀辰四郎氏(一)

其の財を費やすこと三拾餘万円、年月を積むこと二拾有五年。尖閣列島の經營者たる古賀辰四郎氏が、單身創業的の勇氣を揮つて仝列島の爲め尽し來たれるもの亦た至れりと云はざるべからず。吾人は去月二十七日那覇出発の瀘船球陽丸に乗込み、宮古八重山の両先島視察を兼ねて、尖閣列島への旅行隊に伍し、仝列島の三嶼に上陸し親しく實地探査を遂げたる所によるに、古賀氏か仝島に対する経営の苦心極あて惨澹たるものあるを発見せり。

而して其の事蹟により察するに、全氏が最初に奮闘したるものは飲用水を得んと欲するにありしが如し。次に港湾の開鑿、以て傳馬船の出入自由を得んとすることに向つて有らゆる勢力を尽したるは歴々として窺ふべきものあり。其他仝島經營上の基礎なるべき家屋の建築、移住民の勸誘、食糧品の運搬等一々數へ來たれば、仝氏が經營着手以来二拾五年間の奮闘の歴史は、列島各所に於て之れを窺ふべきものゝみならざるはなき也。然り而して其の事が直接間接に世益を達し、帝国若くは一縣地方利源の開拓となりて将来国家若くは一縣地方に貢献する所、甚だ大なるものなくんばあらず。吾人は身親しく其の苦心多き經營の蹟を視察し、尊敬を拂つて仝氏に列島事業の一班を叙列せざること能はざるべし。

抑も尖閣列島がホーアピンスウ其の他の名稱を以て、支那東海面の海圖上に明記されたるは決して近年のことにてはあらざるなり。泰西諸国の勢力が東漸を始めたるより欧米諸国の航海家が縱横に其占拠地を求めんとする時、琉球列島が彼等の注目する所たりしは十九世紀後半の歴史に眼を晒らしたるものゝ等しく承認する所にして、而かも其の勢力東漸の副産物として潮水支那八閩に通するの處に尖閣列島の屹立するを注目し早くも之れに上記の如き名稱は附せられ航海業者の目標とはなされたり。其外仝列島に就ては琉球藩王国か明清の兩朝廷に向つて進貢船の派遣を務めたりし時より、大陸的の岩層より成れる島嶼が三鼎の勢を為して點在せるを發見したる事蹟もあり。而して其の列島の或者には峰頭雲烟の去來を絶へせず。而して又た他の或者には海鳥群飛、翺翔悲鳴して航路者に詩的感想を催さしめたることも之を窺ひ知るべき俚諺旧記の之れなきにあらず。

去れば其の島嶼の存在に就ては單に琉球古人の詳知せる所たりしのみならず、世界の海図上明白なるものとして記載せられたるなり。然かも其の明白なる存在の島嶼が＝地層年代の變化によりて支那大陸と分立したるより其の後、以上の如き歐米の航海者若くは其の以前の琉球航海者により發見せられたる以後、とても一人として之れか事業的經營を試みたるものあらざりしなり。尤とも明治十五、六年の頃なるべし。沖縄縣庁が出雲丸を雇ひ入れ吏員を之れに搭乗せしめ実地に探検したることありたるより、伊澤某なるもの私かに之れが經營を試みんとして奔走に勉めた

ることはなきにあらずと雖ども、然かも其の奔走は強ちに効を奏せざりしが遂に此の古賀氏の如き忍耐強く、刻苦の勞を積みて屈せず、困難と缺乏とに對し多大の勇氣を奮ひ起して、創業的手段を揮ふ事業家の經營により、今日の状態あるを得るに至れり。去れば吾人は同列島の發見が久しき以前に在りたるを知ると同時に其の發見の儘海洋中の孤群島として抛棄せられたる仝列島に対して、敢て其の經營の手腕を加へたる古賀氏の勇氣と着眼の尋常ならざるものあるは、宜しく之れを記して以て一般に紹介の勞を執らざるべからず。

○尖閣列島と古賀辰四郎氏(二)

今日に於てこそ尖閣列島は縣下八重山郡八重山村字登野城の一分地として公認せられ、其の管轄權は明白に我が帝國に在ること誰れ疑ふものあらざれ共、仝列島の位置が那覇を距ること二百三拾浬の西西南、又た其の縣下の南端たる八重山石垣鳥を距ること百拾九浬の北々西、即ち東経百二拾三度、北緯二拾五度の洋中に在り、清國福建省に対する琉球航路の中央に方れるを以て、一時其の管轄權の所在に就て迷ひたる人々もなきにあらざりしなり。之れ則ち日本帝國の中央政府が清國に対する外交の態度が小心翼々として事端を懼れ、萬事遠慮因循を以て主となしたるに原因するものにして、嚮きには我が琉球本島の如きも又た此の謹慎に過きたる帝國外交の酸毒に中てられ、日清兩属の觀を呈したる一時なきにあらざりしが、其の事既に過去の歴史に葬むられたる以後に於ても、此の列島の所在が沖繩本島を距ること餘りに遠き故を以て、帝國は自から進んで之れが所轄權を争はんとするものにあらざるの態度を守りたる一時ありたり。

斯くて此の列島に對する遠慮勝なる帝国の態度は明治二十七、八年戦役の結果として公布ありたる仝二十九年勅令第拾三號を見るに至迄依然として継續したるが故に、此の間に於て早くも列島經營の事業に着手したる古賀辰四郎氏の苦心は幾度か挫折の悲運に遭遇せんとしたること屢々なりき。而かも其の困難多く、挫折の悲運に陥らんとするに對して仝氏が益々以て經營の手を緩ふすべからざるを確信し、着々として其の實行を進めたりしは、一意仝列島が上記の如き位置に在る故を以て、之れに対する帝国政府の態度が以上記するが如く、曖昧模糊の有様に在るを以て、事甚だ容易ならずと感知したるが爲めなり。

吾人は今殊更に古賀氏が以上の如き心情と及び其の經營の態度を以て之を歐洲人種の阿弗利加の各地及び其の他に於ける創業的事例を以て比較せんと欲するものにあらざれども、然かも其の一國の政府が外交を以て輕易ならずとし、慎重謹嚴、寧ろ其の因循なる陋態を守るに方たり、國民の鋭發なるもの、是等の政策、薬籠中に在るを甘んせず、敢然として他領の開拓に從事したるもの。即ち今日の歐洲列強が有する領地の大部分を爲したりとせは、今まや其の我帝國の政府が斯の如きの態度を以て仝列島に對する時に方りて、憤然として起ち、一は以て国家的觀念に據り、他は以て自己獨創の天地を開拓せんが爲め、古賀氏が經營苦心の多くを積み、以て帝國利源の開發に努力したるを見るに於て、感慨多少相ひ催し來ざること能はざるべし。

吾人が列島旅行隊の一行と共に船にて宮古、八重山を經、列島中の一嶼魚釣島に到着したるは六月一日の午前五時頃なりき。途中海洋、遙かに群鳥の飛舞するを見、更らに列島を雲烟森茫の間に望見したる時、岩骨尖峰、嶙々として海涛の間に並立せるの有様、殆かもテームス河

畔に英國風の建築を望むが如く、其の尖頭高く峙ち嶙々屋影を現する有様は、所謂尖閣列島の名、空しからざるを想へり。而かも之れ魚釣島の南面峭岩の屹立して屏風の如き形をなせるもの、及び其の隣島たる南北小島の相ひ並べる遠景たりしなり。

斯くて船漸く進み、魚釣島の西岬に着くに及んで、人あり叫で曰く「嗚呼、是れ古賀氏の王国にあらずや」。然り之れ即ち古賀氏の王国なり。

仝氏が明治十七年初めて人を搓し仝列島を探檢し、愈々經營すべきを確信したるより以來、今茲明治四十一年に至る迄、二拾有五春秋間の經歴と及び其の關係、而して又た前記の如く、帝國政府の因循なるに成起し、激動し以て帝國の南邊に領地の幾分にても擴張し、開拓せんことに向つて努力、勇闘を續け來りたるの事歴を詳知せるものは、列島を以て仝氏が名誉の紀念となさんが爲めに、古賀氏の一王国と称するは、異言なかるべきにあらすや。

〇尖閣列島と古賀辰四郎氏(三)

以上記するが如く、國家的觀念と自己獨創の天地を開拓せんことを期する一念により、古賀辰四郎氏が尖閣列島に對する經營が如何に壯烈沈毅の事業家的精神に基きたるものなるや、将た又た仝氏が列島經營に着手するに至るまで如何に深き根柢を豫め用意する所ありたるかに就き、左に之れが概略を記して江湖の參考に供せん。

抑も仝列島の經營者たる古賀氏は福岡縣八女郡の産なり。八女郡中に於ても輓近に至るまで上妻と稱へ來りたる一部の人民が剛毅活潑、節義を重んじて苟くも動くことなきは仝地方を視察したるものゝ等しく詳悉する所なり。而して其一度動かんとするや多の苦心惨澹たる計劃を自己心中に蓄へ、時機によりて発動するは仝縣内に於ても仝郡出身者の特異とする所なるが、古賀氏は身其の上妻郡の地方に生まれ、清き山岳谿水に呼吸し、而して後ち去りて本縣下に來りたるは實に明治十二年二月のことなりき。

当時県下は廃藩置県の行はれ民情甚だ安からざるの一時なりしが、氏は心私かに是等の形勢に察する所あり。先づ其の天然に豊富なる海産業を興して、以て遺利の集むべきものあるを示さんと欲し、取敢へずの事業としては、縣民上下、之を道路に遺棄して顧みる所なき貝殻の販路を開きたり。

当時縣内、是等貝殻の金銭に代るべきやを疑ひたるものさへ之れありたりと云ふことなるが、後には右の販路の開くるに從ひ、収益の案外なるを今更の如くに感したるものもありと云ふことなり。斯くて其の道路に遺棄せられたる是等貝殻類の販路を開くより事業を起したる同氏が、八重山の如き遠隔未開の島嶼に支店を設置するに及びて、事業の端緒は次第に擴張せられ、又た複雑とはなりたるが、元來自家獨創の事業開拓を期さんとする仝氏にとりては、單に如斯き業務の進捗を見るのみを以て満足すること能はざるものあり。

私に心を無人島經營に傾け、新天新地を発見して以て國家に貢献する所なかるべからずとは氏が平生の希望なりしが故に、自身私かに海圖を案じ、又た縣下の言説に留心し居たるに、県下には東方、大東島の群嶼あり、西には久場島、釣魚島等あること明になりたるのみならず、明治十五、六年には、県庁より出雲丸を艤装し吏員を派して実地を探検する等のことあり。事情益々

明白なるに及んで、一片の壮心愈々禁ずべからざるものなくんばあらざりき。

即ち明治十七年に至りて、自家先づ一小艇を艤し、人を搓はし、西方群島を探検せしめたり。之れ實に仝氏が列島經營の初手にして、而かも其の列島の風景、或は樹林鬱茂として、流水湲々、以て大に人畜を養ふに足るべく、或は海鳥群棲して、天日尚ほ暗からんと歡ずるものあるのみならず、沿海には魚族甚だ豊富なると、自家當？の取扱商品たる貝類其の他の海産物もまた甚だ収獲すべき實景實情を詳悉することを得て、氏は断然として列島經營に決心せり。而かも其の仝列島の位置か前段既に記したるが如くに、琉球と福建との航路の中央に方りて、帝國政府の方針が敢て所轄權を争はんと欲するものにあらざるを知るに於て、氏が領土拡張に関する國家的観念は勃然として起り来たれり。

之れ古賀氏が列島經始より二十有五年間の奮闘を續て倦むことなく、十年一日の如くに刻苦經營の勞を積んで益々業務の発展を見つゝある所以の動機にして而かも其の經營の動機が斯くの如くに國家的観念に動かされ、且つ其の事業が自家獨創的のものたるに於て、福岡県下の上妻郡内、山水明媚、人情風土が前記の如き地方の出身者たる古賀氏にとりては、多くの興味を快喫し來りて愈々苦しみ多々増々便するを禁じ得ざりし所以なるべし。

仝氏が列島経営に対する事業の端緒は如斯。吾人は以下、更らに進んで、仝氏が列島經營現状が、如何に堅固頑丈にして、百年經營の基礎を据へつゝあるかを記さんとす。

〇尖閣列島と古賀辰四郎氏(四)

古賀氏が事業の大基礎は最初其の産物の賣捌口を外国に求めたるに帰すべきが如し。氏が明治十二年を以て縣下の海産物の販路を開かんとする時、先つ神戸の一外國商人に対して賣買約束を協締したることは、之れ軈て仝氏が尖閣列島を經營するに方りて列島産物の販路に多大の便宜を得たる一？なるべしと想像せらる。

吾人が知る所によれば、仝氏が明治二十九年始めて列島開拓の認可を得たる以後の分のみに見るも、其の海陸産物の重なるものは、唯一の外國商品として貴重なる鳥毛及び海鳥の剥製等にして、而かも其の年々採収の數量は數萬斤若くは數十萬羽を以て數へらるゝにあらずや。其の他海産物としては魚介若くば鱶鰭等にして素より外国向きの産物のみならざるなきはなし。而かも古賀氏が經營の大基礎？先つ其の産物の販路を廣大なる外國市場に求むるにありたるが故に、是等年々産出する所の數萬斤、數十萬羽の産物を賣捌くに方りて聊かも窮する所なく、卓々として多々益々便することを得たりとす。之れ吾人が古賀氏經營着眼の尋常ならざるを稱揚して休まざる一原由なりとす。

斯く觀察し解剖し來たれば、古賀氏が今日の成効は、其の實、商品販路の目標を外國市場に定めたる時、既に其の半は以上の成効を贏ち得たるものありと云ふことを得ん歟。

吾人は以上の如き根抵ある古賀氏經營の歴史を尋ね、更らに翻つて仝列島に於る海陸に如何なる種類を有するかを見るに、單に以上の數種のみに止まらざるなり。

和平山、及び黄尾島の二嶼に於ける陸上には鬱茂たる林中熱帯植物の各種に富るのみならず、一ツ葉、黐ノ木、槇、ツルコ、クバ木等の良材甚だ豊なりとす。

嘴々たる禽鳥は其の林木の間に戯れ敢て人を恐るるを知ざるが如きは、自然の楽土天然の一大遊園と謂べき程、自然の妙趣を加はへつゝあり。

吾人が今回の旅行に於て是等の島嶼に上陸し興趣多き自然界の眺めに憧かれ居るの時、氏は更らに吾人に對し、是等天然多趣の島嶼に對し、人畜移殖の道を開かんが爲め開墾の基礎を定めつゝあることを告げたり。而して其の開墾の個所は點々處在するを以て遍覧すること能はざりしと雖も、然かも其の後聞く所によれば總面積は六拾餘町歩に達し移住民の数二百四拾餘名、戸数は九十九戸の多きありと云ふ。

吾人は古賀氏に導かるゝまゝ行きもてあれば各所開墾の處には甘藷や、雑穀蔬菜類の美事に成長せるを認めたり。此の外古賀氏は山林經營の一端として台湾より樟樹の数万本を買入れ、之を各所に植へ附けおれり。其の成蹟は甚だ佳良なり。松樹、竹類も又た古賀氏の試植せるを見たるが此の類の植物は格別の大規模を以てなされたりとも見受けられざりき。

此の外列島に於ける陸産物としては、吾人が特筆大書して以て讀者に紹介すべきものあり。何ぞや、日く、列島中南北小島の皮土若くは其の赭岩より成れる岩層の露出面には燐酸肥料の極て多量が蓄積せられあること、及び其の黄尾島中には窒素肥料分の大約數十萬噸位は蓄積せられあらずやとの趣、今回旅行隊中の専門学者たる恒藤博士によりて発言せられたること之れなりとす。

吾人は今茲に燐酸肥料や窒素肥料が、世界の農界に如何なる位置及び其の價値を有せるかを説んとせざるべし。然れども其の一般農界が今日南米地方に於て採掘せられつゝある燐酸肥料により如何に多大なる恩恵を受けつゝあるかは宜しく考へ合はするを可なりと信ず。吾人は全く斯界の門外漢子なるが故に精はしく之を説くこと能はざれども、輓近歐洲中部及ひ英國の地方に於ける農界の進歩と其の繁盛とは、英国倫敦の肥料會社が一手に南米地方特産物たる燐礦の権利を獨占して以て、盛んに之れを該地方に移入販賣を始めたるより一新紀元をなしたりと云ふにあらずや。斯くて其の燐酸等の肥料は日本帝國の農界に於ても、大に其の必要を感じつゝありと雖も、然かも其の是等の會社若くは他の肥料會社等よりする移入が餘りに高價に方たる故を以て、充分に需用すること能はずと云ふにあらずや。

中歐に於ても獨逸が殖産興業に熱心なるは驚くべきものあり。南洋諸島に對して國費を以て探險を試みつゝあるは、南洋特産物の發見に鋭意なる故のみならず、又た以て是等肥料が英國資本家の獨占に歸せるに対し、廉價なる肥料分の供給を是等地方に求めんと欲する所以なりと傳へらる。

去れば今日肥料の研究は世界農界の一大問題にして而かも其の一大要求たり。此の時に方りて、古賀氏が經營の一群島中是等貴重なる肥料分の蓄積せられあるを發見せられたりとせば、吾人が今回に於て試みたる列島旅行の利益及び其の興味たるや又た甚だ慇懃なりと云はざる能はざるべし。

吾人は未だ如斯き豊富なる肥料分の採収に對して古賀氏が如何なる經營を試みんとするかを知らずと雖ども、黄尾島の豫測高數拾余万噸位もあらんかと信せらるべき窒素肥料蓄積部分中にも個處により等差ありとのことなるが、其の最とも多量に蓄積せられたる部分に就き仮りに年々

數千噸宛の採掘を試むるとせば優に二十年間は事業に堪ふべしと云ふにあらずや。然かも其の窒素分の蓄積は、鳥類の排泄に係はる、島内に群集し來たる海鳥の保護宜しきを得は、一方採掘事業を進めつゝある傍、是等貴重なる鳥類の排泄物は、自然に巡環し來りて從前の多量に復舊せらるべしと云ふ。

以上は黄尾島中空素肥料分に対する極めて簡単なる観察に過きずと雖ども、若し其の言ふ所の如くならしめば仝島に於ける窒素肥料分の蓄積は殆んど無尽蔵と謂つべきにあらずや。

吾人は是等利益ある観察を遂け、更らに仝島沿海に於ける鰹漁の甚だ有利なるべきを見ぬ。次號に於て之を記さん。

〇尖閣列島と古賀辰四郎氏(五)

尖閣列島沿岸に於ける魚族の如何なる種類が生息せるかは吾人の得て與かり知る所にあらず。而して又た其の沿岸に於て目下古賀氏によりて行はれつゝある鰹漁が、他の仝業者との比較上如何なる位置にあるべきかは門外漢たる吾人にとりては全たく不案内なれとも、然かも其の一行中専門の知識ある玉城技手其の他によりて指示せらるゝ所によれは、列島沿岸の鰹魚道は、漫々たる海洋見渡す限り、数十浬に亙りて、長き長き通路をなして魚群の往来せるを認むることを得ん。

最初吾人は是等一帶の魚道が果して何ものたるかを知らざりき。去れど其の黒潮急流の通する處、海面に長き帶をなし、數萬若くは數十萬の海鳥其の上に飛翔し、或は海波の上に隠顕たるの有様、奇観、大観と謂つべきを認めて、魚群の往來せるものたるべしとの想像を畫き得ざるにあらざりし也。蓋し海面鳥群の集まる處、魚族其の下に居て食餌を逐ふものなりとの話説を豫め承知し居たればなり。然れども其の如斯き魚道が大洋面上に形らるゝものなりとは未だ吾人の想像し得ざる所たりしなり。

然り而して其の吾人の想像にだに未た上ぼり來ること能はざりし。長き魚道が鰹魚の一群たるを知るを得て、吾人は殆ど驚歎を以て之を迎へざること能はざるべし。

吾人が初めて該列島中の和平山に著したる日、朝來雨は蕭々として海波漸や激するの時なりき。艀舟の動揺欣翻たるも、時にとりての興趣なきにあらざりしが、前記の如き無數の鳥群魚道の上に集まるの景況は殊更に吾人の感興を惹きたり。斯くて仝日午後吾人の乗船は、和平山を抜錨し僅か二拾三町餘を離れたる小島に趣けり。則ち和平山を左前面に見て、南北両島に分れたる小島を前頭に眺めもて行き、而して此の間も又た海鳥上に群り、魚群其の下に集まるの壮観を呈したりしが、其の後吾人の乗船が小島に着したるより直ちに抜錨して八重山西表に引き返へし、各所を経由して再び仝列島に航行したる時、吾人は南北小島より拾三浬を北東に航し、黄尾島に行きたるが、其途中の観察も又た此の魚道の上に集まる無數の鳥群を認むるの外何ものとてはあらざりし也。

斯くて其の黄尾島より西南拾三浬半の和平山に復航したる時の途中の景色も又た此の奇観、大観を認むるの外はあらざりしが、此處に吾人は黄尾島より和平山に至る航路の展望甚だ廣きを利用し、試に双眼鏡を執つて一望すれば、黄尾島を中心として左右即ち北東と西南に延びたる

廣大なる魚道の擴かりを望見せるのみならず、乗船航路の進むに從ひ、而して其の船の和平山に近づくに從ひ、一帶の魚道は黄尾島沿岸のものと聯絡し、遠く西南の方向をとりて延長せるを認めたり。

吾人は未だ此の長き通路を求めつゝある魚群が、何れより來り何處に趣くものなるかを詳知する能はずと雖、然かも其蜿蜒長蛇の勢を爲せる魚道の中に集まる魚族が鰹の一隊たるを知るに於て、列島沿岸の鰹漁業が如何に有望豊富たるべきやは之を想像するに難からざるべし。

聞く所によれば、古賀氏が明治十七年始めて列島經營に着手したる後、氏は列島に於ける鰹漁の有望なるを知り、漁夫を遣はし斯業を試みつゝありしが、更らに其の盛大を圖らんが爲め、去る明治三十八年には、堅牢なる鰹漁船を建造し、宮崎縣下其の他の地方より熟練なる漁夫と、鰹節製造者を雇ひ入れ、年々新規の方法により之れが製出に勉めおれり。吾人が列島に着したる時は、鰹の漁期始まりて既に両三ケ月を經たる頃なりしを以て之れに対する古賀氏が一般の經營を窺ひ知ることを得たり。

始め古賀氏が列島沿岸に於ける漁業は、糸滿人を使役し、刳舟により延縄を用ひ、之を試みたるに過ぎさりしとのことなるが故に、一體の規模必らずしも大企業の面目を備なへたりとは、想像せられざれども去る三十八年始めて内地形鰹漁船を建造したる以来は、次第に其の面目を改め來りて、鰹節年々の製造高は六、七万斤を越ふるに至れりとのことなり。

吾人が当時一覧したる所によるも、其の鰹節製造場に据へ付ある製造釜の太さは口經三尺四、五寸計りなるが六個相並びて一棟の内に据付られ、他に二個の製造釜が別屋の内に据へ付ある認めたり。此の外、不時の準備の爲めにとて四個の釜は用意せられありしが、此の一釜による鰹節の煮沸量は通常一回四百本に及ぶものあるが故に、六個の釜が仝時に活動する時は、煮沸を始めたるより僅々數十分時にして二千四百本の鰹節は、先づ其の第一次の製造を見る譯なり。然るに鰹節の製造は、其の全たく終了に至るまでには、燻蒸其の他六、七回の手數を經て始めて完成を告ぐる次第なるを以て、他に之れに處する設備は幾ケ所にもありたるかなれども、吾人は其の是を記す以前尚ほ引き續き古賀氏が鰹漁に對する計劃の内容が如何に愉快なるものあるかを記さゞるべからず。

○尖閣列島と古賀辰四郎氏(六)

以上記するが如く拾三浬餘の双脚線より成れる鈍三角形に點在せる先閣列島の三嶼の沿岸に鰹の群集し広大なる魚道をなしつゝあるは、仝列島に於ける鰹漁の多望なるを証明するものたるは如何に斯道の門外者たりとも之れを承認するに難からざる次第なるが、茲に又た特筆すべき事は、右の魚道が列島中漁業隊の本拠たる和平山を距ること僅々拾数町の海中に開かれつゝあることなるべし。

此の事は内地に於ける千葉若くは静岡縣等の諸地方漁業家の夢にも想像すること能はざる程便宜を当業者に與ふるものにして、而かも其の魚道が近距離内に在るの故を以て、列島の漁業隊は一日中數度の出漁を試むること得ると云ふ。

去れば其の列島に於ける鰹漁隊は一日数倍の成効を擧げ得べき譯合となるのみならず、其の

用意せられある漁船の如き一艘の力以て数倍の働きをなすことを得るなり。

吾人が視察したる時古賀氏が現在所有の鰹漁船は三艘に過きざりき。此の外尚ほ本年内に三艘を新造すべく、船匠は列島中の造船場に於て建造中なりしか、現在活動しつゝある漁船は上記の如く三艘なりき。而かも此の三艘の漁船は、一日四回の出漁を試むべしとせば是等の漁船は積算十二艘となる譯なりと知るべし。之れ列島の地理上自然に與へられたる便宜のたるに外ならざるなり。吾人は是等の便宜を顧念なしつつ一般經營の有様を視てあれは、列島中鰹の大漁に際しては一日六、七千尾以上一萬近かくの鰹魚の釣り上げらることもありと云ふ。故に古賀氏が之れに対する設備は、前段に記したる八個の釜を用意し、一々是等大漁の獲物を仕末せんとはするなり。

此の外仝列島沿岸には鰆（サハラ）の魚道も既に發見せられありとのことにて、漁夫の或者は古賀氏に対し之れが漁獲の道を開かんことを要請中なりと聞く。何れにしても列島中和平山は古賀氏が漁業部の本據にして其の結構も列島中最とも複雑なるが如し。

第一漁夫等の此の島に在る員數は大凡百人にも近かるべし。鰹節製造人も又た其の外にあり。四國方面より雇入れたる節削（フシケズリ）の技術婦もあり。炊事場、長屋、物置、貯蔵場、造船場、事務所、燻蒸室、乾燥場、製造場等を始めとし拾棟の家屋は島の西面、岩礁を切り開き一平面の地盤となして之れに建築せられあり。而して其の面積は三千坪余にも達したらんか。吾人は是等家屋建築の地盤が、以前は突屹嵯岈たる岩礁の凸凹起伏のケ所なりしを知るに於て、現在目覩視する以外に深遠なる想像を仝氏經營の苦衷に想到せざること能はざるべし。

仍て茲に其の現状を記さんに、以上記するが如き、和平山中大凡三千坪餘の切り開かれたる岩礁の盤面上に上記の家屋は建築せられあることなるが、元來仝列島に西方より吹き来る風勢は甚だ猛烈なり。支那東海面上に狂瀾怒濤を巻き起し來りたる風力の彌々猛烈を極めて、和平山顛に触れ、激して波濤を顕するの時に方りてや、山麓爲めに白浪怒龍の勢を以て登り来ると云ふ。

去れは其の島の西面一帯に此の種壮観を呈するの時、島内の住居は、頑丈なる防波堤の保障なくては、到底其の安全を保つこと能はざるの情状なるを以て、古賀氏は最初此の地盤を開き、是等の家屋を建築するの前、予め其の狂瀾怒涛を防禦する為め堅固なる石垣を造くることをせり。而して其の石垣の規模最初は極めて狭少の範圍を取圍むに過きざりしが、列島事業の擴張するに從ひ、始めの地盤家屋のみにて不足を感ずることゝなり、從つて擴張すれは從つて地盤を開き、且つ其の防波堤たる石垣を廣くするの必要あり。且つは毀はし且つは建造するの勞苦を幾度か繰返し、之を積むの外あらざりしと云ふことなり。現在吾人が目に見る所の石垣は此の三千餘坪を安全に保護すると雖、然かも其の新造以前現代石垣に幾多の祖先ありしを知らざるべからず。

以上の如き有様なるが故に、身一度び列島内の各嶼に上ぼり古賀氏が經營の蹟を視察せんと欲するものは、先づ其の目に見ふる所を合はせ、實際過去の時代に属し、現在に見ふること能はざる所のものを共に視、共に察するにあらされば未だ以て其の眞相を知ること能はざるべし。

和平山に於ける古賀氏が上記經營上の苦心は、他の二嶼に対しても仝様に經験せられ、而して又た其の多くの苦心は積まれたり。南小島に於ける海鳥剥製部の事務所、住宅、及び其の物

置、倉庫、堤防等を始とし、該所より約拾三浬餘を隔てたる黄尾島内の開墾部に於ける前記同様の建築物、堤防等に就ても仝様なりき。殊に南小島と及び黄尾島内には孰れも飲料水を得る所なく、一に天候により、雨季を利用し、貯水を爲すにあらざれば些少の飲水を之も得ること能はざる處なるが故に、此ものに對する古賀氏の苦心は更らに一段を加はへたるものなくんばあらず。吾人は是等二嶼に於て、貯水池が如何に貴住人生活上の重なる一條件として視られつゝあるかを見て、古賀氏が經營苦心の蹟を察すると共に其の事業の初めに於て仝氏が飲料水の爲め、如何に確實なる健闘を続け來りたるかを察したり。

〇尖閣列島と古賀辰四郎氏(七)

尖閣列島中、雨水によらざれば給水を得難き、南北小島及び黄尾島の二嶼に於ける、貯水工事が如何に重大なる條件として考究せられたるかは、古賀氏の左の演話によりて其の一端を知ることを得ん。

古賀氏は曰く、「列島經營の着手は黄尾島より初めたり。此の島は死火山にして赭岩より成れるが故に、飲料水を得んが爲めには所有苦心を費やしぬ。其の頃は列島事業に何等の整備を見ることあらさりしが故に爲す所の萬事悉く幼稚なるを免かれざりし也。今日でこそ工業用爆裂薬を用ゐて岩石を破壊するの用意と技術とを行ふことを得れ共、當時は是等技術上の何物も爲すこと能はざりしを以て、自分は何よりも先づ飲料水の必要を感したれども、如何にして貯水すべきかは苦心の存する所たりしなり。去れは自分が當年の苦心は事業の經營其のものよりも先づ其の準備の一端として飲料水を得る爲めに肝膽を碎くの已むを得ざりし次第なるが、扨て其の之を為すに就ては、島内の岩石を鑿り是れに天水を貯溜するの外あらざるを發見して、茲に其の工事に着手することゝはなりたるが、如何にせん、右の鑿岩工事は槌と鑿とにより屹々として之を行ひ、一日僅かに數寸を鑿ち得るの実状なりしか故に、一の貯水池を得んが爲には約三ケ年を費やしたるもあり云々」。

氏は斯く談しつゝ吾人を導き黄尾島内一貯水池を見せしめたるが、其の大さ三坪計りもあらんかと想はれき。有らゆる方法を用ゐて附近の天水を此處に誘致するの仕掛けが寸分遺漏なきまで精密に講せられあり。而して其の上にはクバの葉を以て屋根をしつらへ日光の投射を遮ぎるの結構にして水池の全部は煉瓦とセメントを以て疊み上けられ見事なる一個の水槽を成せり。吾人は其の貯水池の深さを問ふを遺忘したれども、決して尋常ならぬことには想像せられたり。

此の外黄尾島貯水の方法は大凡右と仝様の結構を以て爲されたるもの、尚ほ三、四ケ所を見受けたり。斯くて其の苦心の結果たる貯溜の給水が島内の幾何人畜を養ふべきかは、吾人は未だ深く考究する所あらざりしと雖ども、而かも其の同島に於ける開墾事業の擴張し、移住民の數の多きを加ふるに従ひ、右と仝様なる水池を増作するの必要は之れあるべきを見受けたり。仝島に於ける古賀氏の将来は、未だ必らずしも尋常ならぬものなくんばならず。

黄尾島内に於ける貯水池の鑿成に払ひたる古賀氏の困難は、南北小島に向つて之れと仝様に拂はれたり。而かも其の小島に於ける鑿岩工事は、黄尾島のに比すれは遙か後年の事業なるが故に、其の出来の手際は割合に巧者なるのみならず、其の地背後に怪岩巨石の崔嵬たるもの

あるが故に、之れにより其の下腹を穿ち錬瓦セメントを疊みたるもあり。而して其の一帶の地盤は悉く堅牢なる岩石なるを以て穿成に多大の困難ありたるは素より云ふ迄もなき所なりとす。斯くて其の困難刻苦の結果たる仝島内の貯水池は總數六、七個を見受けたり。

以上記すが如き幾多貯水池の穿成事業は古賀氏の列島經營上より云へば元来が収利的の者にはあらざるなり。水池を作らんが爲め態々遠き内地より、不便なる船路を利用し、セメントを持ち來り。又たは其の内圍、外構を作らんが爲め、多量の錬瓦を運搬し來るが如きは、全たく損益表中の損の部に記入せらるべきものたるに拘はらず、是等無人の島嶼を經營せんが爲めには、免かれ得ざりし出費と必須の工事たりしとせば、之れが経営者たるもの亦た甚だ苦しからずや。

吾人が實地に就て視たる所によれば、沿岸波浪の高く、而かも其の船着きの困難なる海上より、輕小なる艀舟に荷下ろしたる後ち之れを岩礁起伏の海岸に持ち來り、嵯峨突屹たる古代珊瑚礁上を持ち運びする時、足は岩尖、衝角に苦しみ、人は其の風濤に悩むの状、之れを想像すべきならずや。此の事に就き古賀氏の直話によれは「運搬上最とも困難なりしはセメントの大樽なりき。轉はせんには道路なく、擔がんには之れに得堪へず。一樽拾數人の勞働者相寄り相扶け僅かに之を濟せり。而かも其の之れが為め屡負傷者を出したるもあり云々」。殆かも現況を見るが如き感あり。

列島中の二嶼に於ける前記の貯水工事は全たく其の準備の一端として消費されたる勞力と經費なりとす。而かも其の古賀氏が創業以来二拾有五年間の年月中是等準備に費消したる勞力と經費とは此事以外尚ほ紹介すべきものあり。列島全部則ち和平山、黄尾島、南北小島に対する港灣の開鑿工事なりとす。尤とも此の港灣に就ては豫じめ断はりおくべき條件あり。

古賀氏の列島に於ける吾人の所謂港灣なるものは則ち船寄せ塲を意味す。古賀氏が那覇の本店より回送する瀘船より荷役をするに必要なる艀舟、及び鰹漁船等の出入及び其の寄着きを便利ならしめんが爲め、古賀氏が多大の勞力と經費と、及び其の長き年月を經て、列島各嶼沿岸の各処に岩礁を開墾したるものにして、吾人は之れを其の将来竣成の後の状態を予測して列島の港湾と云ふ。

而かも今日半成期の塲合に於ては、寧ろ船寄せ塲と云ふを適当なりとせん。而して其の船寄せ塲＝港灣の大なるものは奥行き五六十間もあるべく、間口は拾有七八間もあるべし。内地形鰹漁船は其の出口の處に於て自由に且つ容易に回轉運動をなすを得るにより、其の大概は想像せらるべし。

〇尖閣列島と古賀辰四郎氏(八)

吾人は尖閣列島中各嶼の港灣を記する前、列島沿岸の一般形勢を紹介するにあらざれば、此の港灣の開鑿に対する古賀氏苦心の存する所と及び其の開鑿の必要に就き、江湖の想像に訴へんこと能はざるべしを信す。尤とも此の事に就ては、吾人が前？續々記するが如く列島各嶼の沿岸が一帶に、古代珊瑚礁を以て成れりとの一事を承知せるに於ては、沖縄本島内那覇附近沿岸に於ける珊瑚礁の状態より大體の想像は之を画くに難からざるべし。然れども右列島の珊瑚礁が上記のものよりは著しく隆起し且つ凸凹せると、而して又た其の前面の海中、浅瀬をなして

長く延ひ形成せられて、危険なる暗礁をなせるとは、港灣開鑿工事上、那覇附近の沿岸に仝性質のものを工作するに比すれば、遙かに難工事なるを豫じめ知り置くの必要あるべし。況んや右の礁上には山岳より崩れ來たれる怪石巨巖の各所に点在せるに於ておや、古賀氏が右の港灣工事を始むるに方りて、先づ是等の石を排去するに多大の苦心を費やしたる所以？として茲に在りとす。

吾人が親しく観察したる所によれば、仝列島の三嶼共、港灣なくては到底叶ふまじき地勢たるなり。其の理由は前記の如き珊瑚礁には刳舟ならざる限りは、他の船舶にして之れに近寄ること能はざる實情、之れを那覇附近のものに比し直ちに承認することを得る次第なるに拘はらず、其の盤岩が著しく隆起せると、浅瀬を爲せる部分の割合の遠長するとは、愈々以て列島經營者が荷物の運搬、人貨の上げ下りに絶大の不便を感するものにして、若し百倍の勇氣を鼓して敢て之を冒さんとするも、逆巻く瀬波と、浅瀬の爲めに多大の犠牲を払つて得る所は僅かに其の幾分なるべきや疑問なるべし。加之、古賀氏が列島經營上取扱ふ所の荷物と人貨と、年に月に増加、大嵩のものとなり来るに於て、刳舟の如き些細なるものに依頼すること能はざる状情の壓迫あるに於ておや。

故に古賀氏は茲に列島百年の基礎を定めんが為め？？として各嶼の根據地に對し、艀舟若くは鰹船の出入を自在に且つ安全ならしむる爲め、之れが港灣の開鑿にとは從事せり。而かも其の工事は前記の如き地勢に試みらるゝのみならず、其の設計の全部が全たく素人の手に依賴するものたるが故に、其工作及び設計上の變革せられたるもの一港灣を開くに對し幾數回の多きに達せりと云ふ。

吾人が實地見たる所のみによるも、南北小島に於ける港灣の開鑿の半ば成らんと欲して怒濤の為めに轉覆せられ、剰さへ其の附近全体の地勢に一大変化を與たへ、終に工事を廃絶し且つ他に便利の地点を撰定するの止むなきものありし趾跡を目撃し、轉た凄惨の感懐を禁し得ざるものありき。

斯くて其の右と仝様なる既成若くは半成の工事が、風濤の爲めに轉覆せられ、設計の變更せられたるもの、及び其の設計が全たく素人業に属するが故を以て、他に便宜の發見と共に全部を變更せられたる等は獨り南北小島のみならず、黄尾島にも之れあり、和平山にも之れありて列島二嶼沿岸の地点に古賀氏が港灣を以て風濤と激闘し、苦戰し、困戰若くは悪戰したる形蹟は歴々として之を指點せらるゝは、偶々以て氏が不屈不撓の精神が如何に雄壮なるを見るに足るべきのみならず、氏が港灣開鑿に対する熱心と困苦とを具さに吾人に物語るものにあらずや。

去れば吾人は今回初めての列島視察に於て、附近沿岸数十浬の見渡す限り鰹魚道の通せるを見て驚くよりも、南北小島に海鳥の大群を見て驚歎するよりも、古賀氏が列島に於ける經營上奮戰、苦闘の歴史の趾を視察して以て轉た感慨の多くを催し来るものなくんばあらず。嚮きに古賀氏は飲水を得んが爲めに之れと戰ひ、家屋を得んが爲めには、敷地の為めに盤石と戰へり。而して其の住居の安全を保護せんが爲めには、石垣を築き波浪に對して戰へり。斯くて其の苦しき各種の戰闘を續け居る傍ら、列島各嶼に一個若くは二個宛の港灣を得が為めに、以上の奮闘を続け来れりとせば、氏が列島經營の事業は奮闘の活歴史にして而かも其の隠忍耐苦、事業を

愛し、之れに熱心なる企業家たる仝氏の一大表彰たりと云ふべし。

吾人が實地視察したる所によれば、右の如き奮闘の結果たる列島中の港灣は、和平山に二個、黄尾島に一個、南北小島に一個あり。而して其の現在の有様は前段記するが如く、大約之れを通して奥行五、六拾間、間口拾七、八間はあるべし。然れども之れ只だ其の目に映したる所のみ。浅瀬を為したる長遠なる暗礁を開きて船舶を通せんが為め、且つ其の港内に内地形鰹漁船を入るゝに足るものたらしむる爲めには、狂瀾之に逆巻く、沿岸の開鑿上水深も又た之れに称ふものたらさるべからざるべし。去れば吾人が今茲に記する所は、只た其の目に映したる表面のことのみ。其の他に於て觀察眼を開くの要あるは素より云ふ迄もなし。

港灣開鑿に関する古賀氏の直話によれば、該工事は專らダイナマイトを以て爆破されたるものなりといふ。而して其の工事の担任者は元来素人なりしが、慣るに従ひ次第に熟練するに及びたりとのことなるが、右の港灣に對する未成事業は尚ほ多くを餘ませり。且つ古賀氏が之に対する希望は一層之を大規模となし、船舶の出入寄泊の安全を期するに在りと云ふことなるが、多くの勞力を費やし今後數年を要するにあらざれば之れが完成を見ること能はざるべし。

〇尖閣列島と古賀辰四郎氏(九)

以上記する所により列島に於ける古賀氏經營の大體骨子が那邊にあるかを紹介し得たりと信ず。則ち仝列島に於ける仝氏の經營方針は黄尾島に対しては開墾を試み、仝時に多量なる窒素肥料を採掘すること。和平山に對しては專ら漁業を試み兼ねて山林の開拓をなすこと。南北小島に対しては海鳥の保獲及び其の剥製且つ燐酸肥料の採収をなすこと。是等は列島經營の最大骨子なるべく想像せらるゝかなれども、此の他にも尚ほ目下試験中のものあり。則ち仝列島沿岸一帯に対して珊瑚の採収をなすこと、及び陸上天然の桑樹によりて養蚕業を営むこと。他は黄尾島中自然の地味を利用し、葉巻煙草の原料を耕作せば、マニラ産にも劣ることなき良葉を得るならんとは一行中恒藤博士の明言する所たりし也。去れば古賀氏が同列島に対する經營の将来は誠に多望多繁なるものありと云はざるべからず。

聞く所によれば、右の珊瑚採収に就ては愈々土佐より珊瑚網を買ひ來り試験的に行ひつゝありとのことなれば其の結果は期年ならずして明かなるべき歟。要するに這個絶海の孤島に事業を経営せんことは、千艱万苦の之れに伴ふものたる、豫じめ期しおかざるべからず。一敗數敗を以て意気を沮喪せんが如き薄志弱行の徒輩か容易に企て及ぶべからざるものたるは素より言明を要せず。

古賀氏が以上の如き豊富なる且つ其の将来の多望なる列島に対して經營の基礎を定めんが爲め、列島の各嶼に夫れ夫れ家屋住宅を構へ、飲料水を用意し、且つ港灣を開くに多大の困難に遭遇して顧みず、徐々として其の成効の歩武を進めつゝあるは、蓋し其の用意の尋常ならぬものあるが爲めなり。斯て吾人が列島事情を紹介する劈頭に於て豫じめ是等の大体を記するは、列島事業を概觀するに就き読者の便宜たるを信じたるが故なり。然るに右の列島事業の大體の圖取りは茲に概略を了へたり。吾人は更らに進んで其の内容の二、三を説明せんとするに方りて、尚ほ記せざるべからざるものあり。則ち南北小島に於ける海鳥の群集が如何に海洋面上の一大

壮観たるべきか之れなり。

抑も南北小島は古賀氏の事業たる製鳥部の本拠なりとす。而して其の南北に屹立せる此の両嶼に於ける群集の海鳥が人を恐れず、且つ其の地を愛し、彼等が如何に生息上の安全なる場所として是れを捨て去るに忍びさるものあるかは、實見者の奇感とする所なるが、恒藤博士の談話によれば全島露骨なる岩山にして樹木なく、雑草なきは彼等の最とも安全なりとする所なりと云ふ。此の奇異なる海鳥の生活は南洋諸島、南米地方皆なこの禿山岩骨の地に於て見るべしとのことなるが、是等の島嶼にして若し雑草樹木の生ずるに至れば、鳥群は他に離散するものなりと。而して其の然る所以は海鳥の性質として林に隠るゝものにはあらざる也。洪濶なる海天に鋭利なる羽翅を延ばし、以て其天然を終はるものなるか故に、彼等は飛揚に障はるものあるを好まざるによると也。

去れば今茲に吾人が見渡す限り海天遙かに魚道の上に帯をなし、飛舞翺翔せる數萬若くは數十萬の鳥群は素より彼等の常習に從へるものなり。波濤に揺られ、風に戯るゝ彼等海鳥の生活は實に其の天然を楽しむが爲なり。或は静かに或は急に、一上一下纈頑自在なる羽翼の姿は彼等が互に其の美を誇りとする所なるべし。尖閣列島旅行者にして、變化自在萬態千容の限りを尽くしつゝある是等海鳥の大群集を見たらんものは感興勃然として禁じ得ざるものなくんばあらざるべし。

斯くて其下には漫々たる海洋を処とし上に洪々たる蒼穹を家となし、飛去飛来する是等大群の海鳥は元来が渡り鳥に属して氣候によりて往来をなす。冬期に於て来るものあり。夏期に至りて来るものあり。氣候の往来と共に時を違へず去来する列島の海鳥には信天翁あり、梭鳥あり、籠鳥あり、鰹鳥あり、或はアジサシ、或は南洋鳥等なるが、其他にも常住島を離れざる諸鳥の和平山、黄尾島にあるもあり。然ども今ま是等は吾人の語らんと欲する所にあらざるが故に之を略するとして、古賀氏が事業の目的となりつゝあるは、信天翁、梭鳥、籠鳥、鰹鳥、アジサシ、南洋鳥の數種なりとす。信天翁は今まあらざりき。吾人の旅行中に目撃したる數種の海鳥は、前記梭鳥以下のものなりき。

斯くて其の是等無數の諸鳥が上記の如く海天の間に魚道を逐ふて翺翔自在の妙技に飽いては即ち來りて南北小島の禿岩に止まる。或は其の産卵期に至りて、此處に其の雌は伏するものたるが故に、吾人は今茲に南北小島の景況を記すに方りて、単に此の双対の両嶼に無數の鳥群あるとのみにては、未だ其の実況の全部を言ひ尽し得ざるものありと信じたるが故に吾人は其の列島に於ける鳥群の莫大なるを紹介せんが為めには、勢ひ以上海天飛舞の壮観を併はせて之を読者に告げさること能はざりし也。

蓋し古賀氏が製鳥部の目的は、單に南北小島に群来せるものゝみにあらずして他に尚ほ上記の如く海と天とを家とせる一大鳥群を共に經營中の予算に入れあるべければ也。而して是等は海鳥の性質として、必ずしも居るに陸を要せず、夜となく昼となく、波濤と蒼穹とを其の住居となすことを得る。食ふにも又は眠るにも波濤の褥に於てすることを得るものなるが故に、彼等が南北小島の禿山上に來るものは眠らんが爲めにもあらず、将た其の食せんが為めにもあらざる也。目下産卵中にある雌鳥の安否を見舞はんが爲め、且つ又た其の霄時をホームの楽しみに銷せんが

為め彼等の來往を見る。

別言すれば即ち南北小島に居るものは産卵期中の鳥の雌伏するもの、若し然らざれば、僅少の雄鳥、雌鳥の此處に在るものにして、此の部類以外の各鳥は皆な其の海天髣髴の間を彼等の家とせるものなり。而して其の古賀氏の製鳥部は專ら是等雌伏の鳥類を保護して、強健なる雄鳥の飛去飛来せるのを捕獲するにありとす。故に仝島に於ける鳥の原料は殆んど無尽蔵とも謂ふことを得ん。

〇尖閣列島と古賀辰四郎氏(十)

海鳥の保護と其の捕獲剥製を以て現今の主たる事業となされある古賀氏の南北小島の地形は、全部禿岩より成れる岩嶼が南と北との両方に並峙し居れり。製鳥部の本拠は南小島に構まへられ勞働者及ひ事務員此処に住し居れり。家屋や倉庫、製鳥場其の他港灣、貯水池も此処にあり。厳重なる石垣も此の本拠を保障すべく造られあり。

一切生活の条件は此の島に備へられありて古賀氏は是等の生活を維持するに適当なる衣食住に必要なる品々を備なへ居るのみならず、各種のプロビツシヨンは時々和平山よりも送遣せられ、那覇の本店、八重山の支店よりも送遣せらるゝと云ふ。

去れば此の岩骨の一小天地に生活する人民は、生活問題に就ては何等の苦勞なく其の日月を送りつゝあることなるが、彼等が製鳥に従事する方法と及び其の手際の駿速なるは頗る見るべきものあり。今ま茲に其大略を記さんに、海鳥を捕捉してより愈々其の半成品として製造し終はるまでには四人の手數を要す。

彼等の四人者は二人宛相並んで一卓を圍み腰掛に居す。其処に製鳥に必要なる薬品及びナイフ、詰め綿、紙片等は備なへられあり。一人先づ鳥の頭部を断し技工して其の次なるに渡せば、此処にて其の胴体の皮を剥き、更らに其の右前面の一人に渡す。此処にて両翼の皮は剥かれて、其の傍なるに次す。次者双脚の肉を抜き且つ技工して紙片を以て要所を掩ふ。之を称して仕上ゲと云ふ。

吾人の上陸したる日は製鳥部の休みなりしが故に古賀氏は態々之に命じて二拾四、五羽の海鳥を捕獲せしめ、此等技術の実際を見るを得せしめたり。斯くて其の勞働者の鳥を捕獲する様、恰も南米諸島人民の捕鳥の絵画を見るに異ならす。布もて袋したる捕蝶の袋様のものに、之れも同じく長き竹竿を据へ、群鳥乱飛の下に持ち行き、技工的手附きを以て之れを捕ふることをなす。一人之を捕らへ一人は之れを携袋に収む。更に他の一人は擬鳥を持して群鳥の心を誘ふ。未だ十分時ならずして既に二拾五、六を捉へ了せり。而かも其の行動の神速なるは歎称に値す。

斯の如くして造り上げられたるは素より半成品なり。古賀氏は此の半成の剥製品を數日、棚に収めて乾燥するを待ち、箱詰となし、舩に托して之を神戸、横浜等の外商の手に渡すとのことなるが、外商は又た之を本國に送致し、之れに色彩其の他の加工して市場に上ほすと云ふ。而して其の使途は專ら泰西婦人帽子の飾りに供せらる。

吾人が聞き得る所によれば、古賀氏が製鳥を初めたるは去る明治三十六、七年頃のことなりと云ふ。此の種製品の外國輸出品として國益となるは豫て知り居たることなから、職工を得ること能

はず。荏遷年月を送り居たりと也。而かも其の利源を眼前に控へて之れを収めざるは天物を叨りにするの感あり。愈實行に着手したるは上記の年頃なりと云ふ。

此の事に就き吾人多くを語るべき材料を有せり。其は古賀氏が製鳥を初めんとして斯業者間の猜忌に触れたることなり。而して其の職業を秘して断然之を知らしめざりし等は、仝氏が再び肝膽を碎くの原由とはなりしなり。古賀氏の實話によれば氏は此の職業閉鎖的行動に障害せられ、僅か計りの手蔓を見出しては彼処、此処に奔走して漸くにして十有五、六人を見出したりと云ふことなるが、此の間明治三十六年の上半期より大凡半歳の月日を、奔走探索に費やしたりと也。而して其の奔走の区域は北は北海道に及び、南は京坂地方に及び職工を求めんが為めに旅行を續けたり。偶々武州大宮在に一人を見出し渡航相談したるに、幾何高価の賃銭を払はんとするも応ぜざりき。蓋し此の尖閣列島の地か、一に無人島として知られ、專ら恐怖すべき所なりと感じたるか故なりと。

斯くの如くにして奔走探索の結果漸やく前記十六人の職工を見出したるは横浜にてありき。是等は皆な南洋帰りのものにして、外國向き製鳥を知ものなりしが故に古賀氏は喜んで雇人の契約を締結したりとのことなるが、其の時は既に明治三十六年の夏過き秋風涼しき頃なりしを以て、氣候大に後れ、海鳥他に散したるを以て、三十七年度よりして事業に着手すること〻なりぬ。其の間古賀氏が事業地に、鳥群の夥しきを伝へ聞くもの、若くは古賀氏より實地打ち明けての相談に与りたるもの、私かに之れが企業を想ひ立ち、夫れ夫れ資本主を語らひ、遙々琉球地方にまで潜行密謀して古賀氏が経営の裏を掻かんとしたるものあり。古賀氏の周密なる用意と、事業に対する天佑とにより、脆くも其の事の暴露して、古賀氏か茲に大量を以て是等一類の陰謀者を侍偶したる事實談あり。

世上人心陰謀奸計に巧みなるの有様歴々之を掌上に見るの感あり。吾人は之を記して實直なる企業家の参考として大に発明に資すべきものあれども、今は暫らく之を具体的に画き出すをば見合はせ置かんのみ。

〇尖閣列島と古賀辰四郎氏（十一）

明治三十七年より創始されたる、古賀氏の南北小島に於ける製鳥の事業が其の後如何なる発達を遂げたるやと見るに、其の製鳥工の人數は最初の十六人より今まは著しく増加せり。

而して其の事業が次第に経済的になりつ〻あるは、製鳥と同時に其の剥き取られたる鳥肉と骨とは之れを器械にて絞め、工業用の油を製し、 其の糟は之を肥料に製するの工夫が講せられたるによりて其の一般を知ることを得べし。

	三十七年	三十八年	三十九年
剥製	十三萬羽	拾六萬羽	二十四萬羽
鳥油	百六拾函	二百函	三百拾五函
肥料		四万三千斤	六万五千斤

左に三十七年以来の成蹟を記さんに、四十年度に於ては著しく膨脹して、剥製四十二万羽、鳥油四百七十函、鳥肉肥料十一万斤の多きに達せり。其の他年々數萬斤の鳥毛が輸出せらる〻は久しき以前よりのことたるが故に此処に贅せず。

以上の如き數萬若くは數十萬を以て數ふべき剥製の原料たる鳥類が、既に前より縷記したるが如き海天を家とせる海鳥たること云ふ迄もなき所なるが、吾人は尚ほ之れより進んで小島に於ける捕鳥場たり、且つ其鳥類の保護所たる各所の状況を記さんに、南小島には、專ら梭鳥の来り巣ふと云ふことにて、此の島にも捕獲所、保護場はありとのことなれども、吾人は之が實地踏査をなさゞりき。只た其の北小島には梭鳥初め各種の鳥類は雲霞の如く群集せり。而して專ら保護場として他人容易に之れに登るを許るさゞる規定にて、殆かも霊場の如く爾かなされあり。捕鳥は其の山中の某所に於てさるゝのみ。吾人が上陸したる爲め特別に右の霊場は開れたり。古賀氏自ら先導となり、山顛に上ることを得たるが、全山維れ石巖々として僅に數寸の雑草石間石間に生育せるを見る。鳥は其の雑草を褥となして産卵せるものあり。又は巖石の上に其の儘産卵雌伏せるもあり。

吾人の到るに於て粉々飛起つ有様は路花の風に吹かるゝに左も似たり。而かも敢て遠くに去らず、忽ちにして其の旧位地に伏することをなす。甚だしきは雛鳥を抱きたるもの、吾人が手もて其頸背を触るゝも嘴もて僅かに抗勢を示すに過ぎず。飛ばんともせざるものあり。人に慣れたりと云はんより寧ろ人の恐るべきを知らず。人家に飼はれたる鶏鴿の夫れよりも尚ほ人を疑ふことを知らざるによるなり。之れ單へに古賀氏が保護の其の道を得たるが故ならずと云ふことなし。

吾人の一行中一坪の面積中雌伏せる鳥の數を算へんと試みたるものあり。彼女等の飛び起つによりて卵の点在せるを概算したる所によるも、一坪の面積平均四、五十は之れあるべしと云へり。而かも此の面積に四、五十粒の平均は、總面積一方里内外の此の小島の全部到る処悉く皆な然らざるなしとせば、此処に雌伏せる鳥のみにても甚はた莫大なるを知るべきにあらずや。吾人が尖閣列島中の南北小島、黄尾島及び和平山に上陸し、視察したるは甚だ僅少の時間に過ぎざりき。而して其の観察眼の及ぶ所亦た甚だ浅薄皮想たるを免かれ得ざるものなくんばあらず。人にして若し仝列島の科学的觀察を聞かんと欲するものあらば、明治三十五年仝列島に旅行したる黒岩恒氏の紀文を一読あらば、地質、山相産物其他大凡のことは之を知ることを得ん。其の外旧大島島司たりし某氏により試みられたる南島探險記中にも多少は記されあるを見る。吾人は今ま是等の紀文若くは探險記以外古賀氏の列島事業に関するものを記さば大要以上にて尽せりと想像す。

只だ夫れ是等製鳥以外、開墾以外、漁業以外、燐酸窒素の肥料採掘以外、否な寧ろ古賀氏が是等の事業を創始若くは進行せしめんか爲め努力した事歴中、未だ尽さゞるもの、及び列島中操業上の内容、勞働者一般生活を記さんが為めには、尚ほ少しく記すべきものなからず。

(終)

⑧尖閣諸島における漁業資料〈台湾篇〉

『台湾の水産業：1921 年 2 月　台湾銀行調査課』より抜粋

臺灣之水産業

第二章漁業各論

第一節概況

本島漁業ハ氣候ノ關係上南北各其漁期ヲ異ニシ、北部ハ夏季、南部ハ冬季ニ活況ヲ呈ス。北部ニ於ハ基隆ヲ重要根據地トシテ多ク發動機船ヲ使用シ、南部ニ於テハ高雄ヲ主要根據地トシテ木造船又ハ竹筏多シ、即チ北部ノ重要漁業ハ鰹漁業、連子鯛漁業、鱶、鮪、旗魚、延縄漁業等ノ如キ發動機船ニ依ル漁業ニシテ、從業者モ亦内地人比較的多キニ反シ、南部ニ於ハ鱶、旗魚、眞鯛、鰆ノ漁獲ニハ發動機船ヲ使用スルモノアリト雖、多クハ木造船又ハ竹筏ニシテ從業者ハ本島人大部分ヲ占メ、北部ニ比シ魚族モ亦多シ試ニ臺南及高雄州ニ於ケル漁獲物中主要ナル數種ノ最近三箇年漁獲高ヲ類別表示スレハ左ノ如シ。

種　類	漁　期	大正 6 年		大正 7 年		大正 8 年		從業者
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	
鱶	9 月-翌 4 月	577	64	584	61	552	92	主トシテ内地
旗　魚	10月-翌4月	318	61	456	89	395	113	人ノ漁業
鮪	9 月-翌 4 月	214	34	133	34	202	54	同
鯛	同　上	92	19	82	26	86	34	同
鰆	2 月-4 月	272	54	228	61	155	59	同
鰡	12 月	729	68	640	102	606	120	本島人多シ
鰮	2 月-4 月	274	23	158	20	515	45	本島人漁業
鯵	同　上	142	13	132	19	304	59	本島人多シ
?	5 月-7 月	215	15	215	25	323	45	同
其　他		2,732	265	8,695	597	3,472	841	同
合　計		5,565	618	11,323	1,034	6,610	1,462	

右ノ内、鱶、旗魚延縄ニハ多ク石油發動機船又ハ内地木造船ヲ使用シ内地人ノ從業ニシテ鱶流網ハ本島人ノ漁業ナリ更ニ南部ニ於ケル從業船數及從業者ヲ表示スレハ左ノ如シ。

年次	發動機船	内地木造船	竹筏	本島人	内地人	從業者計
大正 8 年	34	143	2,706	6,278	264	6,542

大正 7 年	35	141	2,688	6,158	522	6,680

第二章漁業各論

第二節鰹漁業

一、漁況

前述ノ如ク本島漁業ハ近年著シク其ノ地歩ヲ進メタルカ、就中基隆ヲ根據トスル鰹漁業ハ明治四十三年ノ創始以來、長足ノ進歩ヲ遂ケ殊ニ大正五年ノ豊漁以來一層活況ヲ呈シ從業船ハ増加シ、鰹節工場ハ擴張セラレ、又漸次遠海ニ出漁スルニ至リ漁獲高亦増加シテ大正八年ニハ五十萬貫ヲ算セリ。之ヲ大正七年ノ四十一萬貫ニ比スレハ九萬貫、即チ約二割強。大正六年ノ二十六萬貫ニ比スレハ二十四萬貫、即チ約九割ノ増加ナリ。從業船ハ大正七年最モ多ク二十八隻ヲ算シ、同八年ニハ三隻ヲ減シテ二十五隻トナリタレトモ、六年ノ二十一隻ニ比スレハ、尚四隻ノ増加ナリ。更ニ平均一隻當ノ漁獲高ヲ見ルニ大正七年ハ一萬三千五百貫、同六年ハ一萬二千六百貫ニシテ七年ト六年トハ殆ント伯仲ノ間ニアルモ、大正八年ニハ二萬九十貫ニ増加シ、大正九年ハ七月迄ノ状況ヲ見ルニ從業船ハ僅カニ十六隻ナルモ、其ノ漁獲高頗ル多クシテ三十萬貫ヲ算シ、八月及九月ノ近海漁況ニ微スレハ、終漁期迄ニハ優ニ五十萬貫ヲ越ユル見込ナルヲ以テ一隻當漁獲高ハ更ニ激増シテ、三萬貫ヲ超過スルニ至ルヘシ。

而シテ、現今斯業ニ從事シツツアル主ナル會社ハ、臺灣水産株式會社、臺灣漁業株式會社、南部臺灣海産株式會社、海陸産業株式會社等ニシテ、個人トシテハ吉井治藤太氏外三名ナリトス。

漁夫ハ宮崎縣ヨリ雇入レツツアリテ、初漁期前旅費ヲ送付シテ渡臺セシメ、終漁ト共ニ歸國セシムルヲ常トシ、普通一箇月ノ給料二十七圓ニシテ食料ハ現品ヲ給與(見積リ價格約十二、三圓乃至十五圓)シツツアリ。尚、其ノ他斯業奨励ノ主旨ヲ以テ歩合金制度ノ設アリテ、漁獲高ノ一割ヲ價格ニ見積リテ交附シツツアリ。普通十貫目ニ對シ、鰹五銭、惣田鰹三銭、鮪四銭ノ割合ナルモ、魚價ノ高低ニ因リテ歩合金額ニモ差異ヲ生スルハ勿論ニシテ、本年八月上旬吉井工場ニ於テ調査シタル所ニ依レハ、當時同工場ニ於テハ鰹十貫目ニ付キ八銭ノ歩合金ヲ與ヘタリト云フ。

試ニ明治四十三年以降本年迄ノ各年漁獲高及從業船數竝ニ本年八月現在ノ從業者及所属船數ヲ表示スレハ左ノ如シ。

○鰹漁船及漁獲高表

年　次	漁船(隻)	漁獲高(貫)
明治四十三年	4	72,600
同　四十四年	8	59,360
大正元年	15	129,679
同　二年	8	143,663
同　三年	7	97,449
同　四年	8	288,077
同　五年	16	549,837

同　六年	21	240,000
同　七年	28	380,012
同　八年	25	507,324
同　九年(七月迄)	16	300,000

大正九年八月現在ノ従業者
及所属従業船數左ノ如シ

臺灣水産株式會社	2 隻
臺灣漁業株式會社	3 隻
臺灣海産株式會社	2 隻
臺灣海陸産業株式會社	2 隻
吉井　治藤太	2 隻
福島　清志	1 隻
西村　多郎助	2 隻
桝田　幸吉	2 隻
計	16 隻

更ニ大正七八年ニ於ケル船別漁獲高及専属工場竝ニ數種漁船ノ漁獲日数ヲ掲ケテ漁況ノ一斑ヲ窺ハントス。

○船別漁獲高表(大正七八年)

船　名	船　主	大正七年	大正八年	専属工場
やつぎ丸	臺灣水産會社	9,468(貫)	15,707(貫)	(※この部分は長文の為、紙面の都合上、略する)
めじま丸	同	13,671	22,102	
光洋丸	同	19,135	10,134	
千嶋丸	同	—	49,570	
飛龍丸	同	3,496	—	
基興丸	同	6,007	—	
海東丸	臺灣漁業會社	16,375	27,380	
彌生丸	同	17,790	13,640	
來福丸	同	—	25,444	
海西丸	臺灣漁業會社	12,207	—	
大豊丸	臺灣海陸産業會社	19,456	18,598	
惠比濤丸	同	19,371	22,603	
臺洋丸	南部臺灣海産會社	12,381	18,465	
開洋丸	同	13,509	16,850	
清　丸	吉井治藤太	10,687	—	

秀　丸	同	34,447	32,838	
南海丸	同	12,882	—	
飛龍丸	同	—	39,876	
繁　丸	同	—	11,362	
漁成丸	川勝富四郎	—	6,529	
第二日秀	同	6,880	—	
丸	同	9,369	—	
第五日秀	同	5,728	—	
丸	西村多郎助	29,164	—	
第七日秀	同	17,899	4,702	
丸	同	—	18,754	
観音丸	同	—	30,840	
第一長榮	小野原千松	20,435	13,377	
丸	同	8,487	12,011	
第二長榮	土岐虎九郎	21,197	9,983	
丸	田中庄吉	6,964	—	
第三長榮	桝田幸吉	16,424	—	
丸	同	—	22,426	
若蛭子丸	同	—	11,472	
漁蛭子丸	同	14,623	8,413	
吉備丸	福島清志	22,454	24,214	
達磨丸	松永辰之助	14,991	—	
加茂丸				
幸運丸	七年二十八隻	417,507		
大運丸	八年二十五隻		507,310	
日吉丸				
幸榮丸				
先明丸				
合計				

○吉備丸漁獲日表(大正七年)

月日	尾數	貫數	漁　場		月日	尾數	貫數	漁　場
07/04	291	262	與那國		09/03	1,672	942	與那國
07/07	484	556	同		09/07	31	23	近　海

07/10	723	654	尖閣列島		09/08	70	70	同
07/11	834	967	近 海		09/09	270	261	同
07/14	820	620	與那國		09/21	128	137	同
07/17	526	533	同		09/22	1,421	2,198	同
07/20	1029	586	火焼島		09/23	1,347	1,885	同
08/02	309	155	近 海		09/25	102	129	同
08/05	1676	1,020	同		09/29	189	231	同
08/08	973	654	火焼島		10/14	1,197	1,598	同
08/09	180	140	近 海		10/17	244	283	同
08/11	396	500	同		10/20	2,319	1,504	同
08/17	615	718	同		10/21	662	722	同
08/18	1495	682	同		11/05	725	782	同
08/21	786	766	同		11/20	655	731	同
合計 21,169 尾 20,333 貫								

○若蛭子丸漁獲日表(大正七年)

月日	尾數	貫數	漁 場		月日	尾數	貫數	漁 場
06/26	184	185	與那國		08/29	117	153	近 海
06/30	59	73	同		08/30	略	略	同
07/04	1139	738	同		09/05	424	210	蘇澳瀬
07/07	85	63	同		09/07	246	262	近 海
07/10	1,067	542	同		09/10	262	482	同
07/13	322	323	同		09/16	279	346	同
07/16	456	456	尖閣列島		09/19	304	321	同
07/18	630	815	與那國		09/24	620	901	同
07/20	786	1,008	同		09/25	411	178	蘇澳瀬
07/22	1,243	1,529	同		09/28	930	1,113	同
07/26	1,157	1,072	同		09/29	215	270	同
08/01	680	843	近 海		10/10	525	676	同
08/04	略	略	同		10/12	2,197	2,707	同
08/08	825	986	與那國		10/15	587	791	同
08/11	708	902	近 海		10/21	1,002	1,192	同
08/20	350	561	尖閣列島		10/22	540	846	同
08/22	154	183	同					
合計 19,627 尾 22,325 貫								

○臺洋丸漁獲日表(大正七年)(※尖閣諸島へは出漁していないため略)

○開洋丸漁獲日表(大正七年)

月日	尾數	貫數	漁　場		月日	尾數	貫數	漁　場
06/15	761	428	火焼島		07/22	1,311	1,058	赤尾嶼
06/19	620	285	同		07/25	765	876	同
06/22	624	315	同		08/04	781	444	同
06/25	808	398	同		08/08	2,181	2,013	同
06/29	16	112	與那國		08/11	1,896	1,963	同
07/06	784	778	赤尾嶼		08/18	1,854	1,784	同
07/08	421	501	同		08/22	727	714	同
07/11	1,949	1092	同		09/03	404	274	與那國
07/15	1,042	1,080	同		09/06	709	404	同
07/18	674	726	同		09/08	486	337	同
合計　18,766 尾　15,610 貫								

○惠比丸漁獲日程表(大正七年)

月日	尾數	貫數	漁　場		月日	尾數	貫數	漁　場
06/02	416	339	與那國		07/18	1,292	737	火焼島
06/10	589	376	火焼島		07/22	1,083	983	赤尾嶼
06/13	854	429	同		07/27	1,197	849	？山島
06/18	1,687	913	同		08/03	2,734	1,533	火焼島
06/21	2,774	1535	同		08/05	1,356	832	同
06/28	1,318	678	同		08/08	1,451	827	同
07/04	1,139	1,077	同		08/11	783	719	赤尾嶼
07/07	2,105	1,609	同		08/14	1,470	985	火焼島
07/09	1,690	826	同		08/17	976	626	同
07/12	268	264	與那島		08/19	80	56	蘇澳瀬
07/15	1,803	1,023	火焼島		08/22	2,338	1,423	火焼島
合計　29,403 尾　18,642 貫								

○彌生丸漁獲日表(大正七年)

月日	尾數	貫數	漁　場		月日	尾數	貫數	漁　場
06/12	640	356	火焼島		08/05	1,502	917	火焼島
06/16	375	465	與那國		08/08	1,089	619	同
06/21	637	333	火焼島		08/12	1,032	838	蘇澳新曾

06/24	160	128	赤尾嶼		08/16	3,909	1,785	根
06/28	633	396	同		08/18	1,175	518	同
07/04	980	625	與那國		08/21	777	886	同
07/07	1,029	611	赤尾嶼		09/03	278	152	赤尾嶼
07/10	394	494	與那國		09/08	104	90	與那國
07/15	632	449	赤尾嶼		09/09	192	193	近 海
07/17	514	495	尖閣列島		09/10	80	93	同
07/20	915	1,103	同		09/19	452	496	同
07/28	291	267	近 海					同
合計 17,790 尾 12,315 貫								

○めじま丸漁獲日表(大正八年)※単位は貫

月日	鰹	鮪	漁 場		月日	鰹	鮪	漁 場
05/27	1,074	177	盲曾根		07/15	1,002	—	近 海
05/29	784	87	同		07/16	—	—	漁獲ナシ
06/02	960	39	同		07/23	327	—	盲曾根
06/04	930	59	同		07/24	451	84	同
06/06	906	35	同		07/26	283	—	同
06/07	1,158	—	同		07/30	90	—	近 海
06/08	567	—	同		08/02	265	—	與那國
06/11	478	9	同		08/04	1,068	361	同
06/15	24	—	魚釣島		08/06	475	—	同
06/22	990	42	同		08/17	823	286	盲曾根
06/27	1,270	—	盲曾根		08/18	166	—	近 海
07/01	495	23	同		08/20	381	13	與那國
07/02	446	151	同		08/31	1,099	—	近 海
07/05	212	13	同		09/06	371	5	與那國
07/08	1,456	156	同		09/08	—	—	漁獲ナシ
07/10	1,270	—	同		09/11	12	—	與那國
07/12	428	—	同		09/18	323	—	近 海
07/13	582	—	近 海		09/20	12	—	與那國
合計 鰹:21,174 貫 鮪:1,544 貫								

○やつき丸漁獲日表(大正八年)

月日	鰹	鮪	漁 場		月日	鰹	鮪	漁 場
06/03	608	45	盲曾根		07/27	175	—	近 海

06/05	487	—	同		08/02	388	—	漁獲ナシ
06/07	457	—	同		08/10	290	—	盲曾根
06/10	189	24	同		08/16	798	—	同
06/14	788	—	同		08/17	502	—	同
06/17	822	—	同		08/19	171	—	近　海
06/20	1,173	—	同		08/23	830	—	與那國
06/22	667	—	同		08/30	100	—	同
同	590	136	魚釣島		09/04	252	80	同
07/03	—	—	同		09/05	869	46	盲曾根
07/07	576	—	盲曾根		09/09	625	—	近　海
07/09	309	—	同		09/10	186	—	與那國
07/11	556	—	同		09/16	32	—	近　海
07/14	55	—	同		09/26	84	16	與那國
07/19	382	—	同		09/28	465	—	漁獲ナシ
07/24	602	—	同		09/29	338	—	與那國
合計　鰹:14,965 貫　鮪:349 貫								

備考　右表中船別漁獲高ト漁獲日表合計ト符合セサルハ、前表ノ漁船中ニ僅少ノ惣田鰹及鮪ヲ含ムモノアルニ因ル。

二、漁場及漁期

明治四十三年創業當時ノ漁場ハ僅ニ基隆島五浬ノ圏内ニ限ラレタリシカ、其ノ翌年ニハ鼻頭格ヲ中心トシテ三十浬ノ圏内ニ達シ、大正五年ニハ遠ク赤尾嶼附近ニ出漁シ、逐年漁場ハ擴大セラレテ現今ハ大略遠海近海ノ二漁場ニ區分スルコトヲ得、遠海漁場ハ即チ、火焼島、與那國、新曾根、盲曾根、赤尾嶼、蘇澳沖合等ニシテ、近海漁場ハ基隆島以南、鼻頭角二十浬ノ沖合ナリトス。而シテ鰹群ノ存在スル場所ノ一定スルト否トニ由リテ、瀬付ト洄游ノ二漁場ニ區別セラレ、前者ハ即チ一定ノ瀬ニ鰹群ノ來游スルモノニシテ、其瀬ニ至レハ常ニ鰹ヲ漁獲スルコトヲ得ルモ、後者ハ移動スルヲ以テ時ニヨリ其ノ場所ヲ異ニス。本島遠海漁場ハ多ク瀬付漁場ニシテ、尖閣列島、赤尾嶼、新曾根、盲曾根、等ハ皆之ナリ。洄游漁場ハ多ク近海ナリ。

漁期ハ斯業創始當時ハ六月ヨリ八月ニ至ル三箇月ナリシカ、大正五年ニハ五月十六日ヨリ十一月七日ニ至ル六箇月ニ亘リ、大正七年ニハ四月十日ニ始マリ十一月二十日ニ終リ、大正八年ニハ四月十日ニ始業シテ十月二十六日ニ終漁セリ。然レトモ、多クノ漁船ハ五月始業シテ十月中旬終業スルヲ普通ト爲シ、盛漁期ハ六、七月ノ兩月ニシテ就中六月下旬ヨリ七月中旬ニ亙リテ最活況ヲ呈スト云フ。(後略)

『台湾近海海洋調査報告第二報』1924.3 月臺灣総督府殖産局より抜粋

海洋觀測點圖(附)

第一章横断觀測

(省略)※西表島～魚釣島横断観測

四、北部漁況

大正九年(※紙面の都合上、尖閣諸島に出漁した記載のある月及魚種のみ抜粋)

	魚種	上 旬	中 旬	下 旬

7 月	鰹	月初メ荒天ノ爲出漁セス 4 日ヨリ火焼島漁場？ヒ一航海 1 千貫ノ漁獲アリ 9 日ヨリ鼻頭角及三貂角ノ近海好漁	13 日迄近海好漁 14 日以後漁獲減ス尖閣列島モ同シ	20 日ヨリ天候不良ニシテ休漁 28 日天候恢復シ尖閣列島好漁

大正十年

5 月	鰹	餌料豊富天候順調ナルモ餌付不漁ノ爲毎航 5-600 貫ノ漁獲ニ過キス主ナル漁場？曾根	餌付依然不漁魚群稀薄僅ニ與那國島方面好況	與那國島及赤尾嶼餌付良好、漁況復活他漁場ハ不振
8 月	鰹	1 航 1 隻漁獲 200 貫ヨリ 5-600 貫	好漁漁場近海及遠海最多漁獲 1 千貫	近海不況尖閣列島好漁
9 月	鰹	與那國島尖頭諸島好漁漁獲 500 貫ヨリ 1 千貫	魚群消散ノ傾向アリ	漁獲ヲ減シ月末出漁船ナシ

大正十一年

5 月	鰹	蘇澳瀬盲曾根方面ニ魚群洄游濃厚ナリ	尖閣列島與那國島方面好漁	漁獲 7-800 貫八重山及尖閣列島ニ洄游多シ
6 月	鰹	盲曾根蘇澳尖閣列島好漁 500 貫ヨリ 1 千貫ノ漁獲	尖閣列島赤尾岐方面好漁	尖閣列島與那國島方面好漁
7 月	鰹	好漁(與那國島及尖閣列島)	鼻頭沖ニ洄游シ 1 千貫以上ノ好漁魚體 7-800 匁	尖閣列島好漁
10 月	旗魚	盛漁期ニ入ル 32 隻出漁蘇澳沿岸及尖頭諸島ニ漁獲多シ月中総漁獲 8 萬 8 千斤	—	—
12 月	旗魚鱶	好漁從業船 52 隻彭佳嶼及尖閣列島ヲ漁場トス	仝上	仝上

(中略)

第三章、漁況調査

大正十一年一月ヨリ全島主要漁業地ニ嘱託員ヲ置キ主要魚族ノ漁況ヲ旬別ニ調査シ漁期ノ長短遅速漁況等ヲ例年ニ比較シ更ニ進ンテハ海況トノ關係ニ就テモ其影響ヲ調査セントセリ。―

(中略)

一、主要漁業概況

(略)

(五)旗魚 ※根拠地基隆のみ抜粋

	基 隆
漁 期	自 6 月中旬至翌 5 月上旬
盛漁期	自 11 月上旬至 12 月下旬
最高漁獲高	―
從業船	45 隻
主漁場	魚釣島、盲曾根、與那國、彭佳嶼、蘇澳沖合
漁 況	―
漁具、漁船	機船、延縄及曳縄

(六) 鰹(基隆及蘇澳)

漁 期	自 4 月 2 日至翌 10 月 19 日
盛漁期	自 6 月至 8 月
最高漁獲高	3,856 貫(8 月 4 日魚釣島)
從業船	18 隻
主ナル漁場	尖閣列島、火焼島、近海、與那國島、八重山列島
漁 況	例年ニ比シ好漁―

『臺灣近海海洋調査報告第三報』1924.8 月台湾総督府殖産局より抜粋

第一章、海況

(略)

第二章、漁況

(中略)

三、鰹棲息場ノ海況

今水産試験船緑丸鰹漁業試験ノ結果ニ微スルニ鰹群ノ游泳ヲ認メタル漁場水温ノ範囲ハ試験期間七、八、九、三ヶ月ニシテハ最高 29.8 度最低 26.8 度比重ノ最高ハ 25.84 最低ハ 24.05 ナリ尚詳細ハ第一表ノ如シ釣獲ノ多寡ト水温ノ關係ヲ見ルニ漁獲多カリシ点ノ水温ハ同時期漁場各所ノ平均水温ニ比シ幾分高温ナル傾向ニアルモ記録乏シキヲ以テ明確ナラス、時期ニヨリテ何度以上ノ水温ナラハ必ス魚群多シ或ハ餌付良好ナリト論断シ難シ然レトモ之ト反對ニ甚シク低温ナル場合ハ第一表備考記載ノ如ク魚群ヲ見サル場合アルヲ以テ概シテ表面水温ノ低下ハ釣獲ニ不利ニシテ高温ハ好漁ノ傾向ヲ示スヲ普通トス。

極端ナル高温カ漁獲ニ悪影響ヲ及ホスコトナキハ第一表ニ於テ諒解スルヲ得(イ、ロ)、又七、八、九月ノ期間 28 度以下ノトキハ漁況不良ナルハ第二表ニヨリテ判明スルモノアリ(ハ、ニ、ホ、ヘ、)

第一表、鰹漁場ノ水温比重範圍

大正十二年

月	最高水温	最低水温	最高比重	最低比重
7 月	(イ)29.8・與那國島西北 14 日正午	27.0・魚釣島、8 日午前 7 時	25.66・赤尾岐 9 日午前 8 時	24.05・鼻頭沖 18 日午後 1 時 10 分
8 月	28.2・與那國島附近 28 日午後 2 時 20 分	27.0・火焼島 21 日正午	25.48・鼻頭角 21 日正午	25.10・赤尾岐 28 日午前 11 時 50 分
9 月	27.7・鼻頭沖 7 日午前 10 時	鼻頭沖 7 日午後 2 時	24.51・鼻頭沖 7 日午前 10 時	24.41・鼻頭沖 7 日午後 2 時

大正十一年

月	最高水温	最低水温	最高比重	最低比重
7 月	(ロ)29.4・蘇澳瀬 27 日正午	27.7・鼻頭沖 9 日午前 8 時 15 分	25.84・蘇澳瀬 27 日正午	25.48・鼻頭沖 9 日午前 8 時 15 分
8 月	29.5・火焼島 6 日午前 10 時	26.8・錦花岐 14 日	25.68・三貂角沖 24 日及 7 日	25.11・火焼島 6 日午前 8 時

第二表、一漁場中一回最多漁獲

七月

釣漁獲時					漁場平均	
日	操業時間	漁 場	尾数	水温	比重	水温	比重
7 日	PM3:00	鼻頭沖	60	28.5	24.85	28.3	24.88

8 日	PM6:00~ 8:15	魚釣島 附 近	—	魚群多シ餌ニ付ズ (ハ)		27.2	25.26
8-9 日	PM3:00~ AM8:00	赤尾岐 附 近	200	28.0	25.46	28.0	25.47
14 日	AM6:00~ PM2:00	與那國 附 近	—	魚群アルモ魚足早 シ		29.1	25.37
15 日	AM6:00~ AM10:00	西表島 南 方	130	28.3	25.37	28.5	25.31
17-18 日	AM6:20~ PM11:00	鼻 頭 三貂角沖	24	28.0	24.05	28.1	24.34
21 日	AM9:00~ PM1:15	與那國 附 近	220	28.8	25.05	28.7	25.09
22 日	AM7:30~ 10:00	宮 古 石垣間	70	29.0	25.11	28.8	25.17
29-30 日	AM11:45~ 8:40	與那國 南 方	80	29.3	25.54	28.8	25.48
平 均				28.6	25.06	28.5	25.11

※八月、九月分は尖閣諸島出漁の記載がないため略

四、鰹漁場ノ變遷

鰹漁船船主ヨリノ漁獲日表ヲ参照シテ一回ノ出漁千五百尾以上ノ出漁回数ヲ漁場別及旬別ニ區分シ作製シタル別表ニ由リ考フルニ一回千五百尾以上ノ漁獲ヲ擧ケタル出漁回数二十八隻分合計ハ二百四十六回ニ及ヒ、之ヲ漁場別ニ見レハ尖頭諸島(黄尾嶼、赤尾嶼、魚釣島ヲ含ム)第一位ニアリ、與那國方面之ニ次ク。

今概括的ニ漁場ト其盛漁ノ期間ヲ列記スレバ〈近海〉ハ六月下旬ヨリ八月中旬迄〈尖頭諸島〉ハ五月中旬ヨリ八月ニ及ヒ〈蘇澳ノ瀬〉ハ殆ント四月中、〈盲曾根及與那國方面〉ハ殆ント漁期中ヲ通シ時々好漁アルモ就中四、五兩月好漁〈火焼島〉ハ七月中好漁、以上漁況ハ本年ノ海況ニ順應セルモノアルヘキモ各漁場ノ性質ノ異ナル處ヲ知ルヘシ。近海好漁ノ夏季ニアルハ暖流ノ同時期ニ西進スルト一致シ四月蘇澳ノ瀬ノ好漁ハ大體四月暖流本島ニ接近ノ時期ト符合シ、與那國方面ノ漁期長キハ蘇澳沖暖流ノ位置如何ニ拘ラズ與那國以東ヲモ通過スヘシト認メラルヽ事實ト併セ考慮スヘシ。與那國以東大洋ノ眞相ニ就テハ鰹鮪漁場擴張ノ意味以外暖流本幹ノ實体ヲ詳ニスル爲定期調査ノ必要痛切ナルモノアリ。

尚一航海最高漁獲ハ火焼島、盲曾根、赤尾嶼ニ於テ夫々約七千尾ニ近キ漁獲ヲ擧ケタリ。

大正十二年一回出漁鰹一千五百尾以上漁獲回數漁場別比較

月/漁場	近　海	尖頭諸島	蘇澳ノ瀬	盲曾根及與那國	火燒島	計
四月　上旬	—	1	1	3	—	5
四月　中旬	—	9	9	10	—	28
四月　下旬	—	3	3	2	—	8
五月　上旬	—	—	—	13	1	14
五月　中旬	—	20	—	15	1	36
五月　下旬	—	16	—	12	—	28
六月　上旬	—	14	—	4	—	18
六月　中旬	1	29	—	5	1	36
六月　下旬	6	11	—	1	1	19
七月　上旬	3	6	—	5	6	20
七月　中旬	1	3	—	1	2	7
七月　下旬	2	3	—	—	4	9
八月　上旬	—	4	—	2	1	7
八月　中旬	6	—	1	1	—	8
八月　下旬	—	—	—	—	—	—
九月　上旬	1	—	—	—	1	2
九月　中旬	—	—	—	1	—	1
九月　下旬	—	—	—	—	—	—
十月　上旬	—	—	—	—	—	—
十月　中旬	—	1	—	—	—	1
十月　下旬	—	—	—	—	—	—
計	20	120	14	75	18	247

五、鰹漁況豫報ノ成績

大正十二年ハ海況ノ變化殊ニ甚タシキモノアリ、實驗ニヨルニ四五日ノ經過ニヨリ海況ニ大ナル變動ヲ生スルニ微シ、一觀測ヨリ推論スヘキ漁況豫報モ大體論ノ範圍ニ止ルヘキハ已ムヲ得サル處ナルモ漁況豫報ハ漁場ノ推移ニ對シ多少指示シ得ルモノアルヲ信ス。

今鰹漁期ノ盛期ニ當リ臺北州漁況旬報或ハ新聞紙上ヲ通シ發シタル豫報ト其後ノ漁況ノ實際トヲ對照シ其成績ヲ顧ミレバ左ノ如シ。

(一)、豫報(六月下旬)

魚釣島及與那國島方面洄游多カルヘシ

漁況(六月下旬)

近海魚釣島赤尾嶼漁況活發

漁況(七月上旬)

火焼島魚釣島好漁但シ各漁場トモ漁況不定

(二)、豫報(七月上旬)(十日鰹漁船主會ニテ)

目下ノ不漁ハ低温ニ基因スルモ遠カラス高温ニ變スヘシ

右ニ對スル其後ノ海況ヲ見ルニ依然平均水温平年ヨリ低ク年末ニ至ルモ此傾向ヲ脱セス、部分的好漁ヲ算へ得ルモ全般ヲ通シ不漁

(三)、豫報(七月下旬)

與那國一帯ノ漁場魚群多カルヘシ

漁況(七月下旬)

近海魚群散在餌付不良、主漁場火焼島與那國島赤尾嶼

漁況(八月下旬)

漁場、與那國及尖頭諸島ヲ主トス、餌付良好、一時近海ニモ來游ス

(四)、豫報(九月上旬)

水温上昇順調ナラス、鰹ノ洄游惡影響アルヘキモ例年ニ比シテハ海況特別異常ナキヲ以テ漁況ニ及ホス支障著シカラサルヘシ

漁況(九月上旬)

近海及火焼島好漁

漁況(九月中旬)

盲曾根好漁

(後略)

『台湾事情:大正五～十五年』1916～1926 年
台湾総督府編より尖閣諸島に関する記述を抜粋

○大正五年:台湾事情より抜粋
第八章　水産 (略) 水産試験成績概要　ヲ擧クレハ左ノ如シ イ　漁撈試験 (中略) 10、鰹釣漁業試験 明治四十三年迄ノ鰹漁場ハ近海ニ局限サレタルモ本船ノ試験調査ノ結果尖閣列島及

與那國島ニ至ル間ニ漁場ヲ擴張スルニ至レリ。
(後略)

○大正六年:台湾事情、大正五年と同文のため略

○大正七年:台湾事情より抜粋

第九章　水産
(略)
二　水産試験成績概要　ヲ擧クレハ左ノ如シ
イ　漁撈試験
(中略)
10、鰹釣漁業試験
明治四十三年迄ノ鰹漁場ハ近海ニ局限サレタルモ本船ノ試験調査ノ結果北ハ尖閣列島東南ハ火焼島及與那國島ニ至ル間ニ漁場ヲ擴張スルニ至レリ。
(後略)

○大正八年:台湾事情、大正七年と同文のため略

○大正九年:台湾事情より抜粋

第九章　水産
(略)
二　水産試験成績概要
※台湾事情、大正七年と同文のため略
四　重要水族ト其ノ分布
南方「バタン」列島ノ東部ヲ洗ヒ來ル暖流ハ本島ノ南端ニ於テ分岐シ其ノ本流ハ本島ノ東岸ヲ北上シ分流ハ西南部ヲ洗ヒ澎湖列島東吉嶼附近ニテ漸次南下海流ニ壓セラレ次第ニ其ノ勢ヲ減殺サルルモノノ如ク重要水族ノ分布之カ爲ニ支配セラルルモノ多シ試ニ其ノ種族ト漁場方面トテ示セハ左ノ如シ

和　名	臺灣名	漁　場
鰹	卓？	主ニ蘇澳沖合ヨリ與那國島附近其ノ他先告列島火焼島

(後略)

○大正十年:台湾事情より抜粋

第十七章　水産
(略)
第四節　水族
二、鰹
主要漁場としては、餌を得るの便より蘇澳と與那國島間竝に尖頭諸島を擇ぶ。南部海面は餌料乏しく漁業發達せず。

(後略)
○大正十一年：：台湾事情、大正十年と同文のため略
○大正十二年：台湾事情より抜粋
第十六章　水産 (略) 第三節　水族 一、海産水族 (二)、鰹の主要漁場は、鼻頭角、三貂角沖の近海、蘇澳沖、先閣列島、八重山諸島、與那國島及び火焼島とする。南部海面は餌料乏しく鰹漁業發達せない。 (後略)
○大正十三年：台湾事情、大正十二年と同文のため略
○大正十四年：台湾事情より抜粋
第十六章　水産 (略) 第三節　水族 一、海産水族 (二)、鰹の主要漁場は、彭佳嶼沖合、鼻頭角、三貂角沖の近海、蘇澳沖、先閣列島、八重山諸島、與那國島、火焼島及紅頭嶼である。南部海面は餌料乏しく鰹漁業發達せない。 (後略)

⑨高知県・鹿児島県水産試験場事業報告抜粋集

大正 5 年度高知県水産試験場事業報告より抜粋

漁撈部

縣外漁場探檢(鹿兒島、沖繩、台灣)

(中略)

・第三區沖繩附近:

コノ區域ハ沖繩縣ノ管轄ニ属スル諸島嶼ノ近海ニシテ著シク熱帶性ヲ帶ビ各島嶼ノ周圍ハ珊瑚礁ヲ以テ？繞セラレ河川ノ注入スル附近ハ淡水ノタメ珊瑚礁形成セラレズ天然ノ良港ヲナス所甚ダ多シ其ノ水産物モ亦総テ熱帶性ノモノ多ク鰹、鱶、鮪、烏賊飛魚及磯付ノ雑魚類トス。

鰹漁業ハ此區域ノ最大漁業ニシテ現今十馬力乃至二十馬力發動機付漁船六十四隻ノ外ニ帆船若干及此附近獨特ノ刳舟約六十隻アリ本年ハ昨年ニ比シ甚ダ不漁ナリシト雖モ猶各漁船共ニ相當ノ利益ヲ見ツゝアリ漁場ハ各島嶼ノ近海皆良好ナラザルハナキモ慶良間列島近海、八重山列島中ノ與那國島近海及尖閣列島近海ヲ最良トスレドモ猶ホ海底起伏ノ状況甚ダ錯雑セル海區ニ属スルヲ以テ此近海ヲ精細ニ探檢セバ有望ナル新漁場ノ発見セラルベキコトハ此地方ノ當業者間ニ信ゼラル。トコロナリ、只コゝニ最モ考慮ヲ要スルモノハ餌料ニ乏シキ点ナリトス元來此附近ノ當業者ガ餌料トシテ使用シツゝアルモノハグルカン(赤雑喉)ガツン(赤目鯵ノ稚魚)きびなご等ナレドモ之等ノ小魚ハ晝間点在セル珊瑚礁ノ間隙ヲ群泳シ外敵ニ遭遇スルトキハ直チニ珊瑚礁ノ間隙内ニ潜入シテ容易ニ出デザルヲ以テ其ノ捕獲極メテ困難ニシテ現在ニ於テハ之等餌料ノ捕獲ハ糸滿町(那覇港南方三里)及其附近ニ居住スル所謂糸滿人ト稱スル種族ノ特技ニ待ツノ外ナキナリ—(後略)。

・第四區臺灣東北部附近:

コノ附近ノ鰹漁業ノ根據地ハ殆ド基隆港ノミニシテ現ニ二十馬力乃至二十五馬力發動機付漁船十隻アリ漁場ハ基隆近海及尖閣列島近海ノ二方面アリ前者ヲ近海ト稱シ後者ヲ遠海ト稱ス近海ニ於テハ一日多キハ二回ノ出漁ヲナシ得レドモ遠洋ニ於テハ一回ノ出漁ニ二昼夜半ヲ要ス而シテ其漁期ハ餌料及天候ノ関係上五月中旬ヨリ九月初旬ニ至ル四ヶ月間ニシテ漁獲ハ近海ニ於テハ平均一日壹千貫内外遠海ニ於テハ三千貫内外ヲ釣獲シ其價格ハ一貫ニ付二十九銭乃至三十四銭ナリト云ヘバ其有利ナルコト内地ニ於テハ稀ニ見ルトコロナルベシシカモ餌料ノ鰮ハ基隆附近ニ於テ大敷網及焚入網ヲ以テ漁獲セラレ供給甚ダ潤沢ニ氷、輕油其他ノ必要品モ基隆ニ於テ最モ便利ニ供給セラルゝヲ以テ此ノ附近ノ鰹漁業ハ大ニ發展ノ餘地アルモノト斷ジテ可ナリ

鰹節ノ製造ハ大部分臺灣水産株式會社ノ占ムルモノニテコレ総督府ノ政策ガ少數ノ大資本ノ事業家ヲシテ産業ノ發達ヲ完全ニ計ラシムルヲ以テ有利ナリトナシ直接間接ニ種々ノ便宜ヲ與フ

ルニ依ルトコロナルベキカト憶測セラルゝ―(後略)。

縣外漁場探検日誌　自七月十日　至八月九日

月 日	天 候	氣 温	風向風力	記　事
Ⅶ 30	C	30.3	―	AM10:15 基隆港入港臺灣水産株式會社及魚市場ヲ視察調査ス
Ⅶ 31	C	29.7	SW 1	視察員ヲ尖閣列島附近、基隆近海及陸上ノ三方面ヲ區分シ前二者ハ鰹漁船ニ分乗セシメテ視察調査ヲナサシム
Ⅷ 01	C	31.0	SW 1	尖閣列島方面出漁ノ視察員歸還セサルヲ以テ陸上調査ヲナシツゝ之ヲ待ツ

※尖閣諸島の部分のみ抜粋

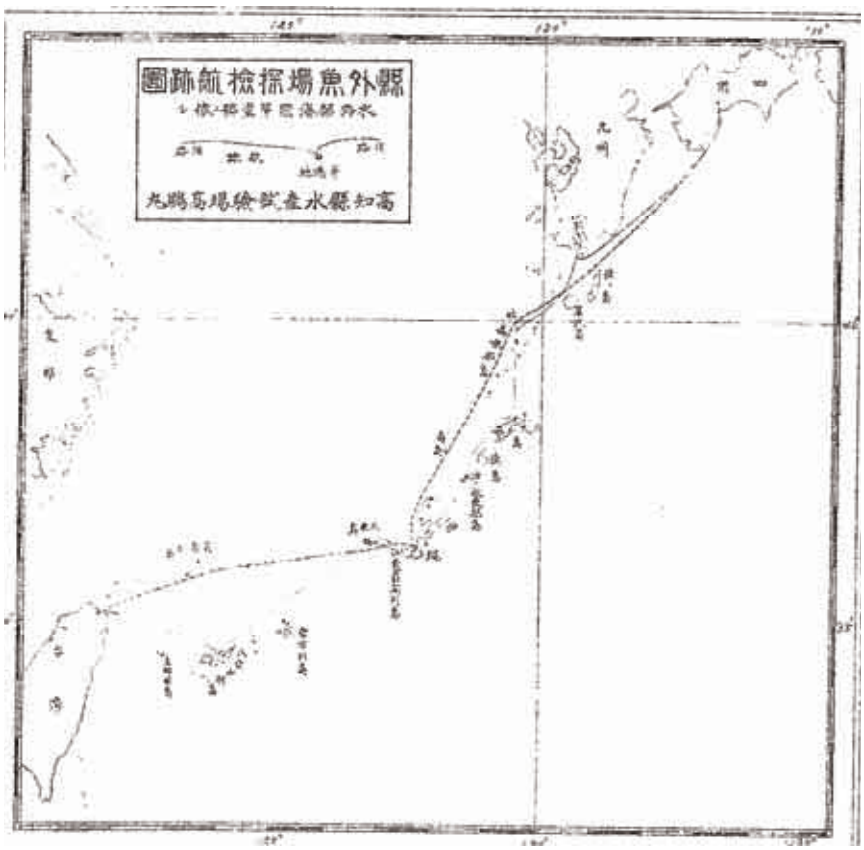

大正 5 年度県外漁場探検航跡図

大正 13 年度高知県水産試験場事業報告より抜粋

漁撈部

第一章、鰹漁場調査

(中略)

五、沖繩漁場:

本漁場ハ薩南漁場ニ南接シ南台灣ニ至長サ四百浬余ノ間ニ点在スル數十ノ嶋嶼ハ百數十ノ海礁ヨリナル即チ沖繩群嶋、慶良間列嶋、宮古嶋列嶋、八重山列嶋及各其附近ニアル海礁之レナリ、然レ共其ノ南端八重山漁場ハ此地ヨリ出漁少ナク却テ台灣ヨリ出漁スルモノ多キガ爲台灣ノ漁場トシテ數ヘラルゝコト多シ

(後略)

六、臺灣漁場:

台灣漁場ハ之レヲ分チテ北部漁場、西部漁場及東部漁場トナス而シテ現在出漁ツゝアルモノハ北部漁場東部漁場ニシテ西部漁場ハ目下ノ所餌料供給困難ニヨリ出漁スルモノナシ而シテ以上北部、東部ノ漁場ヲ遠海及近海ノ二漁場ニ分ツヲ得ベシ即チ遠海漁場ハ火焼嶋及紅燈嶼(東部漁場)與那國及八重山群嶋、尖閣列嶋、及赤尾嶼ヨリナリ近海漁場ハ鼻頭角ヲ中心トスル四十浬半經圓内ナリ

漁期本漁場ハ沖繩漁場ト仝樣鰹群周年棲息セルモ天候及餌料ニヨリ自然ニ漁期ヲ制限セラル即チ十月ヨリ翌年二月ニ至ル間ハ當地方ハ北東信風連吹海上常ニ荒ク降雨打續キ出漁不能ノ場合多ク且ツ餌料全ク採捕セラレザルガ爲メ鰹漁業ハ全ク休業セザルベカラズ而シテ三月ヨリ六月迄ハ遠海漁場ノ漁期ニシテ七月ヨリ九月迄ヲ近海漁場ノ漁期トスレ共其始マリ及終了期共ニ一ツニ餌料ニヨリ左右セラル

各漁期ニ於ケル漁場推移ノ状況ヲ見ルニ例年南部紅燈嶼及火焼嶋附近ニ始マリ與那國、八重山ニ移リ尖閣列嶋、赤尾嶼ニ至リテ遠海漁場ハ終リヲ告ゲ七月ヨリ近海ニ移ル但シ暖流ノ勢力弱キ年ニアリテハ八重山、與那國ニ始マル事アルガ如シ(後略)。

月日	天候	風向	氣温	漁獲物	記　事
06/05	C	NE1	27		朝來北東ノ風浪アリシモ稍静穏ニ向ヒシ爲歸航ノ途ニツクベク午後九時二十分出帆
06/06	B	NE1	27	鰹	午前八時魚群ヲ認ム、午後一時魚群ニ會シ釣獲百四十尾ヲ釣ル、午後四時又魚群ヲ認ム
06/07	B	NE1	25		午後零時赤尾嶼通過、午後五時三十五分久米嶋通過那覇ニ向フ

※大正 13 年航海日誌より尖閣諸島の部分抜粋

大正 13 年航跡図台湾―沖縄漁場

大正十五年～昭和元年度鹿兒島縣水産試驗場事業報告より抜粋

漁撈部

鰹漁業試驗

(中略)

第四航海:四月十六日櫻島ニテ餌積入レ出漁。荒天ノタメロ永良部島ニ避泊シ拾八日仝所ヨリ出漁。惡石島魚群多キモ餌付不良拾九日横當島西沖鳥付小群ニ會シ小漁。二十日南鳥島北三十浬附近ニテ從漁餌付良好。二十一日久米島儀間港ニテ漁獲物賣却大鰹三百二十尾價格參百四拾九圓得夫ヨリ臺灣赤尾嶼ニ向ヒ、二十二日赤尾嶼ニ至リ鳥付魚群多ク餌付キタルモ小形ニテ且小鮪混リナルタメ漁獲ヲ見合ワセ、十二時更ニ同島南西岸ニ索漁セルモ同樣ノ魚群ナルタメ漁獲ヲ中止シ荒天トナリタレバ、北東微北ニ航走。二十三日伊平(屋)島北西八十浬附近鳥付魚群ニ會シ魚足早キタメ小漁ニ了リ。二十四日オンガンミツ西沖ニテ餌付良好漁獲シ山川入港。大鰹四百四十六尾價格九百七拾壹圓ヲ得。

(略)

本船の成績(照洋丸)

(一)漁場水温

第四航海:四月十六日ヨリ同二十五日迄ノ間に鹿児島港ヲ發シ、久米島ヲ經臺灣赤尾嶼ニ往復セシモノニシテ前航ノ二十二度線ハ口之島北ニ進ミ、二十三度線ハ横當島南ヨリ大島ノ間ニモ現ハレ、久米島赤尾嶼間ニハ二十四度線ヲ見、前航海ニ比シ一層高温水ノ勢加ハリ横富島大島間ニモ分流北上スルヲ認メ前年度期ニ比シ勢ヒ強シ。

(略)

新漁場調査

(略)

(二)臺灣北部漁場中ノ赤尾嶼

四月廿一日(第四航海中)午後三時十五分、沖縄縣久米島儀間港發針路南西微西 1/2 西ニ取ル。

同廿二日午前八時、船首遙カニ赤尾嶼ヲ望ム。十一時同島西五浬付近鳥付魚群多ク小形ノ鮪鰹群ニテ十尾許漁獲盛ンニ餌付タルモ魚體小ナルタメ漁獲ヲ中止ス午後〇時廿分南西岸ニ達シ鳥付魚群アリ、餌付良好ナルモ依然小形ノ鮪鰹ナルタメ二百尾許ヲ漁獲后中止セリ。瀬鰹目近モ混獲ヲ見タリ。同一時南風降雨トナリ且大鰹ノ見込ナキタメ本島ヲ辭シ前回調査ノ百尋線ヲ再調セントシ北東微北ニ針路を取ル。

同廿三日午前七時、久米島西沖ノ百尋線ノ突出部ニ達ス。赤尾嶼ヨリ北東六十浬ナリ錘測ル百八十尋ニテ海底ニ達シ細砂底ナリ。附近魚群ナキタメ東北東ニ航送、正午鳥付群ニ會セルモ魚足早ク散逸セリ。後二時久米島ノ北約八十浬ノトコロニテ鳥付群ニ會シ大鰹六十八尾ヲ漁獲、魚足早キタメ續漁スル能ハス。續航日七時鳥付群ニ合セルモ日没ニ入リ漁業シ難シ。

同二十四日午前五時二十分横富島西ニ達ス。

調査富時赤尾嶼近海表面水温二十四度ニテ此李ノ漁場水温トシテハ適當ナルモ、久米島西沖ノ百尋線ハ二十二度余ニテ七島漁場ヨリモ低カリシ。

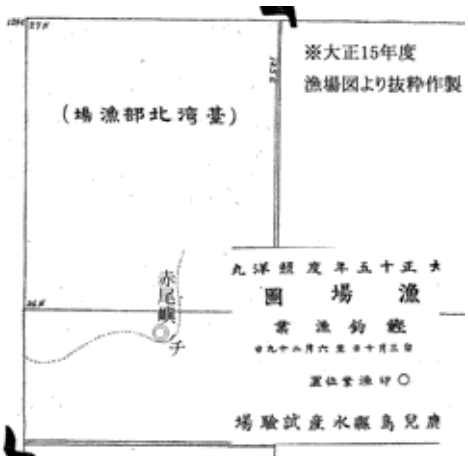

赤尾嶼ハ沖縄縣石垣北端ノ北微東於約七十九浬、久米島ノ西微南約百廿浬ニ在リ、東西三縺半、南北一縺半、全島溶岩ヨリ成リ樹木ナシ高二百七十二呎四面斷崖急ニシテ攀登スル能ハス。遠望恰カモ帆走ノ和船ノ如シ。嶼ノ周圍ハ平垣ナル低キ床状ヲナシ其間ニ數條ノ?裂アリ。北端ニ尖岩直立シ觀音像ニ以タリ嶼上ニハ海鳥群栖ス(本項水路誌ニヨル)

漁業表:鰹釣漁業より抜粋

四月廿二日:天気雨、風向南東三。

漁場赤生嶼“チ”。操業午后 00:20 始～同 0:33 終。餌料はタレ。漁獲物はカツヲ、シビ小 200

尾。午后〇時三十分赤生嶼着鳥付群多キモ小鰹小鮪多シ。小形ナルタメ漁獲中止夜漂泊。
(後略)

昭和三年度鹿兒島縣水産試験場事業報告事業報告より抜粋

漁撈部

鰹漁業試験

(中略)

第十航海:六月五日、片浦ニテ餌鰮積込出漁久米島方面ニ向ヒ、七日后一時仝三時、久米島南西三十浬附近ニテ鳥付魚群ニ會シ餌付稍良。仝四時三十分、臺灣赤尾嶼ニ向フ。八日(※本文は月)前九時、赤尾嶼西側ニテ操業餌付良好ナルモ小判(本文は版)魚ニテ仝十時、基隆ニ向ヒ九日基隆港着漁獲物賣却鰹五百三十尾價格四百六十六圓ヲ得。十二日后六時、餌鰮積込出漁。十三日前七時盲曾根ニ至リシモ魚群ナク風強キタメ与那国島ニ避航シ、十四日午曾根ニテ從漁シタルモ餌付不良。八時赤尾嶼ニ向ヒ、十五日前八時赤尾嶼ニ至リシモ小型鰹ノミナルヲ以テ北航シ、仝(本文は全)島ヨリ北々東三十浬附近大型魚群多キモ餌付カス。漂泊十六日、北東ニ航走赤尾嶼北東百十浬附近ニテ鳥付大魚群ニ會シ餌付良好。五時歸路ニ就キ、十八日前十一時枕崎入港。漁獲物賣却鰹八百九尾貨格八百九十六圓ヲ得。

(略)

新漁場調査

本年出漁期間中新漁場トシテ調査セルハ二回ニシテ経過左ノ如シ。

(中略)

〇久米島西百尋線ヨリ臺灣ニ至ル間:第十航海ハ六月六日久米島西ニ航送赤尾嶼ニ向フ途、同七日午后一時三時ノ二回ニ大鰹二百尾漁獲。同八日前九時赤尾嶼ニ着、附近鰹群多キモ小型ニテ三百三十尾漁獲ノ後中止シ、魚釣島ニ至ル間鰹群多キモ小型ニテ試漁セス。同九日正午、臺灣基隆着漁獲物を賣却ス。

同十二日、餌科補給基隆發与那国島午曾根ニ向ヒ、同十三日前七時着セルモ水色不良魚群ヲ認メス、且北東風強キタメ与那国島ニ避泊。同十四日前七時、午曾根ニテ大鰹六十九尾漁獲ス。附近處々魚群ヲ見ルモ大群ヲ爲サス、後一時三十分再ヒ赤尾嶼ニ向フ。同十五日前八時十分、赤尾嶼着前日同樣小形鰹ナルタメ試漁セス。百尋線海棚ニ沿ヒ北航後三時赤尾嶼ヨリ北々東三十浬附近、大型鰹多キモ餌付カス。其儘漂流シ同十六日前五時ヨリ百尋線内ヲ北々東ニ進航、同八時鯖群ニ大形鰹ヲ交ヘタルモノニ會セシモ餌付カス。同四時、半鳥付大群ニ會シ(北緯二十七度二十七分東經百二十五度四十八分水深百五十米)中小鰹七百四十尾ヲ漁獲シ餌盡タルヲ以テ帰途ニ就ク。附近鰹ノ大群處々ニ多キヲ認メタリ。

漁業表:鰹釣漁業より抜粋

六月七日:天候曇、風向北東一。漁場“ノ”、操業午后 1 時、同 3 時、同 4 時。表面水温 24.1 度、潮向北北東急速。餌料は垂口、漁獲物は鰹 200 尾。午后 1 時同 3 時同 4 時ノ三回久米島西南三十浬附近ニテ從漁餌付良シ。同 4 時半赤尾島ニ向ケ航走

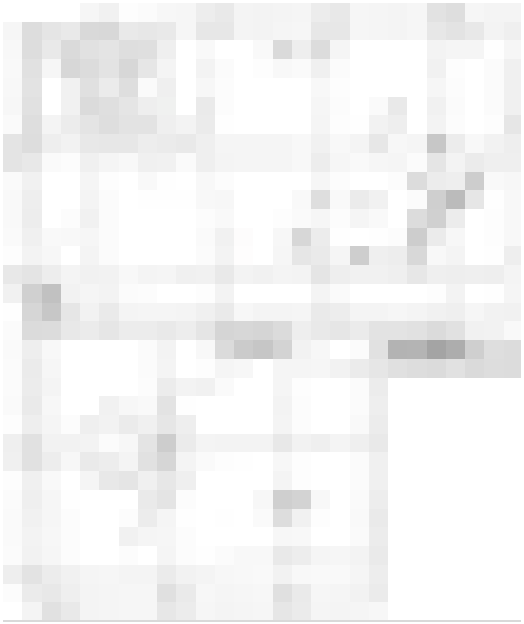

六月八日:天候曇、風向南東二。漁場“ツ”操業午前 9 時。表面水温 26.1 度、潮向北東緩速。餌漁は垂口、漁獲物は鰹 330 尾。前 9 時同島西方ニテ從漁シタルモ小鰹ナルヲ以テ同 10 時基隆ニ向フ。

六月九日:天候雨、風向西南西一。正午基隆着港漁獲物売却。價格は 06/07-06/08 併せて 446 円

六月十四日:天候雨、風向北東二。漁場“ネ”。操業午后 4 時半。表面水温 26.7 度、潮向東北東急速。餌料は垂口、漁獲物は鰹 69 尾。前 3 時半同島(與那國)發午曾根ニ從漁シタルモ餌付不良同 8 時赤尾島へ航走。

六月十五日:天候曇、風向北東一。前 8 時赤尾島附近魚群アルモ小形多キヲ以テ北航シ同島北北東東 30 浬附近大鰹多キモ餌付カス 6 時漂泊ス。

六月十六日:天候晴、北北東一。漁場“ナ”。操業午后 4 時半。表面水温 25.9 度、潮向北東急。餌料は垂口、漁獲物は鰹 740 尾。前 5 時半北北東に航走后 4 時半赤尾島ヨリ北東 110 浬附近ニテ大群ニ會シ餌付良ク操業 5 時歸路ニ就ク。(後略)

昭和六年度鹿兒島縣水産試験場事業報告より抜粋

漁撈部

鰹漁業調査試験

(中略)

第七航海:六月六日、天草牧ノ島にて餌科を積み臥蛇小寶島付近各曾根を見るも魚なく、北鳥島伊平屋を經て十日大九曽根に到り大鰹群に會するも餌に付かず。宮古曾根にて小鰹の小漁をなし宮古八重山方面に到るも魚群を見ず。

十三日與那國島南西一浬にて小鰹二百二拾五尾を得、基隆に寄港し重油補給の後十六日赤尾嶼にて小鰹の小漁をなし歸途につき十九日歸枕金百拾七円を得たり。

本期に於いては各所魚群少なく大型船中關東方面並に比島方面に出漁するものありて從來漁場閑散を極む。

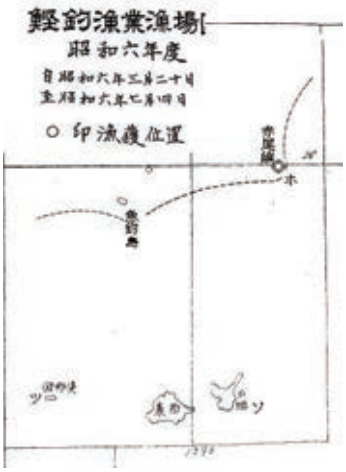

鰹漁業調査試験成績表より抜粋

第七航海

六月十六日：天気曇、風向東一. 漁場は赤尾嶼“ネ”(※漁場図ではホ)。操業は正午、漁獲回数 2 回。漁獲物は小鰹 220 尾、小鮪 150 尾。(後略)

昭和八年度鹿兒島縣水産試験場事業報告より抜粋

(略)

旗魚延縄漁場調査

一、趣旨：本縣に於ける旗魚延縄漁業は主として秋期長崎縣沖合より東支那海百尋線附近に操業されつゝあるも、尚夏季漁閑期に於ける之等延縄漁船の利用並に新漁場の探撿を目的とし本島近海より沖縄縣赤尾嶼附近を調査せり。

一、経過：赤尾嶼の遠隔漁場は照洋丸（五十五噸七十五馬力）を使用し、船員十四名主任者一名乗組み延縄漁具（幹縄の長さ六百尋技十二本付）二十鉢を準備し、昭和八年七月十三日より八月七日迄一航海をなし、爾後光洋丸（二十噸四十馬力）に漁夫九名乗組み大島近海に十一月五日迄三航海をなし、計四航海、操業日數十九日投縄三百七十三鉢にして旗漁三十三尾、芭蕉旗魚九尾、鱶四十八尾、鮪五尾、鰆二尾、価格九百七拾壹円拾參銭を得たり。赤尾嶼附近の遠漁場調査には照洋丸は船体過少にして、且つ氷艙の防熱装置不完全なる爲め鹿兒島港よりの通漁は困難なるを認めたるを以て沖縄縣那覇港を根據として從漁する計畫なりしも、第一航海後は台風期に相當加ふるに沖縄縣にては餌科を得る事困難なりし關係上、仝方面の漁場調査は僅かに一航海五日間の從漁にて中止したるも相當旗魚類の廻遊を認めたるを以て、将來機会を得て詳細なる調査を續行せんとす。各航海の状況の如し。

第一航海：照洋丸を以て七月十三日鹿兒島港發、仝十四日屋久島一湊にて餌科鯖千六百三十尾購入し赤尾嶼に向ひ、十七日仝島南微西八浬に從漁し、眞旗魚二尾、芭蕉旗魚四尾、鮪三尾、鱶七尾を得。十八日仝島北々東六浬にて旗魚一尾、鱶三尾、十九日仝島南八浬にて芭蕉旗魚二尾、鱶五尾、鰆二尾、を漁獲。二十日黄尾嶼北東十五浬に投縄したるもフグ多く餌を奪食され漁なく、二十一日赤尾嶼東六十浬に投縄、芭蕉旗魚二尾を得。荒天となり那覇に向ひ、二十二日着漁獲物賣却。操業五日にて旗魚三尾、芭蕉旗魚八尾、鱶十七尾、鮪三尾、鰆二尾、

価格弐百九圓六拾壹錢を得。其の后二回颱風襲來したるも、餌科難の爲め出漁の期なく、八月二日迄仝港碇泊。三日仝發大島古仁屋に向ひ五日着餌科なき爲め歸途に就き、六日發七日鹿兒島歸着本航海を終る。

漁業表:旗魚延繩漁業表(昭和 8 年度光洋丸)より抜粋

七月十三日:天候 B、風向 E2。照洋丸ニテ後 1 時 25 分鹿兒島港発後 5 時 25 分山川寄港ノ上氷購入仝 9 時発屋久島ニ向フ十四日前 4 時 8 分歸着鯖購入ノ上赤尾嶼ニ向フ。

七月十七日:天候 B、風向 ENE2。漁場及位置符号(イ)赤尾嶼南微西 8 浬。操業午前 06:20 自午后 07:45 至。縄数 20 鉢。表面水温 30.4 度、潮向 ENE 急速。餌料サバ、漁獲物カジキ 2 尾、キハダ 3 尾、バショウカジキ 4 尾、フカ 7 尾。前 5 時 25 分漁場着、終晝後西北西ニ航走十八日前零時 20 分機関停止漂泊

七月十八日:天候 C、風向 NEE2。漁場及位置符号(ロ)赤尾嶼北北東 6 浬。操業午前 07:20 自午后 06:40。縄数 20 鉢。表面水温 29.6 度、潮向 NE 急速。餌料サバ、漁獲物カジキ 1 尾、フカ 3 尾。終漁後南南西ニ航走後 11 時 30 分機関停止漂泊。

七月十九日:天候 B、風向 NE3。漁場及位置符号(ハ)赤尾嶼南 8 浬。操業午前 07:40 自午后 07:05 至。縄数 20 鉢。表面水温 30.2 度、潮向 ENE 急速。餌料サバ、漁獲物バショウ 2 尾、フカ 5 尾、サワラ 2 尾。終漁後西北ニ航走。

七月二十日:天候 B、風向 NE1。漁場及位置符号(ニ)黄尾嶼北東 15 浬。操業午前 06:05 自午后 05:35 至。縄数 17 鉢。表面水温 29.5 度、潮向 NE 急速。餌料サバ、漁獲物—。フグノ爲餌ヲ奪取サレ漁ナシ。

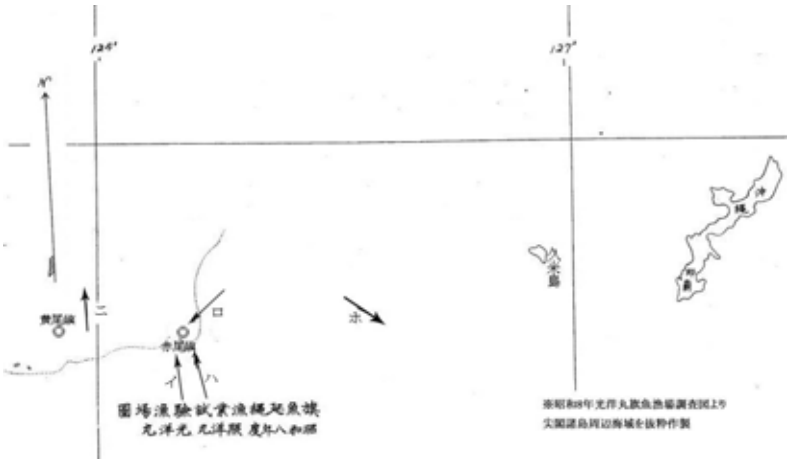

七月二十一日:天候 B、風向 S3。漁場及位置符号(ホ)赤尾嶼東 60 浬。操業午前 06:50 自午后 04:35 至。縄数 16 鉢。表面水温 29.7 度、潮向 E 急速。餌料サバ、漁獲物ハショウ 2 尾、フカ 1 尾。終漁後那覇ニ向ヒ二十二日前 8 時 10 分着荒天及餌待ノ爲八月三日迄仝港碇泊仝所ニテ漁獲物売却四日前 6 時 50 分仝所発大島古仁屋ニ向ヒ五日前 6 時 30 分着餌料ヲ得ス六日前零時 30 分仝所発鹿兒島ニ向ヒ横断観測施行ノ上七日後 7 時 5 分鹿兒島港着。

昭和十年度鹿兒島縣水産試驗場事業報告より抜粋

漁撈部

鰹漁業調査試驗

(中略)

第三航海:四月十六日櫻島白濱にて餌料積込出漁す。餌料契約後二週間經過したる爲め數量に於て約三割の減少(斃死)を見たるも、大垂口鰮なりしため魚体には殆んど衰弱を認めず。前航歸航當時出現せる二十三度水帶は全く七島を退下し、此附近大部二十二度水帶に蔽はれ僅かに西百尋線附近に至り、小區域となりて帶状を示せるを認めたるのみなり。且つ可成り旺盛なりし稚鯖群の浮上も全く絶え鳥群殆んど見ず爲めに從漁船も亦姿を没し、多くは種子島東方及土佐沖方面に從漁せりと聞く。是を昭和七年末の同期に比較するに、二十三度水帶出現は約旬日過早にして昨年同期に比し一度五分高温なりしが其後旬日にして、忽ち一度低下し昨年同期と等温を示せり。之を七島近海は昨年度水温上昇順調なりしに比し、本年は區々にして昭和七、八年度の例より見るも一時的不漁を來すものと推せらる。又百尋線寄り及南部漁場に於ては横當島西同線より久米島に至る間に大部分二十四度水帶分布し、二十五度水帶は其南部(久米島西百尋線以南)に出現す。之を例年に比較するに、昨年度此附近適確なる資料なきも七島附近の資料より推して大差なきものの如く、一昨年に比すれば遙かに二三度低く、一昨々年に比すれば約一度高き模様なり。鳥群は百尋線寄り及二十四、五度等温線境界附近に於て數回會したるも、何れも餌付不良にして漁獲少し、加ふるに浮上亦稀なり。民間大型船は大部分東西大九曾根、宮古島、赤尾嶼附近を漁場とするも魚群稀にして一航海十五日漁獲二千圓内外を優良船と認められ、枕崎入港船一日平均二、三隻の状況なり。本船は伊平屋西百尋線附近にて流木に會すること二回にて、何れも小判(本文は版)魚(三斤廻り)を釣る。初回は古木材にして直經二尺長さ六尺内外のもの魚群は淡く一一、〇〇尾(1,100)。次回はビンロー樹長さ約十五尺根付枝葉枯れて黄色を呈し、稍濃群にして其の盡くるを知らざる状況なりしが恰も北東風強く吹き波浪増々募りたる爲め二、六〇〇尾(2,600)釣りて中止し歸途に就き、直ちに民間船に無線を以て通信す四月二十六日枕崎入港す。價格八一六圓を得たり。

(略)

薩南海區鰹漁況ノ一考察

一、水温と漁況(表一、二、及圖一～十二參照)

　昭和八、九、十年度二月より七月迄の資料によれば漁場は概ね初期七島に始り次第に南北に伸長し盛期は久米島宮古島八重山群島附近及其の南方一五〇浬内外を中心とす九月黒潮の衰退と共に漁場再南万に伸びつゝ、其の重心を次第に北移し終期七島に終了するものゝ如し。但し概ね中型船の活躍範圍にして、大型船にありては十一月頃尚八重群島及台灣南部附近に操業するものあり。水温は七島近海初期二二～二三度に始り漁場の伸長と共に漁獲水温範圍を増し、四月より六、七月迄の間五度～六度の巾を有す大体二、三月は二二～二三度。四、五月

は二四、二五度。六七月は二八、二九度を示す。而して右の適水温の中より多くの漁礁を廣範に包含する水温が最適水温となるものゝ如く、隋而一海區に於ける水温分布の巾小なる程且適水温は或程度滞溜状態を示す。良好と認めらる(F-G6 參照)。水温は叉徐々に上昇するを可とするものゝ如く、急激なる上昇も其後永續すれば概して良好にして急激なる低下は大概ね不漁の原因となるものゝ如し。(後略)

※月別漁場図及び水温図は頁数の都合上割愛

昭和十一年度鹿兒島縣水産試験場事業報告より抜粋

漁撈部

鰹漁業調査試験

(中略)

薩南海臨春期漁況と海期況

二月十二日、本場照洋丸定期横斷観測を兼ね、餌科半持ちにて出漁し十五日横當島西北西六十浬水温二一度海區に於て大濃群に會し釣獲したるを本年度本海區に於る初漁とするも十七日枕崎に初入港せしもの静岡船二隻あり、赤尾鳥南方二三度海區にて釣獲を見たるものゝ如し。

本年度初期縣内外大型船は總て赤尾島南方及久米島北西東海百尋線寄漁場等比較的南方に漁業し、天然餌科少く餌付極めて良好。一航千尾内外を水揚せしも三月に入るや北西信風強吹し始め、水温昨年仝(本文は全)期に比し三度内外の低下となり魚群浮上少く、一航海十五日以上を要するもの多かりしが、月末に到り恢復し各船三、四千尾の水揚を見たり四月中旬に到り七島近海漸く二三度水帶出現す。

前期主漁場に於ては一航海十二、三日にして三千圓内外の水揚にて、五月に入り稍活況を呈し五千圓内外の水揚船多し。七島近海に於ては水温二五に上昇し魚群稀薄となり餌付極めて不良となる。

爾後漁場は宮古島以南水温二九度海區に稍活況を續け餌付普通にて五千圓内外の水揚あり。(後略)

(終)

⑩ 雑 録

古賀商店(八重山古賀支店)所有鰹漁船成績

○1918(大正 7)年
7 月分　第 7 古賀丸号　報告未提出　古賀店尖閣列島
8 月分　第 7 古賀丸号　報告未提出

○1919-1920(大正 8-9)年
記録無し

○1921(大正 10)年:
第 8 古賀丸成績

	尾数	斤数	操業日数		尾数	斤数	操業日数
初漁~06/30	5,175 尾	25,085 斤	57 日	初漁~08/15	8,776 尾	47,396 斤	88 日
~07/15	7,060 尾	37,135 斤	68 日	~08/31	9,440 尾	51,378 斤	102 日
~07/31	8,418 尾	45,994 斤	79 日	~09/30	10,244 尾	56,665 斤	122 日

○1922(大正 11)年
第 8 古賀丸・同 7 号成績

第 8 古賀丸	尾数	斤数	操業日数	第 7 古賀丸	尾数	斤数	操業日数
初漁~06/15	7,688 尾	55,365 斤	47 日	初漁~06/15	5,005 尾	25,384 斤	36 日
~06/30	10,005 尾	66,533 斤	55 日	~06/30	6,365 尾	30,668 斤	44 日
~07/15	13,312 尾	77,808 斤	63 日	~07/15	6,987 尾	36,374 斤	54 日
~08/15	14,617 尾	88,469 斤	76 日	~08/15	9,876 尾	47,380 斤	70 日

○1923(大正 12)年
第 8 古賀丸成績

第 8 古賀丸	尾数	斤数	操業日数
初漁~08/31	8,258 尾	53,742 斤	67 日

※成績は先島新聞掲載記事を使用した。

※参考:1923 年付先島新聞記事「漁船概要調」より古賀商店所有鰹船抜粋。

船　名	根拠地	噸数	船長	船巾	船深	製造所	馬力	製造日	船主

第 7 古賀丸	石垣村	14	—	—	—	池貝	25	不詳	古賀善次
第 8 古賀丸	石垣村	19	58.0	11.6	6.0	神戸赤	30	1919.5	古賀善次
第 9 古賀丸	尖閣 列島	9	—	—	—	電気 灯火	15	不詳	古賀善次

※参考:1925 年 06/05 付先島新聞記事「大正十三年自一月一日至十二月一日節類八重山郡生産検査高個人別成績表(一)」より古賀商店鰹節生産成績抜粋

等 級	斤 数	價 格	村 名	組 合
46	5,861	8,428	石垣村	古賀丸 8 号
58	4,300	6,885	石垣村	八重山支店古賀 9 号
65	3,327	4,638	石垣村	和平山

同上「大正十三年自一月一日至十二月一日節類県下生産検査高個人別成績表(一)」

等 級	斤 数	價 格	村 名	組 合
112	5,885	8,610	那覇市	古賀商店
113	5,861	8,428	石垣村	古賀丸 8 号

◇沖縄那覇港及八重山夜光貝輸出高比較年表◇

※参考:沖縄那覇港及八重山夜光貝比較年表						
	八重山 輸出高	八重山 漁獲高	県統計 漁獲高	那覇港 移出	神戸港 輸出	輸出総計
1875 年 (明治 8)	※1 月～11 月と 8 月～12 月の説			20,956 貫 1,047 円		
明治 8 年より明治 13 年まで「那覇港移出代価」の合計。凡そ 30,084 円を売る						
	八重山 輸出高	八重山 漁獲高	県統計 漁獲高	那覇港 移出	神戸港 輸出	輸出総計
1882 年 (明治 15)						
1883 年 (明治 16)						119,518 斤 2,684 円

1884 年 (明治 17)					181,120 斤 6785 円	181.120 斤 6785 円
1885 年 (明治 18)				195,550 個 7,582 円	338,200 斤 14,240 円	357,188 斤 14,563 円
1886 年 (明治 19)			6,902　斤	188,850 斤 6,987 円	253,321 斤 12,535 円	271,347 斤 12,950 円
1887 年 (明治 20)			8,239 斤	219,620 斤 7,772 円	168,983 斤 8,173 円	184,798 斤 8,753 円
1888 年 (明治 21)			36,679 斤	113,120 斤 5,656 円	285,882 斤 12,216 円	248,782 斤 12,414 円
1889 年 (明治 22)			86,181 斤	412,520 斤 32,136 円	249,818 斤 19,196 円	283,328 斤 20,235 円
1890 年 (明治 23)		85,529 斤	86,673 斤	208,800 斤 14,804 円	185,451 斤 13,959 円	207,561 斤 14,571 円
1891 年 (明治 24)			194,963 斤	81,244 斤 7,904 円	127,053 斤 12,822 円	127,953 斤 12,860 円
1892 年 (明治 25)	1-4 月 1,800　斤 180 円	123,280 斤	129,253 斤	324,871 斤 32,487 円	112,355 斤 11,928 円	151,093 斤 12,528 円
1893 年 明治 26)	113,409 斤 11,227 円			52,670 斤 6,560 円	52,283 斤 6,629 円	54,053 斤 6,805 円
1894 年 (明治 27)		5,242 斤 1,987 円	10,558 斤 4,116 円		94,966 斤 9,980 円	97,705 斤 10,191 円
1895 年 (明治 28)		3,657 斤 1,275 円	8,586 斤 1,867 円		17,867 斤 2,272 円	17,867 斤 2,272 円
1896 年 (明治 29)		2,461 斤 923 円	7,103 斤 1,808 円		24,851 斤 2,939 円	25,863 斤 3,039 円
1897 年 (明治 30)					15,731 斤 2,122 円	21,531 斤 3,080 円
1898 年 (明治 31)						
1899 年 (明治 32)			12,021 斤 7,867 円	1,600 斤 200 円		

※表は第日本貿易輸出入統計・沖縄県統計書・一木書記官取調書・水産調査予察報告他を元に作成した

※明治 32 年度で終わっているのは夜光貝殻の産出量が少なくなった為に、以降高尻貝等他の貝殻へシフトしていき、品目が貝殻類として統合されたためである。

※貿易輸出総計と神戸港輸出の割合を比較してみると、夜光貝殻はその大半が神戸から出されていることがわかる。また那覇港輸出は神戸港輸出を上回っている年度もあり、内地での貝釦製造の関係等があるのかと思うと興味深い。他に八重山の統計資料が少なくはあるものの、県統計と比較した場合夜光貝殻生産の多数の割合を占めていることがわかる。

※漁獲高と輸出高にかなりの開きが見られるが、一説によると「―沖縄県土人ノ習慣トシテ官吏等ノ諮詢ニ対シテハ其収益ノ高ヲ隠秘シ若クハ減少スルノ風アリテ頗フル其事実ヲ得ルノ難キアル―(「水産調査予察報告」松原新之助著沖縄県農林水産行政史第 17 巻より」)ということもあり、判断が難しいところである。

◇古賀商店関連人物調〈那覇古賀商店・八重山古賀支店〉◇

	那覇古賀商店	八重山古賀支店
1879 ～	・1879 年古賀辰四郎来沖那覇古賀商店設置 ◇店主:古賀辰四郎 古賀辰四郎	・1880 年古賀辰四郎八重山来島
1882 ～ 1899	1896 年伊澤弥喜太雇用 ◇店主:古賀辰四郎	1882 年八重山古賀支店設置 ◇支店長:尾瀧延太郎(推定) ◇無人島開拓:伊澤弥喜太(監督)/ 尾瀧延太郎(監督)/
1900 ～ 1909	◇店主:古賀辰四郎	◇支店長:堤米吉(1903 頃古賀辰四郎代理人)/古賀光蔵(推測) ◇無人島開拓:伊澤弥喜太(監督)
1910 ～ 1917	1910 年照屋清栄入店 ◇店主:古賀辰四郎 ◇店員:武藤太一郎 1911 頃/桑江 1913 頃/田中源治(1914 退店)/山本秀次	◇支店長:古賀光蔵(1911 死去) ◇店員:篠原喜平次 1910 頃 /澤敬信 1910 頃

	郎 1916 頃/屋宜某 1916 頃	
1918	1918 年古賀辰四郎死去、息子古賀善次継承	◇支店長:嶺岸佐多之佐
1919 ～ 1924	◇店主:古賀善次 1923 頃古賀與助(古賀辰四郎実兄・大阪古賀商店店主)在沖縄 古賀善次 古賀與助	◇支店長:嶺岸佐多之佐(1924 死去) ◇店員:照屋清栄 照屋清栄
1925 ～ 1939	◇店主:古賀善次 ◇店員:多田武一 1929 頃/日高栄次郎 1929 頃 多田武一 日高栄次郎	◇支店長:照屋清栄 ◇店員:田盛隆三(1928 退店)/伊地柴贇 1929 頃/喜舎場孫正 1929 頃/大浜孫祥 1929 頃/比嘉太郎 1929 頃/具志忠一 1929 頃/黒島安助 1929 頃/金城永憲 1930 頃
	1944 年古賀善次疎開で離沖	1940 年八重山古賀支店解散

古賀商店による久場島の事業経営。グアノ(鳥糞)や羽毛採取の拠点だったのか？　人家、作業納屋が建てられ中央に日の丸が見える。1908 年頃撮影と推定。

海鳥が群生する南小島は羽毛採取の根拠地。写真は海岸に陸揚げされた鰹船と餌採りのサバネ。1908 年頃撮影と推定。

魚釣島での鰹節製造光景。
煮込み、焙乾した鰹節を蒸籠に乗せ、天日乾燥している。これも1908 年頃撮影と推定。